

令和5年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月5日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和5年6月5日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第48号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第49号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第50号 令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第51号 人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第52号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第53号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 報第4号 令和4年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第21 報第5号 令和4年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第22 報第6号 令和4年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第23 報第7号 令和4年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第24 報第8号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第25 報第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡	隼人	君
副 市 長	迫田	浩二	君
教 育 長	志波	典明	君
総 務 部 長	永田	勝巳	君
復興政策部長	浦本	雄介	君
復興政策部政策統括監	井福	浩二	君
市 民 部 長	松尾	和弘	君
健康福祉部長	渕上	麻美	君
経 済 部 長	溝口	尚也	君
復興建設部長	瀬上	雅暁	君

復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和5年6月第4回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る5月29日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和5年6月第4回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月29日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月5日開会、6日から14日まで休会、15日、16日一般質問、17日、18日休会、19日一般質問及び委員会付託、20日予算委員会、21日、22日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、23日午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、24日から27日まで休会、28日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は6月9日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

なお、執行部の答弁は、自席から行うこととしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に3番、徳川禎郁議員、4番、池田芳隆議員を指名いたします。

日程第3 議第48号から日程第25 報第9号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第48号から日程第25、報第9号までの23件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和5年6月第4回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

去る4月23日執行の統一地方選挙におきまして、多くの皆様からの力強い御支援と温かい御厚情を賜り、引き続き3期目の市政運営を担わせていただくことになりました。令和2年7月豪雨災害からの復興のさなかでもあり、改めてその責務の重大さを銘肝しております。市民の皆様の信頼と期待にお応えすべく、新たな決意とさらなる情熱をもって、第6次人吉市総合計画の基本理念である「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち」の実現に向け、今後も市勢の発展に尽力してまいります。

豪雨災害後における初めての選挙となりました今回の市長選挙では、私自身、市内各所をくまなく回り、市民の皆様の声を直接お聞きしてまいりました。その中で特に感じましたのは、私が初当選した8年前、そして2期目となる4年前と比べて、人吉市や御自身の将来に対する不安というものが市民の中で大きくなっているのではないかと感じました。同時に、自分たちの将来をどうにかしてほしい、人吉のまちをどうにかしてほしい、若い人にもっと頑張してほしい、といった本市の未来に対する期待もまた強く感じた次第でございます。

ここ数年間の動向を見ましても、豪雨災害をはじめ、コロナ禍、急激な物価高騰などの出来事が連続し、また国内外の情勢等も相まって市民生活にも様々に影響が広がっております。特に豪雨災害からの復旧復興は、待ったなしの状況であり、被災された皆様全ての生活再建や、被災市街地の復興、球磨川水系における流域治水の推進など、これからの数年間が本市の未来に大きな影響を及ぼす重要な期間になるものと考えております。私には、皆様の想いといったものを真摯に受け止めながら、全ての市民が安心して笑顔で暮らすことのできるまちを創っていくという、本市の市長としての使命がございます。今回の市長選挙において、私が目指すまちの将来像、それを具現化するための政策について、「人吉大復興計画」とし

てお示しをいたしました。これら全て、市民の皆様の生活をもっと良くしたい、発災前よりも暮らしやすい人吉のまちを創りたい、この一心から、本市が置かれた現状、そして、復興の過程を経て思い描く未来へと力強く進むための道標として、「豪雨災害からの復旧復興と安全安心なまちづくり」、「地場産業の振興と復興を支える地域経済の再生」、「未来への人づくり」、「未来へのまちづくり」という4つのビジョンを取りまとめたところでございます。このビジョンに掲げる政策は全て、その過程において市民の皆様の声を可能な限り反映し、皆様と共に創り上げたものであり、全てが主要な政策であることはもちろんですが、中でも市民の安寧な生活に直結する豪雨災害からの早期復興、そして市民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしを支える施策の推進が何よりも重要であります。人吉球磨地域の悠久の歴史の中で、先人たちから愛され、時代を越えて流域民と共にあった球磨川、この球磨川を治めるということ、これはこの地に暮らす人々が常に向き合ってきたリアルであり、普段は清らかでありながらも、時には暴れ川とも化す、また時季によっては様々にその表情を変えるこの九州有数の大河と今後どのように向き合っていくのか、今まさに、現代を生きる我々に、これからも球磨川と共に生きていく、その覚悟が問われているのだと思います。その実現のためには、令和2年豪雨のような未曾有の災害を二度と繰り返さないための徹底した治水対策を推進することが肝要であり、熊本県の蒲島知事が提唱された「緑の流域治水」の施策全般についても、国、県、流域市町村と連携し、責任自治体の1つとして、その責務を全うしてまいりたいと存じます。

一方、当然ながら、ハード面における全ての治水対策が完了するまでには相応の期間を要しますことから、その間の対策、特に早期避難のための対策を早急に進めていく必要がございます。具体には、避難路や避難場所の整備・拡充を進めるとともに、町内会や事業所などの自主防災組織への支援や大規模災害を想定した総合型防災訓練の実施など、「逃げ遅れゼロ」を目指すための避難体制の確立を図ってまいります。

復興まちづくりに関しましては、青井地区、中心市街地地区における被災市街地復興土地区画整理事業の推進等に加え、まちなかを小路でつなぐ空間整備や、人吉らしさを前面に出した、統一化されたまちなみ景観の整備などを行ってまいります。その上で、川に面した市街地という地理的な特性と川と共に発展を遂げてきたという歴史・文化を活かした商店街の形成や、中川原公園の再整備、かわまちづくり事業の推進により、市民が川と共に暮らす人吉らしい風景を取り戻すための「かわと緑のまちづくり」を進めてまいります。

また、豪雨災害で被災された方々に対しましても、早期の生活再建のための支援を引き続き行っていくとともに、住まいの確保についても、災害公営住宅の早期建設、建設型応急住宅の市単独住宅移行などを着実に進めることで、誰一人取り残さない、被災者お一人おひとりに寄り添ったきめ細かな支援を継続してまいります。

2点目の、地場産業の振興と復興を支える地域経済の再生でございますが、コロナ禍、豪

雨災害など未曾有の事態が続いたことから、本市の経済活動にも多大な影響を与えており、地域経済の再生は早急に取り組むべき課題の1つであります。特に観光分野においては、観光客入込数や観光消費額など、現在も豪雨災害以前の状態に戻りきれていないことから、球磨川くだりをはじめとする既存の観光産業の復興に加え、人吉ならではの魅力を活かした新たな観光施策の展開が必要であると考えております。そのため、人吉の豊かな自然の風景やまちの風情とマッチした花と緑があふれるまちづくりや、21ヘクタールもの広大な敷地を有する石野公園の再活性化などに取り組むとともに、市内各所に湧き出る温泉資源を活用した入湯ツーリズム、夏目友人帳に代表されるアニメツーリズムや球磨川くだり等と連携した体験型ツーリズムなど、来て、見て、感じて、楽しむ観光コンテンツの充実を図ります。さらには、域外からの誘客に不可欠なJR肥薩線の全線復旧を、国、県、関係自治体等と共に目指してまいります。

また、商工業の振興につきましても、雇用創出のための企業誘致活動を引き続き進めるとともに、総合交流館としてのくまりばの機能を活用した、地元企業やICT関連企業等とが協働、連携できる拠点整備を進めてまいります。さらには、人吉商工会議所や人吉しごとサポートセンターと連携した地場企業の創業支援、経営支援等の充実・強化を図るとともに、地域通貨等を活用し、地場産業の振興を図ります。加えて、地域の特産品の魅力を更に磨き上げ、販路拡大のための出口戦略を官民一体となって推し進めてまいります。

本市の主要産業である農林業につきましても、喫緊の課題である担い手不足の解消、農地の集積や老朽施設の更新等による経営基盤の強化等に加え、人吉オリジナルの商品開発等による農産物ブランド化、中山間地農業への支援など振興策を推し進めるとともに、市域の大部分を占める森林資源を有効活用した施策展開を図ってまいります。

3点目の、未来への人づくりでございますが、私の政治信条として、まちづくりは人づくりであると考えておりますことから、目指す政策の実現には常に「ひと」を中心に据え、その上で多様な「ひと」が関わり合い、影響しあうような環境づくりを常に心がけてまいりました。このまちに生きる全ての人がまちづくりの当事者であり、多様な人が常に関係しあい、そして新たなまちの歴史を創り上げていく、この普遍性こそがまちづくりの理想であり、根幹ではないかと考えております。

まちづくりの連続性という意味でも、本市の将来を担う子供たちは、まさに地域の宝であり、本市が今後も持続発展していくためにも貴重な人財であります。この子供たちの健やかな成長を支えるため、妊娠前から出産、育児まで安心して子育てのできる地域づくりを目指すとともに、子育て施策の充実を図り、市として最大限の支援を行います。このことは未来への投資であり、我々責任世代において、今、実行すべき課題の1つであると存じております。そのためには、子育て世代の負担軽減を早急に図る必要があることから、まずは18歳までの子ども医療費の無償化について、今年7月からの開始に向け準備を進めております。併

せて教育環境の整備、特に学校教育の充実を図る必要があることから、子供たち一人ひとりの個性や環境に応じた学びの機会を創出するとともに、学力の向上についても、全国平均を上回ることができるよう施策の展開を図ってまいります。

一方、人が元気で活動するためには健康が不可欠であることから、特定健診の受診率の向上や健康寿命延伸に向けた取組など健康づくり、健康支援の充実を図ってまいります。さらには、障害のある方への支援を強化し、全ての障害者にやさしいまちづくりを推進してまいります。

最後に、未来へのまちづくりでございますが、豪雨災害から元の人吉に戻すという復興だけではなく、新たなものにも挑戦をしながら、人吉らしさを大切にされた未来型復興についても鋭意取組を進めてまいります。現代社会は、デジタル化の波が都市部のみならず地方にも急速に押し寄せ、スマートフォンの普及などに代表されるようにデジタルそのものが私たちの生活に深く入り込み、日常生活においても、切っても切れないものになっています。このことは行政の分野においても同様であり、市役所の諸手続きのデジタル化や、現在、日本で最も利用されているLINEなどのアプリを活用した行政サービスの充実強化を図り、市民の皆様の利便性の向上を追求してまいります。さらには、球磨郡町村、伊佐市、えびの市などの近隣自治体と一体となった地域医療の充実強化など、広域に及ぶ課題の解決にも取り組んでまいります。

本市は現在、豪雨災害からの早期復興に加え、災害前から本市が抱えていた人口減少、少子化、経済の低迷など数々の潜在的課題も顕在化しております。私が実現を目指す政策は多々ございますが、その全ては人吉市民の幸福向上につなげることを目的としており、具現化のためのキーワードは、やはり「ひと」とであると存じます。先人たちが築き上げてきた郷土の歴史、自然豊かな風景、人情味あふれる土地柄など、人吉ならではの個性やアイデンティティを尊重するとともに、これらが醸し出す人吉らしさを前面に出した魅力あふれる地域を創っていくため、今後も市民や関係の皆様との「対話」を重視し、私が目指すまちづくり、市民の皆様が未来永劫、何世代にもわたって安心して暮らせる人吉市を創造するため、これからも全身全霊をもって、健全かつ未来への希望を持てる市政運営に邁進してまいります。議員各位並びに市民の皆様方におかれましては、市政に対し御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

引き続き、今年度を実施する主な施策等について述べさせていただきます。

総合計画関係でございますが、第6次人吉市総合計画前期基本計画が今年度で終了となりますことから、現在、後期基本計画の策定に向け準備を進めております。この後期基本計画につきましても、コロナ禍や豪雨災害、また2040年頃にかけて最も顕在化する人口減少やインフラの老朽化等の社会的課題を的確に見据えながら、さらにはDXやSDGsといった新たな時代の要請にも対応する計画として策定してまいります。なお、私が選挙の際にお約束

いたしました公約につきましては、前期基本計画策定時と同様に、市民の皆様や人吉市総合計画策定審議会等に御意見をいただきながら、後期基本計画の施策等に織り込むことで、その実現を図ってまいります。

令和2年7月豪雨災害から今年7月4日をもって3年を迎えます。災害の痛みと悲しみ、そして教訓を忘れることのないよう、「自分自身・家族・地域の避難行動を確認する日」として、去る5月28日、市内全域を対象とした自主避難訓練を、昨年引き続き実施いたしました。

訓練では、前日から大雨が降り続き、球磨川の水位が上昇、川沿いの地域では氾濫の危険性が高まり、更に山間部では土砂災害警戒情報も発表されるなど、市内全域に「避難指示」を発令したという想定のもと、実際の避難経路や避難所までの移動時間の確認などを行いました。併せて、災害対策本部から指定避難所等との情報伝達確認や防災倉庫の物資確認、ライティング防災アラートの点灯、警報サイレンの吹鳴など、本番同様の実動訓練を実施しております。また、市が発する避難情報に併せて、各町内でも避難経路や危険箇所の確認などの訓練を実施いただいております。

近年は全国的に自然災害が頻発・激甚化する傾向にありますが、大規模な災害が発生しないことを願いつつも、最悪の事態を想定した防災対策の更なる強化に努めてまいります。

一方、水害をもたらすような大雨が予想される際には、地域に住む住民全員が安全に避難するため、「いつ」「誰が」「何を」するかといった災害時の行動について、あらかじめ地域で話し合い、決めておくことが重要になります。本市では、西瀬校区全10町内会をモデル校区と設定し、有事の際に住民が事前に取りべき活動等を取りまとめた「地区防災計画」及び、町内会等での実際の行動を時系列に定めた「コミュニティタイムライン」の作成に、今年4月から取り組んでおります。この取組が、その他の校区、町内会等にも広がりますよう、本市としましても引き続き支援してまいります。

本市に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨につきましては、市民一人ひとりの心に今も残る哀しい思いや記憶を風化させることなく、また、今後いつ発生するか分からない大規模災害への教訓や備えとして、このたび、市民の皆様や関係機関等の御協力のもと、豪雨災害の記録・検証誌を作成いたしました。内容としましては、発災時の気象状況、浸水の状況等の写真や、復旧の過程、被災者の声など、様々な情報を掲載し、豪雨災害の記憶と記録を後世へ確実に伝える冊子となっております。尊い命を失い、多くの市民の皆様の上に深い傷を残した豪雨災害を振り返るとともに、有事の際の命を守る行動につなげていただくためにも、市民の皆様にご覧いただくよう、広く御紹介してまいりたいと存じます。

被災市街地復興推進地域である青井、中心市街地両地区の事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、事業主体となる熊本県において、土地区画整理事業計画の認可を受け、工事着手に向けて詳細な測量や設計、建物調査等が進められています。今後は、換地

計画等について、公平かつ適正に権利者及び学識経験者から御意見をいただくことを目的とした「土地区画整理審議会」の設置が予定されております。土地評価基準や換地設計基準等のルールのもと、換地設計とその後の仮換地の指定に向け、引き続き熊本県と連携して事業を進めてまいります。また、土地区画整理事業施行区域外で実施する避難路整備に必要な用地測量等についても鋭意進めてまいります。

一方、中心市街地地区につきましては、去る3月7日、土地区画整理事業に係る事業計画について熊本県から認可を受け、3月22日に事業計画決定の公告を行い、事業に着手いたしました。今年度は、青井地区同様「土地区画整理審議会」の設置と、工事着手に向けて詳細な測量や換地設計等を進めるとともに、その後の仮換地の指定に向け事業を進めてまいります。併せて、建物の調査・補償費の算定を実施するとともに、土地区画整理事業施行区域外で実施する避難路整備に必要な設計等についても進めてまいります。今年度も引き続き、復興まちづくり推進委員会や地区計画策定に向けた座談会等を開催し、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

避難路整備関係でございますが、「災害に負けないまちづくり」の実現に向け、各地域の道路網の形成状況や、迅速で円滑な避難を可能にする避難路ネットワークの考え方、さらには地区別の説明会でいただいた御意見等を踏まえ、市道矢黒下戸越線や宝来村山線をはじめとする全21路線の事業化検討路線の測量設計業務に着手いたしました。当該検討路線の多くは、国道や県道、軌道等との接続や、支障となる建物や構造物等への対応が必要であることから、今後は関係機関や地元関係者等との協議を行い、年内には事業化路線整備計画が策定できますようスピード感を持って取り組んでまいります。

球磨川・人吉地区かわまちづくり関係でございますが、球磨川を活かしたまちの賑わいづくりを進めていく上での課題を洗い出し、ハード・ソフト両面にわたる施策を進めていくための社会実験、「FUN!くま川・ひとよし」を、去る5月13日、中川原公園など中心市街地を会場に開催いたしました。当日はあいにくの雨模様となりましたが、市街地などのまちなかエリアでは、球磨焼酎フェスやキッチンカーの出店、復興まちづくりとかわまちづくりの一体的な取組の紹介コーナーなどを設け、水辺のかわまちエリアでは、水鉄砲大会や夜のライトアップなどを行い、かわとまちが持つ魅力を改めて発見することができました。イベントの開催に御尽力いただきました実行委員の皆様をはじめ、国、県、関係機関等の皆様に、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

大柿地区の遊水地整備関係でございますが、今後、国による用地調査等が実施されますことから、整備事業に対しての御理解、御協力を賜りますよう、国、県と共に、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

一方、遊水地区域外の方々のうち、移転を希望される方につきましては、引き続き住まい

再建移転促進交付金による支援を行い、現地で再建される方につきましては、安全・安心に生活できる環境整備等について協議を進めるなど、それぞれの御意向に寄り添って対応してまいります。なお、移転先として計画している下原田町の宅地整備につきましても着実に取り組んでまいります。

また、中神地区につきましては、昨年度、国による用地調査等が完了し、今年度から用地協議が進められ、早ければ今年度末からの工事着工が予定されております。本市としましては、国と協力して事業の推進に取り組むとともに、遊水地の平時の利活用についても、地元町内や関係者、市民の皆様の御意見等をいただきながら検討を進めてまいります。

被災者支援関係でございますが、4月30日現在、調査済みの3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯は2,843世帯であり、支援済み割合も86.8%に達しております。

一方、今後も継続した支援が必要とされる434世帯のうち、323世帯は自宅の再建や災害公営住宅などへの入居が完了すれば支援終了となる見込みでございます。その他の111世帯につきましても、生活困窮や高齢者の一人暮らし、健康面の不安など様々な課題を抱えられており、さらにはそれらの課題が複合している世帯もございますことから、本市といたしましても、生活や住まいの早期再建に向け、関係機関・団体と連携しながら、きめ細かな支援を継続してまいります。

災害公営住宅関係でございますが、相良町に建設中の建物買取型災害公営住宅につきましては、4階まで躯体工事が完了し、現在5階部分の建設を実施しております。1階、2階部分におきましては、内装工事や設備工事に着手し、令和6年1月の入居開始を目指して順調に工事を進めております。

また、東校区地区に整備予定の土地建物買取型災害公営住宅につきましては、3月下旬に選定事業者を決定し、同事業者と基本協定を締結しております。なお、建設予定地の近隣住民の皆様からは建設に対する不安の声などもいただいておりますことから、本市といたしましても、住民の皆様への不安の解消と本事業への御理解をいただけるよう、今後も丁寧な説明を心がけてまいりたいと存じます。

一方、建設型応急住宅の利活用関係でございますが、本市への譲渡に向け、熊本県との協議を進めております。あやめ広場仮設団地及び西間第一仮設団地につきましては、先行して敷地の測量や整備計画の検討、住戸改修の設計に着手しており、並行して、他の民有地の用地買収に向けた交渉も継続して実施しております。被災された皆様への早期の生活再建に向け、引き続き住まいの確保や住環境の整備に全力で取り組んでまいります。

都市計画関係でございますが、人吉市都市計画マスタープラン及び人吉市立地適正化計画につきましては、現在、各種団体からの意見聴取等をはじめ、市役所内に全庁的な作業部会を設置し、さらには都市計画審議会の御意見を踏まえながら、今年度中の策定に向け作業に取り組んでおります。今後、計画案がまとまった段階で、住民説明会やパブリックコメント

を実施してまいります。両計画が、将来を見据えた本市のまちづくりにとって意義のある内容の計画となりますよう、市民や関係の皆様と協働し、鋭意策定を進めてまいります。

物価高騰に係る支援策でございますが、低所得世帯の負担軽減を図ることを目的として、国の交付金を活用し、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を支給いたします。また、子育て世帯に対しましても、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援することを目的として、昨年同様、児童1人当たり5万円を支給いたします。なお、受給資格が確定している世帯等に対しましては、県独自の給付金と併せまして、既に5月末に支給いたしております。いずれの支援策も、物価高騰の影響を受けて家計が急変した場合も支給対象となりますことから、引き続き広く制度の周知に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種関係でございますが、今年3月の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、特例臨時接種としての実施期間が今年度末まで延長されました。これにより、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方、医療機関や介護施設等に従事する方を対象に、希望される方は、8月までの間にオミクロン株対応ワクチンによる接種を受けることができるようになりました。加えて、初回接種を完了した5歳以上の方につきましては、9月以降、希望される方への接種を実施してまいります。

農林整備関係でございますが、豪雨災害により被災した農地・農業用施設の災害復旧につきましては、鹿目地区の農地及び古仏頂地区橋梁災害復旧工事ほか7件の工事が竣工予定となっております。これにより、被災した農地・農業用施設の災害復旧工事は全て完了いたします。

地域デジタル通貨「きじうまコイン」関係でございますが、今年3月末現在、約1万2,700人の方に御利用いただいております。昨年同時期との比較では約5,300人の増となっております。加盟店舗も100店舗を超え、皆様に御利用いただきやすい環境が整ってきたものと存じます。

また、今年度の取組として、市の特定健診を受診した際のポイント付与について、新たにきじうまコインポイントを設定することで、従来のきじうまポイント券か、きじうまコインポイントのどちらかを選択できるようサービスを拡充したところです。さらには、市の証明書交付手数料等の支払にも利用可能となるよう準備を進めているところであり、今後もデジタル通貨の利便性向上に努めてまいります。

なりわい再建支援関係でございますが、熊本県や、人吉商工会議所、人吉しごとサポートセンターをはじめ関係機関と連携し、令和2年度から令和4年度までに、合計299件のなりわい再建支援補助金が採択され、被災された事業者の施設等の復旧も着実に進んでおります。しかしながら、現在も、様々な事情により再建ができない事業者もおられますことから、国、県、関係機関と連携し、事業者の意向を踏まえたきめ細かな支援を継続してまいります。

ふるさと納税関係でございますが、令和4年度は寄附件数が1万8,260件、寄附金額が約

3億9,800万円となり、企業版ふるさと納税による寄附を合わせますと4億円を超える寄附をいただきました。豪雨災害からの復興は道半ばであり、ふるさと納税という形で本市を御支援いただきました個人、企業等の皆様に心から感謝を申し上げます。

昨年12月に開業された「人吉紺屋小町」でございますが、これまでに5店舗が入居され、営業を開始されております。なお、同飲食店街の復興を目的とした「紺屋小町振興会」が5月26日に設立されており、入居事業者間の連携が今後ますます図られていくものと存じます。食の魅力の発信拠点として、この紺屋小町が新たなリードオフマンとして、中心市街地の賑わい創出に大きく寄与されることを心から期待しております。

また、人吉商工会議所の主催により紺屋町界隈で開催いただいている「HITONOWAマーケット」でございますが、現在は市内の事業者のみならず、市外の事業者も奮って御参加いただくなど、回を重ねるごとに盛り上がりを見せております。会場の1つである復興コンテナマルシェもリニューアルされますことから、中心市街地の更なる活性化のためにも、今後も引き続きの開催を支援してまいりたいと存じます。

人吉の夏の風物詩である人吉花火大会でございますが、今年も8月15日に開催いたします。なお、昨年までと同様、花火大会の特設ホームページを開設し、市内事業者の通販サイトを掲載するなど、地元特産品のPRを併せて行います。市民の皆様におかれましても、当日は夜空に輝く大輪の花火を、ぜひお楽しみいただきたいと存じます。

昨年の夏、人吉球磨を舞台に撮影された、内村光良監督の短編映画「夏空ダンス」につきまして、6月30日から九州3県6か所のイオンシネマで先行公開されます。この秋からは全国各地での公開を予定されており、人吉市内においても1日限定で上映会を開催いたします。また、6月24日に開催されるくまもと復興映画祭でも上映される予定となっており、大きく期待を寄せております。全国の皆様に、映画の舞台でもある人吉球磨の観光にお越しいただけるように、映画のプロモーションと併せて人吉の魅力をしっかりと発信してまいります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行等を受け、全国の観光地では人々の往来が活発になるなどコロナ禍以前の状態に戻りつつあります。このような中、本市におきましても、民間、行政が相互連携のもと、地域が一体となった観光地の再生や観光サービスの高付加価値化を図るため、観光庁の補助金を活用し、宿泊施設や観光施設の魅力を向上させる事業やシェアサイクルの実証事業を行ってまいります。さらには、インバウンド需要等に対応した観光再始動事業などにも併せて取り組むこととしております。本市としましても、国、県、観光関連事業者等と連携し、観光都市人吉の復活に向けた取組を先導するなど、しっかりと支えてまいりたいと存じます。

道の駅人吉人吉クラフトパーク石野公園関係でございますが、令和元年の道の駅登録以降、多くの来場者にお越しいただき、公園収益も順調に伸びております。令和4年度は、入場者数が約8万1,000人、収益が約3,800万円と、令和3年度と比較し、どちらもおおよそ50%の

増となっております。なお、園内の売店においては、これまで決済方法が現金のみとなっておりますので、来場者の利便性及び売店売上げの向上等を図るため、キャッシュレス決済システムを導入いたします。様々な来場者のニーズに応えられるよう、今後も同公園の魅力向上につながる施策を鋭意展開してまいります。

球磨川くんだり関係でございますが、近年のコロナ禍による影響、そして豪雨災害での被災により、施設や航路などに大きな被害を受け、同社の運営にも多大な影響が出ております。このような状況下、令和3年7月には、従来の発船場を観光複合施設「HASSENBA HITOYOSHI KUMAGAWA」としてリニューアルオープンするなど、経営改善に向けた取組を進めております。球磨川くだりは、全国に誇る有数の体験型観光コンテンツであり、本市観光を牽引する事業の1つでございますので、本市としましても、国、県、関係団体と連携し、引き続き支援を行ってまいります。

学校教育関係でございますが、子供たちの65%が、今は存在していない未来の職業に就く、また10年後、20年後には約47%の仕事が自動化されるといった予測がある中で、将来の変化を予測することが困難な時代を生きる子供たちに対しても、何を教えるかだけでなく、どのように学ぶかといった、子供の向学心や探求心などを更に伸ばすための教育が必要であると存じます。また、これまでの画一的な一斉教育のみでは時代の急速な変化に対応することは困難であり、子供たち一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことや、時代の変化に対応した教育の在り方を不断に探究する姿勢が、これからの学校教育には求められてくるものと存じます。学校は、今を生きる子供たちにとって、毎日の生活を通して成長していく場であり、未来の社会に生きていく準備段階としての場であると同時に、学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の方々などから構成されるひとつの社会、コミュニティーでもあります。子供たちは、未曾有の大災害における困難を克服する中でも、現実の課題と向き合いながら、学校も含めた地域社会の中で、多様な人々と関わりながら学び、様々な体験を通じて成長していきます。この子供たちが健やかに成長していく姿こそが、本市の提唱する未来型復興につながっていくものと考えます。子供たちが持つ無限の可能性を更に伸ばしていくためにも、本市といたしましては、今後も教育環境の更なる充実と継続した支援を行ってまいります。

被災したコミュニティセンターの復旧状況でございますが、東西コミセンにつきましては、今年3月に復旧工事を完了し、4月の通常利用再開後、多くの団体や個人の皆様に利用いただいております。西瀬コミセンにつきましては、移転予定地の造成工事が完了したことから、去る4月13日に新築工事起工式を執り行い、工事の安全などを祈願したところです。今年度中の完成を目指して工事を進めてまいりますので、利用者の皆様には今しばらく御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

中学校部活動の地域移行関係でございますが、国及び県の方針等を踏まえ、令和7年度末

までに、休日の部活動から段階的に地域への移行を実現していくため、今年度、関係団体や関係者等による協議を始めることとしております。本市の生徒を取り巻く状況や、スポーツ及び文化活動に係る地域の環境、指導者の状況等を考慮した上で、子供たちが安心して活動に取り組むことができる体制を整備してまいります。平日の部活動の在り方も含め、できるだけ早期に今後の方向性をお示ししたいと考えておりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

文化財関係でございますが、史跡人吉城跡の相良神社西側の石垣につきましては、損壊の危険性が指摘されておりますことから、現在、隣接する歩道の通行を禁止しております。また、今月末から来年2月までの間、石垣本体の修理工事を行ってまいります。工事期間中の平日午前9時から午後5時までの間、当該石垣に面する市道五日町田町線の一部につきましては通行止めとさせていただきます。なお、車両については迂回路を利用いただき、歩行者には別途ルートを設けてまいります。市民や来訪の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、安全対策には万全を期してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

インド共和国は、我が国の約8倍の面積を持ち、人口14億2,680万人を誇る大国で、今年中に中国を抜いて世界の人口国家になると言われています。2022年時点で国民の平均年齢は27.9歳、新興国として教育にも力を注ぎ、リシ・スナク英国首相をはじめ多くのインド系の人たちの活躍は世界の注目を集めております。そのインドの約100年前の指導者マハトマ・ガンディーは、7つの社会的大罪として、理念なき政治、道徳なき商業、労働なき富、良心なき快楽、人格なき教育、人間性なき科学、献身なき信仰を明言しており、100年後の現代世界をも戒めるような指摘だと言われております。令和2年7月豪雨災害からの復興に傾注している本市も、満身創痍で疾走してきた感がありますが、現在も災害の傷跡ともいえる市民の心の痛みがあることに深く憂慮しております。大水害からもうすぐ3年を経ようとしており、いま一度、市民の皆様の想いを共有し、憂いに向き合い、本市の未来と市民の幸福にとって一番大切な、理念ある政治を心ある市政と置き換えて取り組んでまいりたいと存じます。

引き続き、提案しております予算案、条例案及び人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、歳入では国・県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では災害からの復興事業やデジタル化の推進、物価高騰対策など、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ13億588万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ217億8,254万9,000円とするものです。

議第49号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事の増額に伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ610万

円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,518万4,000円とするものです。

議第50号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算案（第1号）は、市債借入れに伴う長期債利子分の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,023万4,000円とするものです。

議第51号人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例案は、本市に寄附を受けた財産を、認可を受けた地縁による団体に譲与することができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議第52号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案は、全ての公費負担医療の給付を優先して適用し、自己負担額を軽減するため、条例の一部を改正するものです。

議第53号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例案は、延長要件に該当する被災入居者の入居期間を延長することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第54号から議第63号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての10案件は、現在の農業委員会の委員の任期が本年7月19日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、10人の農業委員会の委員を任命することにつきまして議会の同意を求めるものです。

諮第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件は、令和2年10月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていましたが中山すみ子氏の任期が本年9月30日で満了となりますので、同氏を再任することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、提案しております予算案、条例案及び人事案件につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正につきましては、追加が1件でございます。人吉鉄道ミュージアム指定管理料限度額3,656万1,000円は、令和6年度から同施設を指定管理による運営とするために、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表地方債補正は追加が10件、変更が7件でございます。

まず、追加でございます。子ども医療費助成事業債は、同医療費助成事業に財源として過疎対策事業債のソフト事業分、充当率100%の1,960万円を計上いたしております。

緊急自然災害防止対策事業債は、下城本地区水路改修工事に対する起債でございまして、充当率100%の1,000万円を計上いたしております。

国営事業負担金債は、国営川辺川総合土地改良事業負担金に対する起債でございまして、充当率100%の40万円を計上いたしております。

道路新設改良事業債は、単独事業及び無電柱化推進計画事業に対する起債としまして、充当率100%の2,090万円を計上いたしております。

道路メンテナンス事業債は、上原田橋及び上の寺橋の橋梁補修工事に対する起債でございまして、充当率100%の3,400万円を計上いたしております。

都市公園等整備事業債は、城本公園擁壁工設計委託料に対する起債として、充当率100%の330万円を計上いたしております。

緊急浚渫推進事業債は、桑木津留川ほか3河川の浚渫事業に対する起債でございまして、充当率100%の5,960万円を計上いたしております。

小学校施設除却事業債は、大畑小学校及び西瀬小学校の焼却炉解体工事に対する起債でございまして、充当率100%の700万円を計上いたしております。

社会教育施設除却事業債は、大畑コミュニティセンター体育館解体設計委託料に対する起債でございまして、充当率100%の230万円を計上いたしております。

公共施設予約システム導入事業債は、学校教育施設や社会教育施設のグラウンド・体育館などのオンライン予約システム構築に対する起債でございまして、充当率100%の900万円を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。次に、変更でございます。工業用地災害復旧事業債から体育施設改修事業債までと、過年発生単独災害復旧事業債の6件は、事業費の増に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

過年発生補助災害復旧事業債は、中川原公園災害復旧事業におきまして、国からの負担金が新たに交付されることに伴い、起債の限度額を変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございます。11款、1項、1目地方交付税1,100万円の増額補正は、新たに募集します地域おこし協力隊4人分に係る特別交付税の増でございます。

13款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金154万2,000円の増額補正は、

国営川辺川総合土地改良事業の事業費確定に伴う受益者の分担金でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金2,357万6,000円の増額補正は、中川原公園災害復旧事業におきまして、河川管理者が施工すべき工事部分を市が一括して施工することに伴う国庫負担金でございます。過年災公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。

10ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億162万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増や、マイナンバーカードの利用促進と行政事務のデジタル化に対するデジタル田園都市国家構想交付金の内示に伴う増などでございます。4目土木費国庫補助金3億1,342万9,000円の増額補正は、1節道路橋梁費補助金で、橋梁補修工事等に対する道路メンテナンス事業補助金や、3節都市計画費補助金で、避難路整備事業や紺屋町地区の都市再生区画整理事業などに対する社会資本整備総合交付金などの内示に伴うものでございます。

11ページをお願いいたします。下のほうになります。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8,000万円の増額補正は、財源調整のための財政調整基金からの繰入金でございます。

12ページをお願いいたします。20款繰越金に前年度繰越金1億6,000万円を増額補正いたしております。21款諸収入、4項、2目雑入1,940万円の増額補正は、コミュニティ助成事業助成金の交付決定に伴うものでございます。22款市債につきましては、第3表地方債補正にて御説明いたしましたので省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,787万5,000円の増額補正は、12節委託料で、入札参加資格申請のオンライン化を進め電子入札システムとの連携を図ることで、契約に係る事務を一体的にデジタル管理するためのシステム構築委託料1,640万円、14節工事請負費で、特定空き家に指定しています下青井町の民家を、略式代執行により解体除却するための工事費335万2,000円、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、3町内会の公民館改修等に対する地区公民館等整備費補助金273万円、一般財団法人自治総合センターからの交付決定に伴う、5町内会に対するコミュニティ助成事業補助金1,940万円、それから、21節補償、補填及び賠償金で、鬼木町イスマインター店駐車場内里道で発生した転倒事故による損害賠償訴訟における和解による賠償金11万1,000円などの増でございます。3目文書広報費195万6,000円の増額補正は、12節委託料で、LINE機能を拡張した情報配信サービスや行政手続のオンライン化など、市民サービスの向上を図るためのシステム構築等委託料でございます。11目肥薩線世界遺産推進関連施設費1,348万6,000円の増額補正は、14節工事請負費で、人吉鉄道ミュージアムのデッキ改修工事費でございます。

15ページをお願いいたします。2項徴税费、1目税務総務費936万4,000円の増額補正は、

12節委託料で、コンビニエンスストアで取得できる各種証明書に所得課税証明書を追加するためのシステム構築委託料の増などがございます。3項、1目戸籍住民基本台帳費621万9,000円の増額補正は、12節委託料で、庁舎内にセルフ操作で各種証明書を発行できるコンビニ交付対応マルチコピー機を導入する委託料などがございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億7,341万2,000円の増額補正は、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯等を支援するための臨時特例給付金支給事業に係る経費が主なものでございまして、16ページの18節負担金、補助及び交付金の給付金は、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付する給付金でございます。

18ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1目農業費、5目農地費2,562万1,000円の増額補正は、12節委託料で、団体営農業農村整備事業として老朽化した大野地区の営農飲雑用水施設を再整備するための実施設計委託料や、14節工事請負費で、下城本地区水路改修工事費などの増でございます。

19ページをお願いいたします。7款、1項商工費、1目商工総務費610万円の増額補正は、27節繰出金、工業用地造成事業特別会計繰出金でございまして、人件費や資材価格の上昇に伴う中核工業用地の調整池災害復旧工事費の増額分に係る繰出金でございます。2目商工業振興費790万5,000円の増額補正は、きじうまコインの普及促進活動と移住・定住促進活動をさらに進めるため、それぞれの事業に従事します地域おこし協力隊員を募集するものでございまして、隊員に係る報酬などの経費でございます。3目観光費9,895万7,000円の増額補正は、12節委託料で、球磨川くだりの継続性を高めるため、将来に向け、船頭育成を目的として地域おこし協力隊員2名を球磨川くんだり株式会社で雇用するための委託料や、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、民間主導により賑わい創出と中心市街地の活性化、観光振興を目的として開催されます人吉温泉まつりに対する補助金500万円、球磨川くだりの船頭不足を解消するための人材確保に対する経費や、経営支援コンサルティングに対する球磨川くんだり支援事業補助金380万円、令和2年7月豪雨により被災しました球磨川くんだり株式会社の再建に向け、施設や整備等に係る費用に対し補助を行う球磨川くんだり再建整備事業補助金8,100万円、次のページになりまして、人吉球磨の復興を祈念し制作されました短編映画「夏空ダンス」の本市での上映などに対する人吉球磨復興映画制作支援実行委員会補助金100万円などがございます。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費2億8,525万8,000円の増額補正は、単独事業のほか、社会資本整備総合交付金事業、避難路整備に係る都市防災総合推進事業、無電柱化推進計画事業の国の内示に伴う事業費の追加でございます。

21ページをお願いいたします。5目橋梁新設改良費8,327万円の増額補正は、14節工事請負費で、国の内示に伴う上原田橋及び上の寺橋の橋梁補修工事費などの増でございます。3項住宅費、2目住宅建設費6,476万8,000円の増額補正は、12節委託料で、市営単独住宅として活用を予定しています西間第二・第三仮設団地及び下原田第一・第二仮設団地の敷地造成

及び開発行為設計に係る委託料や、14節工事請負費で、笹栗山団地の防鳥ネット設置工事などの増でございます。

22ページをお願いいたします。4項都市計画費、3目公園整備費6,086万8,000円の増額補正は、12節委託料の測量設計委託料で、村山公園避難地排水測量設計委託や城本公園擁壁工測量設計委託及び石野公園、人吉城跡公園の施設長寿命化計画策定委託料、14節工事請負費で、村山公園園路改修工事費でございます。4目街路事業費3,350万円の増額補正は、都市計画道路下林柳瀬線の詳細測量設計委託料でございます。5目土地区画整理費1億1,133万円の増額補正は、紺屋町地区の土地区画整理事業に伴う換地設計や建物調査設計のほか、用地購入費などでございます。5項河川費、1目河川総務費5,961万3,000円の増額補正は、14節工事請負費で、桑木津留川・小纏川・矢黒川の河川浚渫工事費の増などでございます。

23ページをお願いいたします。下のほうになります。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費1,300万5,000円の増額補正は、12節委託料で、中原小学校体育館の屋根とトイレ改修に係る設計委託料と、14節工事請負費で、大畑小学校及び西瀬小学校の焼却炉解体工事費などの増でございます。

24ページをお願いいたします。中ほどになります。5項保健体育費、2目体育施設費1,289万2,000円の増額補正は、12節委託料のシステム構築委託料で、学校施設の体育館やグラウンド、社会教育施設の各校区コミュニティセンターや体育施設の利用につきまして、オンラインで予約できるシステムを導入するための委託料の増などでございます。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費2,100万円の増額補正は、12節委託料で、令和6年度から、学校給食費を一般会計に組み入れ、公会計化を開始するため、給食費の徴収などに係る新たなシステムを導入する委託料や、25ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、物価等高騰に伴う食材費の購入に対する支援としての学校給食費助成金でございます。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費2,000万円の増額補正は、14節工事請負費で、過年災農業施設等災害復旧工事費でございます。

26ページをお願いいたします。4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費5,600万円の増額補正は、14節工事請負費で、令和2年7月豪雨で被災しました西瀬コミュニティセンターの移転新築に伴う外構工事費でございます。

最後に、14款予備費を39万3,000円減額補正いたしております。

以上で、議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）につきまして、補足説明を終わります。

続きまして、報第4号令和4年度人吉市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告いたします。

お手元の議案書をお願いいたします。議案書の19ページから20ページにかけてでございます。

す。議案書20ページをお願いいたします。8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業は、表の真ん中より少し右の欄になりますけれども、翌年度繰越額が3,455万円でございます。その財源内訳でございます。さらに表の右側を御覧いただきまして、繰越金、これは一般財源になりますけれども、こちらが5万円、特定財源といたしまして、地方債が公営住宅建設事業債の3,450万円となっております。

次に、報第5号令和4年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

議案書は21ページから24ページにかけてでございます。22ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費が、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）から、8つ下の都市防災等計画策定業務委託料までの9件。2項徴税費が、滞納整理システム改修業務委託料の1件。3項戸籍住民基本台帳費が、戸籍情報システム改修事業の1件。3款民生費、2項児童福祉費が、県低所得者子育て世帯特別給付金事業（その他世帯）と県低所得者子育て世帯特別給付金事業（ひとり親）の2件。6款農林水産業費、1項農業費が、団体営農業農村整備事業赤池水無地区頭首工の1件。2項林業費が、林道等維持補修工事作業道草津線の1件。8款土木費、1項土木管理費が戸建木造住宅耐震改修等事業補助金の1件。2項道路橋梁費が、社会資本整備総合交付金事業瓦屋地内第2号線から、議案書は23ページになりまして、上段の道路メンテナンス事業羽田橋までの7件。3項住宅費が、公営住宅等ストック総合改善事業原城団地給水設備改修工事ほかから、災害公営住宅建設事業東校区地区災害公営住宅用地購入費までの3件。4項都市計画費が、被災市街地復興推進事業から街路事業都市計画道路紺屋町南町線ほかまでの4件。5項河川費が、河川浚渫工事桑木津留川ほかと、河川等整備事業椿谷川の2件。10款教育費、4項社会教育費が、文化財保護一般事業大村横穴群の1件。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費が、過年発生補助農地災害復旧事業鹿目地区ほかから、議案書は24ページになりますが、上から2段目の現年発生単独林業施設災害復旧事業萩の迫線までの10件。3項公共土木施設災害復旧費が、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業田野高原線ほかから現年発生補助河川災害復旧事業井出川までの3件。4項文教施設災害復旧費が、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業西瀬コミュニティセンターから過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城跡までの4件となっております、合計50件の繰越計算書でございます。

また、翌年度繰越額の合計額は、議案書24ページの表の一番下の欄、計のところの左から2番目の欄になりますけれども、22億3,372万円でございます。

次に、その財源内訳でございますが、翌年度繰越額の右隣から既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっております、表の一番下の欄の計のところの合計額となっております。

続きまして、報第6号令和4年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地

方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。

議案書は25ページから26ページでございます。26ページをお願いいたします。これは、令和3年度から令和4年度に繰越した事業の中で、令和4年度内に完了しなかった事業につきまして事故繰越しになったものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、市単独事業（投資）でございますが、中ほどの欄になりますけれども、翌年度繰越額が568万円でございます。その財源内訳につきましては、右側の欄になります。地方債が560万円で、残りが一般財源でございます。下城本地区水路改修工事におきまして、地元関係者との協議に不測の日数を要し、また、工事に必要な資材の入荷に遅れが生じたことで年度内に完了することができず、令和5年度に繰り越すものでございます。

次に、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業（補助）は、翌年度繰越額が9,256万7,006円でございます。その財源内訳につきましては、県支出金が9,219万6,737円、地方債が30万円で、残りは一般財源でございます。対象事業は、令和2年災の災害復旧工事で、下永野地区水路頭首工災害復旧工事と古仏頂地区橋梁災害復旧工事、古仏頂地区頭首工災害復旧工事、矢岳地区水路災害復旧工事、上永野地区頭首工災害復旧工事、西大塚地区頭首工災害復旧工事、高仁田地区頭首工外災害復旧工事、古仏頂地区水路災害復旧工事の8件でございます。河川協議や地元関係者等との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となり、令和5年度に繰り越すものでございます。林業施設災害復旧事業（補助）は、翌年度繰越額が4,832万1,642円でございます。その財源内訳につきましては、国庫支出金が4,396万円、地方債が160万円で、残りは一般財源でございます。対象事業は、令和2年災の災害復旧事業で、林道災害復旧事業林道新立線と林業災害復旧事業林道照岳線の2件でございます。入札不調により工事着手が遅れ、また、工事着手後に発生しました災害により進入路が被災したことで年度内の事業完了が困難となり、令和5年度に繰り越すものでございます。

3項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費（補助）は、翌年度繰越額が3,270万5,100円でございます。この財源内訳につきましては、国庫支出金が3,074万2,000円、地方債が190万円で、残りは一般財源でございます。古仏頂地区の準用河川寒川河川災害復旧工事におきまして、隣接する橋梁復旧工事の進捗に左右される工事区間がありまして、台風14号の影響で橋梁復旧工事に遅れが生じたことにより年度内の事業完了が困難となり、令和5年度に繰り越すものでございます。

以上で、報第4号から報第6号までの報告案件の説明を終わります。

続きまして、報第9号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告につきまして御報告いたします。

議案書は31ページをお願いいたします。これは、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年5月17日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をする

ものでございます。

議案書32ページをお願いいたします。専決処分の内容について説明をいたします。件名は損害の賠償についてでございます。令和3年4月24日午後3時頃、被害者が鬼木町のイスマインター店駐車場内を歩行中、里道部分の穴に足を取られ転倒したことにより顔面等を負傷した事故に係る訴訟の賠償に関し、裁判所の和解勧告のとおり、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は11万707円で、賠償（和解）の相手方は、球磨郡山江村山田甲1741番地1、田上のり子様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、和解条項に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第9号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての説明を終わります。

○水道局長（山本繁美君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、上下水道事業に関しまして報第7号及び報第8号の2件につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。まず、はじめに、報第7号令和4年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。建設改良費の繰越しが6件ございまして、表1行目、上漆田町送水管布設工事（1工区）の繰越額1,246万1,607円及び2行目、上漆田町送水管布設工事（2工区）の繰越額1,364万1,049円は、掘削において想定を超える大型の岩石等の除去に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。3行目、願成寺町配水管改良工事の繰越額は707万円で、関係機関との協議により施工時期の調整が必要となり、年度をまたぐ工期設定となったため繰り越すものでございます。4行目、合ノ原町配水管改良工事の繰越額は1,202万円で、関係機関及び地元との協議により施工時期の調整が必要となり、年度をまたいだ工期設定となったため繰り越すものでございます。5行目、原城配水池配水流量計改良工事の繰越額は334万6,000円で、令和5年2月に故障し、早期に復旧させる必要がありますが、適正工期を確保するため年度をまたいだ工期設定となり、繰り越すものでございます。6行目、東間上町配水管改良工事の繰越額は245万3,000円で、既設管周辺の新築家屋の増加に伴い、緊急的に増径工事を行うに当たり、適正工期を確保するため年度をまたいだ工期設定となり、繰り越すものでございます。

以上、6件の繰越額合計は5,099万1,656円であり、財源の内訳は、企業債が2,400万円、当年度分損益勘定留保資金2,699万1,656円を充てております。

次に、議案書の28ページをお願いいたします。報第8号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。

次の29ページをお願いいたします。地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく建設改良

費の繰越しは6件でございます。全て、1款資本的支出、1項建設改良費でございます、1行目の、汚水柵設置工事の繰越額371万8,983円及び、2行目の、城本地区汚水幹線築造工事の繰越額2,600万円は、双方とも復興需要に伴う資材の入荷が不安定であったため工事が遅延し、年度内の完了が困難となり繰り越すものでございます。3行目の、人吉浄水苑機械棟耐震実施設計委託料の繰越額3,520万円から6行目の、青井宝来排水区整備実施設計業務委託の繰越額2,200万円までの4件でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、受託事業者とのヒアリングや現地調査ができなかったことや、世界的な半導体不足の影響により機器納入が遅延したことなどによって事業計画の見直しが必要となり、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

以上、6件の繰越合計額は2億2,363万3,983円であり、財源内訳は、国庫支出金1億1,679万3,000円、企業債が9,190万円、当年度分損益勘定留保資金1,494万983円を充てております。

次に、議案書の30ページをお願いいたします。地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越しでございます。1款資本的支出、1項建設改良費、人吉市公共下水道施設災害復旧工事委託料は、資材高騰などの影響により、日本下水道事業団による発注に際し不調・不落が続きまして、その後、工期の見直し等により契約を締結することができたものの、資材確保の状況を踏まえた計画変更となったことにより年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

繰越額は7億1,191万4,000円であり、その財源内訳は、国庫支出金6億6,919万9,000円、企業債4,270万円、当年度分損益勘定留保資金1万5,000円を充てております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時52分 散会

令和5年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月15日 木曜日

1. 議事日程第2号

令和5年6月15日 午前10時 開議

- 日程第1 議第48号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第49号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第50号 令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第51号 人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第52号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第53号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 報第4号 令和4年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第5号 令和4年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報第6号 令和4年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第21 報第7号 令和4年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第22 報第8号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第23 報第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第24 一般質問

1. 田 中 哲 君

2. 徳川 禎郁 君
 3. 牛塚 孝浩 君
 4. 本村 令斗 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程

議第64号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

3. 出席議員（16名）

- | | |
|-----|----------|
| 1番 | 川上 紗智子 君 |
| 2番 | 松村 太 君 |
| 3番 | 徳川 禎郁 君 |
| 4番 | 池田 芳隆 君 |
| 5番 | 牛塚 孝浩 君 |
| 6番 | 宮崎 保 君 |
| 7番 | 大塚 則男 君 |
| 8番 | 平田 清吉 君 |
| 9番 | 井上 光浩 君 |
| 10番 | 豊永 貞夫 君 |
| 11番 | 西 信八郎 君 |
| 12番 | 村上 恵一 君 |
| 13番 | 本村 令斗 君 |
| 14番 | 田中 哲 君 |
| 15番 | 福屋 法晴 君 |
| 16番 | 宮原 将志 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 松岡 隼人 君 |
| 副 市 長 | 迫田 浩二 君 |
| 教 育 長 | 志波 典明 君 |
| 総 務 部 長 | 永田 勝巳 君 |
| 復興政策部長 | 浦本 雄介 君 |

復興政策部政策統括監	井 福 浩 二 君
市 民 部 長	松 尾 和 弘 君
健康福祉部長	淵 上 麻 美 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
復興建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興建設部長	若 杉 久 生 君
(復興担当)	
総務部次長	立 場 康 宏 君
総務課長	那 須 裕 史 君
秘書課長	上 村 英 明 君
水道局長	山 本 繁 美 君
教育部長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶務係長	平 山 真理子 君
議事係長	栗 須 順 也 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

表彰状の伝達

○議長（宮原将志君） 議事に入ります前に、さきに開催されました全国市議会議長会第99回定期総会の席上、西信八郎議員と大塚則男議員が、それぞれ正副議長4年の表彰を、また田中哲議員と本村令斗議員が、議員20年表彰を受けられましたので、この場をお借りいたしまして、ただいまから表彰状の伝達をいたします。ただいまの4名の議員は前のほうへお願いいたします。

[表彰状伝達]

○議長（宮原将志君） ただいま表彰を受けられました議員におかれましては、今後もさらなる御活躍を心から御祈念申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） 一般質問に入ります前に、日程の追加についてお諮りいたします。

議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 異議なしと認めます。

よって、議第64号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第64号

○議長（宮原将志君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました予算案につきまして御説明を申し上げます。

議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、歳入では、国・県支出金などの追加を、歳出では物価等高騰対策として市民の生活支援及び地域経済の活性化を目的とした地域振興券事業やLPガス使用世帯支援事業を追加補正するものです。歳入歳出にそれぞれ3億2,798万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ221億1,053万1,000円と

するものです。

以上、提案しております予算案につきまして概要を御説明いたしました。詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。私のほうから議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億8,781万1,000円の増額補正は、物価等高騰対策事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金5,017万1,000円の増額補正は、L Pガス使用世帯の支援に係る物価高騰対応生活者支援交付金の増でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,000万円の増額補正は、財源調整のための財政調整基金からの繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。7款、1項商工費、2目商工業振興費3億2,821万7,000円の増額補正は、12節委託料2億4,234万6,000円で、電力・ガス・食料品などの価格高騰により生活に影響を受けている全ての市民を対象に生活支援を行い、併せて、地域経済の活性化を目的としておりまして、1人当たり6,000円の地域振興券を交付するものでございまして、地域振興券の交付事務や取扱店の募集、換金業務など事業に係る諸経費を含め委託するものでございます。18節負担金、補助及び交付金の補助金8,587万1,000円は、L Pガスの価格高騰の影響を受けている使用世帯に対する支援金でございまして、1世帯当たり6,000円を給付するものでございます。給付方法につきましては、熊本県L Pガス協同組合から使用世帯へ給付を行う予定でございまして、当組合に対し事務費を含め補助を行うものでございます。最後に、14款、1項、1目予備費を23万5,000円減額補正いたしております。

以上で、議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）につきまして、補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

なお、ただいま説明がありました議第64号に対する議案質疑は、19日の一般質問終了後に行いますのでよろしくをお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼

ぶ者あり)

14番、田中哲議員。

○14番(田中 哲君) (登壇) 皆さん、おはようございます。14番議員の田中哲でございます。今期の最初の質問は2項目を通告しております。

1項目が農業問題でございます。今回の選挙期間中、農村部を回りますと農家の方から、人吉の農業は5年後はどうなっているんだろうかと。後継者もない、肥料、飼料、資材、電気代の高騰と将来が見通せないという、切実で悲観的な意見を多く聞きました。当然、松岡市長にもそういう意見を聞いておられると思います。松岡市長も3期目に入り、農業に対しても松岡カラーを打ち出されるものと期待していました。しかし、6月5日の今期最初の所信表明の中で、農業問題に対して特段の危機感が感じられなかったのでお尋ねいたします。

まず、なぜ人吉の農業は基幹産業と自らも言われていたものが、今回の所信表明の中で本市の主要産業という言葉に変わったのか。基幹産業と主要産業では言葉の意味合いも捉え方も違うと思います。言葉のニュアンス的な問題ではございますが、そこに松岡市長の農業に対する考え方が現れているように思われます。そこで、松岡市長は人吉の農業へどのような認識を持っておられるのかということでお尋ねいたします。

○市長(松岡隼人君) お答えいたします。

私は、4月の市長選挙の際の公約として、市民の皆様にも人吉大復興計画という形でお示しをし、その中の四つの方針の一つとしまして、地場産業の振興と復興を支える地域経済の再生を掲げさせていただきました。本市には、農林業をはじめ観光業や商工業など産業構造を構成する様々な分野がございます。農林業はこのような産業の中でも主要となる産業であるとの意味合いもあり、今回の施政方針の中では主要産業として申し上げたところでありますが、同時に、農林業は本市の重要な基幹産業であるとの認識は変わらないところでございます。今後におきましても、担い手不足、農地の集積や水利施設などの老朽化に加え、有害鳥獣被害や遊休農地の増加、長引く肥料、燃料等の物価高騰による経営の悪化など、農林業を含む第一次産業が抱える課題について、様々な施策を講じることで課題解決に向けて取り組んでいかなければならないと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(宮原将志君) 14番、田中哲議員。

○14番(田中 哲君) ただいま松岡市長には、農業に対する思いを述べていただきましたが、本当に本市の危機的な農業をこれから持続可能な農業にするために、あらゆる努力を続けていただくことを市長には要望をしておきます。

次に、具体的に問題点を挙げてお尋ねいたします。後継者問題についてどのような対処を取っておられるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長(溝口尚也君) 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたしま

す。

後継者問題に対する対応の御質問でございますが、現在、農家の皆様が抱える課題の一つとしましては、やはり後継者不足の中、議員もおっしゃいましたように、5年後、10年後の農業がどうなっていくのかということでございます。後継者問題も含めました担い手対策につきましては、熊本県、J A、農業委員会などの関係機関とも連携し、Uターンや転職等による親元就農、新規就農、法人化などに対する相談対応や掘り起こし、地域内で農地の借り手がない場合は、地域外からの農地の借り手の受入れをしているところでございますので、引き続き、このような対応を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁で、いろいろな施策が打ってあるようでございますが、後継者問題は待ったなしでございます。実績が上がるような対応を取っていただきますように要望をしておきます。

次に、現在の肥料、飼料、資材、あるいは電気代の高騰にどのように対処されているのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

世界的な新型コロナウイルス感染症の影響に伴う飼料、燃料等の価格高騰により、経費が増加し、営農を継続する農家の負担軽減を図るため、これまで国・県においても各種対策を講じられておりますが、本市におきましても、令和4年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、人吉市飼料・燃料等価格高騰対策農家支援補助金を交付しているところでございます。実績としまして、申請者数が321件、これは個人308件、法人13件でございますが、交付額が2,593万円となったところでございます。その後、本市の畜産農家団体でございます人吉市畜産会から人吉球磨管内の町村の支援策と比較して本市の対策は弱いということから、飼料・燃料等価格高騰対策支援強化に対する御要望等もあっておりますし、また、長引く物価高騰の影響によりまして、畜産農家をはじめとする各販売農家におきましても、経費負担増によりさらに経営が厳しくなっているものと推測させていただいているところでもございます。

今後の対策としまして、経営悪化が継続していった場合は、経営維持のための何らかの対策は必要であると考えているところでございます。支援内容にもよりますけれども、一方では多額の費用を必要とすることが予想されますことから、国・県の対策等も注視しながら、市としましても財源確保と併せまして対策を考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁をいただきましたが、本市の畜産会から管内の町村の支

援策と比較して本市の対策は弱いということから、そういった要望書も上がっていると思います。また、長引く物価高騰の影響により、ますます経営が厳しくなっていると察しますので、管内の町村の支援策並みには対応していただくように要望しておきます。

次に、人吉の農業で遅れております水田農家の農業経営体の法人化、農地の集積化、あるいは施設の老朽化にどう対処されるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、水田農家経営体の法人化についてでございますが、法人化した場合、取引先や金融機関など対外的な信用や税制面での優遇、補助事業などにおけるメリットもございますが、経営規模、経営状況によりましてはデメリットとなる場合もございます。法人化に向けましては、農家の将来的なビジョン等も見据えて、十分な検討が必要であると考えますので、農業経営に関する相談業務を行っております県農業会議とも連携し、慎重に対応してまいりたいと存じます。

次に、農地の集積化についてでございますが、現在、本市では5年後、10年後の地域農業の在り方を地域での話し合いに基づきまとめた計画でございます、人・農地プランを都市計画用途区域、中神地区、大柿、小柿地区を除きまして16地区で策定をしており、その中で農地集積につきまして地域での話し合いにおいて農業を担う方々、これを中心経営体と申しますが、これらの方々を優先して農地を貸すこと、またこれらの方々が効率よく作業を行うことができるように農地を集めること、あるいは、耕作する人が見つからない農地につきましては、他の地区や他の町村から農業を担う方々の受入れにより対応していくことを地区で決定をいただいているところでございますので、これらにのっとり、農地中間管理機構を通じた農地の貸借、いわゆる貸し借りでございますが、それと集積を進めてまいるところでございます。

次に、老朽化した農業用施設についてでございますが、現在、最優先課題としまして、まずは豪雨災害で被災しました農地と農業用施設の復旧を進めております。また、基盤整備後40年以上経過しており、農道、用排水路が老朽化している北人吉地区、これは北田工区、中央工区、荒毛田工区、中神工区の総称でございますが、北人吉地区、それと大畑麓地区、下田代地区におきましては、今後、県営事業を活用しました再整備を行っていくことといたしております。本事業は、農業施設の改修や農地の基盤整備を目的とした県営ほ場整備事業という県主体の事業となっており、国55%、県が27.5%、市が10%、地元受益者が7.5%の負担割合となっておりますが、農地集積率を県が目標とする80%以上を達成することで受益者負担をゼロとすることが可能となっております。そのほか、農家振興組合等から御要望をいただいている箇所につきましては、全ての御要望にすぐにお応えできるわけではございませんが、工事の内容、規模、事業費によって優先順位を考えながら、団体営又は県営事業のいずれかを要望し、事業が採択されましたら地域への説明会等も行いながら取り組

んでまいりたいと存じます。この場合、取り組む事業によりましては、受益者負担を含む事業費の負担割合が変わってきますことから、先ほど述べました県営事業のように、受益者負担がゼロとならない場合もございますので、事業ごとに受益者には丁寧に御説明をしてみたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 農地の集積化、施設の老朽化に対しては、県営ほ場整備事業を導入して再整備していくという答弁でございました。また、農地の集積率を80%以上達成すると、受益者負担金がゼロとなるメリットがあるという答弁でもございました。しかし、事業採択には農地所有者の同意が必要となることから、早急に農地所有者を含め、各地域での説明会を行い、事業採択への最大限の努力をお願いしておきます。

次に、農業関係予算は例年、令和2年豪雨災害関連を除きどのように推移し、主な予算とは何かということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

農業関係予算についてでございますが、令和2年豪雨災害関連を除きました農業総務費、農業振興費、畜産業費、農地費の推移を令和3年度から令和5年度の当初予算歳出ベースでお答えをさせていただきます。

まず、令和3年度が2億3,402万9,000円で、主なものとしましては、人件費を除きますと18節負担金、補助及び交付金の農業活性化対策事業補助金、中山間農業モデル地区支援事業補助金、中山間地域等直接支払事業交付金、農業次世代人材投資事業交付金、多面的機能支払交付金事業交付金となっております。総額は8,320万2,000円となっております。

次に、令和4年度でございますが、2億3,679万3,000円で、前年と比較しまして276万4,000円の増でございます。主なものとしましては、同じく人件費を除きますと、令和3年度と同様に農業活性化対策事業補助金、中山間農業モデル地区支援事業補助金、中山間地域等直接支払事業交付金、農業次世代人材投資事業交付金、多面的機能支払交付金事業交付金となっております。総額は8,221万5,000円となっております。

令和5年度は2億2,664万1,000円で、前年と比較しますと1,015万2,000円の減でございます。主なものとしましては、令和3年度、令和4年度と同様でございます。総額は8,306万5,000円となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 農業関係予算はここ数年、当初予算歳出ベースで人件費を除き8,200万円から8,300万円で横ばいで推移しているようでございますが、これはほとんどが国の補助金で、人吉市独自の農業活性化対策事業補助金は約500万円。これも始まったころより減

額されていると聞いております。減額した当時は松岡市政のもとではなかったと思いますが、この事業補助金を減額するようでは、農業に対する本気度も問われるのではなからうかなと思っております。

そういうことで、次に入ってまいります。次に、近隣の町村に比較して、特に畜産業関係者から各種補助金の額が少ないという声に対しては、どう応えていかれるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、本市の畜産農家に対する補助金につきまして、少々自身のほうを御説明させていただきながら、どう応えるのかということに対しまして御答弁させていただきます。

本市の畜産農家に対する補助金につきましては、人吉市飼料・燃料等価格高騰対策農家支援補助金のほか、令和4年度事業ではございますが、自家保留に関わる経費補助としまして、1頭当たり4万5,000円を40頭分助成します優良子牛保留奨励事業、人吉市受精卵移植推進協議会補助金といたしまして41万9,000円、繁殖肉用牛の導入・保留に対してどちらも70万円を上限として貸付けをする繁殖肉用牛導入等資金貸付基金、農業活性化対策事業補助金のうち予算の範囲内におきまして肥育素牛導入に対し、1頭当たり3万円、15頭分の補助を行います補助、それと異常産予防注射に対しまして1頭当たり500円の補助、高齢畜産農家への支援としまして、競り市引きつけ等が1頭当たり1,500円、地区品評会引きつけが1頭当たり1,000円を助成をしているところでございます。このような支援につきましては、人吉球磨管内の各町村におきましても様々に実施しておられまして、それぞれ本市と産業構成であったり飼養頭数であったり、自治体の予算規模、補助要件は異なる部分はございますが、町村によりましては優良子牛保留に対しまして1頭当たり10万円、あるいは、本市にはない搾乳用の乳用牛導入に10万円、衛生対策補助として年30万円、酪農・肉用牛などのヘルパー事業等への支援として協議会に対する補助や農家への利用料の一部補助などを行っておられるところもあるところでございます。近隣町村との補助の内容、補助額の違いにつきましては、現場で担当課職員も畜産農家から管内町村の例を挙げられまして、直接御要望を伺うこともあるところでございます。各自治体における、先ほど申しましたが産業構成であったり、飼養頭数の違いであったり、予算規模の違いによりまして支援内容、補助金も異なりますので、必要性も含めまして各町村の状況を見ながら今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁で、管内の近隣町村では畜産農家に対し人吉市と比較してきめ細やかな支援があり、補助又は補助額についても違いがあるということを担当者も畜産農家からの要望等で承知しておられると思います。また、先ほど物価対策でもお願いいたしました。せめて管内近隣町村並みの支援、対策を重ねてお願いしておきたいと思っております。

市内を回りますと規模の小さな畜産農家は廃業を考えられ、また、比較的大きな畜産農家は、人吉市外への畜舎等移転を考えられておられる畜産農家もあると聞いております。そういう事態になりますと、人吉市の農業に対して大きな損失でもございますので、重ねて管内近隣町村並みの支援対策をお願いしておきます。なお、農業問題は待ったなしでございます。人吉市の農業が持続可能な農業を目指すなら、農業経営規模の問題でなく、やる気のある農家、そして強い農家に対し資金と消耗を集中的に投入すると、そういう施策を強く進めていただきますように要望して農業問題を終了いたします。

次に、大雨時期を前にしてということでお尋ねいたします。昨年9月の台風14号におきまして、球磨川の急激な水位上昇が見られ、市民への避難指示と同時に樋門操作員、排水ポンプ操作員にどちらも操作する前に避難勧告が出され、それが結果的に球磨川本流からの堤防内の内水側に逆流が見られ、被害が出たところもあったと聞いております。そこで、まず、どういう状況で、なぜ被害が出てしまったのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆さん、おはようございます。それではお答えをいたします。

時系列に沿って答弁をさせていただきます。令和4年9月17日から19日にかけて、人吉市に接近した台風14号の対応につきましては、17日午後、国・県所管21か所の樋門に内水排除ポンプ設置要請及び樋門操作員へ台風対応準備の連絡を行っております。その後、17日の午後5時に高齢者等避難を発令、18日の午前10時に避難指示を発令し、台風に備えていたところでございます。午後7時過ぎに球磨川の水位の見込みが午後9時に氾濫危険水位を超え、午前0時には5メートルまで上昇するとの予報情報が出され、暴風と水位の急激な上昇が見込まれましたので、樋門操作及びポンプ稼働については著しく危険を伴うと判断をしたところでございます。まだ樋門は開放しており、排水ポンプも稼働前ではありましたが、午後7時50分に樋門操作員及びポンプ設置事業者へ操作及びポンプ稼働の見合せや撤去、自宅待機を連絡しております。その後、19日の午前0時に氾濫危険水位3.2メートルを超えましたが、午前3時に暴風がやや収まったところを見計らって、災害対策本部水防班により樋門等のパトロールを開始しました。大柿、八久保、上青井、上新町、下新町、二条橋、駒井田のそれぞれの樋管の周辺地域において浸水している状況を確認し、ポンプ設置事業者へポンプ稼働の要請をいたしました。その後、浸水は収まりましたが、住宅、事務所、店舗等に被害が生じております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 議長、農業問題で1問飛ばしましたので、ここでいいでしょうか。

○議長（宮原将志君） はい。

○14番（田中 哲君） すみません、次に、農業問題について、人吉の農業の持続可能な農業

にするために、今何が必要かと。また、市長がマニフェストで掲げておられますスマート農業、これをどのように具現化していくかということで、答弁をお願いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） では、お答えをいたします。

持続可能な農業にするために何が必要か。また、市長が掲げるスマート農業をどのように具現化していくかということでございますが、本市の農業を持続可能なものにしていくためには、市長も答弁させていただきましたように、やはり担い手の不足、農地の集積や水利施設などの老朽化に加え、有害鳥獣被害や遊休農地の増加、長引く物価高騰による経営の悪化などといった課題を重々認識しながら、その解決と振興を図っていくことが重要だと考えております。そのためには、これまでお答えしましたような対応策を講じるとともに、まずは地域との話し合いで決定をいたしました人・農地プランの実質化をしていくことが大切であると考えているところでございます。

人・農地プランにつきましては、令和5年4月から改正法が施行されておまして、これまでの人・農地プランを基礎とし、農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めるほか、農業を担う者ごとに利用する農地等を定めた地域計画と目標地図、これを令和6年度までに作成することとなっております。つきましては、農業委員会、農家振興組合、認定農業者や認定新規就農者などの農業を担っていただく方々、さらに農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区などとの関係機関と一体となり、農地集積に向けまして作成作業を進めてまいりたいと存じます。策定後におきましては、地域計画と目標地図を基本として、また必要に応じて見直し等を行いながら、地域の農業振興を図ってまいりたいと存じます。

次に、スマート農業の具現化についてでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、農業が抱える後継者不足や農業従事者の減少、やはり農地を集積しますと規模拡大になりますので、規模拡大に伴う労働力の不足、これらにつきましては作業の効率化、省力化といった課題解決が必要かと存じます。

その一つとしまして、スマート農業の導入がございますが、そのためにはITインフラの整備を含めた情報通信環境の整備が必要でございますし、また、具体的にはドローンや自動走行トラクターなどの農業機械におきましては、価格が高価過ぎるため導入により経費の圧迫につながる恐れもありますことから、農家におかれましては省力化等への有効性、必要性は感じながらも、いまだ導入意欲にはつながっていないところもございます。したがって、農地の集積化、大規模化、効率化を図りながらも、現在、国においてもスマート農業導入に対する支援は講じられているところでございますけれども、市としましては導入コストの削減を含めまして、さらなる支援の拡充を国等に対しましてお願いしてまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 大変失礼しました。では、本題のほうの大雨時期を前にしてということが入ります。

次に、内水排水の樋門の操作時期はどうなっているのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

球磨川をはじめとする市内を流れる国・県管理の河川において、河川沿いに設置された樋門、排水樋管の開閉操作のタイミングについてでございますが、まず、球磨川沿いに設置された樋門や排水樋管のうち、開閉ゲートがある箇所、具体的には、大柿、八久保、出水川、福川、老神、上新町の6か所の樋門、排水樋管におきましては、国土交通省が定めた操作要領がございます。この要領には外水と内水の状況を樋門操作員が確認し、外水が内水に逆流することを確認した場合、ゲートを閉じることなどが定められております。

これ以外の球磨川沿いの11か所の排水樋管は、フラップゲートという内水と外水の圧力差でゲートが自動で開閉する構造のため、災害時の樋門操作員による操作が不要で、基本的には災害時の樋門操作員が常駐する必要のない排水樋管でございます。

また、山田川、万江川、胸川、御溝川の熊本県管理河川沿いに設置された樋門、排水樋管につきましては、操作要領は定めてありませんが、国管理河川と同様に外水と内水の状況を樋門操作員が確認し、災害対策本部と各排水樋管の操作員が連絡を取り合い、樋門の開閉操作をしております。

また、ゲートの開放については、河川水位が十分に下降し、内水側に逆流しないことを樋門操作員が確認した後、操作員からの連絡に基づき、災害対策本部からゲートの開放を依頼しております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 質問に入る前に、ただいまの部長の答弁にフラップゲートは圧力差と言われましたが、これはちょっと確認してください。水圧差であろうと思いますが。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 議員申されましたとおり、水圧差でございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、樋門操作員の避難時期についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

球磨川沿いの6か所の樋門、排水樋管については、操作要領におきまして基準とする水位観測所における観測水位が定められた危険水位に達した場合、災害対策本部からの連絡に基づき樋門を閉じる操作をした後に退避することとされております。それ以外の国・県樋門、排水樋管については、基本的に樋門での待機を依頼しておりませんので、災害対策本部から

の避難の連絡は出していないところがございます。樋門操作員の方には、自らの命を守るのが一番であることを、樋門操作員を対象とした説明会のときにもお伝えしておりまして、危険を感じた場合は、災害対策本部の指示を待たず樋門を閉じて、災害対策本部に避難する旨を連絡した上で、すぐさま避難を開始するようにお願いをしているところがございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、次に、排水ポンプ操作員の操作時期はどうなっているのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

内水排除ポンプは、樋門、排水樋管のゲートを閉じた場合にとどまってしまう内水を河川側に排水するために設置しておりまして、市の要請に基づき人吉市建設協会から推薦を受け、各樋門や排水樋管の担当となっている事業者にはポンプ、ホースなどを設置していただいております。設置後は河川の水位に応じて、現地に樋門操作員が待機している場合は、お互いに連携を取りながら樋門操作員によるゲート閉鎖に応じて担当事業者のポンプ操作員がポンプの稼働を開始いたします。フラップゲート式排水樋管の場合は、河川と内水の現状を確認された樋門操作員の報告に基づき、必要に応じてポンプの稼働を開始いたします。ポンプの停止については、河川の水位が十分に下降し、樋門、排水樋管のゲートを開放する段階でポンプを停止いたします。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、排水ポンプの操作員の避難時期についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

内水排除ポンプ操作員の避難のタイミングにつきましては、現地に樋門操作員が待機している場合は、樋門操作員の避難と同じタイミングで避難するようにお願いをしております。

また、フラップゲート式の排水樋管で、現地に樋門操作員が待機していない場合は、ポンプ操作員からの連絡を受けて、災害対策本部の判断で内水排除ポンプを稼働させた上で退避するように依頼をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 内水排水の被害で、今までに、去年の台風14号時のような被害が出たとはあまり聞いておりません。樋門操作と排水ポンプ操作員の操作時期と避難時期について、今までどうやっていたのかということでお尋ねするとともに、マニュアル的なものはあるのか。ないとすれば、今度どのように対処するかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

樋門操作員につきましては、国管理の樋門、排水樋管のうち開閉ゲート式の6か所については、国が定めた操作要領がございますので、マニュアルに沿って操作や避難に関して依頼をしております。

また、操作要領がない国管理の樋門、排水樋管、県管理の樋門、排水樋管につきましては、現地での待機を依頼しておりませんが、内水排除ポンプの稼働開始、停止の判断のため、樋門操作員に現地確認を依頼した場合は、連絡を取り合い、速やかに対応しております。

内水排除ポンプの操作につきましては、本市が定めた出水期における内水排除ポンプ設置マニュアルがございますので、ポンプ設置業者に御参加いただき、今年度は6月1日に説明会を実施しております。内水排除ポンプの設置、稼働、停止、撤去や災害対策本部との対応などを説明しております。

また、説明会の際には、現地ポンプ操作を担う方の安全確保が第一であり、危険を感じましたらポンプを稼働させたまま、速やかに退避していただくことを強くお願いしたところでございます。

本市といたしましては、樋門や内水排除ポンプ操作員の皆様の命を守ることが一番重要であり、内水への逆流や河川氾濫の危険を感じる場合は、樋門を閉じ、内水排除ポンプを稼働して、速やかに自らの命を守るための退避行動を取ることが基本方針でございます。

今後も昨年の経験を生かし、天候の状況を見極めながら、早めに樋門を閉めポンプを稼働させるなど、樋門付近の周辺地域に被害が出ないように、少しでも内水被害をなくすため、樋門操作員の方々と連携し協力しながら、適切な内水排除対応を実施してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今までの答弁を聞いておりますと、樋門操作時期も避難時期も明記してあると。しかし、昨年9月の台風では水位の急激な上昇が見込まれる中、樋門操作及びポンプ稼働が危険であったので、樋門は開けたまま、ポンプも稼働前だったが、それぞれに自宅待機をお願いし、結果的に被害が生じたということで、そういう説明でございます。早く言えば、樋門操作要領には昨年9月の台風のような急激な水位の上昇が見込まれる場合の対応指針というのがなかったということであろうと思いますし、対応も不十分であったのではないかなど、このように思っています。これから、本格的な大雨時期を迎えようとしております。ぜひ昨年の経験を生かし、樋門操作要領の見直し等、お願いをしておきます。

次に、樋門操作とこの排水ポンプ操作についても人が操作することがございますので、いわゆる操作遅れ、あるいは操作ミスなども考えられます。そこで、球磨川本線に限ってお尋ねしますが、国土交通省の計画の中に人の操作に頼らない、例えば、排水機場及び救急排水機場等の設置の計画はないのかということでお尋ねします。また、ないとすれば、要望していくべきと私は思っておりますが、このことに対しても考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

球磨川における人の操作に頼らない排水機場及び救急排水機場等の設置の国の計画に関してでございますが、国土交通省八代河川国道事務所にお聞きしたところでございますが、現在のところ、人の操作に頼らない排水機場及び救急排水機場等の設置の計画はないというところでございました。

また、今後、内水排水の対応につきましては、球磨川流域治水の計画の中で、流域市町村や県下各市の状況を確認し、要望も含め検討を行ってまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） この簡易的な排水機場等は、隣の県を流れます川内川、この上流地区にはそういった小さな排水機場等も設置してありますので、どうか市長、国土交通省に対してもそちらを要望していただきたいなど、このように要望しておきます。

次も大雨時期を前にしてということでお尋ねいたします。市道戸越鹿目線の落石についてでございます。場所は鹿目の滝の手前、地元では通称二本松付近と呼んでおります。大まかに2か所、約100メートルぐらいでしょうか、道路ののり面がイノシシが食べ物を探すためにのり面に穴を掘った影響で落石が発生しております。私はこの問題は以前にも取り上げておりますし、5月20日の鹿児島県の南九州新聞の記事にも出ていましたので、よそでも問題になっているものと思います。現在、対処方法として、落石を道路の片側に片づけてある程度でございます。大きい石では直径50センチメートルもあるかと思えます。どうやってイノシシが50センチメートルの石も転がすのかなと不思議でございますが、イノシシによって掘られたところには、上流から雨水が流れてきまして、水筋のような沢が幾つもできております。また、土砂流出も引き起こした場所もございます。今まで事故がなかったのが幸いですが、交通事故等、不測の事態が起こるかもしれません。また、これから大雨の時期を迎え、沢が大きくなり、土砂災害も引き起こしかねませんが、この落石の問題についてどう対応されるのかお尋ねいたします。地元では抜本的な対応を望んでおられますが、考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

議員御指摘の市道戸越鹿目線における落石箇所につきましては、道路パトロール等でも確認しており、のり面の現状も把握しているところでございます。日常の通行に支障がありません道路上への転石等につきましては、道路パトロールや市民からの通報などにより除去や応急措置を行っているところでございまして、今後もパトロール回数を増やしたり、また、地元と連絡を密に取るなどをしながら、維持管理体制の強化を図ってまいります。

当該箇所の早期整備の必要性も十分認識しているところでございますが、現在、復興建設部におきまして、緊急性の高いのり面对策工事を順次進めておりますことから、今後の抜本

的な対策につきましては、他の整備路線を含め総合的に照らし合わせ、優先順位や全体の整備バランス等を勘案した上で実施について検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今、答弁を聞いておまして、通り一遍の答弁でございます。予算が関係する案件でございますので、すぐに対応ができるものでもないと思いますが、落石により人身事故が心配でございますし、大雨時を前にして土砂災害等も心配でございますので、早急な対策をお願いしておきたいと思っております。

こういう小さな要望といいますか、こういった要望は市民から最も多く要望があつているところでございます。執行部に対しても私たち議員にもこういう要望が一番多いわけでございます。公共施設、あるいはインフラの小さなメンテナンスにもっと予算を拡充することを市長にお願いして、そして、もっと前向きな答弁ができるように、これも要望して私の一般質問を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、おはようございます。3番議員の徳川禎郁です。さきの統一地方選挙におきましては、皆様方から御支援を賜り、2期目の当選を果たすことができました。再びこの議場に帰ってくることができ、この場に立たせていただくことに心から感謝を申し上げますと同時に、さらに身の引き締まる思いでございます。これからも市民の皆様と共に人吉市の未来のために精いっぱい力を尽くしてまいります。松岡市長をはじめ執行部の皆様、また、議員諸先輩の皆様、引き続き御支援、御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は4項目です。1項目めは、人吉市復興まちづくり計画について、2項目めは、人吉市舗装維持管理計画について、3項目めは、人吉市子ども・子育て支援事業計画について、4項目めは、公共施設等の整備についてです。

それでは、1項目めの人吉市復興まちづくり計画の中の災害公営住宅整備事業について質問いたします。松岡市長は、今回の人吉市長選挙において、「市民の皆様とつくったマニフェスト」と題して、110項目の施策を掲げられ3期目の当選を果たされました。多くの市民の皆様が、松岡市長と共につくる人吉市に大きな期待をされてのことと思っております。人吉市大

復興計画と大きく掲げられ、被災者に寄り添った生活再建、住まい再建支援の項目の中に「災害公営住宅相良町東校区を早期に建設します。」とあります。去る5月30日に人吉市災害公営住宅（土地建物提案型）（東校区地区）の整備事業についての説明会が午後2時からと午後7時からと2回行われました。様々な御意見が出ておりましたが、私が受けた印象では、災害公営住宅建設についての住民説明が足りなさ過ぎた。そのために不安が大きくなると感じました。

そこで、今回、建物だけでなく土地も提案型にしたのか、その経緯と土地建物提案型にするメリットをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

東校区地区における災害公営住宅整備事業につきましては、土地建物提案型買取方式を採用し、令和5年1月16日から公募を開始し、令和5年3月24日に選定委員会による審査を行い、現在の大工町、九日町への建設計画が選定をされております。

まず、東校区地区に災害公営住宅を整備するに至った経緯でございますが、復興まちづくり計画の策定の際に、市民の皆様の御意見をお伺いすべく、地域ごとに懇談会等を実施してまいりましたが、その中で災害公営住宅を中心市街地へ建設を要望される声が上がったということ。そして、東校区地区には、今後、利活用できる建設型応急住宅がなかったということ、また、東校区の被災者から地元に近い場所に帰りたいという要望をいただいたことなどが大きな要因でございます。

まずは、市職員による建設用地取得に向けた調査を実施しておりましたが、一団となった用地の取得は大変難しいものがあつたため、多くの日数を要し、速やかな災害公営住宅建設を実施することが困難な状況となりました。そのため、整備区域を球磨川右岸から中心市街地を含み、西校区との境と通称農免道路に囲まれた範囲と定め、事業者による土地建物提案型で公募をするということになりました。

メリットにつきましては、敷地確保に苦慮している状況において、独自の土地情報、用地確保について民間事業者のノウハウ活用が期待でき、事業者が敷地も含めて提案をすることにより市が用地確保をする時間など整備期間全体での工期の短縮が可能となり、設計者、施工者が事業当初から確定していることにより事業者の資材、人員確保等有利となり、これらのリスクの軽減が可能となることが考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 発災直後の一般質問から私は、被災者の声を、地域住民の方々の声を聞いていただきたい。このことは幾度となく申し上げてまいりました。令和3年の5月には、復興推進地域制度を利用されている益城町の住民の方々に直接お話を聞きに伺いました。このことは令和3年6月の一般質問でも取り上げておりますが、益城町の方々のお話を伺い、

この事業を進めるに当たり、町の人たちのお声をいかにたくさん密に丁寧に聞くということが何よりもこの事業を進めるに当たり大切なことだということを実感しましたので、本市においてもどうか細やかに進めていただきたいと要望いたしました。

今回の東校区地区の人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業の事業者募集要項の事業スケジュールの項目に、近隣住民への事業説明会の開催は基本協定締結後となっております。基本協定締結後に住民説明会実施との計画がなされた経緯をお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

本事業の基本協定書は、第1条定義から協定の構成、法令の遵守、事業概要と範囲、甲乙の責務などの全28条の構成でなっております。そのうち第8条近隣住民の説明において、乙（事業者）は、事業用地の近隣住民に対し基本協定締結後、速やかに事業の内容、工期の内容、工事期間、安全対策等の説明をしなければならないと記載しております。

今回の買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業の流れは、選定委員会による選定業者の決定、公表後、市と地権者で協議を行い、地権者の土地売買の意思を確認した後、市と選定事業者による基本協定の締結となります。基本協定締結をもって選定事業者による事業着手となることから、近隣住民への説明の実施につきましても4月11日の基本協定締結後の4月14日から個別訪問という形で実施をしたということでございます。

選定事業者による事業説明が実施される中、4月28日に既に事業説明を受けられた3名の近隣住民の方から、改めて住民説明会開催の要望がなされました。その際、開催日について5月9日から12日のいずれかと御要望をいただきました。また、開催場所について建設予定地に近接する飲食店の利用が可能であると御提案をいただきましたので、御厚意にあずかり、京だる様の1室にて5月11日木曜日午前10時から近隣住民説明会を実施したという流れでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 4月14日から個別訪問により説明をされていて、住民の要望で5月11日は開催されたということが分かりました。個別に訪問をしていただいているということは認識をしておりますが、やはりスケジュール的に協定締結後説明という順番が住民の方の理解が困難になったというのは事実だと思います。発災当初から各地区において住民説明会、意見交換会が行われてきました。東校区、また九日町、紺屋町再生会議においても、かなりの回数開催していただきました。私はほぼ全部の会に参加してまいりましたが、やはり参加される方が固定されているという印象もありました。その際にも中心市街地に災害公営住宅をとという御意見が多数出ていたことは、私も直接聞いております。

また、令和4年7月に九日町、紺屋町再生会議主体でまちなかにぎわい施設についてのアンケートというものを実施されています。このアンケート結果報告書は、中心市街地に図書

館機能を主とした複合施設の設置の要望書提出の際に市長へ提出されております。このアンケートは東校区17町内の3,613世帯に配布し、1,001枚が回収できております。結果を見ますと、地区懇談会へ参加したとの回答はわずか9%です。人吉市復興まちづくり計画の内容を見たことがあるが45%、見たことがないが55%でした。半数以上の方が復興まちづくり計画や地区懇談会資料等を見たことがない、すなわち人吉市の復興計画については知らないという結果です。これが現実です。この結果を踏まえて市は事業を進め、説明をより丁寧に進める必要があったと私は考えます。

募集要項に戻りますが、募集要項に景観条例に留意という記載はもちろんありますが、より具体的に人吉市公共事業等景観形成指針の記載が必要ではなかったのかと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）事業者募集要項については、第2条第5項第7号に計画する住宅等は人吉市景観条例等に配慮し、周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つことと定めております。議員御指摘の公共事業等景観形成指針につきましては、人吉市景観条例に基づく指針でございますので、本条文により公共事業等景観形成指針につきましても選定事業者が計画をする際に留意する事項であると認識をしております。

現在、選定事業者により建物の詳細設計を行っておりますが、人吉市景観条例、公共事業等景観形成指針等に基づき、意匠や色彩に関する素材など周辺の景観との調和を目指した設計にしていきたいと思います。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 本市が行う公共事業であれば、あえて指針までの掲載は必要ないと思うのです。しかし、今回は公共事業を民間業者に土地建物共に提案型というのは、本市にとっては初めての事業だと思います。人吉市は観光で生きていくんだと、街並みの形成を大切にしているんだという意気込みを業者へ伝えることが必要ではなかったかと思います。

人吉市公共事業等景観形成指針にある基本的事項を読み上げますと、1、人吉景観計画との整合性を図る。2、機能性、安全性、経済性等に配慮した設計を行うことはもとより、人吉市の良好な景観形成のための先導的な役割を果たすことに留意する。3、地域の自然、歴史、文化及び伝統等の景観特性に配慮した形態、意匠、色彩とし、これは今部長からもお話がありました。さらに適切な修景措置を講じるなど良好な景観の形成を図る。4、住む人の視点に加え、訪れる人の視点も意識し、人吉市固有の景観をより広く積極的に伝えるよう意識する。5、公共事業等の相互間の調和を図るよう努める。以上の5項目のことは、さきの5月30日に行われました住民説明会において皆様からの不安の声に沿っているのではないかと

と私は思います。これらのことを業者と市と住民が相互理解することが重要だと思います。災害公営住宅は、本市の復興の先導的な役割になるのです。これが見本になるんです、これからのまちづくりの。

さきに述べました説明会では、災害公営住宅の白紙撤回も含め様々な御意見がありました。また、その一方で、これから公営住宅への入居を楽しみに、そのことを生きがいにされ、今仮設住宅で心待ちにされる方がおられます。その方々が今回の白紙撤回の報道等を目にされ、どんなに不安になられたか。

そこで市長にお尋ねいたします。白紙撤回等々様々な御意見に対し、市長はどのように対応をお考えでしょうか。また、これから公営住宅へ入居予定の方々への説明やフォローなど、対応はどのように考えられておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人がその土地で快適に暮らす際に重要なことは様々にございますが、私は地域住民間のコミュニティ形成も重要ではないかと思っています。向こう三軒両隣といいます、日頃の親しい御近所づきあいが地域の防犯や安全、見守り活動などへ発展し、快適な住生活につながっていくものと考えております。

災害公営住宅建設事業につきましては、早期に安全な住まいを提供することが重要ではございますが、快適な住環境を御提供するためには、災害公営住宅建設を受け入れていただく地域住民の皆様と災害公営住宅の入居者の皆様との良好なコミュニティ形成が最も重要なことだと考えております。このような中、去る5月30日に近隣住民の皆様を対象とした説明会を開催しておりますが、出席された皆様からは、疑問の声や不安なお気持ちなどに加え、白紙撤回をとの御意見もいただいております、このことにつきましては、真摯に受け止めたいと存じます。

一方、この説明会に御出席されておられない近隣住民の皆様や災害公営住宅への入居をお待ちの被災者の皆様など、現時点では多くの関係の皆様への説明が、議員御指摘のとおりまだまだ足りていないと認識をしております。私はそのような皆様の御意見も伺う必要があると考えておりますことから、改めて個別に御訪問し、事業等の内容について御説明申し上げたいと考えております。

このようなことを踏まえ、当初のスケジュールを見直しながら、今後は3回目の住民説明会の開催、近隣住民の皆様への個別訪問、入居予定者に向けた説明会等を実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 公共住宅へ入居を楽しみに仮設住宅でお暮らしの方も、現在、大工町、九日町にお住まいの方も、皆さん同じく被災をされた方々なのです。その方々を分断してし

まうようなことは絶対にあってはならないことです。白紙撤回を要望されている御意見も、様々に反対の御意見も、また一日も早く中心市街地に人が戻ってきてほしいという御意見も様々にあります。今市長がおっしゃいましたように、どうか丁寧に個別にお一人お一人のお気持ちを聞いていただきたいと思います。災害住宅のように急ぐ事業とまちづくりなど時間をかけてやる事業との連携が大事だと思います。今後のまちづくりとしては、空間のデザイン、無駄かと思えるゆとりが大切ではないかと考えます。地元住民の方の御意見と、何度も申しますが入居予定の方の御意見をいま一度丁寧に、そして、また人吉市地域支え合いセンターとの連携を、支え合いセンターの職員さん方は本当に細やかに被災された方々の情報をお持ちです。その支え合いセンターとの連携をしっかりと丁寧に取られ、対応を強く要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。令和2年7月の豪雨災害の復旧・復興の工事が日夜進んでおり、それに伴い大型車両の交通量が格段に増えています。復旧・復興中ということは十分理解しておりますが、この件につきまして、福屋議員からも令和3年6月と令和5年3月に一般質問をされておりますが、私は道路交通振動による生活への影響について質問をしてまいります。日々、大型車の往来が激しい中で、主要道路の近くにお住まいの方々、大型車両が通るたび、昼夜を問わずです。24時間振動に苦しんでおられます。そのような状況、住環境に影響が出ていることを把握されているのでしょうかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

交通量の多い路線等につきまして、大型車の通行などにより騒音、振動が発生し、沿線にお住まいの皆様にご迷惑、御不便をおかけしているということは十分に把握しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 私がこの道路振動問題で最初に相談を受けたのが令和2年4月でした。まだ豪雨災害前です。すぐに道路河川課へ通行量の調査はできないかなど相談に行きましたが、目に見える欠損がないと対応は難しいとの回答でした。その後、豪雨災害が発生し、現状のような交通量の増加の状態が続いており、道路振動についての御相談も増えている状態であり、私はその後もこの問題については、幾度となく道路河川課とお話をしています。住民の方も複数人が窓口に行かれています。本市はこの道路交通振動による相談、苦情の把握はされていますか。また、どの路線で振動が多く発生しているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

大型車の通行に伴う騒音、振動に関しまして、住民の皆様から早急に改善をしてもらいたいとの御相談はいただいております。蟹作町の国道219号と人吉インターチェンジを結ぶ七地蟹作線、願成寺岩清水線、下林北願成寺線といった路線が特に大型車の通行が多いことか

ら、御相談が多い路線となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 予想どおりの路線だったと受け取りました。御相談された方々は、騒音は耳を塞げばいいが、振動はどうにも塞ぎようがないとおっしゃっています。住民からのそのような相談に対して、本市の現状把握の対応、また現地の改善はどのように行われているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

住民の皆様からは、道路河川課の窓口やお電話、市政懇談会での御意見などによりまして相談内容、改善が必要な箇所等を把握をしております。市で舗装補修が必要であると認識している箇所の場合もございしますが、相談された方と現地立会いを行い、騒音、振動の状況を再確認し、応急的な対応で改善が図られる箇所については、職員による補修作業を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 現地にて何度も立会いをしていただいていることは存じております。住民の声を直接聞いていただけることは、本当にありがたいことです。しかし、立っているときの振動とその感覚と家の中で横になっているときの感覚、また、昼間と夜間では大きく違いがあると思います。夜間でも道路の交通量はあまり変わらないと聞いております。応急的な改善をしていただいているのも把握しておりますが、やはり、この振動の問題は抜本的な道路改修が必要ではないかと思えます。

そこで、毎月実施されている道路パトロールの際に、段差や陥没など騒音につながるような異常箇所を見つけた場合、どのような対応がされているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

道路パトロールの際に舗装面にポットホールや路層の段差等を見つけた際は、職員での対応が可能な場合においては職員において補修を行っております。職員による対応が困難で、局部的に舗装補修が必要な箇所につきましては、単独事業の舗装修繕工事により対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） それでは、平成29年3月に策定されました人吉市舗装維持管理計画の維持計画の中に周辺状況の変化に伴って交通の流れが大きく変化し、大型車両の通行量が増加する場合には、想定した劣化シミュレーションでは予測できないため、急速に舗装が劣化する可能性がある。このようなことから的確な計画の見直しを必要とするため、5年に1度

の定期点検や損傷などの進み具合を確認しながら、補修計画の見直しを行いますとありますが、現在の状況はどのようになっておるのでしょうか。また、直近の見直しはいつになるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

本市の道路補修につきましては、平成28年度に策定いたしました人吉市舗装維持管理計画に基づき進めているところでございます。舗装維持管理計画につきましては、5年ごとに定期点検を行い、最新の舗装状況の把握、補修計画の修正、追加など見直しをしていくということになっております。この点につきまして、路面正常調査など専門的な車両による調査は、計画策定をこれまで行ってきてはおりませんが、職員による市内全域を対象とした毎月の道路パトロールにより、目視点検を実施し、最新の舗装状況を把握する中においては、計画の見直しの必要性はないものと判断をしているところでございます。なお、舗装維持管理計画における工事の計画年次は計画策定から20年となっており、計画に基づき進めているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 今、部長の答弁で計画の見直しの必要性はないということでした。しかし、先ほど読み上げました維持計画の補修計画の運用の段で、周辺状況の変化に伴って交通の流れが大きく変化し、大型車両の通行量が増加する場合とありましたが、今回の復旧・復興での大型車両の増加は、この補修計画運用の見直しに合致するのではないのでしょうか。さらに想定した劣化シミュレーションでは予測できないため急速に舗装が劣化する可能性がある。このようなことから的確な計画の見直しを行いますと記載されています。2回も読み上げてしまいました。計画の見直しが本当に必要ないのでしょうか。いま一度、早急な協議をお願いいたします。住民からの要望に本市が追いつけていない状況、予算も伴いますので、そのような状況だということは分かります。本市の考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

本市の道路維持補修につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用した舗装補修工事と単独費による局部的な道路修繕工事により事業を行っているところでございます。事業を行うに当たっては、社会資本整備総合交付金の活用が不可欠でございますが、交付決定額が要望額に満たないため、計画に基づいた事業実施が困難な状況となっているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） この毎日の振動により睡眠障害になられた方もおられます。振動が続く、壁に亀裂が入ったり、瓦がずれたとの情報もあります。舗装補修工事を進めるに当たり、

国の社会資本整備総合交付金に頼らざるを得ないということは十分に理解をしておりますが、予算がない、仕方がないで済ませてよいのでしょうか。騒音、振動がひどい路線の沿線にお住まいの住民の方々にとっては、死活問題です。2022年6月に環境省水・大気環境局自動車環境対策課により策定されました道路交通振動測定マニュアルの冒頭に、道路交通振動については、振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）に基づいて、市町村が測定を行うと書かれております。また、振動規制法の考え方として、振動規制法において市町村長は生活環境を保全し、国民の健康の保護に資するため、指定地域についての振動の大きさを測定し、測定結果が要請限度を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者や都道府県、公安委員会に対して所要の措置を要請する（法第16条）こととされていると記載があります。さらに、振動測定のための調査用紙も付いておりましたが、調査用紙だけで別紙が4枚、内容はとても細かく調査要項があります。それだけ振動による人体への影響が重要視されていることだと思います。このように、まずは測定をし、現状を細かく把握していただくよう要望いたします。

道路振動の被害は睡眠障害のような生理現象だけでなく心理的影響の報告もされているところですが。浸水の被害は受けていないものの、この現状は二次災害であると思っております。舗装の改修が必要な路線については、社会資本整備総合交付金だけに頼るのではなく、単独費での早急な工事対応により、1日も早い改善を強く要望いたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） それでは、引き続き質問を続けさせていただきます。

では、3番目の項目になります。人吉市子ども・子育て支援事業計画、これは第2期ですね、について質問をしております。小学校、中学校のトイレへの生理用品の常備についての私の質問は、今回で4回目となります。なぜこんなに質問を重ねるのか。今もなお子供たちからの声、保護者の方々、女性たちからの声があるからです。これが現状です。新年度を迎え、校長先生、養護教諭の先生、教職員の先生方、教育委員会も異動があり、新体制となりました。そこで生理用品の常備についてのこれまでの協議、情報の共有、また、さらなる協議はされているのか。その内容についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） 議員の皆様、こんにちは。では、お答えをいたします。

遅滞のない学校運営、そして、何よりも子供たちの教育環境づくりを進めていくため、引継ぎは確実に行っていただいております。

学校の生理用品の常備につきましても、今年度市内に新しく配属された校長先生には、これまでの経緯や課題、取組事項につきまして、私のほうから学校に出向き直接説明をしておりますし、各学校においても校内又は担当者間で共有を図っていただいております。今後も校長会や教頭会、養護教諭部会などの場におきまして、情報の共有を継続してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 教育長自らお出向きになられて事情を共有していただいているということを実際に感謝いたします。さらなる協議が重ねられることと期待いたします。協議が継続されていることもとても安心をいたしました。

令和2年3月に策定されました第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画、これは健康福祉部の所管ではありますが、令和5年4月1日より、こども家庭庁が創設され、こどもまんなか社会を目指す理念のもと、あえて、この人吉市子ども・子育て支援事業計画の中から質問させていただきます。

この事業計画の基本理念として子供の最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、子供の視点に立ち、子供の生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするのが重要と書いてあります。そこから、子供の視点、親育ての視点など多岐にわたり計画がされておりますが、この基本理念を読み解いただけでも小学校、中学校トイレへの生理用品の常備ということが基本理念にかなっていると考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

人吉市子ども・子育て支援事業計画では、目指すべき方向性を「いのちを育み、えがお煌めく、ひとよし」と定め、様々な施策を通して子供の最善の利益の実現を目指す計画となっております。この中で市内小中学校の生理用品の常備につきましては、具体的な表記はございませんが、計画の基本目標に掲げる子供の健やかな成長に向けた環境づくりの一つの施策になるものであろうと存じます。

子供たちの生きる力の基礎を育むという義務教育段階における基本的な考えを念頭に置きまして、昨年度は、議員御存じのとおり、各学校において4か月の試験的な設置を踏まえたアンケートを実施し、その結果から見えてきたことを関係者と情報交換、協議を経て、引き続き保健室に生理用品を常備しているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 前回の3月の一般質問でも申し上げましたが、熊本県教育委員会の県立学校における生理用品の常備への根拠の中に、従来の保健室等の常備に加え、学校内に非

対面で生理用品を常備する場所を新たに複数箇所設置するとともに、生理に関する相談体制のさらなる充実を図ると書いてあります。熊本県は昨年度に引き続き、令和5年度も生理用品の常備への予算がついています。私も所属しております熊本県女性議員の会の情報ですが、熊本市、山鹿市、上天草市、合志市、西原村に続き、令和5年度から新たに荒尾市と長洲町が設置、玉名市は校長判断で設置の学校もあるとのこと。内閣府男女共同参画局の調査によりますと、生理の貧困にかかる取組をしている地方公共団体は、令和3年5月時点で255団体、2か月後の7月時点で581団体、たった2か月で約倍です。令和4年7月時点で715団体との報告があります。この数字だけでも関心の高さが伺えます。

厚生労働省が令和4年2月に実施した生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査によりますと、自治体での無償提供を知らない、まだ知っている人も利用したことがないという方が約半数で、その理由として人の目が気になるからが7.8%、申し出るのが恥ずかしかったからが8.5%、対面での受け取りが必要だったからやめたというのが6.2%との回答があり、これを踏まえての地方公共団体の取組を調査しましたところ、この1年間で変わった点は、人目を気にせず受け取れるようにしたGIGAスクール構想に基づき導入した1人1台の端末を活用し、児童生徒が周りの目を気にすることなく端末を通じて相談を希望する教諭へ生理用品の提供を求めることができるなどとの取組の紹介がありました。

では、人吉市子ども・子育て支援事業の中にも子供の貧困対策推進計画が策定されており、その中の「貧困について」という項目に、「本市の全ての子供たちの健やかな育ちを支援することを目的としています」とあります。基本理念と同じく貧困対策の面からも生理用品の支援は合致するのではないのでしょうか。また、世の中が非対面での支援に流れが変わっていることも含めてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

子供の貧困対策推進計画には子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、基本方針として生活就労の支援や経済的支援策の必要性を記載しております。教育の質が家庭の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることはあってはなりません。貧困対策という観点から申し上げれば、様々な家庭環境により支援が必要な子供に対しては早期の発見及び支援を行っていくためにも、現在の保健室への生理用品の常備がより対応できるものと存じます。ただ、現状といたしまして、保健室に常備してあることを知らない子供の存在や保健室にもらいに行くのが恥ずかしいと感じている子供の存在、養護教諭が保健室に不在の場合などの課題もございます。この課題に対する対策といたしまして、状況に応じた判断力、行動力を高める指導の充実や、保健室常備のアナウンスの工夫、取りに行きやすい保健室の環境づくりなどについて、今徳川議員も言われましたことも含めまして、今後各学校で取組を進めていくよう、また協議を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 保健室への常備が必要ではないと言ってるのではないんです。もちろん保健室で常備をしていただいて、養護教諭の先生方に個別に対応していただくことの大切さ、重要さは十分分かっております。今、教育長も申されましたように、保健室に行けない子供たち、その子たちをどう救っていくのか。どうやったらその子たちが救えるのか。その子たちを教育の観点から、その子たちが自発的に取りに行く、自分で助けてと言える子供たちに育てていく、そういうのも大事かもしれません。でも、例えば、これも実際に聞いた話、私が対面した子供の中にもいましたが、学校に行くのがちょっと渋られている、あまり学校に行きたくない。そこに生理用品の心配がもしついてしまっていたら、「もう今日は学校に行かんどこうか。」となるんじゃないかと思うんです。実際、そういうお母さんの声を聞きました。そこで学校に行ったら安心してトイレに行ける。安心して給食が食べられる。それが不登校を防ぐ一歩になるかもしれないんです。もしかしたら助けになるかもしれない、そのわずかなサインだったり、わずかな手がかかろうとしているような子供たちを救うことが、そういう子供たちにも教育的な観点から自分で助けてと言える子供たちに育てなければいけないと言わなければいけない教育長のお立場もあるんでしょうけれども、私は母親の目線からそういう子供たちを何とか手を差し伸べてほしい、ちょっとでものきっかけを見逃さないでほしいということをずっとこれまでもお伝えしてきたんです。今までの教育長とのやり取りの中で、令和5年3月の教育長の御答弁の中にも、本当に必要な子供に行き渡らなかったというお言葉がありました。それを何回も議事録を読み返してみました。では、本当に必要な子供がいるということは、必要ではない子供もいる。自分で用意できる子もいるということなのでしょうけど、そういう児童はどこで線引きを学校側がするのでしょうかということころです。手助けが必要な子供、必要でない子供、じゃあ、必要でない子供には手は差し伸べなくていいのか。必要な子と必要でない子はどこで線引きをするのか。本当に必要な子供に行き渡らなかったからトイレの設置には至らない、要らない。では、その子を救うための設置への方向はお考えはないのでしょうか。教育長に再度お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

本当に必要な子供に行き渡らない状況、この主な原因は、自分のものがあってもトイレに設置してあるほうを使ったり、今まで持ってきていた子供が持ってこなくなったりすることによるものでございます。児童生徒への継続的な指導を充実し、保健室への常備を基本としていきたいと考えております。ただ、予期せず急に必要となった場合などは保健室に取りに行く余裕もないかと思えます。そうした場合にも確実に対応できる環境づくりが課題であると常々思っておりました。このような場合を想定いたしまして、例えば、トイレの見えない入り口などの部分に吊り下げ型の袋など、その中に生理用品を常備し、その常備の理由を併せて掲示するなどの方法も考えております。女性としての大切な習慣と自己管理能力を高め

る指導の充実や様々な状況下での適切な判断力や行動力を育む指導の充実など、こういう教育的な視点、また管理する学校現場における負担の視点など、総合的な検討と学校現場の理解が必要となつてまいりますので、校長会や養護教諭部会等の場におきまして協議しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 今、教育長からトイレの入り口に吊り下げ型の用品を準備する検討を、今、されているところと伺いまして、すごくうれしく思います。本当に急にという子は、いつもは自分で用意できる子もやっぱり突然はやってきますから、そういうときに本当に助けになるんじゃないかと、もう何より安心。学校に行ったら安心というのが義務教育の中でとても大事だと思います。教育的な観点からも必要でしょうが、そこは、今、教育長が言ってくださいましたように、何とぞ早くその設置がかないますことを望みます。

もう一つ、管理する側の視点からというのを申されましたが、トイレトペーパーも、これも前回は申しましたが、トイレトペーパーの設置ができて生理用品の管理ができない。それがちょっと現場の視点からというのが私には納得できません。子供たちの安心のためには、それはもちろん先生方や、また子供たちも一緒に協力して、それをどういうふうに設置するのか、どうやって運営していくのか。それもまた教育的な視点じゃないかなと思います。さらなる協議を本当に望みます。

ここに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」というのがあります。これは令和元年6月に制定されたものなんですけれど、この第1条、一番最初の目的のところをちょっとだけ紹介させてもらいますと、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、全ての子どもが心身ともに健やかに育成される」と書いてあります。つらつら書いてありますけど、やっぱり私は生まれ育った、たまたま人吉市に生まれた。人吉市に生まれたからよかったと、人吉市で子育てできたからよかったと思ってもらえる人吉市に、私は何度もこれは申していますけれど、人吉市で子育てしたい、人吉市だから子育てしたい、そう思ってもらいたいんです。熊本市に生まれたならそういう支援が受けられて、今度、長洲町とかも設置がされていますけれど、長洲町の子供たちにはそれが受けられて、人吉市に生まれたらそれが受けられない。やっぱりそういうことはあってはならないのじゃないかなと思うんです。生理用品の常備が貧困だけの対策ではないとは思っています。ジェンダーへの平等の観点からも必要です。貧困だからこの生理用品の常備を私は重ねて質問しているわけではありません。いま一度、子どもを真ん中に置いて協議をしていただきますように、子供の目線で、そしてまた子供の人権をもう少し深く考えていただいて、協議を重ねていただきますように強く要望いたします。

それでは、最後の質問へまいります。冒頭でも申し上げましたが、さきの統一選挙で市長

が掲げられた市民の皆様とつくったマニフェストの中に、公共施設への生理用品の設置が上げてありました。これは令和5年3月の私の一般質問でも取り上げていました。その際も市長にとっても前向きな答弁をいただきましたので、かなり期待をしております。そこで、公共施設トイレへの生理用品の常備の実現に向けた取組、協議はされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

公共施設への生理用品の常備につきましては、市長の選挙公約の一つでございまして、これを受けまして庁舎を管理しております行財政改革課が主体となり、公共施設の管理部署に呼びかけまして協議を始めたところでございます。

協議の前提としましては、生理は女性が生きていく上で起こる生理現象であり、生理による女性のストレスや不安を解消し、性差に捉われないSDGsのジェンダー平等の実現を図るため、市の公共施設において対策を検討することを確認したところでございます。

しかしながら、ひとえに公共施設と申しましても、様々な利用形態、目的がございましてことから、一律に対応が困難な状況もございまして、今後そのような施設の課題等を各部署で共有し、どのような形で実現できるか、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） とても前向きな協議がされていること、また、その協議の中に女性の職員さんが率先して動いてくださっているということを伺いました。本当に頼もしい限りです。

では、今後、具体的な進め方として市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

さきの市長選挙におきまして、今後4年間取り組む施策を公約として掲げさせていただきました。私といたしましてもこの公約はしっかりと進めてまいりたいと考えていますが、実現に向けては様々な課題があることも十分承知をいたしております。そのため、まずは関係者がお互いの考えを共有する協議を行うことから始めていきたいと思っております。公約の一つであります公共施設等への生理用品の常備につきましては、先ほど総務部長も答弁いただきましたが、生理による女性のストレスや不安を解消し、性差に捉われないSDGsのジェンダー平等の実現を図ることを目的として対策を講じる必要がある施策と考えております。しかしながら、どのような形で実施していくかという点では、そこにも多くの方々に関係し、それぞれの思いや見解をお持ちであるわけですので、私といたしましても十分に議論をいただき、合意形成、結論を出していただきたいと考えております。

今後につきましては、現在、行財政改革課を中心にそれぞれの担当部署において協議を進

めており、この目的をそれぞれが共有しながら、各施設の課題を解決すべく鋭意検討を重ねることで、より多くの施設で常備できるよう進めることができればと思っております。なお、本庁舎や保健センターにおきましては、特に大きな課題等もないとの報告を受けておりまして、試験的な意味も含めまして、7月以降、実施ができればと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） これまた、もう早速に本庁舎と保健センターのほうで7月からという答弁をいただきました。女性、ジェンダーの問題から言うと貧困だけではないという、先ほどもから私が何度も申していますが、やはりこれは女性だから守らなければいけないというのはちょっと違いますけれども、性的なマイノリティといいますか、女性だから、子供たちのことを思うとちょっと、やっぱり女性だから男性だからということではなくて等しく皆が守られて生活ができる。安心できるということがやっぱり重要なと思います。7月からの設置、すごく期待しています。

公共施設への生理用品の整備が整うということは、もしも避難所が開設されるときに、既に避難所のトイレには生理用品の常備がされているということになります。これが本当に大事なことです。子供たちが真ん中において、御高齢の方がその周りにおいて、また、障害がある人もない人も住みやすい優しい人吉市、日本一優しい人吉市、そんなまちに観光客の方も訪れたいかならないでしょうか。これは市役所だけで、行政だけでできることではないと思います。私たち住民も一体となって、災害に強く、日本一優しいまちにしようではありませんか。そこに市長の熱い思いをぜひ住民の方に伝えていただきたいと思います。先ほどの災害公営住宅のことも行政はこういうふうに住民のことを思っているんだ。誰一人不幸になるような人は出たくないんだということを、皆が幸せになるためにこの事業をするんだというところを熱く語ってほしいなと思っているんです。私たちにとってこの人吉市は、本当に、市長がいつも申されていますが、選ばれる人吉市、子育てするなら人吉市と言われるような日本一優しいまちになることを強く望み、これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時41分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5番議員、牛塚孝浩でございます。

さて、今回、私は4月の地方選挙におきまして市議会議員2期目に当選をさせていただきます。

ました。私はその使命として、1期目と変わることなく地域に寄り添い、声を聞き、そして届けてまいりたいと思います。

また、コロナ禍や令和2年7月豪雨災害からの復興の加速と経済の回復、行政サービスの向上、さらに1期目で学んだ多くの課題に対して動いて変えることであります。草莽崛起の気概を持って市民の皆様の負託に応え、粉骨砕身努めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に、交通安全対策について、2点目に、農業全般の支援と振興施策について、3点目に、本市同一住所問題について伺ってまいります。

まず、安全・安心なまちを目指すに当たり、第6次人吉市総合計画の基本理念でもある「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。」の実現に向けては、災害からの復興、そして生活の再建が最重要課題であり、施策の加速化が重要であると思っております。と同時に、顕在化する課題への取組についても待ったなしで進めていかなければならないとも思っています。

1点目の交通安全対策については、多岐にわたると認識をしておりますが、まず、町内座談会などでもよく要望が出ております、通学路のカラー舗装について伺います。このことについては、随時実施していくということで伺っておりますが、市民の方からはいつ実施してくれるのか。なかなか改善してもらえないという声を聞きます。そして、現在、どれぐらい要望があっているのか、路線数と実施計画について伺っておきたいと思っておりますが、随時、追加での要望もあっていると思っておりますので、現時点で整理されている分だけで結構でございます。よろしくお願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

通学路における路側部分のグリーンベルトにつきましては、本来、歩道を整備し、物理的に歩行空間を確保する必要があると思いますが、歩道整備につきましては期間を要しますことから、歩道がない路線において児童生徒の安全確保の観点から、視覚的に歩行空間を示すために設置しているものでございます。このグリーンベルトにつきましては、教育委員会、PTA、交通管理者、道路管理者等で構成されております通学路合同点検におきまして、毎年1回、設置が必要な箇所を確認しております。現在、通学路意外にも保育園等も含めまして、新規設置として10件、更新が必要と思われる箇所が3件ございます。

完了時期についてでございますが、グリーンベルトにつきましては、区画線、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設を含めて緊急性の高い路線から事業を進めているところでございます。そのようなことから、現段階で完了時期についてお示しすることはできませんけれども、できるだけ早く整備を行いまして、児童生徒の安全・安心な通学を確保したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） できるだけ早く整備を行いたいということで答弁をいただきました。

横断歩道やセンターライン、それから路側帯についても消えかかっていたり、実際もう既に消えているようなところもあります。せめて通学路につきましては早急に、できれば要望が上がったその年度内には対応していただきますように努力をお願いしたいと思います。

次に、最近というか数年前からなんですけれども、右側を走行する自転車、それから、左側を通行される歩行者、これを以前よりよく目にするようになったと感じております。これは私だけではないと思います。ひやっとする場面が結構あって非常に危険だと思いますので伺いたいと思いますけれども、近年の幼稚園や保育園、それから小中高校などで実施をされている安全講習とか指導について、年齢に応じて内容も違ってくるとは思いますけれども、どのように実施をされているのか伺いたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

本市が実施しております交通安全教室につきましては、幼稚園や保育園、学校などのほか、老人クラブなどから開催依頼を受け、それぞれの年齢層に応じて行っております。園児、児童、生徒に対する交通安全教室の具体例を申し上げますと、まず、幼稚園、保育園児に対しましては、動画の視聴や可搬型信号機を持参し、道路の安全な歩き方などを指導しております。小学校の交通安全教室では、主に歩行者は右側、自転車は左側を通行するなどの交通ルールについて指導を行っているところです。具体的には、1年生や2年生につきましては、可搬型信号機を学校に持参し、グラウンドで実際に道路歩行や横断歩道の渡り方についての指導を行っております。また、3年生以上につきましては、自転車の発進や停車の仕方など、正しい自転車の乗り方の指導を行っており、さらに中学校や高校では、人吉警察署の御協力により、交通安全の講話や動画視聴、危険予知について考える座学などを実施されております。また、併せて、相手を思いやる心を育む交通マナーについても指導を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 中学生以上には思いやりやマナーについても指導をしているということでございました。また、老人クラブなどでも実施しているということですが、ルールを守らない大人というのが非常に多いと感じます。目的地とか路線の在り方なんかでも、何らかの事情で右側を行かなければいけなかったり、左側を行かなければいけなかったりと事情があるのかもしれませんが、ルール違反によって危険度が増すということは事実であります。市としても随時、この危険度が軽減されますように、路線の在り方などについても見直しや対策をお願いしておきたいと思っております。

以前、豊永議員から自転車の保険の加入について質問があっておりましたが、自転車によ

る重大事故が増加傾向にあることから、今年4月より自転車に乗る全ての人に対してヘルメットの装着が努力義務となりました。皆さん御承知のとおりです。そこで、本市の自転車の保有台数について、私もちょっと調べてみたんですけれども、把握は難しいと思いました。ですので、そこについては質問をしませんけれども、相当台数あると思われます。もし分かるようであれば教えてください。

また、ヘルメットの装着が努力義務化されてから、いろんな形のおしゃれなものを着用しておられる。そういう姿を多く見かけるようになりました。これについては大変喜ばしいことでもあります。そこで、本市のヘルメット着用率、ここについて把握されているのか伺っておきたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

本市における自転車の保有台数につきましては、議員がおっしゃいますように自動車等と異なり登録が義務づけられているわけではございませんので、把握はできておりません。

次に、自転車のヘルメットの装着率についてでございますが、人吉警察署に確認したところ、本市でのヘルメット装着率は、これまで調査を行ったことはないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 大体予想したとおりの御答弁だったと思うわけでございますけれども、ヘルメットの着用率については、2020年8月のデータではありますけれども、愛知県が29%で全国1位でした。2位が長崎の26%と続いております。熊本県ですが、今年2月から3月に警視庁が行った目視調査の結果では7.8%だったそうです。自治体によっては、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定しているところもありますし、熊本県も平成27年3月に制定をされております。本市は観光での自転車利用促進においても、その辺をきちんと定めておく必要があると思うんです。人口減少が進む中で貴い命を守るためにも、意識づけという部分でも大変必要だと思います。この条例の制定について、市のほうではどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

本市でも自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を定めるべきではないかとの御質問ですが、まず、熊本県内の市町村において自転車の安全利用に関する条例が制定されているのは、今年の4月現在で熊本市のみとなっております。熊本市では自転車の利用者も多く、放置自転車対策を含む安全利用に関する条例を昭和61年に制定されており、ヘルメットの着用、保険加入などが条例に盛り込まれております。

また、熊本県においても保険加入を盛り込んだ自転車の安全利用に関する条例を平成27年に制定されているところでございます。本市におきましても、観光客の増加も視野に入れ、

熊本県条例以外の部分で子供たちを守る本市独自の条例制定が必要か調査研究を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） よろしく願いをしておきたいと思います。

ヘルメットの普及に関しましては、上限を定めて購入補助をしている自治体もあるようです。なぜならば、着用しない場合の致死率、これが2.2倍に上がるからだということであり、折り畳み式とか軽いヘルメットも多く市販をされているようですけれども、安全性、それから強度、素材やデザイン性など価格も性能もそれによってまちまちなのかなと想像をしておるところでございます。

そこで、成長の過程でサイズも変わるであろう小学生に限って、いっそのこと入学と同時に支給ができないかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。成長に合わせて購入頻度が増えれば、当然、保護者の経済的な負担も大きくなりますので、その辺について本市の考えを伺いたいと思います。

○教育部長（小澤洋之君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

先ほど市民部長の答弁にもありましたように、各学校では子供たちの発達段階に応じた安全教室が行われているほか、交通安全についての意識の向上に向けた指導を日常的に繰り返し行っていたいております。

また、各学校では生活の決まり、約束ごとが定められておりまして、その中に自転車利用の決まりが定められております。学校によりましては、その校区の交通事情等を踏まえて若干の違いがございますが、公道での自転車利用の許可はおおむね3年生、もしくは4年生以上となっております。1年生や2年生は家族の目の届くところであるとか、保護者と一緒のときだけといった制限が設けられております。

また、小学校入学時は成長の個人差も大きく、まだ自転車に乗れない子も多くおりますし、様々な理由から自転車に乗りたくても乗れない子もおります。また、各家庭の考え方や実態によりまして、小学校入学時点では自転車を使用、利用させていない。もしくは、自転車が準備できていない、そういった御家庭もあると考えられます。そういった状況を考えますと、議員おっしゃいます小学校入学時にヘルメットを一律に支給したり補助金を出したりすることにつきましては、ちょっと慎重に考えたほうがよいのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 様々な理由から、そして背景から一律に支給はできないということにつきましては理解をいたしました。また、おっしゃるとおり、慎重に考えなければならないとも思います。しかし、中学校の部活動の地域移行など、移動の頻度であるとか、人の流れ

が変化していく中で、今後の交通安全対策は大変重要であると存じますので、できれば小学校3年生とか4年生とかぐらいになったときには、この支給というものができないか。その方向で検討いただけないかを伺います。

○**教育部長（小澤洋之君）** お答えいたします。

御質問のヘルメットの支給又は補助でございますけれども、教育委員会といたしましては、議員おっしゃいますように、その支給又は補助を行う時期によっては効果があるものと考えておりますので、その実施の方法、時期、内容等につきましては、今後探ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** ありがとうございます。通学路の整備、それから道路の路面表示の改善、安全教室や交通ルールの周知徹底と重ねて、県内でもヘルメット装着率の高い安全・安心な自治体モデルとなるような取組をお願いをしておきたいと思っております。できましたら、せめて補助金の新設については、物価高騰対策としても御検討いただければありがたいと思っておりますので、その辺をお願いをしてこの質問は終わります。

2点目にまいります。農業全般に関する支援と振興施策について伺ってまいります。本日、田中議員からも類似する質問がっており、重複するところがあるかもしれませんが、私の視点から伺ってまいりたいと思っております。

総務省統計局のデータから見る都道府県別農家数では、令和2年現在、全国で174万7,079戸、うち販売農家数が102万7,892戸で、自給的農家数は71万9,187戸ということでした。熊本県では4万7,879戸で、うち販売農家数が3万2,529戸、自給的農家数が1万5,350戸ということであります。調べた内容は、現在と3年ほど開きがありますので、皆さん目安として認識をいただいた上で本市の現状について伺っていきたいと思っております。

まず、令和4年度版人吉市統計年鑑によりますと、直近での農家数は令和2年現在で885戸ということであります。さきに述べた販売農家と自給的農家数についてアバウトになるかもしれませんが、どれぐらいの比率に分かれるのか伺っておきたいと思っております。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、お答えをいたします。

人吉市統計年鑑のデータは2020年、いわゆる令和2年の農林業センサスのデータでございますので、農林業センサスによりますと本市の総農家数885戸に対しまして、販売農家数、これは530戸でございます。自給的農家数は355戸となっております。これを比率、割合で示しますと、総農家数に対する販売農家数は59.89%、約6割でございます。自給的農家数は40.11%でございます、約4割ということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 大体比率、件数等が分かったところでございますけれども、この885戸のうち販売農家と自給農家、非常にグレーな部分もあると思うので、どれぐらいの方たちがこれから質問していく内容に当てはまるかは分かりませんが、農家が抱える問題とか課題というものは、高齢化や後継者問題、これも先ほど触れておりましたが、そういったことに限らず、農地の集積や水問題、それから収益性や人手不足など本当に多岐にわたると思われまいます。これまで国や県、本市が行ってきた農家支援の主なものについて伺っておきたいと思ひます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

本市はこれまで行ってまいりました農家支援の主な事業につきましては、令和4年度予算で国・県事業と市単独事業に分けてお答えをさせていただきます。

まず、国・県事業としましては、先ほど申しました販売農家を支援いたします経営所得安定対策等交付金、新規就農者を御支援いたします農業次世代人材投資事業、農家の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために御支援申し上げます中山間地域等直接支払事業、それと化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を御支援いたします環境保全型農業直接支援対策事業、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置きました農地利用の姿や農地利用者を明確化した、いわゆる人・農地プランの策定、それらに必要な取組を支援いたします人・農地将来ビジョン確立実現支援事業がございます。これは国・県の事業でございます。

続いて、市単独事業としましては、農業の経営安定向上、自立経営体の育成、農産物のブランド化につながる農業事業に対しまして、必要な条件整備、これは農業機械、施設の整備であったり、先進的な技術の導入でございますが、これらに関わる経費の一部を御支援する人吉市農業活性化対策事業、GAP及び有機農産物認定に係る手数料の一部やエコファーマー申請に関わる土壌診断費の一部を御支援いたします環境保全型農業総合推進事業補助金などがございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 国・県、そして市による単独事業まで詳しくお答えをいただいたところであります。非常に多くの支援や補助事業があるということが分かりました。しかし、それでも農家数は減少しているというのが現実だと思ひます。各種補助金の活用などについては、引き続きの支援をお願いしつつ、プラスして、これからの農業に必要なのが人手の補填、それから後継者、これは世襲以外まで幅を持たせて、その辺を埋める対策の構築が必要であると思っております。人手不足や効率化などにおいては、近年、センシング技術やIoTによる農業機械の自動化などスマート農業が注目をされ、これは農業だけには限りませんが、その効果についても理解はしているつもりでございます。ただ、費用対効果について

は、農業法人などに代表される大規模な農家に限ってメリットがあるのかなと思うところです。

そこで、繁忙期に人手不足を解消するための手立てとして、民間がやっておられる農業サポーター制度というものがありますが、農家に取り組もうとする際にネックとなっているのが、この企業に支払う負担金であります。決して高額ではないんですけど、少しでも経費は抑えたいというのが人情といいますか気持ちだと思います。そこで、今後農家に取り組みやすいように、この辺を制度化をして支援ができないか伺っておきたいと思います。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

民間の農業サポーター制度としましては、先ほど議員から御紹介がありましたが、一例ではございますが、とある地場企業が個人と農家のつなぎ役として仕事を頼みたい農家と農業の仕事をした人をつなぐスマートフォンのアプリでマッチングをさせる農業求人サイトを立ち上げられております。このアプリを利用する農家は、働き手1名につき1時間当たり300円の手数料をその地場企業へ支払うシステムとなっております。作業賃金自体は農家自身がお決めになられ、作業された方に直接、又はその当該アプリを持っている地場企業が代行してお支払いするという仕組みでございます。当該地場企業のお話をお尋ねしましたところ、現在、本市で利用している農家は誰もおられないということではございました。

次に、農家に支払う手数料の支援につきましては、現時点ではあくまでも地場企業が個人と農家をつなぐプラットフォームとして農家から手数料をいただくことで民間として運営をされているということでございますので、現時点で直ちに市が手数料の御支援をするということにつきましては、今少し状況を見極めてみたいと存じ上げるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** 決して民間の手先ではございませんが、現時点では難しいということでありました。公的補助ではないから、民間企業への部分に関してはやっぱりこれは難しいのかなと思ったところでございます。私もお話を聞いたわけでありましてけれども、その際、ネックになっている手数料を払わなくても利用できるお試し制度というものを提供しているということでありましたので、その辺も含めて制度を御存じない方へはお知らせをさせていただければよいのかなと思います。

次に、サポーター制度とは別の振興策になりますが、五木村は産業の維持や移住・定住、移住促進を図るため、国の特定地域づくり事業協同組合制度というものを活用して、五木村複業協同組合、複業の「複」は複数の「複」と書きます、を設立をして事業を開始しておられます。また、あさぎり町でも今年あさぎり地域づくり協同組合が設立をされて、人手不足で悩む複数の農家に人材を派遣できるようになりました。いずれも総務省の過疎対策事業ですが、本市にも高齢化や人手不足、後継者などの問題を抱える農家の方はたくさんおられる

と思います。そのような農家の方を対象にこの制度を活用した取組というものが本市でもできないのか伺います。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

議員がおっしゃいました総務省の特定地域づくり事業協同組合制度につきまして、若干御説明を申し上げましてお答えをさせていただければと思います。

この制度の根幹になっている法律につきましては、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律と、非常に長い法律でございますけれども、この法律の第一の目的でございますが、地域人口の急減に直面している地域において、本市のような過疎地域でございますけれども、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることを鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定、その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくりを推進し、併せて、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とするということでございますので、働き手、担い手を確保することによって、地域の活性化を図っていくと。おっしゃったとおりの趣旨でございます。これにつきましては、五木村の五木村複業協同組合やあさぎり町のあさぎり地域づくり協同組合と同様な取組が本市でもという御質問でございますが、本事業はまずは、利用主体となる組合員が核となられまして、行政としましては、当該制度を活用して、その活動を支援するものと認識しております。ついては、本市の地域における需要、いわゆるそういう方々を人材を使いたいという需要がどの程度あり、かつ加入される組合員が本事業が成り立つように常時その制度を利用していただいて、いわゆる賃金を払っていただいて利用していただくのを見極める必要があるかと存じます。

また、人材の不足は、農業にとどまらず、本市におきましては商工、観光、建設、福祉分野など多岐にわたっておりまして、特に豪雨災害からの復興を目指す観光業や飲食店におきましては、深刻な問題となっておるところでございます。特定地域づくり事業協同組合制度は、議員もおっしゃいましたように、地方の課題を解決するために大変有効な制度と認識をしております。実は、先日、6月5日に五木村にて実施されました同制度のサミットにも経済部の雇用担当の職員を参加させたところでございます。今後、これまで述べました状況も踏まえまして、本市における制度活用についてさらに検討をしてみたいと存じているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** 大変有効な制度として認識をしているということが分かりました。制度の活用については、先ほどおっしゃいましたように需要について調査をいただき、ぜひ人吉市のほうで音頭を取っていただいて、前向きな検討をお願いしたいと思います。

また、答弁をいただきましたように、確かに、農業に限らずあらゆる分野での人手不足というのが深刻にはなっています。このことは私も重々認識をしておりますが、今回は農業に関して通告をしておりますので農業関係に絞って質問を続けさせていただきます。

そもそも農家ではない方が農業サポーター制度の利活用にしても、特定地域づくり事業にしても、農業に興味があるけれどもまずは経験をしてみたいと、転職はすぐできないけれども、こういう経験をすることでいろんな可能性を見だしたいということで、いろんな不安があると思うんです。収入の見込みが分からないとか、生産ノウハウや販路がないなど、実際に体験をしてみないとその一步を踏み出せないという方がほとんどではないかと思います。

そこで重要なのが、この農業への入り口、とっかかりを広くするためにもサポーター制度などで体験をするということが大変意味のあることだと思っています。また、特定地域づくり事業協同組合については、従業員の安定的な確保にも寄与して、転出防止の効果も期待できるものです。そこで、本市だけでの取組が難しいようであれば、近隣自治体も巻き込んで広域での取組というものができないのか、この辺を伺っておきたいと思います。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

家業が農業でありながらも様々な事情により他業種にお勤めの方や、遠方にお住まいの方をはじめ、また、これまで全く農業に関わったことのない方でありましても、農業に御興味を持っていらっしゃる方が一定数おられるという認識は我々も持っているところでございます。

また、議員もおっしゃいますように、農業に興味を持っていらっしゃる方でありましても農業経験がない場合、初めの一步を踏み出して前に進んでいくということにつきましては、やはりハードルが高いことも併せて認識をしているところでございます。本市では、残念ながら、現在、農業への入り口を広くするための取組は行っていないところでございますが、今後、市内の農家でそういったインターンシップであったりとか研修生の受入れ等の農業体験が可能な農家の調査を行ってまいりますとともに、農業に興味のある方から御相談をお受けした場合には、相談内容に合致する農家とのマッチングを行うことで、まずは農業を始める際のそういう小さなきっかけづくりをつなげてまいりたいと存じます。

また、近隣広域での取組につきましては、本市と球磨村、山江村の農業主管課、それと農業委員会、それとJAくまで構成しております下球磨農業振興協議会という組織がございまして。その中でこのような問題提起を行わせていただき、下球磨地域におきまして議論をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** 下球磨農業振興協議会という組織があることを紹介していただきました。答弁いただきましたように、ぜひ議論を重ねていただいて、基幹産業である農業の安定

的な振興にお力添えをいただきたいと思いをします。

参考までに紹介をしておきますと、東京のウィズファーマーという会社があるそうで、ここは宇土市の網田地区のみかん畑を拠点に事業を行って、神奈川県から一家5人が移住をして新規就農を実現したということでした。御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、この会社は、先ほど言われましたように、マッチングだけではなくて新規就農者の参入から定着までトータルでサポートをする伴走型支援を行っているということですのであります。そのことによって耕作放棄地の解消や移住・定住にも効果が上がっているということでもあります。要は、農業に興味のある方の様々な不安要素を取り除いて農業への入り口を広げる、そんな仕組みづくりが、今、重要ではないかと思っています。しかも、やり方次第では人手不足の支援にもなり、世襲以外での後継者の解消にもつながっていくということだと思います。そこで、農業への入り口という部分についてちょっと視点を変えて伺いたいと思いますけれども、公務員であっても実家が農家であれば、否が応でも必然的に休みの日に家業を手伝うと、そして農業を経験するということができますけれども、そうではない方の場合、興味があっても農業ができないと思うのであります。なかなかボランティアで行きますということは難しいと思うので、そこで、ほかの地域では公務員であっても副業を認めている自治体がございます。本市の場合、この辺どうなんでしょうか。今後そのような条例の制定とかというものは考えられるのか。就農への入り口、きっかけづくりという部分に関連してこの辺も伺っておきたいと思いをします。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

農業の人手不足及び後継者不足につきましては、これまでも御答弁をいたしまして我々も重々承知をしているところでございます。また、公務員の副業につきましては、複数の自治体が調べをさせていただきましたところ取り入れているようでございますが、一例でございますが、2022年の6月に、自治体ワークスというWebの記事を見ますと、リンゴの産地である青森県の弘前市におきまして、非常に労働力不足が深刻になっているリンゴ生産の現場において、市職員の兼業を認める取組を令和3年度から開始しているとのことでございます。また、同市では、単純に認めるということじゃなくて、国家公務員規定に準じ原則週8時間以下、1か月30時間以下など本業に支障のない範囲での勤務時間を設定し、かつリンゴ農家と利害関係のない職員を対象にするなど、基準を整理をして認めているということでした。

公務員の副業につきましては、先ほど弘前市の例にありますとおり、まずは本職への影響がないことが前提でございますので、本市におきましては、現在、災害からの復興等から平常の業務にと、それぞれの職員が従事している中で、勤務時間以外の時間をどのように過ごすのかということにつきましては、課題問題もあるところでございます。

本市におきましても、国家公務員における兼業に関する人事院規則に準じた運用を既に行

っているところでございますが、状況に応じ、独自の規定を策定することにつきましては、市職員の兼業に対する住民の理解も必要と感じておりました、その見極めを含めまして、一定の慎重な対応が必要であるものと存じているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） おっしゃるとおり、本市は災害からの復興というものがまず大前提であるということは十分理解をしております。また、市民の理解についても分かります。

そこで、先ほどの農業サポーター制度について話を伺った際に、農家で仕事をしたいと登録している方についてちょっとお知らせをしておきますと、県内では300人ほどいらっしゃるそうです。中でも20代の若い方が多いということでございました。人吉球磨に住んでいる方も農家は利用されておられませんけれども、50名ほどが登録をしているということであります。農業への理解度の進化と、そして職員としてのスキルアップ、それから、就農への入り口を広げるという策の一つとして、時期を見極めた上で副業もできる体制づくりをお願いをしておきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、鳥獣被害が非常に深刻になっています。先日、実家がある上原田町では、真昼間に町内をシカが走っておりました。上漆田町でもサルによる農作物被害が深刻ですし、田野町をはじめあらゆる町内から悲鳴が聞こえています。家庭菜園でさえ被害に遭っているという情報も聞いております。そこで、本市全域での鳥獣被害について把握されている状況と実施されている対策について伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和4年度の野生鳥獣による農作物の被害額でお答えさせていただければと思います。総被害額は1,064万4,000円となっております。その概要といたしましては、ニホンジカが637万5,000円と被害額が最も高く、次いでイノシシが192万2,000円、カラス類が95万6,000円、アナグマが91万6,000円、ニホンザルが47万円などとなっております。なお、被害調査につきましては、任意の被害調査報告によるものでございますので、報告があっていない被害も含めると、これを上回る被害額になると認識をしているところでございます。

次に、その対策でございますが、まず、捕獲に関する取組としましては、捕獲実施隊に対し捕獲頭数に応じて捕獲報償費をお支払いし、銃器、捕獲罠による捕獲活動を実施いただいております。

次に、防護柵の設置等に関する取組としましては、農業活性化対策補助事業として、防除施設の設置に対して上限50万円以内で2分の1の補助制度を設けております。また、人吉市有害鳥獣被害対策協議会による被害防除策として侵入防止柵の整備を実施しております。さらに、多面的機能支払事業に取り組まれている地域におきましては、資源向上支払活動により防護柵の設置及び補修も可能となっております。このほか、追い払いを実施するための電

動ガンの貸付けやロケット花火の交付なども行っておるところでございます。

その効果につきましては、捕獲につきましては、令和4年度実績で申しますと、鹿は1,563頭、イノシシは356頭、カラスは497羽、アナグマは132頭、猿は18頭となっているところでございます。特に農産物被害額が大きい鹿、イノシシにつきましては、捕獲隊に御尽力いただき年々捕獲頭数を増やしている現状でございます。また、防護柵につきましては、設置後営農者の皆様にきちんと管理をいただいております、一定の農作物への被害低減につながっているものと認識をしているところでございます。このように捕獲隊員、営農者の皆様に鳥獣被害低減に向けて御尽力をいただいております、繁殖数の抑制や農業被害の低減に一定の効果があるものと認識をしているところでございます。しかしながら、本市のみならず全国で同様の取組が実施されている中で、議員もおっしゃいましたように、有害鳥獣による被害が年々悪化をしているとされておりまして、残念ながら、その抜本的課題の解消策ははまだ見いだされていないものと認識をしているところでございます。本市としましては、現在の取組を着実に実施しながらも、今後、効果的な対策はないか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 令和4年度の被害額についてお答えをいただきました。答弁にもありましたように、報告がないものも含めると相当額に上ると想像できます。また、対策についても捕獲への取組や補助事業、侵入防止柵の整備や設置についてお示しをいただき、効果も上がっているということの確認をできました。ただ、抜本的な解決策については見いだされていないということでございます。高齢化、それから人口減少に伴う今後の持続可能性についても正直分らない部分だと思えます。「たちごっこなんですよ。」という話もよく聞きますし、広角的な対策がないか検討していくということでしたが、鳥獣被害の増加というものは、温暖化などの気候変動、それから、そのほかにも様々な要因があると思われまして一概には言えませんが、放置林や放置竹林が増加して、里山が荒廃したということが一因だとも言われております。今回、放置竹林に絞って本市でどう捉えているのかを伺っておきたいと思えます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

放置竹林対策としましては、先ほど御質問にありましたが、里山の荒廃を解決する策として、国の制度で森林・山村多面的機能発揮対策交付金というものがございます、それらの活用を御推奨しているところでございます。この交付金は、荒廃した里山林の保全活用を目的として、地域住民や森林所有者等が協力して行う山村の活性化及び森林整備活動を支援するために設けられたもので、1団体当たり単年度で上限500万円となっているところでございます。当該交付金の申請要件概要としましては、地域住民、森林所有者、自治会等の3名以上で構成する組織で、会費の徴収等により財政基盤が確保された自立した活動組織が

申請団体の要件となるところでございます。

また、活動組織は、3年間の活動計画を作成し、年度ごとに3年間は申請する必要があり、審査も実施されるところでございます。申請につきましては、年間5回程度募集をされており、そのいずれかで熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会というものがございまして、これらへ申請いただく内容となっているところでございます。本市におきましては、1団体が当該交付金を申請されておりまして、さらに活用していただけるよう周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 国の制度を紹介いただきました。答弁にありましたように、今後、問題が深刻化をしていく前に、もっとこの制度について周知をしていただきたいと思います。竹林の保全活動に関しては、地権者も関係しますし、費用の問題などもあって取組に対するブレーキがかかってしまうのかなと思うところでありますが、今後、よい事例ができないか改めて相談をさせていただきたいと思ったところです。まず、その際はよろしく願います。しかし、鳥獣被害は本当に深刻です。隣の錦町でも非常にひどいという話を聞いておりますし、今後、人的な被害が出ないということを祈るばかりです。動物には自治体というものがないので、広域での取組がポイントになってくるのかなと思います。

そこで、笹サイレージというものを御存じでしょうか。孟宗竹を葉っぱごと粉碎をして粉末状にしたものに乳酸菌などを混ぜ合わせて、40日間発酵をさせたものということでございますが、これが家畜の飼料として使えば肉質がよくなって非常においしくなるということがありますし、要するに、家畜の育ちがいいので餌代も削減できるということでございました。ある養豚業者の話では、年間4,000万円ほど餌代が削減されたそうです。また、農場では肥料として使うことで土壌が改善されて、サツマイモでは基腐病を抑制する効果があったとして、産官学での実証結果も出ているということでございました。その原材料が全国的に問題となっているこの放置竹林の竹であります。竹林の伐採については地域や形状によって差があると思いますが、100坪辺り80万円ほどの費用がかかるとも聞いています。この竹林を高齢化で管理ができなくなった地権者に代わって、無償で伐採、回収をしておられます。今後についてはどうなのかという分についてはちょっと確認ができておりませんが、何とそういう会社が近くの都城市にありました。随時規模を拡大されておられるようですので、そのような民間企業と協定を結ぶことで、あるいは誘致をすることで放置竹林の解消と加えて、里山の保全、そして、それに伴う鳥獣被害の低減など、様々な問題の解決にもつながっていくものと思うところです。もって農業全般の支援と振興にも寄与すると考えますが、本市の考えを伺っておきたいと思えます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

御提案いただきました笹サイレージに関わる産官学の連携の取組につきましては、恥ずかしながら存じ上げていなかったところをごさいます、インターネット等で調べをさせていただいたところをごさいます。非常にSDGsの観点からは優れた取組をごさいます、本市でも事業として実現できるのであれば、放置竹林の解消とともに、いわゆる飼料高騰等の対策等につきましても期待できるものがあるかと存じたところをごさいます。つきましては、早速、当該事業を行っている企業へ少しアプローチをさせていただきまして、お話を聞かせていただいたり、あるいは様々な御質問をさせていただいたりとか、本市の竹林についても、いわゆる伐採として対象になるものであるのか等もつきまして、また、さらに先ほどお話がありましたように、隣接と言いましても少し遠隔でございますので、本市への事業展開の可能性等も含めまして、1回お尋ねをしてみたいと考えているところをごさいます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 早速アプローチをするということをごさいました。このような取組は、問題解決のための活動で生まれた副産物、これが笹サイレージですけど、そういったものが商品となって農業、そして畜産業まで波及をし、答弁でございましたようにSDGsの考え方にものっとなっておりまして。大変有効な取組だと思っておりますので、ぜひお話を聞いた上で取り組めるところから取り組んでいただきたいと思います。既に、南大隅町ではこの実証結果を受けて、今年度から補助事業も開始をするということをごさいました。情報を共有いただきまして、ぜひ取り組んでいただきますように期待をしておきたいと思っております。

市長は、本議会開会日に施策方針の中で、観光分野において人吉の豊かな自然の風景や風情とマッチした花と緑があふれるまちづくりにも取り組むと発信をされております。そこで、石野公園の再活性化や温泉を活用した入湯ツーリズムなどに加えて、今、先ほどずっと申しております問題になっております耕作放棄地を活用して花畑ツーリズムというものを展開してみても面白いのではないかなと思うところをごさいます。実際、個人でそのような取組を実施されている方もおられます。

農林業は本市の主要産業でもあります。農産物のブランド化、そして、そういったものは継続的で安定的な営農と所得向上において大変重要であり、中山間地の農業支援と振興策についても重要であります。あらゆる角度からこの農というものについての可能性を深く調査研究いただきたいと思います。さらに加えて、農家の後継者づくりは未来への人づくりにも合致します。そこには幅広い視野で何らかの支援も必要だと考えます。今ある時代の利器は最大限に活用して、逆転の発想から生じる、先ほどの放置竹林という問題が肥料や飼料になる。そういった問題が問題を解決するそんな効果的な施策をいま一度考えていただきたいと思います。そして、あらゆる問題から生まれる新しいなりわいの波及効果をもって農業全般にわたる振興に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今回、提案をさせていただいたあらゆる取組をもって農業全般で好循環する流れをつくり出すことは、これからの農業振興策として大変有意義であると思っておりますが、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市のみだけではなく農業を取り巻く全国的な問題、課題といたしまして、今、御指摘のように後継者の問題、耕作放棄地の問題、そして鳥獣被害の問題、大きくこの三つがあると私も認識をしております。議員が今回御提案されました様々な取組につきましても、私自身、農業振興策の手法として、今回、学ばせていただいたところがございます。今後の取組の在り方につきましては、後継者問題、人手不足も含めまして、これまで取り組んできたことの検証や新たに取り組むべきことなど様々な取組を講じることで、課題解決と今後の地域農業の振興を図っていかねばならないと考えます。まずは、市としてできることは何かをしっかりと捉えた上で、できることからいち早く最善を尽くしていくことが本市の将来の農業にとって大事ではないかと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。市としてできることからいち早く、そのようによりしくお願いしておきたいと思っております。

次の質問に移ります。最後3点目は、本市の同一住所の存在について、同一住所問題として4年ほど前に一度質問をさせていただきました。当時の答弁では、市としても認識をしているということであり、田畑を含む全てにおいて236か所、そのうち宅地になっているところが願成寺町で47か所、北泉田町で26か所の合計73か所あるとお答えをいただいております。そして、その原因についても、私はざっくりと申し上げますが、昭和17年の市制施行に伴い発生したということでした。そこで、まずこの同一住所があるという現状に関して、市として問題視はされていないのか伺いたいと思っております。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

同一住所があるという現状に対して問題視はされていないのかとの御質問でございます。市民の方々から同一住所に係る日常生活を送る上で不都合に関する御相談や、人吉下球磨消防組合、人吉郵便局などから安全面やプライバシー保護などに関する協議要請などもあっておりませんことから、同一住所が存在することにつきまして、現在のところ運用上の問題は発生していないものと理解をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 問題はないということでした。当時、市の業務においても、先ほども答弁にありましたが、市民の方からもこれまで不都合な事案はなかったということ

でありました。ですけれども、令和2年7月豪雨災害のように、未曾有の災害が起こったときに問題は起きなかったのかなという思いから、今後起こるかもしれない、もしも大災害が発生した場合、問題とならないのかと考えますので、見解を伺っておきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨における災害記録誌検証書を作成する中で、当時の状況等の振り返りを行ったところでございます。発災直後、被災者の被災状況に係る住宅被害調査や罹災証明交付事務、その後の生活再建支援につきましては、専用のシステムを活用しておりました。このシステムでは、世帯情報はもちろんのこと、住宅等の被害の概要、情報につきまして、タブレットを活用し、場所、位置の特定を行い、写真などのデータを蓄積し、罹災証明交付事務を進め、その後の生活再建支援業務を行うなど、かなりの効果があったものと理解しております。このような一連の業務を進める中で、同一住所に係る問題についての報告は上がっていないところでございます。今後、令和2年7月豪雨のような未曾有の大災害が起こることを想像したくはありませんけれども、3年前の対応を例に考えますと、同一住所問題が業務に影響することは考えにくいと感じているところでございます。しかしながら、その前提は、住民の方々が居住関係等を公証するため、本来の土地の地番に住民登録をいただくこととでございます。転居等の際には、速やかに正確な住所変更等の手続を行っていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 同一住所が問題化することは考えにくいということとございましたので、次の質問に移ります。

緊急通報時の対応について、以前の答弁では救急や火災などの際、住所以外に電話番号や近くの建物などから判断をするという答弁をいただいております。よって、市としては今後、人吉下球磨消防組合と情報を共有して安全・安心なまちづくりを推進していくということとございました。しかしながら、将来の消防行政の広域化へ向けては、令和7年度から人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合との間で指令センターの共同運用が開始される計画だと聞いております。そこで、人吉市以外の地域でも同じように同一住所によって問題が発生しないのかという部分が懸念されます。指令センターの共同運用に伴い、所管する地域が増えれば、通報の受け手に土地勘がない場合、場所の特定などに混乱を招かぬのかということが心配されます。このことから、本市の同一住所については、上球磨消防組合との間でも情報の共有を事前に整えておく必要があると思いますが、このことについて本市の考えを伺っておきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市を管轄します人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の間で検討されております指令セ

ンターの共同運用の計画に係る内容に関連する御質問かと存じます。そのため、人吉下球磨消防組合へ確認を行いましたことを踏まえ、お答えをさせていただきます。

人吉下球磨消防組合では、令和元年10月に本市が提供しました同一住所に関する情報を指令システムの地図検索用データに入力して活用をしているとのことでございます。基本的に救急活動等につきましては、119回線位置情報システムや携帯電話発信地情報システムにより通報場所の特定ができるため、共同運用後に混乱を招くことは想定されていないそうですが、同一住所問題に関することを含め、火災現場が通報場所とは限らないことなど、様々なことを想定し、共同運用に向けまして相互に両消防管内の地理情報などの把握や、新しい指令システムの取扱いなど、事前研修を実施し、対応されていくとのことでございます。市としましては、安全・安心なまちづくりを推進していくという基本的な考え方もございますことから、指令センターの共同運用に関し、必要な情報として本市の同一住所に関する情報を活用いただくことには異論がないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 分かりました。指令センターの供用が開始される令和7年はあつという間に来るだろうと思っています。あらゆる事態を想定して準備をいただきたいと思います。

次に、住居表示、それと地番表示については、それぞれのメリット、デメリットがあるということは理解をしておりますが、現時点で本市の整備は難しいと認識をしています。ですが、指令センターの供用が始まるまでには同一住所について何らかの形で確実に特定できる仕組みづくりが必要ではないのかなと思っています。この辺について見解を伺っておきたいと思っています。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

民法第22条で住所は各人の生活の本拠をそのものの住所とするとされており、住民基本台帳法では、各人は転居や転入届を提出する際に住所を届出し、各人の住所が住民基本台帳上に記載されることとなります。この届出を行う住所が、本市の場合は地番と枝番を用いて表示されており、小字の地番が引き継がれた結果、同一町内に同じ地番が存在するという状況になっております。

同一住所に住民基本台帳上、末尾に枝番をつけることができないかということですが、まず、末尾に枝番をつけることで、住所特定の根拠となる地番との相違が生じることとなります。また、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、市民から同一住所に係る日常生活上の不都合に関する御相談や人吉下球磨消防組合や人吉郵便局などから安全面やプライバシー保護等に関する協議、要請なども現在のところあっておりません。このような状況において住民基本台帳上の住所に住所特定のため末尾に枝番をつけ変更した場合、同一住所に係る市民の方は免許証や通帳などの住所変更をはじめ、多くの届出変更等が必要になり、手間がかかり

大きな負担となることから、新たな枝番の表示は大変難しいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 同一住所につきまして、そして答弁について、市民の負担が非常に大きくなるということで真摯に受け止めさせていただき、今後は見守っていきたいと思います。

最後に市長をお願いをしておきたいと思いますが、現在、人吉市長として、そして人吉下球磨消防組合の管理者としても豪雨災害からの復旧・復興についてはスピード感を持って取り組んでいただかなければなりません。そして、消防行政に関しても、最新で最善を創造していただかなければならないと思っています。

指令センターの共同運用から始まる両組合の広域化には住民サービスの向上と安全・安心な地域づくり、さらには圏域の行財政健全化にも寄与します。そのような時流の中にあって、人吉球磨圏域で同一住所に絡む問題が発生をしないように、今後ともしっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げて私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時09分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。行う項目といたしまして、1番目に災害公営住宅整備事業で東校区地区、その要旨としまして、立地する土地の問題について、景観の問題について、それから、2点目に流水型ダム問題で、市長の公約について、また、3点目に国民健康保険税として均等割の減免について、4点目に市営住宅の家賃として減免又は徴収の猶予の周知についてです。

それでは、1項目めの災害公営住宅整備事業について質問をしてみたいと思います。大工町と九日町に予定されている災害公営住宅については、地元住民の方々により反対運動が起こり、災害公営住宅建設反対の会が結成されています。私は「6月30日」の午後2時と7時から行われた住民説明会をいずれも傍聴しましたが、地元住民の方々が反対するのは当然だという思いと、人吉市政の行く末に対する憂慮の思いからこの質問を行うものです。東校区地区の災害公営住宅の土地については、4月の市議会議員選挙のころからあるうわさが流れていました。そこで私は市議会議員選挙後に、災害公営住宅の土地になるとされる全ての地籍の内容証明書、すなわち登記簿を取り寄せました。それを見らうわさの内容は本

当であることが分かりましたが、そこで別のことも分かってきました。それは今日、災害公営住宅が建てられる土地は同じ住所にある熊本市の業者と個人によって、令和4年3月1日より取得が進められて、今日、全ての土地がこの業者と個人によって所有されていることです。最初から災害公営住宅の土地とするための取得であるかとも感じさせられます。ちなみに、災害公営住宅に関係なく、広く土地を取得されているかもしれないと思い、駐車場続きとなっている大工町の一つ東側の土地の登記簿を取ってみると、そこには取得が行われていませんでした。この業者と個人による土地の取得を時間的に追っていくと、一つの地籍だけ12月の災害公営住宅の審査を受けるための供給計画の提出期限に間に合っていないことが分かります。そして、それ以外の土地で提出されたと考えられる12月に行われた審査では、人吉市は三つの事業を全て失格としています。その後、個人によって最後の土地の取得が12月28日に取得され、3月の審査でこの業者と個人の土地に建てられる供給計画が採用されています。このことを知った市民から、人吉市は今回の土地が採用されるよう便宜を図ったのではないかという疑いを持たれても当然だと思わないかということをお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

審査につきましては、公表しております審査基準に基づき審査を行っているところでございます。用地に関することにつきましては、募集要項によりまして建設計画地の全部事項証明書、公図の写し、現況写真、地権者の同意書の提出を求めておりまして、その審査は第1段階審査といたしまして、市の事務局が審査を行い、基本条件等を厳守した内容となっていることを確認しております。

事業者選定委員会による第2段階の審査では、用地の地権者に関することなどは審査をいたしませんので、議員の御質問にありました便宜を図るというようなことはございません。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） そういうようなことはないということですが、そういうような疑いを晴らすためにも、各業者の技術評価点が書かれたプロポーザル評価表など選定委員会の審査内容を公表すべきではないかということをお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

選定委員会の審査内容につきましては、公表する考えはございません。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今のように非公開とすることに対して、市民は大きな疑問を持っていると思います。なぜ非公開なのか、その理由をお答えください。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

まずは審査基準において会議を非公開としているところでございます。また、人吉市買取

型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業の募集要項に基づいて、応募者は事業用地の選定調査費、建物のデザイン、配置、間取り、内装の工夫、独自のアイデアなどを検討して、図面等を作成しており、これらの知的財産権を全て応募者に帰属をいたします。これら応募に要する費用は全て事業者の負担ともなっておりますので、設計図面等の流出に配慮することと共に、地権者の個人情報の配慮などから非公表としているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） いろんな仕様書とかなら今の分かるんですけど、もうちょっと部長に質問していくんですけど、各業者の技術評価点が書かれたプロポーザル評価表は市がつくる単なる点数票なので、今言われた質問には当てはまらないと思います。また、このような事実があります。総務省自治行政局行政課長と国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省大臣官房技術調査課長は、令和3年4月9日に、公共工事の品質確保を図るためのプロポーザル方式等の適正な運用についてという通知を出しています。その内容を見てみますと、プロポーザル方式等の活用については、「発注関係事務の運用に関する指針の改正について」により国土交通省が実施する直轄事業に関するものとして作成する建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン及び国土交通省直轄工事における技術提案交渉方式の運用ガイドラインを参考として、地方公共団体における公共工事の品質確保の促進について、適正に対応するよう求めているところですが、地方公共団体における品質確保法及び基本方針に基づく取組をさらに促進するため、その取組に係る入札及び契約の適切な運用を確保する観点から、各地方公共団体において留意すべき事項を下記のとおりお知らせします。そして、記の3番目には、プロポーザル方式等とする場合において、上記各種ガイドラインを参考として、これらの説明責任が十分に果たされるような具体的な手続を設けること等に配慮することが必要であることと書かれています。この通知に出てくる建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインを見てみると、5の3、情報公開のところには、手続の透明性、公平性を確保するため、ちょっと中を省略します。技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては、特定後、総合評価落札方式においては、契約後、速やかに公表すると書かれています。そして、その下の1、プロポーザル方式に特定後には、プロポーザル方式を適用した業務において特定するものが決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は様式1とすると書かれており、さらにその下には、1、特定した業者、2、各業者の技術評価点、そして米印がありまして、予定技術者の資格及び実績等、予定技術者の成績及び表彰、実施方針、評価テーマ（評価テーマ項目ごと）の4項目それぞれの小計及び合計点を公表と書かれています。そして、様式1には、各業者の技術評価点が書かれたプロポーザル評価表の様式が書かれています。このように、総務省は

通知で各業者の技術評価点が書かれたプロポーザル評価表を公表するように言っています。また、先ほど述べたように、各業者の技術評価点が書かれたプロポーザル評価表の公表は非公表とする理由に当たらないと思います。通知に従って各業者の技術評価点が書かれたプロポーザル評価表を公表すべきではありませんか。それとも、国の通知を無視するのですかということをお伺いします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 41 分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 42 分 休憩

午後 4 時 01 分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆様方の貴重な時間をいただきまして誠に申し訳ございませんでした。

それでは、お答えをいたします。

議員にお示しいただいたガイドラインにつきましては、平成27年に策定されているものでございまして、翻りまして、本市のプロポーザルに関する指針というものは、その前の平成18年にも策定をしているところでございます。それ以来、改定をしておりませんで、議員がおっしゃったところの公表につきましての決まりというか基準というものができていないといったところでございます。今回は、募集要項に沿ったところで公表をしているというところでございまして、こういった形でプロポーザルの指針に沿いまして、また審査要領に基づきまして公表を行っているというところでございます。今後、ガイドラインに沿いますように、指針の改定等につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） ちょっとまず訂正をお願いします。1回目の質問のところで、住民説明会日程を「6月30日」と言いましたけど、「5月30日」でしたので、そこを間違っていました。訂正をお願いします。もう一つ、4回目の質問で、「国土交通省大臣官房技術調査課長」というのを2回言いましたけど、3回目は、「国土交通省不動産・建設経済局建設業課長」でしたので、ちょっとそこは訂正をお願いします。

それで、今、経過は分かりましたけれど、それをそういったからといって公表してないのは、果たして市民が納得するかというと、それはいくら何でも納得しませんよね、もう。だって、最近出されているんですから、通知はですね。

そこで、市長に伺っていきたいと思うんですけど、ちょっと急ですけど、市長は所信表明で建設予定地の近隣住民の皆様からは建設に対する不安の声などもいただいておりますことから、本市といたしましても住民の皆様への不安の解消と本事業への御理解をいただけるよう、今後も丁寧な説明を心がけてまいりたいと述べています。それで、5月30日に行われたこの災害公営住宅の説明会の終盤では、市民が再度の説明会を要望したのに対し、市側は、本日のやり取りを踏まえて検討をしますというようなことを言われました。検討する十分時間があったその後の6月5日の所信表明で丁寧な説明を心がけてまいりたいと述べているわけですから、そうであるならば、この場で日程を災害公営住宅建設反対の会など地元住民の方と調整した上で、早期に再度説明会を行うことを明言すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

そのように計画をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） その点については、ちゃんと住民に説明をしていただきたいと思えます。

その住民の理解に関して、さらに市長に伺っていきたいと思いますが、市長が御理解をいただけるよう丁寧な説明を心がけたいと言いながら、住民の理解が得られないうちに事業が進められるのでは、住民の皆さんはたまったものではないと思います。少なくともこの災害公営住宅整備事業の取組は、住民の理解が得られるまで一步も前に進めないことを明言すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

5月30日の説明会でたくさんの御意見をいただいたところです。そのことに対しまして、ただいま申し上げましたように、説明会を開催させていただきたいと存じます。加えまして、やはり地域の方、近隣住民の方、大多数の方に対しまして、やはり同じようにこれまでの経緯、取組、制度等々を丁寧に説明する必要があると認識をしておりますので、加えて、そういった説明等もしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） その間は進めるべきじゃないと言っているんですが、いいです。とにかく、私は、そのものをどうせ白紙撤回すべきだと思いますので、次の経過についての質問

に入ってもらいたいと思います。

次に、災害公営住宅は5階建てとなっていますが、その高さは幾らかお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

建物の高さでございますが、2棟とも約15メートルで計画をしているところでございます。以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 高さが分かりましたが、景観計画は景観行政団体となる人吉市が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、公営の制限に関する事項等を定める計画です。人吉市景観計画を見てみると、4の1、景観計画区域における基準の1、対象範囲には、行為の制限を行う対象範囲は景観計画区域全体（市全体とします）となっています。2、届出の対象には、以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要としますと書かれており、その下の表4の1、届出対象となる大規模行為（景観に与える影響が大きな建築行為や開発する行為）のところの表には、行為の種類として建築物の新築があることや規模として高さが13メートルを超えるものなどが書かれています。このように人吉市がつくった景観計画では高さが13メートルある建築物は環境に与える影響が大きいとしているわけですから、高さが15メートルある災害公営住宅の建設は環境に与える影響が大きいと当然認めますねということをお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

高さ13メートルを超えるもの、また建築面積が1,000平方メートルを超えるものにつきましては、景観に与える影響が大きい大規模行為として届出の対象としております。これを景観計画で定めている景観形成基準、これは1、外観、外観と言いますのは意匠であったり色彩であったり材料であったりでございます。それと、敷地の緑化等の項目がございまして、この基準に従いまして審査を行い、基準に適合しないものにつきましては、勧告または命令を行うこととしております。

13メートルを超える大きな建物は、景観に大きな影響があると考えているのかという御質問でございますが、大規模な建物は地域の景観に大きな影響を及ぼすということは、それは考えております。そのためにこの基準を設けまして、基準から外れた景観に悪い影響を与える建物は景観に配慮した建築物になりますよう勧告命令を行い、景観により影響を与える建物が建築されるよう、策定したのが景観計画でございます。

人吉市景観計画で高さの制限を行う区域は、青井阿蘇神社眺望保全区域になっております。景観形成重点地域の風景の核を見る代表的な視点場から見て、背景を構成する範囲、あるいは風景の核から見られる範囲にある青井阿蘇神社北側の地区を指定し、蓮池の禊橋中央の目の高さから楼門の頂部を結ぶ線を越えない高さとしているところでございます。災害公営住宅建設予定地は、球磨川河畔景観形成地域に当たり、景観計画による高さの制限はないとい

うところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 大きな影響を与えるということは認めるということで、そこ、こういうのがあります。国土交通省住宅局の景観に係る建築規制の分析手法に関する研究会は、平成19年6月に建築物に対する景観規制の効果の分析手法についてを出しています。この報告の1の1、分析の目的にはこのように書いてあります。建築物に対する景観規制は、建築物の形態、高さ、壁面の位置等の制限が一般的であるが、こうした規制が導入されることにより地域の景観形成のみならず、生活環境や経済活動にしてもプラス、マイナス両面の効果を及ぼすこととなる。

プラスの効果として考えることは、景観規制により調和のとれた街並みが形成されること、威圧感のある建築物が出現しないこと、地域のシンボリックな景観や眺望が確保されること、日当たり、風通しが増加すること及びこれらの地域への来訪者や観光客が増加し、地域の商業収益や観光収益の増加が期待できること等があるというものです。これを高さのみに限定して逆の言い方に変えると、高い建築物ができると、地域への来訪者や観光客が減少し、地域の商業収益や観光収益の減少が危惧されるようになります。国土交通省の研究会の報告書から考えても、商店街の方々が災害公営住宅に反対するのは当然だと思いませんかということをお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

本村議員がただいま示された資料につきまして、この中の建築物に対する景観規制の内容といたしまして、高さ制限、それから壁面位置の指定、最低敷地規模、形態意匠、色彩、材質などを行うことでプラスの効果として調和のとれた街並みの形成、歴史的な街並みの保全、眺望の確保、シンボリックな景観価値の保全、圧迫感の減少、日照・風通しの増加、来訪者の増加による商業収益、観光収益の増加、また、マイナスの効果といたしまして、利用可能容積の減少、建築の自由度の減少、建築コストの増加が上げられております。これは景観規制によりまして生活環境、それから経済活動によるプラスとマイナスの両面の効果を一般論として例示により整理されたものと理解をしております。したがって、議員がおっしゃった高い建物の建設と来訪者、観光客の減少、商業収益や観光収益の減少の因果関係を示されたものではないと理解をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 因果関係を示す、そうではありますが、それから考えると読み取れますよということです。そういうことを言ったものです。

もう一つ、市長に質問していきたいと思いますが、私は無料塾と一緒に活動している熊本

大学元教授の鳥飼香代子先生の専門が住宅計画、都市計画だということで話を伺ってきましたが、このように言われました。飛騨高山や倉敷、舩肥などには多くの観光客が訪れている。これは古い家屋というだけではなく、高さが2階程度までに統一されているからである。あの街並みの中に5階建てのビルがあるかよく考えてほしい。京都市は「大文字焼き」とも呼ばれる五山送り火が市内どこからも見えるように高さ制限をかけ、高い建物は建て替えのときに低くすることさえ行われている。その成果もあってか五山送り火にはすさまじい数の観光客が訪れている。人吉市が中心市街地に災害公営住宅を建てるのは、付近への経済効果を考えることだと思うが、これはあまりにも短期的視野に立っていると思う。まちづくりは長期的視野に立たないと取り返しのつかないことになってしまうというものです。災害公営住宅は白紙撤回すべきではありませんかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今年の7月でやがて災害発災から3年を迎えようとしております。振り返ってみますと、本当に大きな災害で、みんなが一生懸命でしたけど、みんなが大変だったと思います。これはもう住民、役所の職員、同じく大変な状況であったかと思います。ただ、そういった中でも我々はたくさんの方々、国や県、他の自治体、ボランティアの方々から助けていただいて、どうにか歩みを進めてくることができました。復旧・復興も着実に確実に進めることができていると改めて感謝を申し上げます。

そのような中、まだ自宅を得ることができない方々がいらっしゃいます。私は1日も早い、やはり1人も取り残さない形でのそういった住まいの再建というのが最も重要だと思っておりますし、1日も早くそういう方々の思いをかなえたいと考えております。

本当に令和2年7月豪雨災害では、みんなが大変でした。その中で、まずは自分自身の復旧・復興にそれぞれが一生懸命だったと思います。そこから次第に、地域のこと、そして人吉全体のこと、どんどんどんどん余裕が出てきて、自分事のようにほかの人のことも思えるようになってきたかと思います。ただ、やはり災害で我々は生命、財産、たくさんの大事なものを失いましたが、その中に思いやりとか優しさとか平常心だったりとか、そういうものを奪っていったのもまた災害ではないかと感じております。様々な地域でいろんな事業を進める中で、本当にそれぞれお一人お一人の状況、思いがあることを復旧・復興を進める中で我々も実感をしております。その方々お一人お一人に寄り添うべく、何度も何度もお伺いをしながら、これまでもまちづくりを進めてきたところでございますが、それでもやはり、まだまだ不十分な点もあると認識をしているところでございます。

確かに、景観についての疑問、不満等があるということは重々承知をしております。ただ、私は先ほど申し上げましたように、住まいをなくされた方々の1日も早い住まいの確保、45世帯の方々が本当に1日も早い住まいの確保を望んでいらっしゃいます。それと同時に、これから人吉市のまちが復興していくためには、そして多くの方にお越しいただくためには、

そういう方々を受け入れる我々の思い、心、そういったものが一番大事ではなかろうかと考えているところです。確かに景観もそれは大事にしなければなりませんけれど、何よりも困っている人たちを受け入れるその心だったりとか、たくさんの方々に人吉市にお越しいただきたい、多様性を受け入れる我々のそういった心、思いというのが一番私は大事ではなかろうかと思っているところでございます。

先ほど徳川議員にもお答えをいたしました。人がその土地で快適に暮らす際に重要なことは、やはり地域住民間のコミュニティーの形成が重要ではないかと思っています。向こう三軒両隣と言いますが、日ごろの親しい御近所づきあいが地域の防犯や安全、見守り活動などへ発展し、快適な住生活につながっていくものと考えております。災害公営住宅建設事業につきましても、早期に安全な住まいを提供することが重要ではございますけど、快適な住環境を御提供するためには、災害公営住宅建設を受け入れていただく地域住民の皆様と災害公営住宅の入居者の皆様との良好なコミュニティ形成が最も重要なことだと考えております。

このような中、去る5月30日に、近隣住民の皆様を対象とした説明会を開催しておりますが、出席された皆様からは疑問の声や不安なお気持ちなどに加え、白紙撤回をと、今議員もおっしゃいましたけれど、御意見もいただいており、このことにつきましては真摯に受け止めたいと存じます。

一方、この説明会に御出席されておられない近隣住民の皆様や災害公営住宅への入居をお待ちの被災者の皆様など、現時点では多くの関係の皆様への説明が足りていないと認識しております。私はそのような皆様の御意見も伺う必要があると考えておりますことから、改めて、個別に御訪問し、事業等の内容について丁寧に御説明申し上げたいと考えております。このようなことを踏まえ、当初のスケジュールを見直ししながら、今後は3回目の住民説明会の開催、近隣住民の皆様への個別訪問、入居予定者に向けた説明会等を実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 私も被災された方々に住まいを提供する。その大切さは本当に分かりますし、急がれることも分かります。しかし、今回の災害公営住宅はその位置にいろんな疑問が持たれています。水害が起こった場所に建てていいのかと、そんなところから非常に道路が狭いとか、そんないろいろあります。今、話した景観の問題もあります。何より、やはり地元住民の賛成が得られていないということです。そういうものは、やはり地元が賛成されない以上、私は白紙撤回して、そして違う場所に急いで造るべきだと思いうことを申しまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次は、流水型ダム問題です。4月に行われた人吉市長選挙は川辺川に建設が予定されている流水型ダムが大きな争点の一つでした。4月18日の熊日新聞は、記事の中で2020年熊本豪

雨の被災以降、初の市長選、中心市街地の復旧・復興やまちづくり、川辺川に建設が計画されている流水型ダムのは是非などが争点と書かれており、4月15日の人吉新聞も、豪雨災害から2年9か月を迎えた復旧・復興に対する現市政の評価として求められる住まいやなりわいの再建、流域治水の中心に据える流水型ダムのは是非が問われ、豪雨後、加速する人口減少などに対する姿勢も注目されていると書いています。ところが、松岡隼人後援会、松岡隼人選挙事務所、チーム人吉のいずれが出したチラシを見ても、川辺川に建設が予定されている流水型ダムについて述べられていません。なぜダムについての考えを述べなかったのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

熊本県の蒲島知事が提唱された緑の流域治水の取組は、河川の整備だけではなく遊水地の活用や森林整備、避難体制の強化を進め、さらに自然環境との共生を図りながら、国、県、流域市町村、企業、住民が協働し、流域全体の総合力で安全・安心を実現していくものであり、様々な治水対策を進めていくものでございますが、その中には流水型ダムも含まれております。

私は4月の人吉市長選挙において、私の公約として人吉市大復興計画をお示しし、その1番目に豪雨災害からの復旧・復興と安全・安心なまちづくりを掲げ、それを実現するための施策として、国、県、流域市町村との連携、責任自治体としての緑の流域治水を推進しますと記載いたしております。これは緑の流域治水を推進するに当たり、球磨川流域における責任自治体の一つとして、流水型ダムも含めたあらゆる治水対策に取り組み、本市を含めた球磨川流域全体の安全・安心の実現を目指していくという私の決意を表明させていただいたのでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 緑の流域治水のことを挙げていると言われましたけれど、流域治水そのものです。この流域治水そのものは、流域全体で水害を軽減させる治水対策というのであって、必ずダムを含めなければならないものというものではありません。ダムなし流域治水というのもあり得ることです。ダムについて述べていない以上、市長が当選したからといって、ダムが信任されたと言うべきではないと思うが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

令和2年7月豪雨のような水害から市民の生命、財産を守るために、ソフトとハードのあらゆる治水対策に取り組んでいくということは、これまで何度も様々な場面において繰り返し述べさせていただいております。これからも引き続き球磨川流域の責任ある自治体の一つとして、国、県、流域市町村及び関係者の皆様と連携協力し、その責務を全うしてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） それも分かりました。信任されたとは言うべきではないということ、ダムがですね、だけはもう一度申しておきたいと思います。

次に、3点目の国民健康保険税です。様々な税金や社会保険の中でも市民にとって負担が重いと感じるのは、国民健康保険税です。特に算定のもととなる均等割は所得がゼロの世帯にも負担が重くのしかかります。また、生まれたばかりの赤ちゃんにも生まれてすぐに5万円程度の保険料が発生します。このように国保税の均等割は所得のない子供にも税をかけるものであり、子供が多い世帯ほど国保税が高くなるものです。応能負担の原則と少子化対策に逆行するものとは思わないかということをお伺いします。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、国民健康保険加入世帯単位で賦課されておりまして、応能割として被保険者の負担能力に応じた所得割と応益割として1世帯当たりに対する平等割及び被保険者数に応じた均等割で賦課しております。

国民健康保険は、高齢者や子供等所得のない被保険者にも給付を行いますので、受益者負担の観点から応益割の対象として位置づけ、均等割を世帯主に賦課しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 応益割のところでしたら均等割が出ると言われました。制度のことを言われましたが、応能負担の原則と少子化対策のそれに逆行するものじゃないとは言われませんか。そこは認められるものだと思います。

それで、2022年から国も均等割の軽減を始めましたが、独自でさらに減免している自治体があります。熊本県では芦北町が18歳以下の方にかかる均等割を全額減免しています。人吉市も独自にさらなる減免を行うべきではありませんか。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

本市におきまして、法定軽減制度により平等割及び均等割を所得に応じ7割、5割、2割の軽減を行っております。また、令和4年度から未就学児の均等割額を2分の1軽減する制度も実施しております。さらなる減免につきましては、応益割と応能割の標準割合を50対50とするように県から指導を受けていること。

また、熊本県において将来的に保険税の負担の公平性の観点から、同じ所得で同じ世帯構成であれば、県内どの市町村でも同じ保険税負担となる保険税水準の統一を目指していることから、現時点で市独自にさらなる減免を行うことは難しいと考えているところでございます。本市といたしましては、人吉市子ども医療費助成制度を今年7月から18歳まで拡充する

ことから、子育て世帯の軽減負担につながると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 県からの指導と言われましたけれど、同じですね、先ほど言いましたように、県内での芦北町とかが均等割の後の減免を行っているわけですから、人吉でもできないことはないはずですから、ぜひこれは行うべきだということを申して、次の質問にまいります。

4番目は、市営住宅の家賃についてですけど、公営住宅には家賃の減免制度がありますが、この制度の存在を知らなかったために、本来、減免措置を受けるべき入居者が不利益を被るということが起こっています。そこで、茨城県土浦市では、入居者にこの制度を周知するようにしたという報告をある雑誌で見ました。そこでこの質問を行います。人吉市営住宅条例には、第14条に家賃の減免又は徴収の猶予があると思いますが、どのようなものかお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

人吉市営住宅条例第14条家賃の減免又は徴収の猶予は、入居者の収入が著しく低額であるときや病気にかかったとき、災害により著しい損害を受けたときに、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が家賃の減免や徴収の猶予をすることができるというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、答弁された内容は、人吉市営住宅条例に言っております。建設型応急住宅を譲り受けた後の住宅は、市営単独住宅になると聞いていますが、その条例にも家賃の減免又は徴収の猶予が規定されています。そこで、災害公営住宅の家賃においても、当然、家賃の減免又は徴収の猶予が適用されると思いますが、いかがでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

災害公営住宅も完成後は市営住宅条例を改正いたしまして、市営住宅の一つとして管理していくということになります。議員がおっしゃられますように、災害公営住宅の家賃においても、家賃の減免又は徴収の猶予が規定されるということになります。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今のでどのような状態が入っていくのかというのがよくわかりました。

それで、この間、人吉市においてはコロナ禍や水害が起きました。そこで家賃の減免又は徴収の猶予が活用されたのか、大変気になります。コロナ禍や水害の影響によって家賃の減免又は徴収の猶予に対する申請をした人は何人おられますか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

コロナ禍の影響により申請された方は17名、令和2年7月豪雨災害の影響により申請された方は11名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、申請された方はおられるということで、その分はちゃんと知っておられてよかったと思いますけれど、申請によるため、この制度は制度をあることを知らない人は家賃の減免又は徴収の猶予が必要と認められる状況にありながら制度を受けられないということが起こってしまいます。市営住宅、災害公営住宅、建設型応急住宅後の市営単独住宅に入居するときに渡す住まいのしおりには、家賃の減免又は徴収の猶予の制度があることを明記すべきではないかということをお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

これまでコロナ禍、それから水害など、そういった災害があったたびに、入居者の方には周知をしましておいております。御指摘いただきましたとおり、入居の際にお渡しいたします住まいのしおりに家賃の減免又は徴収の猶予についての記載は現在ございませんので、明記をさせていただきたいと思います。御意見ありがとうございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 明記をするということで、大変いいことだと本当に思います。

ただ、ちょっと思いました。質問はしませんけれど、もう既に入っておられる方もおられますので、そこの方が知られてないといけませんので、その方たちにもぜひ何か回覧板かいろんな通知で知らせるようにしていただきたいということを要望いたしまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後4時38分 散会

令和5年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月16日 金曜日

1. 議事日程第3号

令和5年6月16日 午前10時 開議

- 日程第1 議第48号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第49号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第50号 令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第51号 人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第52号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第53号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 報第4号 令和4年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第5号 令和4年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報第6号 令和4年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第21 報第7号 令和4年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第22 報第8号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第23 報第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第24 一般質問

1. 池田芳隆君

2. 宮 崎 保 君
 3. 川 上 紗智子 君
 4. 村 上 恵 一 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 川 上 紗智子 君 |
| 2番 | 松 村 太 君 |
| 3番 | 徳 川 禎 郁 君 |
| 4番 | 池 田 芳 隆 君 |
| 5番 | 牛 塚 孝 浩 君 |
| 6番 | 宮 崎 保 君 |
| 7番 | 大 塚 則 男 君 |
| 8番 | 平 田 清 吉 君 |
| 9番 | 井 上 光 浩 君 |
| 10番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 11番 | 西 信八郎 君 |
| 12番 | 村 上 恵 一 君 |
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14番 | 田 中 哲 君 |
| 15番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 16番 | 宮 原 将 志 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|-----------|
| 市 長 | 松 岡 隼 人 君 |
| 副 市 長 | 迫 田 浩 二 君 |
| 教 育 長 | 志 波 典 明 君 |
| 総 務 部 長 | 永 田 勝 巳 君 |
| 復 興 政 策 部 長 | 浦 本 雄 介 君 |
| 復 興 政 策 部 政 策 統 括 監 | 井 福 浩 二 君 |
| 市 民 部 長 | 松 尾 和 弘 君 |

健康福祉部長	淵上麻美君
経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、おはようございます。4番議員、池田芳隆でございます。また、ここに立つことができました。ありがとうございます。多くの方に感謝を申し上げ、2期目を頑張っていきたいと思っております。

さて、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、出水期に向けての災害対策状況と新しいまちづくりでの水防対策状況について、企業等との進出協定及び包括連携協定締結後の状況について、3つ目として、プロポーザル方式による事業者の選定についてということで、3項目について質問を行ってまいります。

まず、出水期に向けての災害対策状況と新しいまちづくりでの水防対策状況についてお尋ねをいたします。

令和2年12月議会において一般質問の中で、危険箇所水位監視カメラの設置をどうかと質問しております。堤防が決壊した八久保排水樋管、大柿排水樋管、山田川芳野旅館前の3か所と球磨川宝来町雨水ポンプ場、山田川二条橋、万江川の旧万江川橋、御溝川第一放水路の樋門、そして城本樋門の5か所とそこに計画をしているということで答弁をいただいたところでございます。この5か所につきましては、その後どのようなようになったのでしょうか。また、要望した8か所以外に設置した場所というのはあったのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

国・県に要望しております河川監視カメラの設置につきましては、現段階におきまして設置の実現に至っていないところでございます。河川監視カメラにつきましては、国・県ともに設置の必要性は認識されていますものの、従来型の河川監視カメラにつきましては、高額な設置費用や維持費などから設置要望に応え、事業を推進することに財政的課題も大きく、対応に苦慮されていると伺っております。

熊本県では、このことを受け、従来型のものより安価で構造的にも設置が容易である簡易監視カメラについて令和3年度に各自治体で設置要望の依頼があったところでございます。

市では、これまでの要望箇所を含めた設置要望を行っておりまして、熊本県から今年度の上青井町の芳野旅館前の山田川に架かる二条橋、温泉町の出水川打ち出し部の樋門、井ノ口町の御溝川一次放水路のゲート部の合計3か所の設置を予定していると回答をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 私がしつこくというかですね、カメラを設置してくださいとお願いする理由は2つあるんですよ。1つは、市民の方が危険箇所についつい行って災害に巻き込まれてしまう。ですから、市民の方がわかるような環境をつくっていただきたい。

あともう1点としましてですね、災害支部の業務の中で、やはり危険箇所を確認しながら避難誘導をしなければならないということですね。災害支部というのは、どうしてもこう皆さんイメージされると、令和2年7月豪雨の長期の災害支部、避難所運営をイメージされていると思うんですけども、私からするならば、どっちかという台風の時に、どういうふうな災害が起きるかもしれないということを予測しながら、情報を集めながら、市民に対して避難誘導をやっていくというのが、私は避難をさせるための水位確認監視カメラだと私は思っているんですよ。

なぜこのカメラをつけるかということによって、本当は河川だけではなくてですね、やはり避難路の確認というのも絶対必要なんですよ。前回、令和2年7月豪雨の時に、避難指示が出ましたけども、実際、もうその避難路としては使えなかった状態です。水位っていうのは1メートル、2メートルで避難するわけじゃないんですよ。車で避難される方っていうのは、50センチメートル、20センチメートル、それぐらいでも避難される。ところが、水位が低い状態では、その20センチメートル、30センチメートル、ひざ下ぐらいでも車っていうのは走らなくなるわけですよ。だから、どういう状況にあるかっていうのは、河川だけではなくて、水位を確認するカメラっていうのは絶対必要だと思うんですよ。これは災害から3年間、河床をやりました、何をやりましたって、何も進んでないというのが正直なところですね。

一番はそういうのを確認、災害が起きている時に災害支部という支部員の方が一生懸命現地確認をしていくことになるんですけども、その実際に今かなり災害支部の職員も減って、以前でしたら別に救護班というのが、災害避難所の運営やってたと思うんですけど、それもなくなった。今ほとんど災害支部員のほうでやっている。今、運営状況というのはどのようになっていますか。お尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

御質問は、災害対策支部の体制にかかることかと存じますけれども、現在、災害対策支部は、8つの支部から構成をしております、それぞれ支部長、副支部長、班長、班員を配置いたしております。支部に従事する職員は、各支部で異なりますけれども、多い支部で22名、少ない支部で17名の人員で運営をいたしております。

また、災害対策支部の設置は、各種災害時における基準に応じて第一配備から第三配備までの範囲で行っております。

支部における業務としましては、本部から依頼された情報収集や管轄内の住民からの通報があった内容への対応、被害状況調査のほか、先ほど議員おっしゃいましたように、避難所の運営につきましても、令和2年7月豪雨で支部と一緒に対応するという形をとりましたことから、指定避難所が開設された場合は、避難所運営業務も行うこととなっております。

また、災害が長期化する場合は、その恐れがある場合は、市としまして災害対応と通常の行政事務を並行して進めることとなりますので、本部及び各支部とも班編成を行いまして、ローテーションにより行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 22名、多く見えますけど、さっき言われたとおり、班編成しているので実質そこで働く人って6名とかになりますよね。4班にした時に。じゃあ被害の状態が高齢者等避難から避難指示、どんどん格が上がった時に、結局もう動けないんですよ。その時では。次、じゃあ来てくださいと言ったとしても、その人たちって、実言うともうその通路上に問題があって、動けなくなってしまう可能性があるんですね。どんどんそこにいる職員、避難所を運営する職員というのは負担がかかっていだけですよ。長期的なものを考えれば確かに重要な部分であるかと思うんですけど、短期的に、台風が来て、風水害が起きました。翌日には台風抜けましたとなった場合には、もうその危険というのはとりあえず抜けているわけなんですよ。ただ、前回の令和2年7月豪雨の時の災害というのは例外的なもので、例外というか、今後、ああいうことが起こり得ることなんでしょうけども、全部被災してしまって、何日、何か月も避難所を運営しなければならないという状態になってしまったということだと思うんですよ。長期的にはマニュアルというのももう完璧にできあがっていると思うんですけども、短期的なものっていうマニュアルがまだまだないのかなと思うところがあります。実際、支部員が不足しているということで、避難所の方ですよ、運営を一緒にしたとかですね、以前、災害が起きた時の訓練ということでHUGだったと思います。避難所運営ゲームだったと思うんですけど、訓練というより、実質としてそういうのを行った状態、避難者とですね、運営を一緒に行ったというケースというのは、実際に被災以降あったんでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

御質問は、避難所運営を地域住民と一緒にやったことがあるかということかと存じます。令和2年7月豪雨災害時に、災害時の避難所運営につきまして、発災3か月後あたりから民間企業に運営を委託した実績はございますけれども、その後、高齢者等避難で避難所を開設した折など、地域住民の方々と一緒に避難所運営を行った事例はございません。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害時における半年ほどの避難所の開設におきまして、被災をされ、避難所を使用されていた方々の中には、ダンボールベッド用の寝具の配付やトイレの清掃、ごみの分別などについて自主的に活動いただいた方もおられるところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 長期的になるとですね、やはりそこに避難されている方の協力というのは十分お願いできるかと思うんですけども、実言うと短期の時も来られて、スポーツパレスの場合だったら、畳出しであったりとか、いろんなマットを出したりとかやっていかないといけない部分というのがあると思うんですよ。特に、避難してこられた方が安心して生活がそこで避難できるという環境づくりというために、新たなマニュアルづくりですね。多分、まだないと思うんですよ。来られた方に対して、ただここに休んでくださいみたいな形になる。でも、本当実際言ってそこには、短期、今から起こり得ること、高齢者等避難が出た場合は、ほぼほぼ避難してこられるということが、今後、多々あると思いますので、そこで、まずその段階で多分1班ぐらいですから、6人ぐらいしか各班避難所運営というのができてないと思うんですよ。来られている方というのはですね。ですから、そういうところに対して、高齢者の方に重いものを持ち出せということをお願いするのではなくて、様子を見ながらそういうマニュアル、こういうものに対しては、避難してこられた方にも御協力をお願いするなど、そうしないことには、今度はそこに支部設置をした時に十分な警戒というのができなくなると思うんですよ。ですので、ここはまだもう次の出水期、6月入って、また台風がどうのこうのといろいろ世間を騒がせてますけど、そういう長期的なマニュアルだけじゃなくて、実際起こりえる短期的なものに対してのマニュアルの作成というのも必要になるのかなと思っております。そうすることによって、また、避難された住民の方とですね、情報が共有できて、どういうふうに動き出していけばいいかというのがわかりやすくなるかと思しますので、そこはまた早めな御検討というかですね、支部によって状況というのが違うかと思しますので、そこは検討していただければなと思います。

この一応、避難所運営というのは、これで質問のほうは終わるんですけども、まちづくりの中での防災ということで確認させていただきたいんですけども、今回、山田川の堤防補強と土地区画整理事業でイメージしたのが札ノ辻が、本当に底、九日町ですね。底のように感じてしまったわけなんですよ。すり鉢状の底に思えてくるもんですから、そうなってくる

と内水の排除というのがとても心配です。あそこが何で底に感じるかという、五十鈴橋から、前回どなたかが質問されたかと思うんですけども、五十鈴橋のほうから札ノ辻を見ると、あそこにビジョンがありますけど、あれが水平に見えるんですよね。あの高さが。ということはかなり低い状態に、あの札ノ辻一带は低い状態なのかなと思うんですよ。その内水排除というのは、今後、越水よりも、僕は、ものすごい起こり得る十分な内水の排除なのかなと思っております。この地域の内水排除の対策というのはどのようにとられているのか御回答をお願いいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

山田川の堤防強化につきましては、県の球磨川水系河川整備計画に基づき、出町橋から五十鈴橋までの左岸及び右岸の約500メートルの区間について、街空間と融合した良好な河川空間の形成に向けた堤防強化や河道掘削等が計画されております。具体的な内容としましては、令和2年7月豪雨の際に破堤した堤防の強化を図るため、既存の特殊堤、いわゆるパラペットでございますけれども、その高さまで堤防地盤を上げ、台形上に整備し、堤防を強化する計画となっております。

また、堤防強化と併せて、本市で施工します紺屋町地区の土地区画整理事業につきましては、本市の復興まちづくりの方針と先ほど御説明いたしました、山田川の整備方針の両面を踏まえ、新たに整備される堤防に市道を整備し、隣接する堤防後背地の地盤高を擦り付けることで、一体的な宅地利用の増進を促すとともに、国道445号や堤防道路と比較して相対的に高低差が生じている一部の地盤を改善することで、宅地の安全性を向上させ、良好な住環境を創出することを目的としております。

一方で、先に開催した土地区画整理事業に係る住民説明会等では、地盤高を擦り付けるかさ上げの実施によって、土地区画整理事業区域から隣接する他の外区への雨水等の流出や既存の内水排水に対して悪影響を及ぼすのではないかと御意見も伺っているところでございます。

今回施工いたします土地区画整理事業では、現在、現地の測量やボーリングを行ってまいりまして、それに基づく詳細な設計に着手したところでございますけれども施工区域内の内水が円滑に排水できますよう施工区域内に位置する球磨川水系泉田川の付け替えをはじめ、新設する道路側溝等の断面や配置等について検討を進めているところでございます。したがって、かさ上げを実施したとしても、土地区画整理事業区域内から内水が隣接する他の外区へ流出することなく、区域内内水は全て排水先となります樋門や九日町排水機場に排出できる構造とするよう基盤整備を進めていくこととしているところでございます。

また、山田川合流点付近には、九日町排水機場が整備されているところでございますけれども、紺屋町地区周辺の基盤整備等によって集水面積が大きく変わるものではないことから、施設機能に影響を与えるものはないと考えております。

さらに、内水だけではなく、山田川からの越水等による周辺の影響も御懸念のことだと存じますが、予定しております山田川の整備に関しましては、熊本県の球磨川水系河川整備計画に基づいた流下能力を確保することとされております。

また、国管理区間の計画と一体となって河道掘削や築堤等の河川整備を実施することにより、気候変動による降水量、降雨量増加を考慮した令和2年7月豪雨を含む、戦後最大の洪水と同規模の洪水に対して堤防からの越水による家屋の浸水防止など、球磨川流域における浸水被害を軽減できるとされております。

内水被害を軽減するためには、内水を導く側溝や下水道、内水の排水先となる河川の改修など、あらゆる対策を組み合わせることが重要と考えております。現在、球磨川流域では、流域のあらゆる関係者が共同して流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトに取り組んでいるところでございまして、引き続き、国・県、流域市町村と連携して浸水被害の防止、軽減に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 考えてみれば今の堤防の高さと変わらないというのは、私も理解したところでございます。

ただですね、札ノ辻も低いんですけども、山田川西側、駒井田青井地区ですね、ここも実を言うと低いんですよ。今回、ここも改修で高さを上げるということなんですけども、皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。1996年の7月3日、人吉市が1時間最大雨量103.5ミリメートル降った時があるんですよ。覚えていらっしゃるでしょうか。職員の先輩方は覚えていらっしゃるんですかね。当時まだ支部自体がまだ今みたいに8つではなくて、ちっちゃく支部があつて、私、青井支部のほうに配属されておりました。103ミリメートル降った時に、駒井田地区が浸かっているんですよ。場所で言うならばどこって言えばいいんでしょうかね。五十鈴橋から二条橋の間ぐらいですかね、あの辺りが低くなってて、内水が排除できてないんですよ。そういうことが起きているもので、103ミリメートル、過去に降ったということは、今後103ミリメートル降らないと言えないわけですよ。今災害対策されているのは、令和2年7月豪雨でこれだけ雨が降ったんだから、今後も降る恐れがあるという考えのもと、じゃあそういうことが少なくとも大丈夫なようにやりましょうということをやっている時に、今のところ内水排除しているということで、あそこは九日町排水機場が頑張ってくれているので、今後はそれで大丈夫かなということなんですけど、実際、今度はそちら側ですね。山田川の西側、右岸側についても、きちんと過去の状況を判断されて、浸かったと、僕、当時、これすみません、僕も本当に曖昧な記憶なんですけど、浸かったという記憶っていうのは、もちろん薩摩瀬も一部いつも浸水するところはもちろん浸かっているんですけども、床下、床上まで浸かったという記憶が、駒井田地区ですね、そこが浸かったという記憶があります。

そこで、後で災害の被災状態を調査に行った記憶がありますので、そこは浸かっているんですね。だから、そういうところがあるということは、今後もきちんと内水に対するものを作って行くのであるならば、それ以上に内水の排除に対しても計算されてやっていただかないと、今後上がることによって、かなりまた不安を、地域の方不安を持たれると思うんですよ。きちんと説明をされて、道との段差というのはかなり広がりますので、そこはもう計画をきちんと立てられて、地域住民の状況を見られて進めていただければなと思います。

もう一個、山田川ということで今ちょっと話をさせていただいているんですけども、これ確認なんです、市民の方からもちょっと声があったもんですから確認でございます。県の管理河川の中で、胸川と万江川についてはですね、危険氾濫水位ということで設定をされていると。これは災害支部の説明会の時に、参加された方に説明された状態なんですけども、山田川には、これ設定されていないんですね。今回、市内を大きく被災させた原因の一つである山田川について、その氾濫危険水位というのは、なぜ設定、県としては設定されてなかったのか。これ情報をお持ちでしたらば教えてください。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

少し水防法に基づく説明も含めた答弁になりますけれども、よろしく願いいたします。

水防警報河川とは、水防法に基づき河川管理者が指定する河川でございます。この水防警報河川に指定されますと、当該河川の氾濫危険水位など、水位情報が河川管理者から関係自治体に通知をされることとなります。

山田川は県の管理河川でございますので、熊本県によりますと、県内の水防警報河川につきましては、対象河川の重要水防箇所、被災実績、流域人口、河川利用状況などを総合的に判断し、現在、県内で67河川を指定しており、この内、本市では、胸川と万江川が指定をされているということでございます。

今後につきましては、令和2年7月豪雨など、近年の気象データの収集、整理を行い、山田川を含めまして、その他の河川も含め、水防警報河川の追加等を検討していくとのごとでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） マイタイムラインをつくって逃げるようにということを言われているわけなんで、山田川流域の方にとって、ここは危険なんだというのであるならば、そこにはやっぱり警報水位に、やはりそこは付けていただくように、早急にこれはお願いしてたほうがいいのかと思います。県の管理ということでございますので、そこは打合せをされてやっていただくようお願いしたいと思います。

今回、水害のことでいろいろ質問させていただいているんですけども、6月12日月曜日に放映されましたクローズアップ現代ありましたけど、見られた方いらっしゃいますか。うん

うんとうなずいている方もいらっしゃいますけれど、なにそれと御反応されている方もいらっしゃいますけれど。これ内水排除の問題ですね、放映がありました。これ人吉もその場面の中で取り上げられていたんですけども、やはり球磨川に関してはダムであったりとかですね、掘削というのがきちんとされているんですけども、どうしても内水によって危険がさらされている。避難経路が妨げになってしまっているというところが十分あります。内水に関しては、きちんとやはりもう一度見直していただいて、球磨川だけではないんだよ、実際、避難するために内水が危険、越流することが少なくても、内水がですね、溜まって避難できないというパターンのほうが先にくると思いますので、この内水に関しては、やはり水位カメラ等々付けられて、情報共有していただければなと思います。

この質問につきましては、これで終わりたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

企業等との進出協定及び包括連携協定の締結後の状況についてお尋ねいたします。

先般、全員協議会の中で進出が遅れているというのが報告されたところでございますけども、これもマテリアルショックであったりとか、ウッドショックですね、そういうので原因ということでお伺いしているところでございます。ただ、この報告については、もうちょっと早くできたのかなというところが心配をするところでございます。ですので、ここ数年、いろいろ進出協定等々結ばれている状況なんですけども、その協定後の進捗状況についてわかりでしたらば御報告をお願いいたします。

○**経済部長（溝口尚也君）** 議員の皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

これまで施設の新設に関する協定等のいわゆる進出協定を締結しております企業につきまして、定期的に企業訪問などを行い、また、企業側の御担当者様と連絡を密に取りながら進捗状況等の確認には努めているところでございます。

進出協定等を締結しており、かつ進出計画の途中段階にある企業5者につきまして、現在の状況についてお答えをいたします。

協定の締結月の古い企業から御説明いたしますと、令和元年11月に協定を締結いたしました、株式会社ウェイビーにつきましては、当初計画では、令和2年4月に人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばの2階に事業所を設置される予定でございましたが、折しもコロナ禍の影響や令和2年7月豪雨災害でくまりばが被災しましたことなどに伴いまして、一旦進出を見合わせられたところでございます。代わって、令和5年2月に地域企業の経営支援等を柱とした連携協定等を結ばせていただいているところでございます。

次に、令和3年1月に施設の新設に関する覚書を締結しております、高橋酒造株式会社におかれましては、当初計画では、令和5年4月の操業開始ということも考えられておられましたが、令和4年12月議会におきまして、田野小学校跡地の財産処分についてお認めをいた

だき、令和5年1月に旧田野小学校の財産の引渡しが完了したところでございます。現在、施設の改修など操業開始に向けて準備を進められているところでございます。

次に、令和3年2月に協定を締結しております、株式会社iTANでございますが、当初計画どおり、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまれば2階に人吉オフィスを設置されており、熊本県立大をはじめとする大学や学生らとのネットワークの構築、本市における高校生以上を対象としたプログラミング教室の開講を通じて、IT人材の発掘と育成に取り組まれておりますが、当初予定の新規雇用にはいまだ至っていないというところでございます。

次に、令和4年6月に施設の新設に関する協定書を締結しています、先ほど御紹介ありましたランバーやまと協業組合、現在、株式会社ランバーやまとに社名を変更されておりますが、当初計画の予定では、令和5年4月に操業開始でございましたが、全員協議会でも御説明しましたとおり、整備計画の見直しを行っておられるため、予定されていた進出計画が変更になったところでございます。

なお、人吉工場の新設に向けての求人は既に始められており、今年度新卒者等を雇用され、現在、本社工場にて就労されていると伺っておるところでございます。

最後に、令和4年7月に進出協定書を締結しております、株式会社エービーケーエスエスにつきましては、当初計画をされておりました事業所の場所を変更し、同じ上薩摩瀬町内の別の場所で令和5年5月から営業を開始されておまして、当初計画にある新規雇用者5名の確保に向けて活動を開始されたところでございます。同社についても、地元から1名新規雇用されたところでございます。

本市としましても、各社の計画に対する問題点や課題などを把握しながら必要に応じまして各相談窓口の御紹介や利用可能な補助制度の申請時期のお知らせなどのサポートを行い、企業が希望されるとおりに計画が進むように御支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 協定がどうしてもこう目立ってしまって、先に協定を結びましたという言葉が目立ってしまって、それから先が本当は重要な問題じゃないのかなと思うんですね。あくまでも協定ってスタートであって、そこが大々的に取り上げられてしまって、本来はそこから先どういうふうに活動されていったか。実際、半年ほどで撤退された事業所もありますよね、協定結ばれて。そういうふうには私は記憶しているんですけども。要は、あくまでも協定というのは、それは市長としての実績かもしれませんが、それから先、どういうふうに活動されていったか。また、活動されるようなせつかく結んだ協定、先に事業が進んでいくように行政側としてもバックアップするというのが重要なかなと思っております。

協定と言った時にもう一つあるのが、包括支援協定ですね。災害時の協定であったり、い

ろいろな支援協定されてますけども、この包括支援協定の現状というか、かなり多く結ばれているかと思うんですけども、どのように進んでいるかというのを報告をお願いいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

本市がこれまで企業、各種団体と締結しております包括連携等の協定数は、災害協定、進出協定を除きまして、令和5年5月1日現在で67でございます。これらの中から具体的な取組を幾つか御紹介させていただきます。

まず、平成23年8月に熊本学園大学と地域社会の発展と人材の育成を寄与することを目的に締結いたしました協定では、本年6月から熊本学園大学春季公開講座、肥薩線の復旧とこれからの観光が人吉市復興応援事業として実施されております。この講座は、人吉市役所庁舎においてもライブ配信され、各回約15名の方が受講され、肥薩線の歴史や文化、肥薩線の歴史や価値などについて学ぶなど、地域社会の発展と人材の育成に寄与いただいているところでございます。

また、昨年11月に肥後銀行と未来型復興に関する包括的連携協定を締結しています。協定締結後から毎月担当者による定例会を開催し、協定の目的でございます政策課題の共有や緑の流域治水、ゼロカーボン、SDGsなど様々な課題解決に向けた取組について協議を行っております。

しかしながら、当初の目的を達成したなどの理由から現在具体的な取組が行われず、形骸化している協定もございます。今後は、改めて庁内において協定の現状を整理いたしまして、関係部署と取組に関する進捗管理等を行いながら、各種事業での協定の積極的な活用を推進し、地域の活性化、市民サービスの向上を目指してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 先ほどの協定と一緒にですね、やはりあくまでも協定を結ぶということはスタート、それから先どういうふうに活用していくか。結局、形骸化したものがあるのならばきちんと整理をしていただきたい。そして、やっぱり活用していかないと職員にも負担になってくるわけなので、次回のどの場面かわかりませんが、一般質問させていただいて、また進捗状況について確認をさせていただこうかと思います。

この協定の問題で一つだけ市長のほうにお伺いしたいんですけども、熊日新聞で載ってかと思えます。4月19日の記事だったと思うんですけども、県北で協定を結んだTSMCの協定を結んだのが地場の会社がマイナス効果のほう大きいという発想されてます。要は、一番は従業員の確保、職員の確保ができない。実に人吉も協定の以前の問題として、仕事はあるんだけど従業員の確保ができないという、人吉新聞に先日載ってたかと思えます。この企業の在り方、協定を結ぶことによってマイナス効果というこの残念な考え方があるんですけど、市長はこの記事を読まれた感想ですね、どういうふうに思われたというか、今後、こ

の協定について、結んでいくことが地域にどれだけ効果があるかというお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

記事を読んでの感想といいますか、現状をですね、T SMC進出において近隣の企業等を取り巻く状況等についてお答えをさせていただければというふうに思います。

議員御指摘のとおり、県北地域においては、T SMCの進出により、賃金高騰や人員確保が困難になっているという状況にあるということは認識をしているところでございます。

また、本市におきましても、全国各地と同様に少子高齢化等に伴う労働力不足が顕著であり、企業では人材確保が困難な状況が継続しているところでございます。

一方で、多くの市民の方から地元で働く場所を確保してほしいという声もお聞きしております。人材不足であるにも関わらず、このような御意見があるということは矛盾しているようにも感じられますが、雇用する側と雇用される側とのミスマッチが生じていることが原因の一つとしてあげられます。本市が進めております企業誘致は、大規模工場の誘致だけではなく、IT企業をはじめとした様々な企業の誘致を行っております。企業誘致を通じ、新たな知識や技術、人材の誘致を併せて行い、都市部との情報格差をなくすこと。また、地元住民や企業との交流の機会等を通じ、新たな仕事を創出することは、多様な雇用の創出につながり、ひいては、働く方の選択肢が広がることとなります。このことは、子育てや介護に従事している方、高齢者や障害のある方など、働きたくても働けない方へのサポートも含め、雇用の掘り起こしや働きやすい環境を整えることにつながり、働きたい方が個人の能力や才能を生かすことのできる仕事を行えるようになるものと考えております。

また、賃金高騰は、短期的には雇用側の経営に対し、マイナスの影響を与えることも危惧される場所ですが、賃金の底上げにより、働く方々の生活水準の向上や消費の促進、労働モチベーションの向上などにつながり、長期的には雇用をされる事業者側にもよい影響をもたらし、地域経済の成長を促すものになるものと考えております。

人材不足等との問題と雇用の場の創出は、先ほど申しました、雇用のミスマッチなどもあり難しい問題ではございますが、雇用の場が増加することは、本市の課題でもある人口減少の速度を緩めることにつながり、ひいては、地域経済の活性化にもつながる取組であると考えておりますことから、本市といたしましては、引き続き、企業誘致の推進と雇用の場の確保に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本当、現実ミスマッチが起きているのかなと思います。企業おいでいただいたとしてもそこに就職したい人がいないというのであるならば、典型的に前回撤退されたような状況になってしまう。ですから、今度は、逆にまた、地場の企業の方が従業員が

足らなくてあたふたされているというお話も聞いているところです。本当に協定の結び方の難しさであったりとか、やはりこの地場の活力、底を上げるというところを行政が今のところバックアップしてあげなければならないのかなと思います。協定の結び方は本当十分注意されてですね、結果、お互いが傷つくような形になるのではなくて、きちんと先を見据えた納得がいくような協定を結んでいただいて活用、それから、あくまでも協定はスタートですので、そこから先活用していただくということを執行部の方には御努力いただければなと思っていますところでは。

本質問につきましてはこれで終わりとなります。

最後でございます。プロポーザル方式による事業者の選定についてということで質問させていただいております。プロポーザル方式の昨年度の実績ですね。どのような実績というのがありますか。御回答をお願いいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市が発注する契約におきまして、契約の相手方を選定する方法としまして、提案方式を採用する場合がございます。この提案方式につきましては、人吉市が発注する契約に関するプロポーザル方式等の実施に関する指針を定め、運用を行っているものでございます。

この指針では、プロポーザル方式とコンペ方式について定めておりまして、その定義としましては、プロポーザル方式は対象業務に対する発想、課題解決方法、取組体制等の提案を審査し、市にとってもっとも適切な想像力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法でございます。

コンペ方式は、対象業務に関する具体的な企画提案を審査し、市にとって最も優れた企画案を選定する方法でございます。

議員御質問の令和4年度に実施しましたプロポーザル方式の件数と選定委員の構成についてお答えをいたします。

令和4年度におきまして11件のプロポーザルを実施しておりまして、人吉市復興まちづくり事業計画策定業務委託や人吉地区施設等計画策定業務委託などの復興関係、人吉市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託などの福祉関係などが主なものでございます。

選定委員の構成でございますけれども、特別職及び市職員のみで構成している案件が11件中8件、有識者、外部団体の代表などを含む構成が3件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） プロポーザル方式ということで、昨日もちよっといろいろとあったようなんですけども、プロポーザル方式の利点とですね、今後の課題というのをまず確認をさせていただきたいと思っております。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

プロポーザル方式の利点につきましては、先ほどお答えしましたこの方法を採用する目的そのものでございまして、技術的な工夫の余地が大きい業務や専門的な技術が要求される業務につきまして、技術提案により優れた成果が期待できること。また、専門的技術能力の評価により、契約の相手方を特定できることなどのほか、予定価格を算出するにあたっての標準的な歩掛りがないなど、その過半に見積りを活用する業務などに適用ができることなどが上げられます。

次に、課題でございますけれども、プロポーザル方式の対象事業者の選定につきましては、公募により行っておりますことから、募集に一定期間を要し、さらに技術提案を受けるため、契約事務の期間が長くなること。また、公募による提案のため、応募事業者が偏る可能性や応募が少ない場合に選択肢が限られることなど。それから、実施結果及び契約結果の公表方法などが課題として考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 一般的にプロポーザルやって判断材料としてわからないところ、事業計画などは全然問題ないと、問題ないという言い方はちょっとあるのかもしれませんが、昨日特に問題となった建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン、私も昨日日本村議員から言われて、ああこんなもんがあったんだという形で驚いたところでございます。内容については、瀬上部長のほうから見直しをするという話が出たんですけども、この見直しというのは、どのタイミングで、どの期間でやられるのでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

一般的に事業を進める場合には、それぞれ要項等を作成し、実施をしておりますけれども、状況等に変化がある場合などは見直し、検討が必要なことは理解しております。

議員御指摘の点につきましては、国の指針やガイドラインと本市のプロポーザル方式の実施に関する指針との差異を確認、整理いたしまして、必要な改定を行いたいと存じております。

また、その時期につきましては、次年度からの事業実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 平成27年の時に出て次年度から、遅すぎません。これ議会に通す必要はないですね。指針。これ市長決裁ですね。今問題になっていることって何なんですか。プロポーザルの在り方、これ私も本当ななめ読みで見えいったんですけども、プロポーザル、要は発注者側の地位的なものを排除する、建設に関してはですね。地位的ものを排除してや

る。専門性のあるものをやる。プロポーザルを否定しているわけじゃないです。指針が出ているのに、じゃあ来年度、遅すぎません。もうどんどん今年も発注しているわけじゃないですか。もう出てますよね。災害の防災センターの建設、また、大柿地区の遊水地の活用云々ということでプロポーザルしてます。これがこれに該当するかというのは、ちょっと私もわかりませんので、そこはあれなんですけど、どんどんどんどんプロポーザルの問題を使った契約方式というのが出ている。もう年度始まって6月、やるのは来年、議会を通すわけでもない。それで問題になっている。来年ですか。これは動かせない。例えば、来年度改正する時に、遡って改正するのか。それからの契約からしめんと。市民が納得するようなものにするようにと国が指針出しているわけでしょう。情報開示しなさい。納得されると思いますか。今の現状で。プロポーザルに対してあまり良いイメージが僕ないんです。詳細は言いませんけれども、PTA時代にちょっとあまり良いイメージがない。もともとこれって18年、作られたまんま、15年ほったらかし、これやってたら僕怒られてましたよ先輩から、上司から。そのままですかやっぱり、どうしても変えない。副市長、審査に入っていられっやいますよね。やっぱりこれは今年中には見直しをして、新年度からの活用にしかしない。そうなんですか、副市長。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

時期をということでございました。そういうところで来年度の事業に間に合うようには回答をするということでお答えをさせていただきましたけれども、当然、これから指針のほうを見直し入りますので、どの程度の改定内容をするかというのがこれからの作業になりますので、その辺を精査をいたしまして、改定のほうが内容の整理ができれば、その出来次第改定を行いまして、適用をやっていきたいと思います。時期につきましては、なるべく早くということで対応をしてみたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） なるべく早く、協定の報告も遅い、包括協定も見直しは全然されていない。国が指針を出したガイドラインに関しても平成27年ですね、1回目出ているのが。実はずっと出てて、今回、きちんと運用をとということになったのが平成27年、令和5年に改修されている。これ条例をあげるんじゃなくて、市長決裁でしょ。確認しますね。これ市長決裁ですよ、指針ですから。うなずかれました。そのなるべく早くというのは、その人それぞれによって早いつてタイミングというのがあるじゃないですか。さっき言われたように、1年後でもああやっと1年間でできた、早かったと思われる方もいらっしゃるかもしれません。その私の早くってというのは、それこそ今議会中でも、できればもう次の議会、できれば今議会中での指針を変えますって、やることはこういうふうにやりますというぐらい急がなければならないことじゃないのかなと思うんですよね。別に議会にかけて通してくれという

わけでもないので、指針、こことここを変えました。これやらないと、住民からも不信感も
らいますよ。何が一番やっちゃいけないかっていうと、住民からの不信だと思っ
行政は。

まあここで押し問答になっても一緒なんでしょうけども、これ急ぐという感
覚を確認させてください。人吉市として急ぐということはどういうことなの
か。なるべく早くということなのか。これだけ市民が不信感を抱いているもの
に対して、やりますって言ったその言葉、なるべく早くという言葉。本当
プロポーザル良い部分、今、チャットGPTって言うんですかね、条件を出
したら全部回答してくれるっていう、そういうのも活用しながらやっ
ていく必要があるのかな。これじゃですよ、普通の一般的な業務のプロポー
ザルに關してもそういうのの活用というのも必要になってくるのかなと思
いながら、プロポーザルのそういう事業提案を見たところではございま
した。

ここで粘っても一緒でございまして、どうせ回答が出ないというのはわか
っております。ただ本当急いでください。私が尊敬した先輩方が座っていら
っしゃる執行部の皆さんに対して、怒られながら仕事をしてきた私がか
っかりするような結果を見せないでください。

以上で、私の一般質問終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開します。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。6番議員の宮崎保です。今回は農業支援より、
栗生産農家のこれまでの支援と今後について、肥薩線の復旧・再建に向けた動きについて、
また、市民の声より、防災ステーションについての3項目を通告していますので、よろしく
お願いします。

では、早速質問に入ります。

まず、1項目めの現在の栗生産農家数と面積はどのくらいあるのか。また、過去の分と比
べて増減があったのか。その増減があった場合の要因はどのように分析されているのかをお
伺いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

栗生産農家数と面積について、現在と10年前との比較ということでお答えをさせていた
ければと思います。

J Aくまに出荷をされている令和4年度と平成25年度の農家数と面積でお答えをさせてい
ただきます。まず、令和4年度の栗生産農家数と面積でございまして、農家数としましては

182戸、面積が105.6ヘクタールでございます。次に、平成25年度の栗生産農家数といたしましては250戸、面積は245ヘクタールでございます。10年前と比較をしまして、生産農家数は68戸、面積が約139ヘクタール減少をしております。

市としましては、減少の要因は、生産農家の高齢化によります生産及び出荷の取りやめ、後継者の不在が要因と捉えておりまして、JAくまにおかれましても、同様に捉えておられるようでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） ただいま平成25年度について答弁いただきましたが、今から質問いたします支援事業初年度の平成24年度の資料がありましたので調べてみますと、生産農家数は約240戸、また経営面積については245ヘクタールということで、平成24年と平成25年でほとんど増減はあつてないようです。

また、当時、支援事業として栗生産農家において高齢化が進む中において、収穫と品質向上を目的として低樹高剪定を支援する人吉市栗剪定作業支援が平成24年から2期にわけて6年間、技術習得のために支援をされてきています。その実績はどうだったのか。

また、剪定講習受講者並びに登録者数、補助金についてはどのような状況だったのかお伺いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

本市では、市内に居住する栗生産農家の作業の効率化と経営安定のため、栗の剪定作業を行う栗生産農家に対しまして、平成24年度から平成26年度を1期目、平成27年度から平成29年度を2期目としまして、議員がおっしゃいましたように、人吉栗剪定作業支援補助金を交付しておるところでございます。6年間における剪定講習会の受講者数と作業員登録者数及び補助金額でございますが、平成24年度につきましては、JAくまの栗部会において、3回の剪定講習会が開催され、受講者数延べ153人、作業員登録者数69人、補助金額が49万7,500円でございます。平成25年度につきましては、同じく講習会が3回、受講者数延べ90人、作業員登録者数が77人、補助金額が85万2,500円でございます。次の平成26年度につきましては、JAくま下球磨地区全域の講習会も含めまして計5回の講習会が開催され、受講者数延べ85人、作業員登録者数62人、補助金額35万7,500円でございます。平成27年度につきましては、講習会がやはり3回、受講者数延べ87人、作業員の登録者数が19人、補助金額44万2,500円でございます。平成28年度につきましては、講習会が5回、受講者数延べ92人、作業員登録者数22人、補助金額14万5,000円でございます。平成29年度につきましては、講習会が3回、受講者数延べ65人、作業員登録者数17人、補助金額が30万5,000円でございます。

事業期間中、補助金額が少なかった要因といたしましては、補助事業期間6年間の平均利用率が予算枠に対する補助額で見た場合、40%となっております。予算額に対して実績が

少ないことの要因としましては、本事業は、JAと市で連携をしまして開始したものでございますけれども、当時、両者で分析したところ、農家の高齢化による生産意欲の減退、あるいは、平成24年度から平成26年度の第1期におきましては、1つの園地に対しては補助期間中1回しか使えないという要件がございまして、また、剪定技術講習をすれば、その補助金に頼らず、自分で剪定する。あるいは補助金の手続が面倒といったこともあったようでございます。第2期におきましては、第1期の要因のほか、同じく農家の高齢化や離農、園地の放棄、あるいは部会からの脱会のほか、第1期から内容を変更し、剪定作業登録者が自分の園地の作業をする場合、補助対象外としたような要件もございまして、補助を活用されたのが少なくなったと分析をしているところでございます。

以上でございます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） やはりかなり少ないということで、剪定作業支援事業の予算については、平成24年、平成25年度が確か200万円、あとの平成26年度からは平成29年まで約4年間で1期ごとに100万円だったというふうに記憶をしております。その額を見ますと、補助金の利用が半分以下となり、本当に少ないように思われますが、この低樹高剪定作業支援事業は、本当に良い事業だったというふうに私は思っております。

そうした中において、なぜ利用者が少なかったのか、振り返ってみて、またどのように分析されているのか。また、何度か質問を繰り返しますけれども、その中で経営面積の減少について、どのように分析をされているのかに対して、過去にはですね、高齢化により傾斜地にある園地の作業困難者、また、鳥獣被害等、平成27年度につきましては、台風被害等による栗生産経営を断念されたところもあるということで報告を受けております。私は後継者がいないということも一つの問題ではないかというふうに感じているところです。その果樹園を管理していくためには、やはり剪定は必要になってきます。やはりそれを剪定をしないと収量がやはりかなり上がらないという部分がありますので、この剪定支援をされた中で、現在、剪定支援作業員に登録者は現在おられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

JAくまに確認をさせていただきましたところ、剪定作業員登録につきましては、現在行っておられないということでございます。JAくまの担当職員にお伺いしましたところ、剪定事業については、今現在、栗生産農家自身が行っておられ、JAくまによる毎年の剪定講習会やこれまでの剪定支援の効果があっているのではないかとのことでもございました。

また、農家の剪定作業依頼状況としましては、人吉市シルバー人材センターに確認を行いましたところ、令和4年度におきましては、剪定作業に関わられた方は7人とのことでもございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 私が勘違いしていたのが剪定作業員の登録については1回登録すれば永久として、ずっと続いていくものというふうに思っていたんですけども、話をする中で、登録は毎年しなければならないことで、私のほうも若干思い過ごしがあったということになります。

しかし、その剪定作業は効果がかなりあったものではないかというふうに思っています。やはり高齢化などで剪定がしづらい、高い所に登って剪定作業しなければならないと危ないとかですね、やはりその点があったと思います。その点でやはり人吉シルバー人材センターのほうに剪定作業を依頼している状況にあるのではないかというふうに思ったところです。

また、技術習得のためにはですね、剪定作業の講習は必要になってくると思います。

そのことについてどのように思っておられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 恐れ入ります、剪定の講習等についてということで。

お答えをいたします。

本市を含め、人吉下球磨管内の栗剪定講習会につきましては、毎年JAくまの果樹研究会の人吉果樹研究会栗部会で主催されまして、JAくま担当職員を講師として講習会が開催されております。ちなみに、令和4年度は12月10日に人吉市内で1日間開催されております。そのほか、JAくま果樹研究会主催により、人吉球磨地区全体を対象としました剪定講習会としましては、同年12月13日に県球磨農業研究所において開催されたところでございまして、やはり栗の剪定は重要でございますし、その技術習得のための講習も重要と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の答弁ではですね、講習会については、年2回、JAのほうにおいて行われているところです。技術力を高めるためにこの講習会についてはやはり必要になってくると思いますので、これは継続をしてもらうようによろしく願いをしておきたいと思っております。

また、先ほども言いましたように、講習会とその剪定作業については、経営の安定化や収量アップのためにこの低樹高剪定作業支援が必要になってきます。また、その低樹高剪定作業支援を今まで行われてましたが、その支援前と支援後の収穫量はどうだったのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

剪定支援前後の収穫量でございますが、収穫量につきましては、自家消費等分が把握ができませんので、JAくまに出荷をされました、いわゆる出荷量でお答えをさせていただきます。

剪定支援前の平成23年度におきます人吉市の出荷量といたしましては109トンでございます。次いで、第1期の剪定支援終了後となります平成27年度の出荷量といたしましては、残念ながら台風15号による落下や枝折れ等の被害がございましたことから、出荷量は30トンにとどまっているところでございます。平成27年度以降の出荷量につきましては、平成28年度が84トン、平成29年度が100トン、平成30年度が93トン、令和元年度が101トン、令和2年度が79トン、令和3年度が75トン、令和4年度が87トンとなっております。この出荷量につきましては、増減がっておりますが、これにつきましては、天候不順や鳥獣被害、あるいは出荷者数、面積などが要因としてあげられているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） あのですね、私も何回かこれについて質問していますので、会議録を調べてみますと生産農家と経営面積については、やはり平成24年、平成25年はあまり変わりがないようなんですけど、平成25年度で生産農家は増えているんですけども、経営面積がかなり減っておりますし、出荷量につきましては、その経営面積が減っているにも関わらずですね、平成26年度がピークで127トンということでした。ただいま答弁のようにですね、平成27年度以降、経営面積が減ってきている。また、出荷戸数についても減ってきているということと、それにましてや台風や長雨、鳥獣被害等により経営面積の減少などの要因があり、総出荷量はその平成27年については30.3トン、台風15号やったですね、あったという関係でということになっているようです。また、その平成27年度を境にどちらも出荷量についても途中は100トンぐらいずつ出てたんですけど、近年については、大体平均しますと約80トン前後ということになっているようです。

それでは、その低樹高剪定作業支援終了後の1期目と2期目の支援の農家数と面積はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

剪定作業支援後の生産農家数と面積でございますが、こちらもJAくまにお伺いしましたところ、いわゆる第1期の剪定作業支援後となります平成27年度の実産農家数は225戸、面積は166ヘクタールでございます。第2期剪定作業支援後となります平成30年度におきましては、生産農家数203戸、面積は125.5ヘクタールでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） やはりですね、こちらの数量が減っているように、年々生産農家と経営面積は減少しているように思います。

また、単純には言えないと思いますが、1戸当たりの生産農家の経営面積を農家数で割ってみますと、約1戸分が単純じゃないんですけども、74アールから62アールと、約12アール

ルほど減少しているようです。

しかし、その中においてもやっぱり経営安定のためには剪定作業は必ず必要になってきますので、その高齢化が進む中において62アールを管理する場合には、剪定作業だけではないので厳しくなっています。この剪定作業の支援が今後再開できないかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

市としましては、栗栽培の作業の効率化と経営安定対策として、従前実施をいたしました剪定作業支援の効果はあっているものと感じているところでございます。

一方で、JAくまの担当者にお伺いしましたところ、栗の作業支援依頼については、毎年2から3名程度の方から御依頼があっているようでございますが、JAとしましては、シルバー人材センターを紹介され、シルバー人材センターに作業支援の御依頼をされているとのことでございます。

市といたしましては、現在のところ農業活性化対策事業補助金による人吉市農産物ブランド化推進事業としまして、JAくまが実施されている国の新植改植事業に乗らない方の栗苗木購入補助、これは補助率2分の1以内で上限40万円としておりますが、これを行ってございまして、剪定作業支援は行っていないところでございます。また、現在のところ、剪定作業支援の再開の予定はないところでございます。まずは、JAくまで毎年開催されております剪定講習会による技術向上を図っていただきながら、適切な管理を行っていただき、経営安定につなげていただければと考えております。今後は生産農家の皆様から、例えば栗部会のほうから御要望の声が高まってまいりました場合には、改めまして再開につきましては検討させていただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の答弁からですね、剪定作業支援の再開は現在のところ考えていないと、予定はないということであり、JAからシルバー人材センターのほうに作業支援の依頼を紹介をされているということの答弁がありましたが、やはりシルバー人材センターの方も剪定作業の経験とかないとですね、剪定については難しい部分があると思いますので、再開に向けていろいろな意見が出てきた場合には何とぞよろしくお願いをしておきたいと思えます。

また、そういう中において、品質の管理やブランド化によって栗の単価も変わるものと思えますが、5年前と比べると単価がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

栗の1キログラム当たりの単価でございますが、JAくまに出荷をされました5年前、平成30年度における人吉市の栗の単価としましては、1キログラム当たり673円でございます。ちなみに、令和4年度出荷されました栗の単価は1,123円でございます。このように、単価

が上がっている要因の一つとしましては、以前から出荷の際の水選別を生産農家において徹底されることで、非常に良い物を選別出荷されていることが業者からの評判となり、市場での評価が高くなったものとJAくまから伺っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 私もですね、会議録を調べてみましたが、単価は品種、種類によって違いはあると思いますが、平成24年度については平均なんですけど677円とか、平成26年度は547円ということでした。しかし、その後、令和3年度からやっぱり1,000円ぐらいということで高くなってきているようでありますし、平成30年度から昨年度は約450円程度粟が高くなってきているようです。また、その中で全国での粟の需要も上がってきているようであります、その中においても、やはりいろいろ聞きますと、早生粟のほうが買い付けに心配がないので高くなっているということでもありました。また、業者の方から球磨郡産のものの評価が高くなっているということも聞いたことがあります。

しかし、現在、先ほども言いましたが、作付面積が約62アールですので、農林水産省のもちょっと調べてみたんですけども、全国平均の令和3年の概数であります、10アール当たり約93キログラムだそうです。1件当たり、10アール当たりがですね、ということだそうです。1戸当たりの出荷、その全体でそれを62アール掛けてもらおうと、約577キログラムしかありません。それを単純に前年度の分で計算してみますと、一戸の収入は約64万8,000円程度ということしかありません。その中においてですね、剪定作業、除草など様々な経費を引いてみますと、収入は一体どのくらいになるのかということが、またここも疑問になってくる部分であると思います。そういったことをですね、いろいろ精査していく必要があると思います。また、そういう収入を増やすためにもそのブランド化が、先ほど言いましたように、業者とか大切となってきますし、そのブランド化が本当に必要だというふうに考えています。そういった中においてですね、現在、その人吉球磨において品種はどのようなものがあるのか。また、その知名度アップの取組はどのようにされたのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、球磨管内におきましては、JAくまにおいて優良品質として選定されております、粟の6品種、これは丹沢、杉光、利平、筑波、銀寄、美玖里の6品種でございますが、これにつきましては、人吉球磨産の球磨粟としての商標登録をされており、ブランド化を図っておられるところでございます。

また、管内他町村におきましては、同様に生産され粟全体を自治体としてブランド化をされているところもあられるようでございます。

本市のブランド化の動きとしましては、先ほどお答えしました、人吉市農産物ブランド化推進事業としまして、栗苗木購入補助を行っておりますほか、球磨栗ブランドの推進と知名

度アップを目的に地域内外にPRするため、くまろんフェアを平成30年度と令和元年度に市内の菓子店舗あるいは旅館等に御協力いただき、開催をしたところでございます。

また、令和2年度、令和3年度につきましては、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実施を見合わせておりましたが、昨年、令和4年度に協力店舗を人吉球磨管内に拡大し、熊本県、JAくまの協力を得て、3年ぶりとなる復活くまろんフェア2022を開催したところでございます。参加いただいた店舗から様々な御意見もいただいているところでございますが、一部御紹介をいたしますと、好評な意見といたしましては、「球磨栗を知ってもらいよいチャンスだった」「新たな栗商品を開発中なので間に合えば新商品でフェアに参加したい」であったり、「今回は熊本日日新聞に大きくトップ画像に掲載されたおかげで、熊本市からも買いに来られた。また来年もよろしくお願ひしたい」だったり、「お客様もいろいろお店を回ってお買物されているようでした」というような御意見があったところでございます。

また、一方で、御不評があったところございますが、「チラシを見てくださるお客さんもおられたけれども、思ったほど盛り上がりなかった」とか、「人吉からは郡部のお店にも御協力いただきましたので、わざわざ来てもらえない」などの御意見も寄せられたところございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今、ただいま優良品種ということで6品種紹介いただきましたので、私もちょっとこれについて品種ごとに調べてみましたので、報告をさせてもらいたいと思います。

まず、この6品種ですけど、丹沢がまず一番早生であり、その後に最後のほうは美玖里まで8月中旬から10月の中旬まで約2か月間収穫はできるようでありますし、その中で一番初めにあります丹沢という種類については、虫の害を受けやすく、着果が年次によって変動をするということで、すなわち、隔年結果を起こしやすいが、早生なので高値で取り引きされる。また、杉光は、着果が多く、豊産性であるが、隔年結果を起こしやすいが、着果の健全化率が高く、加工に適している。利平については、隔年結果を起こやすく、収量が少なく、着果の頭頂部が割れる、頭頂劣化が多い。食味については、非常に良好であるということです。銀寄は、発芽は早い若木の時に収量が不安定である。しかし、食味については良好である。筑波は身が大きく作りやすく、豊産性で収穫も安定している。最後に、美玖里は、豊産性で食味はよいが、樹木が大きくなりやすいなどどの品種にもメリット・デメリットがあるようであります。今後、栗栽培を行いたいという方がありましたら、これを参考にしてもらってはいかがなものでしょうかというふうに思います。

それから、続きまして、昨日の牛塚議員の質問で鳥獣被害が増えているということでした

が、栗に対してもですね、鳥獣による被害はどのくらいあったのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

農業振興課が農家振興組合に毎年お願いをしております野生鳥獣による農作物の被害状況調査において御報告をいただきました直近3か年の栗被害の内容についてお答えをさせていただきます。

令和2年度の被害面積は358アール、被害量4,380キログラム、被害額は195万3,000円でございます。令和3年度の被害面積は24アール、被害量は585キログラム、被害額は54万1,000円でございます。令和4年度の被害面積は131アール、被害量は1,428キログラム、被害額は76万7,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今、最後のほうで述べられました被害額ですね、1戸当たりの収入を先ほど述べました、それに匹敵にするものであるようであります。また、この被害についても、ここに上がってきていない農家もあると思いますので、まだまだ増えるのではないかと推測をしております。鳥獣被害を全て失くすということは難しいので、被害を抑えることも大事だというふうに考えております。駆除隊による捕獲頭数は資料をもらいましたので、令和2年度が鹿が1,332頭、猿が16頭、イノシシが285頭、令和4年度が鹿が1,647頭、猿が19頭、イノシシが350頭ということで年々捕獲数は上がってきているようであります。また、この中においてイノシシにつきましては、狩猟期間については捕獲頭数に含まれませんので、それを入れるとかなり多くの分がカウントされるのではないかと考えております。

それでは、その駆除隊の方が一生懸命駆除というか捕獲をされてもらっているんですけど、その駆除隊員たちの駆除費はどのようになっているのか。他町村の分と県との分を比較されてよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、駆除費を上げるという考えはないのか。

また、年に何回位交付されているのか。その点についても伺っておきたいと思ひます。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

熊本県内の他市町村に関わる捕獲報償費の概要について御説明させていただきます。

鳥獣ごとに成獣と幼獣で捕獲報償費の区分分け、いわゆる成獣のほうが高いということばされておりますので、成獣に関わる報償費に限定した形で比較御説明をさせていただければと思ひます。

まず、鹿につきましては、熊本県内市町村の平均が1頭当たり1万1,000円、人吉球磨管内の平均が9,800円に對しまして、本市は9,000円でございます。県内市町村平均より2,000円、人吉球磨平均より800円低い状況でございます。

次に、イノシシにつきましては、県内市町村の平均が1頭当たり1万859円、人吉球磨の

平均が8,500円に對しまして、本市は7,000円であり、県内市町村平均より3,859円、人吉球磨平均より1,500円低い状況でございます。

猿につきましては、県内市町村の平均が1頭当たり4万600円、人吉球磨の平均が5万円に對し、本市は5万円であり、県内市町村平均より9,400円高く、人吉球磨平均とは同額となっているところでございます。

そのように、本市の報償費につきましては、鹿・イノシシについては県内市町村あるいは人吉球磨市町村の平均よりも低い状況にありますが、近年被害報告が増加しております猿につきましては、県内市町村の平均を上回っておるというところでございます。

なお、説明では触れませんでした、鹿・イノシシ・猿の幼獣につきましては、県内市町村より高く設定しておりまして、本市を含む人吉球磨管内市町村の特徴となっているところでございます。

なお、捕獲報償費の支払時期は、年2回、4月と10月に行っているところでございます。

次に、捕獲報償費を上げる考えはとのお尋ねでございますが、本市としましては、鳥獣ごとの捕獲報酬費全般を鑑みますと、県内市町村と比較して実は大きな差はないと認識をしているところでございます。と申しますのは、捕獲報償費につきましては、鳥獣の被害状況を踏まえて年度ごとに検討しており、令和3年度中におきましては、日本鹿の幼獣を1,000円から3,000円へ、日本猿の幼獣を1,000円から4万3,000円へ、令和4年度におきましては、日本鹿の幼獣を3,000円から9,000円、イノシシの幼獣を1,000円から7,000円へ、日本猿幼獣を4万3,000円から5万円へとそれぞれ成獣と同額への増額をするなどの見直しを行っているところでございます。

また、本市は、近年住宅地エリアで頻出しておりますアナグマやカラスなども捕獲報償費の対象としておりまして、鹿・イノシシ・猿以外の鳥獣被害の状況を鑑み、検討を行っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今言われました1頭当たりの報償費はそんなに変わらない、800円から1,500円ぐらいということですけど、やはりこの駆除隊の方はですね、毎日のように見回りに行かなければですね、死んでいたりすることで難しいもんがあると思います。しかし、その駆除隊員の方が80名から90名ぐらいの方がおりますので、それを単純にこの頭数、鹿が1,647頭で割るとですね、これを捕る方と捕らない方とおられると思うんですが、それを割ってした場合については、その中でかなりの額の浮き沈みが出てくるんじゃないかと思えます。こういうことを含めた中で、捕獲報償費の増額についても検討のほうをよろしく願いをしておきたいと思えます。

それから、もう一つ、言われたんですけど、捕獲報償の支払時期について、できれば年3

回ぐらいできないかと。まず、盆前と正月前、最後と。やはり一番お金のいる時という方の意見もありますので、この件についても検討を重ねてもらいたいと思いますのでよろしくお願ひしておきます。

今まで本当に鳥獣被害については、何度もお尋ねをしてきているわけなんですけど、国の鳥獣被害防止対策事業並びに人吉の単独、人吉市農業活性化対策事業で補助事業があるということですが、国の場合については3戸以上でないといけないと。また、本市の場合でも、先ほど言われましたですね、本市の場合は、1戸でもできるが、その利用額はその2分の1で上限があるということでは言われています。栗を作っておられる方というか、農家ですね、山間部に多いんですけど、3戸以上で作られている方はかなりおられないんじゃないかと思ひますので、国の補助事業については使いづらいというふうになってくると思ひます。また、本市の補助事業のそういったことになると、どうしても補助事業というふうになってくる分になります。先ほども述べましたように、農家の収入は62万円ですね。少ない中においてですね、高齢化等により電気柵等の設置はやはり厳しいということになり、鳥獣被害等により辞めていかれる方も出てきているのではないかと危惧するところでもあります。その電気柵等とですね、防護柵を設置する際の人件費、また、それから長年使っていますと故障等が経年劣化で壊れてくると思ひますので、修繕とか、その耐用年数が過ぎた分についての更新等にも利用できるように、利用拡充の別枠とかそれを人吉市農業活性化対策事業での利用ができるようにできないかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

先ほど議員のほうからもお話がありましたように、防護柵の設置に関する支援としまして市の単独事業としましては、先ほど述べましたように、農業活性化対策事業として資材購入等の初期投資の経費の一部助成としまして上限を50万円以内で2分の1の補助制度というのを設けているところでございます。なかなか制度は複雑でございまして、国等の支援もございまして、農家の方もお迷いになっているところがあるかと思ひますが、議員から御紹介がありましたとおり、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した有害鳥獣被害対策協議会を通じた被害防止対策としましては、御紹介ありました、3戸以上の販売目的として作付けを行う場合というような要件等があるところでございます。これらにつきましては、耐用年数を過ぎたものについての更新等も可能になっているところでございます。

また、多面的機能支払事業に取り組まれている地域におきましては、そちらのほうでも多面的機能支払交付金を活用して防護柵の設置及び補修も支援メニューとして含まれているところでございます。

繰り返しになりますが、議員おっしゃいましたとおり、本市の単独事業でございまして農業活性化対策事業補助金におきましては、資材の初期投資経費に対しまして補助金による一部支援を行っており、これまでも議員から御質問があつているところでございますけど、維

持・修繕・更新等にはその補助は充てられないということでございます。この後検討してまいりましたが、やはり特に修繕に係る経費、いわゆるランニングコストでございますが、これらにつきまして、通常全て農家の方々が御自身で行われている現状もございまして、現在、更新等に対する助成も含めまして、当該補助事業の対象とはしていないところでございます。しかしながら、本市の農業の現状としましては、議員もおっしゃいましたように、農業従事者の高齢化や減少、また、鳥獣被害が増大傾向であることは十分認識をしておりますので、今後、現在の国・県及び本市の対策は継続しながらも、議員から御提案いただきました内容も含めまして、支援策の強化については検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今までですね、いろいろ聞いた中では検討はしてきたが、やはり難しい状況にあるということでありますが、高齢化や被害の増大などの傾向があるので、市の支援策の強化については今後考えていきたいということでありまして、前向きな議論をお願いをしておきたいと思っております。

では、次の質問に入ります。

肥薩線の復旧再建に向けてですが、令和2年7月4日の豪雨災害から早いもので来月で3年が経過しようとしています。肥薩線も八代大畑間で450か所以上が被災し、全線不通となり、災害復旧費用も当初235億円との報道がっております。肥薩線は、御承知のとおり、開通110年を超える長い歴史があり、数多くの近代化遺産や産業遺産などが多くある路線であります。球磨川沿いを走り、観光客などにも魅力のある線路となっています。その肥薩線で被災する前で肥薩線が本市にもたらした効果がどのようなものがあったのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

J R肥薩線は、沿線地域住民の生活を支える交通手段として、また、国内外の観光客を魅了する鉄道として地域の発展に大きな役割を果たしてきました。特にS L人吉、特急いさぶろう・しんぺい、かわせみ・やませみなど、J R九州の路線の中でも最多の観光列車の運行により、観光資源としても沿線地域の経済活性化に大きく寄与してきた路線でございます。この観光列車に乗ること自体も目的の一つでもあり、移動手段として肥薩線を利用し、本市の温泉や歴史的建造物、球磨川くだりやラフティングを楽しまれるなど、本市観光の重要な柱となっていたことから、観光業が主力産業である本市に肥薩線は大きな経済効果をもたらしたものと考えるところでございます。

また、平成19年に経済産業省が選定いたしました近代化産業遺産群33の一つとして、九州南部における産業創出とこれを支えた電源開発、物資輸送の歩みを物語る近代化産業遺産群に物資輸送関連遺産として大畑駅や矢岳駅、人吉機関車庫など、肥薩線に係る13施設が

認定され、さらに平成29年12月には、後世に残したい日本の20世紀遺産20選に鉄道在来線では唯一選定され、観光振興の後押し、また地域活性化にもつながっていたものと存じます。

一方、モータリゼーションの進展や急速に進む少子高齢化社会などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあり、通勤や通学といった沿線住民の移動手段としての利用が減少していたことも事実ではございますが、利用者にとってなくてはならない公共交通機関であり、その機能は十分に果たしてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今言われましたように、肥薩線には数多くの観光列車が運行を行っておりました。その中でも特にSL人吉は3月から11月までの約9か月間の運行でしたが、数多くの観光客を人吉市に運んでくれていました。そしてまた、魅力ある文化遺産の宝庫でもあり、鉄道でもあったというふうに思っています。今言われた逆の部分になると思うんですけど、その被災で本市が受けた影響はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

観光業が主力産業でございます本市にとりましては、経済的な効果はもちろん、人的・物的交流の面においても多大な恩恵を与えてくれていた肥薩線が被災により運行できなくなったことによるマイナスの影響は非常に大きいものであることは言うまでもございません。

また、被災前まではSL人吉などの列車が疾走する肥薩線がふるさと人吉の原風景として心の中にあった沿線住民の皆様にとっては、被災直後のレールが曲がったままの荒れた路線を見た時に感じる寂しさなど、住民の皆様の心に与える影響も同じく大きいものだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） やはり様々な観光面などについて影響が出ていることであります。それでですね、肥薩線を令和2年7月4日の日に被災をしましたが、その被災後から肥薩線の復旧、再建に向けた動きについてどのようだったのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

肥薩線沿線16自治体で組織します肥薩線利用促進・魅力発信協議会におきまして、被災直後の令和2年10月に鉄道での全線復旧などを求める要望活動をJR九州に対して行い、昨年度まで毎年実施しております。また、昨年3月20日には、鉄道での早期復旧を求める地元の声を届けるため、同協議会が代表発起人、地元商工会など58団体が発起人となり、約350人の参加のもと、肥薩線復帰を願うアピール集会を本市において開催したところでございます。

また、復旧に関する協議の場としまして、熊本県及び地元市町村とともにJR肥薩線再生協議会を立ち上げまして、これまで3回にわたり復旧に向けた方策の検討や持続可能な公共

交通の確保に向けた今後の利活用策について協議を行っております。

肥薩線の復旧費用が235億円と試算され、国土交通省による事業間連携により、76億円まで圧縮が可能となる支援策が示されたところではございますが、地方負担の軽減につながる国によるさらなる支援拡充等につきまして昨年6月20日に再生協議会での要望活動を行っております。

具体的な利活用策につきましては、再生協議会のワーキンググループにおきまして鉄道復旧後の持続可能性について様々な調査や分析を行い、地域の再生ビジョン及び肥薩線を含む交通ネットワークを持続可能なものに再構築するためのJ R肥薩線再構築方針をまとめることを目的にこれまで5回の議論を重ねており、7月までに合計8回の協議を開催予定としております。

これまでの肥薩線復旧・復興に向けた様々な取組が実を結びますよう肥薩線を支えていく地元の熱意と覚悟を持って鉄道での復旧を目指し、現在取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今言いましたように、熊本県、他自治体と協議を行いながらJ R九州などに要望活動を行っている。また、それもですね、やはり地元の熱意と覚悟を持って肥薩線の鉄道での復旧を目指すということのようであります。やはりこれは復旧・復興を行うため、地域住民を巻き込んだ行動が今後本当に必要になってくるものではないかと思っております。その中で、例えば、ユネスコ世界文化遺産に関する諮問機関でありますイコモスが制定しました、先ほども言われましたように、日本の20世紀遺産20選の時には横断幕を作成されまして、人吉駅のホームと大畑駅舎に掲げられたものというふうに考えております。このように、自治体と住民の熱意を見せることが啓発活動にもなってくるのだらうというふうに考えております。

また、それと復旧・復興に向けて、新潟・福島豪雨災害で被災し、約10年の年月をかけて昨年の10月に全線開通をしました只見鉄道を視察されていることを聞いておりますが、そのアクションを起こすことについてどのような取組をされてきたのかお伺いいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

鉄道での全線復旧を目指し、再生協議会においては、松岡市長が副会長となり、また、熊本県とともに本市も協議会事務局として沿線自治体と様々な検討を重ねているところでございます。

先ほど議員もおっしゃいましたように、今月1日から2日にかけて熊本県と本市の担当職員が平成23年7月の新潟・福島豪雨で被災し、昨年10月に鉄道での全線復旧を果たしましたJ R只見線の視察を行い、復旧までの取組などに関して関係者との意見交換を行ったところでございます。只見線におきましては、復旧方針決定前から福島県と市町村で約21億円の基

金を積み立て、複数の自治体で見見線にみんなで手を振ろう条例を制定するなど、地元自治体が一丸となってあらゆる場面で只見線を推す取組を実施されるなど、行政の復旧にかかる熱意を感じた一方、何よりも地元の個人・関係団体の皆様の復旧にかかる熱意、活動が地域住民、県民を巻き込んだ機運の醸成につながったことで復旧実現を果たされたのではないかと感じたところでございます。

当地においても肥薩線復旧を願うアピール集会が関係団体の総意として実施できたように、今後も全線復旧にかかる情熱が個人・団体の方を中心により多くの人々に広まっていくことが最も重要ではないかと考えます。

また、横断幕を掲げて市としての意思を表してはとのことではございますが、御紹介いただいた横断幕は、選定後の翌年3月に肥薩線利用促進・魅力発信協議会において横断幕を作成し、沿線自治体に配付したものでございまして、人吉市においては、大畑駅、人吉駅に掲示したものでございます。

現在は、再生協議会において再構築方針をまとめる作業を進めている状況であり、自治体のみならず、個人や関係団体の方の肥薩線復旧にかかる思いが見える形で広がるのが重要ではないかと考えますので、横断幕もその方法の一つとしまして今後検討してまいりたいと存じます。

肥薩線は、100年以上にわたり鹿児島、宮崎、熊本を走り、広域の人的・物的交流の交通ネットワークとしてその機能を果たしてきました。沿線地域の生活を支え、地域の産業経済、文化の振興に大きな役割を果たしてきた肥薩線の復旧は、今後の地域を支え、インバウンドなどを含めた観光需要の喚起を図る上においても、その重要性や価値はますます高まるものと考えております。

肥薩線の鉄道での全線復旧の実現を成し遂げるため、観光関係などの関係団体、そして沿線住民の皆様をはじめ、全国の鉄道ファンの皆様のお力添えをいただきながら鉄道での復旧を成し遂げるという強い熱意をもって全力で取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保護員。

○6番（宮崎 保君） やはり自治体とか、地元住民などを巻き込んだですね、一丸となって国に向ける熱意が本当に大切であると。やはり必要なんだということをですね、アピールすることが大事であり、また、様々な団体を巻き込み、必ず鉄道で復旧するという強い熱意をアピールする場、また、そのためにも横断幕の設置等もよいアピールになると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

まだちょっとこれについて知っておいてもらいたいんですけども、鉄道での通勤・通学等をされている定期なんですけど、割引については国等が補助するわけではなく、鉄道がする4割とかそういう分は補助している形ですね。これもかなり負担となつてきているようであ

ります。やはりそれは負担もありますので、国の補助においても道路に比べてかなり少なく抑えているというふうに聞いております。

また、復旧をされた後、やはり……約9億円の赤字ということで言われているんですけど、そういうことについてですね、地方の負担軽減につながるような支援の拡張の要望を強く国に要望していただくようお願いをしておきます。

次の質問に入ります。

市民の声より防災ステーションについてですが、3月にも同僚議員のほうで質問しておりますが、質問に対して、国の申請時期は年1回となっているので、令和5年度中に申請がいかなかった場合は、そのスケジュールも1年ずれるということになるとの答弁がっております。そんな中、薩摩瀬地区に建設予定の防災ステーションが令和6年度中の建設が難しくなっているというふうに聞いておりますが、地元との話し合い等はどのようになっているのか。また、その延期されたスケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

薩摩瀬地区周辺を候補地として検討を進めている河川防災ステーションにつきましては、事業への理解を得るべく合意形成を図っているところでございます。現状では、地権者の方との合意形成が十分ではないことから、事業化の時期について申し上げる段階にはございませんが、まずは地権者の方の御理解を得るために、国と連携して丁寧に説明してまいります。

なお、今年度水防センターの基本構想や平時の利活用計画について検討を予定しており、1日も早い事業化に向けて引き続き努力してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今の答弁ですね、地権者との合意形成が十分でないので事業への理解を得るべく、早く合意形成を図っているところであるということではありますが、その中において、これはまたプロポーザルになるんですけども、2023年6月2日に人吉市河川防災施設に係る平時利活用検討業務委託公募型プロポーザルの公募があつているようであります。そのプロジェクトの内容につきましては、少し長くなりますけど読ませていただきたいと思います。本プロジェクトは、様々な取組により球磨川流域全体に生命・財産を守り、被害最小化に努めるもので、令和3年11月に取組の一つである遊水地整備計画について、河川管理者の国土交通省は、本市の大柿地区、中神地区の2か所を候補地として選定され、ここはちょっと中身は省きます。そしてまた、令和4年2月から薩摩瀬地区において河川防災ステーションの整備計画の策定に向け、調整を進めている状況でもあります。遊水地整備計画や河川防災ステーションの整備計画が具体化していく中で、平時の利活用について事前に検討し、両整備計画に反映させることができれば利便性の向上において実施する利活用施設の整備事業費の軽減にもつながることから早期に取り組む必要があります。河川防災ステーションの

整備には、本市が水防センターを設置することが条件となっており、配置や機能などの基本計画の策定に併せて行う必要があります。これらの河川防災施設に係る平時利活用について、関係者や地域住民の意見を踏まえた基本構想の策定支援を行うことを目的とします。とありますが、これについて、また令和6年も令和7年も、まだどうなるかはっきりわからないという状況の中になっております。今年度、防災ステーションを含む人吉市河川防災施設に係る平時利活用検討業務委託を進めることについて、まだ時期早々ではないかというふうに私は思うんですけど、そのことについてお尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

河川防災ステーションの事業計画申請にあたっては、水防センターの平面図や配置図、平時利活用計画が必要となります。また、市で設置予定の水防センターについては、地域の公共施設として地元の方の期待も大きく、平時利活用についての御意見を反映したものにしたいと考えております。そのため、薩摩瀬地区において検討している河川防災ステーションの平時利活用のほか、国が中神地区で整備予定の遊水地における平時利活用について検討するため、平時利活用検討業務委託を進める予定です。

なお、中神地区遊水地におきましては、遊水地整備後の土地が荒廃してしまうことについて心配されている地権者の方がおられることから、荒廃しないような、かつ地域が活性化するような利活用の方向性を地権者の方をはじめとする地域の皆様からも御意見をいただきながら検討を進めていきたいと、本業務委託を進める予定としております。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 最後の質問になります。

先ほども言われた、事業計画申請中でまだはっきりどうなるかわからないというふうに言われたんですね、やはり先ほど言いましたように時期早々ではないかという気がしております。あと2年、3年後という形になっていくんじゃないかというような危惧をしているところです。それにしましても、薩摩瀬地区から温泉町で災害に遭われたところの農地がかなり荒れております。ちょっと見せてもらったんですが、ハローワークのところに鹿が出没をしているようであります。この鹿等が市民に被害が及ばないかが心配でもあります。また、その場所が鳥獣のすみかとなりかねません。それでですね、道を横断するとかがあった場合、車との接触等などの心配がありますので、その荒れているところの伐採などを市として行うべきではないかというふうに考えますが、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 計画をされております農地等につきましては、一旦は災害復旧の申請がなされたところでございます。しかしながら、地権者様のほうから災害復旧についての営農継続の御意思が今のところないというような御意見がありましたことから、今回の防災ステーションの計画を御紹介し、それにつきまして話をお伺いするというような状況にな

っておりますところから、御存じのように復旧は進んでいないというところでございます。これを伐採をするかしないかということにつきましては、非常に心苦しいところではございますけれども、農地あるいは非農地に関わらず、あるいは計画があるなしに関わらず、現時点におきましては、地権者の方で御管理をしていただくことになっておりますことから、市のほうで伐採等することはできないところでございます。

一方で、鳥獣被害につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、それぞれの被害につきましては防護柵の設置、あるいは駆除隊によります駆除依頼等を行いまして対応していくべきものと考えておりますので御理解をいただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 今言われるように、確かに防災ステーションとの絡みがあってそれについてはなかなか取り組むのは厳しいということだというふうに考えております。しかし、やはりできましたらそのところの御一考を再度お願いをしておきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、川上紗智子でございます。初めての質問です。どうぞよろしく願いいたします。

私は、選挙期間中、いろんな方々からいろんな声を聞きました。私自身がダムは造らせたくない、この思いで市議会議員選挙に立候補し、今この場に立っていますが、多くの方々がダムはもうできつとかね、しょんなかつかねっておっしゃいます。その裏には造ってほしくないな、できてほしくないなという思いをひしひしと感じてまいりました。ダム建設も本当に問題ですが、ダムを造る造ると言って当面必要な治水対策をやってない、また同じ被害が起こるんじゃないか、その不安がいっぱいの声も聴きました。私自身は被災を直接しておりませんが、多くの知人、友人、親戚が被災しています。そんな皆さん方の思いをしっかり受け止めて今日は質問をしていきたいと思っております。

今日は5つのことについて質問いたします。1つは、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの内容と、その治水効果について、2番目は、ダムの緊急放流について、3番目は、川辺川ダムと観光及び地域経済について、4番目は、小中学校の給食費無料化について、5つ目は、人吉市の地域公共交通についてお尋ねしたいと思っております。

では、早速質問に入ります。

まず、国の球磨川水系緊急治水対策プロジェクトというのは、令和2年7月豪雨災害におきまして本当にひどい被害が出ましたから、同じようなことにならないように緊急に集中的に治水対策をやっていこう。市町村、球磨川流域の市町村です。市町村、国・県が一緒になってやっていこうと計画を立てて今取り組まれております。私は、その中で人吉市関係の事業としては、河道掘削、遊水地、堤防整備などがあると思っておりますが、その幾つかについて具体的にお聞きしたいと思います。

まず1つ目は、河道掘削です。河道掘削の工事完了箇所とこれからする予定の箇所はどうなっているのか。また、工事箇所ごとの掘削量とその掘削をしたことで水位がどれくらい下がるか。また、全ての予定の河道掘削が完了した場合、水位はどれくらい下がるか。中川原公園を完全に撤去した場合の水位はどれくらい下がるか。

以上、質問いたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

まず、球磨川の河道掘削工事の事業完了箇所と事業予定箇所でございますが、球磨川水系河川整備計画に基づき、人吉市内ではこれまでに曙橋上流1か所、球磨川第3橋梁付近から万江川合流地点付近までの人吉市街部11か所、天狗橋下流2か所の計14か所の河道掘削を実施したと伺っております。

また、令和5年5月末現在で下薩摩瀬地区において施工中であり、今後も市内での河道掘削の予定があると伺っております。

なお、球磨川における河道掘削の進捗状況につきましては、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所や本市の公式ウェブサイトで毎月公表しているところでございます。

次に、箇所ごとの掘削量と箇所ごとの水位はどれだけ下がるのかという質問でございますが、本市内でこれまでに河道掘削を実施いたしました計14か所において合計約33万立方メートルの掘削量にのぼると伺っております。

なお、河道掘削以外の様々な取組を組み合わせる治水対策を進めており、河道掘削の個別箇所ごとの水位低下効果については算定していないとのことでした。

続きまして、全箇所の掘削工事完了後の球磨川の水位がどれだけ下がるのかという問いでございますが、河道掘削のほか、堤防整備、輪中堤、かさ上げ、遊水地、流水型ダム等の取組を組み合わせる治水対策が進められており、全箇所の河道掘削による水位低下効果については算定していないと伺っております。

なお、令和3年1月に公表されております球磨川水系緊急治水対策プロジェクトに位置づけられている事業を行うことで、令和2年7月洪水規模に対し、人吉市街部において約2.5メートルの水位低下効果があり、堤防天端からの越水が生じない状況になると伺っているところでございます。

最後に、中川原公園を完全に撤去した場合の球磨川の水位がどれだけ下がるかということについてですが、中川原公園の復旧につきましては、河川増水時の影響につきまして国に検証を依頼し、熊本大学の協力を得まして水利解析や模型実験などで水の流れや水位の変化を検証していただきました。令和3年10月の治水防災に関する特別委員会でその概要について国から報告していただきましたが、公園の地盤を約2メートル下げる案では、その水位低下効果につきましては、人吉市大橋上流地点で22センチメートル、橋脚保護部を残した上で約4メートル地盤を掘り下げて公園を廃止する案については、同じ地点におきまして24センチメートルと示されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 中川原公園のことですけれども、現在の状態はどんな状態なのでしょうか。工事が完了したとか、どの工事をやられたとか、どの工事をやって今完了したとか、途中だとか、お答えください。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、中川原公園を管理しております復興建設部のほうからお答えを申し上げます。

ただいまのところ、中川原公園の上2メートル分を掘り下げを完了したところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先ほどの答弁で掘削が全て完了した後、球磨川の水位はどれだけ下がるのかという質問に対して、ほかの堤防整備だったり、かさ上げだったり、遊水地だったり、流水型ダムなどとその組み合わせで治水対策進められるので、河道掘削だけのものは算定していないと聞いているということなんですけれども、その流水型ダムなどという中に、などということは、川辺川ダムとそれから市房ダムの再開発というのもそれは入っているんでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

球磨川水系流水治水プロジェクトのロードマップにおきまして、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策といたしまして、その対策内容に流水型ダム、市房ダム再開発が内容として盛り込まれておりまして、その工程も令和12年以降まで続くというふうにされておりますので、含まれているものと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） その川辺川ダムと市房ダムの再開発というのはいつ終わるんでしょうか。また、いつ終わる予定になっているんでしょうか。

○議長（宮原将志君） 暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時53分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） すみません、お時間をいただき大変申し訳ございませんでした。それでは、お答えをいたします。

流水型ダムにつきましては、国から示されております完成までのロードマップによりまして2035年度、R17年度の事業完了とされているところでございます。

また、市房ダムの関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど申しました対策プロジェクト並びに国の河川整備計画のほうには記載はございますけれども、まだ具体的なところは決まってないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。私がなぜこのことをお聞きしたかと申しますと、令和3年の洪水被害、同じようなことは繰り返してはならないということで取り組まれて、（「令和2年」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。ありがとうございます。令和2年、二度と繰り返してはならないということでやられている事業だと思うんですけども、私がどれだけ水位が下がるかってお聞きしたら、とにかく全て終わったものでないとわからない。ただ、先ほどお答えいただいた流水型ダム、すなわち川辺川ダム、それから市房ダムの再開も終わっての水位の低下だというふうになるわけですよ。そしたら、来年、いや今年、来年、再来年とこの前の災害のような大雨が降った時に、一体どうやって人吉市民の命と財産守るんだと言うことをお聞きしたいからお尋ねしただけなんです。それで、そのことについていかがでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、全ての対策が完了するまでかなりの時間を要することになります。当然、緊急対策として国・県につきましては、本川・支川の掘削等整備につきまして努力はいただいているところではございますけれども、時間がかかるのも事実でございます。そのため私どもとしては、ソフト対策、あらゆる形でソフト対策を進めて命を守る行動につなげていくこと。こういったことをお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） はい、ありがとうございます。

例えば、球磨村とか、坂本町とか、中流・下流域ではかさ上げをやるのかしてますよね。

あと堤防の問題とか、目に見える形でこの緊急治水対策プロジェクトが動いているっていうのがわかるんですけども、人吉市ではあまり見えないっていうのが一般市民の思いです。私もそんなふうに思っていました。でも聞きますと、河道掘削は大体予定どおり行われているというようなことが言われています。改めて、ここで私が聞いていて何なんですけど、河道掘削というのはどういう作業を河道掘削って言っているのでしょうか。私は、前は河道掘削と言えば、今までの川底よりももっとちょっとでも深く掘ってやるということだと思っていました。けれども、堆積した土砂を撤去するのも河道掘削ということを知りました。今、お答えいただいた河道掘削というのはどういうものなのか、改めて教えてください。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

河道掘削はいわゆる改良系、いわゆる川の容積、断面を確保するために掘り下げる河道掘削と通常の河原の土砂等の堆積、こういったものを定期的に掘削して流れをよくする、そういった維持管理系の掘削があるというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それで、今、説明いただいた河道掘削の箇所が14か所あるとお答えいただいたんですけど、今言われた2つの種類のうちどちらになるのでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

先ほど申しました、河道掘削2種類、私の知見のほうで申し上げましたけれども、今回、国のほうが実施しております河道掘削につきましては、私ども今確認している状況ではどちらがどうというのはお答えできない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それは国に確かめないとわからないという意味だと捉えてよろしいのでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） はい。一応事業主体が国でございますので、私のほうで想像で答えるのは控えさせていただきたいという意味でわからないとお答えさせていただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） はい、ありがとうございます。

私になぜ聞いたかと言うとですね、堆積した土砂を撤去するだけだったら、あの豪雨災害で堆積した土砂を撤去するだけだったらですよ、豪雨災害の前に戻るだけじゃないですか。そうすると、同じ雨が降ったらまたあふれるということになるんじゃないかなと、私思いました。いかがでしょう。これ仮定の話だから答えられないですよ。でも、ここ

は大事だと思うんですよね。とにかくやったけど、雨がどっさり今度また降ってあふれたら一体どうするんだという話になると思うんです。そのこの前の豪雨災害の水位の高さよりも高さに見合った対策をしなきゃいけない。ダムができたらばっちりなんだけど、ダムができるまではそこそこだよってなったら、今後10年間、とにかくひたすら雨よ降らないでとって、降り始めたらずぐ逃げるっていうことしかできないのでしょうか。

そして、市長にお聞きしたいんですけれども、その一つ一つの工事が、やられたらちゃんと国はわかると思うんですよ。だって、一つ一つ水位低下効果がわからないのに、総合したらわかるっておかしいと思いませんか。人吉がちゃんと教えるべきだっていうふうに言えば、人吉市の情報としてちゃんと受け取ることができるし、自分たちもいろいろ考えることができるんじゃないかと思うんです。確かに、それは人吉がお金あったら人吉でやりたいようにやったほうが一番いいと思います。けどお金はない。国がやるしかない。やってもらうしかない。県にもやってもらうしかない。けど、やってもらった工事でどうなるかは、私たち一人一人の市民じゃないですか。その市民が何も知らない、その代表である市長も知らない、本当にそれでいいんですか。と思うんですが、いかがですか、市長。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

治水というのは、水源から海まで、球磨川本川、川辺川、それとありとあらゆる支流、そして内水面もありますけど、そういったことを総合的にやっていくのが治水だというふうに思っております。今、おっしゃっているのは、一つ、上流で降った雨が川に流れ込んできて、川を流れていくという観点からの御質問かというふうに思っております。河道掘削というのは、想像してもらいたいんですけど、まず、川というのは、ずっと平面じゃなくて、急な勾配があったり、平面だったり、ちょっと勾配が緩かったり、川幅が広がったり狭かったりします。土砂が流れ込んできて、川の流れがあって、堆積をする場所というのがあります。ここを取ることによって増水した時に川の流れがスムーズにいくというのが河道掘削の根本的な考え方だと思います。

今おっしゃっていることは、恐らく1か所だけたくさん掘っても流域全体として、例えば、人吉市で2メートルあふれましたよってということならば、流域全体として2メートル下げないと理屈的にはですよ、川の水はそれだけは流れないということだというふうに思っております。まずは川の水が流れているところの土砂を掘削すると水生昆虫に対してのダメージが大きいというふうに我々も聞いておりますので、まずは川の水が流れていない堆積している土砂を取り除く、そして、以前よりも土砂がたくさん堆積をしたところですね。例えば、人吉市の発船場の前ですね。木山の渚というふうに言われているところは、実際に川の中に溜まった土砂も堆積土砂も撤去をされておまして、できることから今国土交通省のほうでもそういった川の流れがですね、スムーズになるような、また、できるだけ多くの水を川の中で流せるような取組が行われているというふうに認識をしております。

加えまして、これだけのみならず、今田んぼダムを取組とか、流水型のダムの計画だったりとか、遊水地の計画だったりとかされておりまして、球磨村のほうでも見える形にされているというのは、そういったことの中を取組の一つだと認識をしているところです。

そのように、全体としてですね、あれもこれも本当にソフト対策もハード対策もありとあらゆること、できることを全てやることによって治水安全度をより高めることができると、私も認識しております。その中で、やはり一つ一つ、じゃあこの工事をすればどのくらい減るのかということもですけど、例えば、時期で、前期、中期、後期とかですね、何年たった時に、またはこれだけの工事をした時に何センチメートル人吉市の中心市街地付近で下がりますよというのは、以前の、この前の検証結果の中で出されておりまして、その部分については把握をしているところでございます。

ですので、一日も早くですね、治水安全度が少しでもやっぱり上がるような取組を流域全体として河川のみならず、様々な取組をしていくことが私は重要だというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 人吉のことだけ私は言っているわけではありませんが、人吉のことを一番に考えないといけないのは、市長だと思っています。ですから、市長にはいろんなことを知っておいていただきたいし、市長にもぜひいろんなことを考えていただきたいと思っているんです。

遊水地の問題でですね、遊水地がつくられた下流が遊水地の大体恩恵というか、遊水地を作ってよかったというふうになりますよね。ということは、人吉の水位を下げるためには人吉より上流のほうに何とかお願いしてつくってもらわなきゃいけないっていうふうに話合いの中でなると思うんですけども、そういうことも含めて多分言っていらっしゃると思うんですよね。流域全体で考えなきゃいけないって、それは私もそう思います。ただ、今年、来年、再来年のことは大丈夫なんだろうかという思いがあります。市民は漠然と、いやもっとリアルに思っていらっしゃるかもしれません。私は、この質問準備の中でいろんなことを聞きまして、ますます私自身は不安になっているところです。

次の質問に移ります。

次は、遊水地の問題です。

遊水地、大柿と中神に遊水地が造られようとしておりますが、それぞれできた場合、どれぐらいの水位を下げる効果があるんでしょうか。両方ともできた場合、それぞれにできた場合の水位の低下効果をお答えください。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

遊水地計画は球磨川水系緊急治水対策プロジェクトに位置付けられております河道掘削、

堤防整備、輪中堤、かさ上げ、流水型ダム等の取組を組み合わせた治水対策による一つであります。この全ての対策を行った場合の水位低下効果として、大柿地区及び中神地区、球磨村の渡地区の3つの遊水地では、渡水位観測所地点で約40センチメートルの水位低下が図られるものと伺っております。なお、遊水地全てが整備されることで水位低下が得られることから個別の水位低下効果については算定しないと伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） これもさっきの議論と同じになるんですが、一つ一つがわからなくてなぜ総合したらわかるのかっていうのが私にはわかりません。しかも今おっしゃった中でもダムができたという、ダムもできないとこれだけの効果はないよっていうことですよ。全て、ダムも含めて全てできて初めて40センチメートルの水位低下が図られるということです。自分たちのところが遊水地になって、どれだけの効果があるのかっていうのが住民の方々に知らせられないというのはとても残念だというふうに思います。

次に行きます。

支川の問題です。万江川、山田川における治水対策事業がどんなものがやられていて、これからどんなことをやろうとしているのか。お願いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

万江川、山田川に関しましては、管理者であります熊本県に伺いました内容にてお答えをさせていただきます。

令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して越水による氾濫防止、家屋浸水防止など流域における浸水被害の軽減を図るため、国・県・市が連携して令和3年1月に球磨川水系緊急治水対策プロジェクトを公表しております。また、国と県では、緑の流域治水を理念とした球磨川の今後をおおむね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す球磨川水系河川整備計画を令和4年8月9日に策定されたところでございます。

県管理区間では、気候変動による降雨量の増加を考慮して算出いたしました年超過確率がおおむね30分の1規模の目標流量を安全に流下させるということとしております。御質問のありました万江川、山田川につきましては、球磨川水系緊急治水プロジェクトや河川整備計画に基づき、河道の整備を行うこととしております。万江川につきましては、本支川の上下流バランスを考慮しながら、河道掘削や築堤等を計画的に実施していく予定としております。また、山田川につきましては、令和4年度から本市が進める復興まちづくり計画と一体となって出町橋付近から五十鈴橋までの右岸及び左岸の約500メートルの区間について、堤防強化や掘削を計画しておりまして、併せまして、街空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととしております。

現在、中心市街地地区の復興まちづくりとともに、学識経験者や住民で構成するまちづく

り協議会で具体的な議論を重ねているところでございます。

今後、まちづくり協議会の意見を踏まえ、設計を進め、設計が完了次第、地域住民の皆様を対象に説明会を開催する予定でございまして、県・市で連携し、今後も引き続き権利者等への個別訪問や住民説明会を通じて丁寧な説明を実施してまいりますとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 既に完了した工事はないのでしょうか。その対策をしたことでどれぐらい効果があるのかということをお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

これまで令和2年7月豪雨災害によって河道内に異常堆積した土砂の撤去や護岸の災害復旧工事等に取り組んでまいりましたが、治水対策事業等につきましては、鋭意設計等進めている段階でございまして、これから本格的に事業を着手していくところでございます。

なお、水位低下効果につきましては、個別事業ごとの算定は行っていないということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 今終わっている工事は堆積した土砂を撤去された。壊れたところをちょっと直されたということだと思うんですけど、ということは、豪雨災害の前に戻ったっていうふうに考えたらよろしいのでしょうか。状態は。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） この事業につきましては、河川管理者が県でございまして、私のほうから答えることはできないことと思います。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それはとても仕方のないことなのかもしれませんが、そこが一番市民は知りたいところです。それで、もし元に戻っただけならば、さっきの理屈で言ったら同じ雨が降ったらひよっとしたら同じようにあふれるかもしれない。じゃあどうするかっていうことを考えなくてもいいのかと思うんです。ここで答えられなくても、いや、答えてもらわないといけないんですけど、県にきちんと問合せをして、当面の3、4年の対策を対応はできないということであれば、どうするのかっていう話になると思うんですよね。だから、ぜひ市民は、市の職員の皆さん方を頼りにしています。市民はもっとわかりません。だから、ちゃんと調べて、そしてやらなきゃいけないことをぜひ、こういうことをやらなきゃいけないよっというのを市民に情報として伝えていただけないかと思うんです。ぜひ市長、お願いいたします。

次の質問に入ります。

次は、緊急放流の問題です。緊急放流、よく聞くと、緊急放流は怖いという被災者の皆さん方たくさんおられます。改めて、緊急放流とは何か。そして、この緊急放流には危険性はないのか。あるとしたらどのように解決しようとしているのかをお願いいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

最初に、緊急放流とはどのようなことかとの御質問でございますけれども、正式には、異常洪水時防災操作と言いまして、ダムによる操作の一つでございます。ダムに水を溜めていて、雨が降り続けますといずれダムは満水になりますので、ダムが満水になる前にダムの下流に放流する量を徐々に増やして、ダムに流れ込んでくる量に近づけていき、ダムが満水になったらそのまま下流側に通過させる操作のことでございます。

それと、緊急放流について危険性があるとしたらどうしたらよいかとの御質問でございますけれども、この緊急放流に関わらず、大雨等により危険がある。言葉を言い換えますと、災害の恐れがある。災害の恐れが高い場合は、これまでの経験上、市は高齢者等避難、もしくは避難指示を発令している状況かと思えます。つきましては、速やかに避難行動、防災行動をとっていただくこの1点につきるものと存じております。

なお、熊本県におかれましては、今月からSNSなどにより直接住民の皆様へダムの操作情報を発信する取組を開始しておられます。

また、市としましては、屋外防災行政無線や防災ラジオ、市公式SNSなどの媒体による情報発信のほか、消防団による巡回広報など、避難情報を発信してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ダムの緊急放流については、たくさん雨が降って、それで水位が高くなるというものと同じではないんじゃないかと思うんですね。そのままずっと流れていけばそのままずっと流れるけど、一旦止めて、そして出すという作業は、その出す放流する位置も問題になるかもしれませんが、穴あきダムですから、下のほうに放流口はあると思うんですね。そこから、下から出すということは、それだけ圧力がかかって出てくるわけですから、とんでもない勢いで出てくる。同じ水量であっても水位も上がる時もあるという意味では、なかなか大変なものだと私は思っています。私は経験したことがございませんけど、被災者の皆さん方の話を聞くと、歴史的にそういう体験をしたという方々は、急に水位が上がって、逃げ遅れそうになったとか、実際、逃げ遅れて命を落とした人もいるとかお聞きしております。過去のことかなって思っていたらそうではない。熊本でも豪雨災害がありましたが、今日本全国で豪雨災害あっています。2018年でしたか、愛媛県の肱川というところで2つのダムが緊急放流を同時にしてとんでもない犠牲者を出してしまいました。1つでも大変だと言われているのに2つになったらどうなるんだろう。それを知って、すぐに市房ダム

と川辺川ダム、同時放流したらどうなるんだろう。誰もが考えていると思います。一体どうなるんだろう。しかも緊急放流をするかどうかは、どこで決まるかっていうと、ダムの状態で決まるわけですね。球磨村とか下流のところは支流からどんどん雨が降って流れ込んで、それだけで水位が上がっているのに、そこにダムは今放流しないと危ないんだって緊急放流したら、もうそれは大変なことになる。流域全体で考えるんだったら大変なことをしてしまうということに私はなるんじゃないかと思うんです。それはダムだからそうなるんだと思うんですよね。ダムと緊急放流は切っても切れない仲だ。ダムと言ったら緊急放流ついてくるっていうふうに考えて、私たちはダムを選択するのかもしれないのかっていうのを考えなければならぬというふうに私は思っています。ですから、そういう危険性があるダムを中心に据えた緑の流域治水、その今度の流域治水の計画はですね、本当に流域全体のためなのかということも思っているんです。このままダム建設中心で本当にいいのでしょうか。市長の御見解をお願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

一夜にして壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が失われた令和2年7月豪雨のような未曾有の大水害から市民の生命や財産を守るためには、あらゆる手法を排除することなく、治水対策としてできることは全てやる必要があると、先ほども申し上げましたが、様々な場面において繰り返し述べさせていただいております。

近年は地球規模での気候変動の影響などにより、豪雨、台風などの自然災害が多発、激甚化する傾向にあります。球磨川水系においても河川管理者である国や県が主体となって行う治水対策に加え、球磨川流域にお住まいの皆様や自治体、関係機関などが協働・連携し、ハードとソフトの両面において様々な対策を実施しながら地域全体の総合力で安心・安全を実現していく緑の流域治水について責任自治体の一つとしてその責任を全うしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 次の質問に移ります。

川辺川ダムと観光と経済の問題です。ダムが人吉の観光と、観光も経済に含まれると思いますが、観光経済にどのような影響があるか調査をされているのでしょうか。お聞きます。

○復興政策部長（浦本雄介君） 本市においては調査は実施していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） この流水型ダムを造ることでこの一番人吉の産業の中で大きいものである観光についてだけでも調査をしたということもないのでしょうか。ぜひ、これは調査をする価値があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そして、今現在、人吉市の中で、市役所の中でこの問題について、観光にとってこれほどうなだらうかという話をしていらっしゃるのでしょうか。2つお聞きします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

観光に特化した調査ということでございましたけれども、現時点におきましては、ダムとということに関しての調査をすることは検討していないところでございます。

観光面につきましては、現在、球磨川は私たちの暮らしと切っても切れない存在であるという認識のもとで、1日も早い復旧・復興を実現して安心してずっと住み続けられるまち、次世代につながるまちを創り上げていくということで地域が持つ資源、地域の創意に富んだ知恵を生かしながら観光振興などを目的にですね、国・県・市、民間事業者、地域住民の方々と賑わえるまちづくりについて検討しているところでございます。

人吉復興計画の将来像にもあります、球磨川とともに創る、みんなが安心して住み続けるまちを目指してこれからも観光面もしっかり対策を講じまして、未来型の復興に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） まがりなりに、今球磨川は清流と私も言ってしまっていますが、最近の球磨川を見ると、清流ってちょっと言えないなって正直思います。年配の先輩に聞くと、昔ははだしで入ってもぬるぬるしてなかった。もうぬるぬるしているでしょ、清流じゃないのよっておっしゃいました。でも、都会から来る人たちにとっては清流だと思うんですよ。けれども、川辺川ダムができた環境に配慮するとか、いろいろ言われてますが、川辺川ダムは大きい、日本一の流水型ダムです。それに比べものにならないぐらいの小さなダムでもアユは住まなくなった。水は汚くなったって言われています。いや、そうじゃないって、川辺川ダムは特別なんだ。大丈夫だ。人吉の水は汚れないっていう確信が皆さん方にはどれだけあるんでしょうか。もしこれ以上球磨川の水が汚れたら、球磨川流域で作った焼酎です。川の名前を表した焼酎だってありますよね。それがあんまりきれいじゃない川だった。球磨川もきれいじゃない。今人吉に訪れている観光客の皆さん方が何を求めてこの人吉に来られているのか。やっぱり川がきれいだというのが前提だと思うんです。海に泳ぎに行く時にやっぱりきれいな海に行くじゃないですか。川もやっぱりきれいなところに行くと思うんです。じゃあそれは今私が言ってるだけですけれど、来られている人たちが本当に何を求めてこられているのかということをやっとちゃんと把握して、なおかつそれに応えられるから大丈夫だって思っていらっしゃるのかどうか。どう思っていらっしゃるのかをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

川の美しさには、私は2つあると思っております、1つは、有機的に美しいか。あとは見た目の濁りですね。この2つがあるというふうに思っております。やはり沿線に河川沿い

にたくさんの人が住み、生活すると、そこから有機物が流れ出します。ただ、下水道や今は合併浄化槽に流れて、直接川に流れ込むのは昔から比べると今のほうが少なくなっているというふうに私は感じておりますし、沿線に住む人が少なければ、当然物理的にもその流れ込む量というのは少なくなるというふうに考えております。

それともう1点、濁りについては、今御指摘のように、球磨川が濁っております。これはやはり河床掘削とか、堆積土砂の撤去等々を各地でやっておりまして、まだやはりその河床の何て言うんですかね、安定性と言いますか、やっぱりそういったところがしっかりと安定してないと少しの雨等々でそういったところから濁りですね、砂とか泥が流れてきているのが現状ではないかというふうに考えております。

ただ一方で、先ほど議員御指摘のように、やはり少しでも早く安全度を高めろ、川の土砂をどんどんどん掘るべきだと、やはりそういう意見もありますので、当然、そのあたりは少々の川が濁っておりますけど、安全度も高めるということも同時に進んでいるというふうに認識をしております。

今後、人吉市が観光客の方が多く訪れていただくためには、私は2点大事なことがあると思います。

1つは、安全・安心であるということ。もう1つは、今のように自然環境がしっかりと守られるということ。この2つを実現することが人吉市の持続発展につながるものというふうに思っておりますし、現在、我々の取組はそこに向けての挑戦だというふうに考えているところでございます。

国におかれましても環境影響調査等々が行われておりますし、我々自治体からもそこに関しましては厳しく国のほうにオーダーを出しているところです。当然、県のほうからもしっかりとやってくれということで、国に訴えて、本当はかなり厳しい審査の中でそういったものが専門家の間で行われているというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。

濁りの問題は、今の球磨川のことを言いましたが、ダムができた後のことをちょっと言いたかったんですけども、ダムが、そういうダムにはならないように国にも、県にもしっかりと行っていくし、そして、見ていくというふうに答えていただいたと思います。本当にそうだったらいけど、ダムができた後、しまったって思っても困るなというふうに私は率直に思います。ダムは、先ほどおっしゃいましたけど、この異常気象の中でどんな雨が降るかわからない。そんな時にあらゆる手を使って自分たちは洪水防止をできるだけしたいんだ、被害を少なくしたいんだって市長、おっしゃいましたよね。そのあらゆる中からダムを取り除いたら一致するんですけども、そこがなかなかですね。なぜかというとはですね、異常気象は

どこで雨が降るかわからない。ダムのあるところで降ればそれはラッキーですし、ダムがあるところで降っても予想以上の雨だったら、想定以上の雨だったらばさっと下流に来るわけですから、それも困るわけですね。ダムに頼らなくてもいい方法を私は見つけていくことこそ人吉市が安心・安全なまちに、そして、自然環境が豊かなまちとして子供たちや孫たちに引き継いでいけるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、目指す方向は一緒なんですけど、そのどちらがですね、本当にいいのか。私もまた考えたいと思います。

それでは、次の問題に移ります。

次は、学校給食の無料化の問題です。学校給食の今の実態、給食費が幾らぐらいだとかいうのを教えてください。

それと、納入の状況、この間の納入状況の推移とかいうことも含めて、実態を教えてください。お願いします。

○教育部長（小澤洋之君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

まず、学校給食に係る経費につきましては、学校給食法第11条の規定によりまして、学校の設置者と給食の提供を受ける児童・生徒の保護者がそれぞれ負担することとなっております。保護者の負担は食材等にかかる部分でございます。保護者が負担する給食費は、現在、小学校で1食当たり241円、年間にしますと4万4,344円、中学校は1食当たり282円で、年間にいたしますと5万760円でございます。

本市におきましては、平成26年度から保護者負担額は据え置いたままでございます。

また、平成28年度から子育て世帯の負担軽減のために、月額1,000円の給食費助成を行っておりますけれども、1食当たりの助成額は、小学校で59円、中学校は61円でございます。年間では小学校で1万856円、中学校で1万980円を助成いたしております。

助成後の給食費でございますけれども、小学校で年間にしますと3万3,488円、中学校で年間3万9,780円となりまして、年間の給食費を11回にわけてお支払いをいただいているという状況でございます。

それから、現在の給食費の納入状況の御質問でございます。平成28年以前でございますけれども、給食費助成が始まる以前、納入状況でございますが、実際、滞納も発生しております。この平成28年度以前の滞納の理由でございますけれども、そのほとんどが経済的な困窮によるものというものでございます。

それから、平成28年度から給食費の一部助成を開始した以降、滞納額は減少傾向にありましたけれども、令和2年7月豪雨災害と併せまして、コロナ禍による収入減少に伴い、学校給食費の滞納も少しずつ増えてきているのが現状でございます。

また、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高は家計への影響が大きく、子育て世帯の負担が増え、結果的に給食費の滞納につながっているものと考えられます。

なお、経済的に困窮されている世帯に対しましては、就学援助制度を周知することにより

まして、経済的な負担軽減につなげているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 平成28年度から1,000円の助成ということでございますが、どんな形で助成をされているのでしょうか。1,000円差し引いて請求をされるということになっているのでしょうか。教えてください。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

給食費につきましては、毎月御家庭から納入をしていただいておりますけれども、1,000円助成をいたしておりますので、助成金を控除した給食費をですね、毎月お支払いいただいていると、そういう状況でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 滞納しても、例えば、5月分を6月に払ってもやっぱり1,000円助成っていうのはあるのでしょうか。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

滞納がありました世帯につきましても助成のほうは行っております。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 物価高騰の折、給食の材料もどんどん上がっていると思いますが、この間、その分は上げていないということで頑張らせていただいておりますけれども、今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

資源価格の上昇であるとか、円安の進行によるものなど様々な理由によりまして、これまでにない物価高騰の状況にあるため、我々の生活にも大きく影響が及んでおります。本市の学校給食につきましても、その影響は大きくございまして、現状の給食単価では量や質を確保することが非常に困難な状況でございます。

令和4年度の食材費につきましては、対前年度6.4%の上昇を見込みまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして食材費の不足分を補てんしたところでございます。

今年度の食材費におきましても約10%上昇を見込んでおりますけれども、同じように国の交付金を活用して補てんを行いまして給食費の増額改定は行わない方向で進めております。

来年度以降、国からの継続した支援があるのか現段階では不明でございますけれども、教育委員会といたしましては、子育て世帯への支援策として、保護者への継続した支援ができるよう関係部局としっかり協議をしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 来年度以降も国からのお金がくれば本当にいいと思います。今、子育て世代への支援策として、保護者への継続した支援ができるようっていうふうにおっしゃっていただきましたけども、それももちろんあると思うんですけど、給食費を今は一部補助、よその町ではもう全部無料になっているところもありますけれども、本来、義務教育は無償です。給食は何で無償じゃなかったのかっていうのがありますけれども、食育基本法というのができて、給食も教育の一環なんだって法律でちゃんと明記されました。その時点で無償にすればよかったのではないかと、私自身は考えるんですが、そうはなっていなかった。給食を食べることで心身共に健やかに成長して小中学校から羽ばたいていくっていうような、全ての子供たちがそうあってほしいと思います。ですから、給食はやはり無料にしたほうがいいのではないかと。全部無料。だから、みんな何も払わなくても食べられる。無償化したところでは、子供たちの感想の中に、何かどうどうと給食が食べられるというふうに感想をもらった子供もいるようですけれども、やっぱり何か気にしている子供たちもいますし、苦労しているお母さん方、お父さん方はいます。ですから、頑張っただけで無料にしたらいんじゃないかと思えます。本当は国が全国的に無料にしてくれるのが一番いいわけですけど、そうしてほしいという声を本当にあげていくためにも、今地方から物価高騰とか経済的な問題で支援しないとどうしても大変だということから始まってはいますが、本当はそういう目的があるものだと私は考えています。

それで質問ですけれども、人吉市で給食費を無料にするためにはどれぐらいの予算があるのでしょうか。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

現在の児童・生徒の数を基本として計算いたしますと、無償化に必要な金額は年間にしますと約1億200万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 市長は初日の開会日に予算の説明の中で、自分の思いを語られました。子供は宝、先行投資をして育てていく、人吉市にとって大事なことだというようなことをおっしゃったと思うんですが、残念ながら、人吉市も含めて地方では子供が少なくなっています。とはいえ、やはり1億円というのは見たことがないのでわかりませんが、やっぱり大きい額だと思うんです。でも人吉市の予算の何%でしょうか。ぜひ1日も早く、市長の公約にもあったと思うんですが、この給食費の無料化に足を踏み出していきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本年3月末、国は少子化対策の一つとして、公立学校の給食費の将来的な無償化を織り込

む方向で調整に入り、異次元の少子化対策や財源を議論するための子ども未来戦略会議を設置されております。私も給食費の無償化については実現をしたいと思い、これまで取り組んできたわけですが、現在のところ月約1,000円の補助という形になっております。熊本地震やコロナ、そして令和2年7月豪雨災害でなかなか財源を確保することができないというのが現実です。ただ、私もほかの自治体の首長たちと話をする中で、人吉市のみならず、やはりやりたいけどなかなかできないという首長さんたちがたくさんいらっしゃいまして、全国市長会におきましても、また、私が入っております青年市長会におきましても、子ども・子育てに関しての施策というのは国のほうがもっともっと踏み込んで充実したものをやってほしいということで、これまでも要望を重ねてきたところでございます。

そのような中、今回のような報道があっており、また、骨太の政策等々にも子ども・子育て政策等々が盛り込まれるやに聞いているところでございます。そのように、本市ともしっかりと努力をしてみたいと思いますが、国といたしましても国全体として子ども・子育て施策の充実をさらに図っていただけるように、我々も引き続き要望等を重ねてまいりたいと、そのように考えています。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。

先ほど納入状況の推移を言っていただきましたけれども、コロナ禍、水害で人吉市の子育て世代の皆さん方がやっぱり苦しい立場におかれているというのは依然として変わらないし、もっと悪くなっているかもしれません。ですから、この日本全国コロナ禍です。物価高も日本全国です。だからこそ一日も早く国が、早く実現をしてくれるようにもっともっと大きな声で言ってください。よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問になります。

人吉の地域の公共交通の問題です。選挙の中でお話を聞いていると、免許証を返納したという方でもう足がなくて困っているのよねっていう話とか、乗り合いタクシーとかバスに乗っても行く時はいいけど、帰りは荷物がいっぱいバスを降りた後、家まで持って帰れないとか。そういう話をいっぱい聞きます。それは何も周辺の人たちだけじゃなくて、中心の人たちも買物行くのに大変なんだっていうふうにおっしゃる方が結構いらっしゃいます。そういう方々はいろんな思いを持っていらっしゃいまして、よそはタクシー券を配っているみたいなんだけど、人吉市はそういうのはないのかしらっておっしゃる方もいらっしゃいました。もっと近くまで来てくれたら乗れるのにととかいう話もありました。まあ人それぞれ様々なんですけれども、高齢者の人たちが移動することができるかどうかというのは、高齢者の多い人吉市にとってはお金がどう動くかに関わってくると思うんです。人吉の地域経済で年金暮らしの人たちがどれだけの生活をされて、どれだけの行動をされているのかっていうの

は、東京なんかと比べものにならないくらい大きな影響を与えるものだと思います。同時に、やはりいろんな人と会って話して、交流していくことが元気で長生きできる秘訣でもあるのではないかなと思うんです。そういう点では、この間、このバスとか乗り合いタクシーなどの担当をされている方のお話を聞きますと、いろいろ試行錯誤されているということがよくわかりました。

そこでお聞きします。今の人吉の高齢者とか移動手段を持たない人たちですね、車とか。人たちにとっての足の確保としてどういう努力をされているのか。今の現状と課題はどのようなかというのを教えてください。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

近年、運転免許証自主返納者が増加している中で、65歳以上で運転経歴証明書の交付を受けた方に対しましては、予約型乗り合いタクシーの運賃の半額割引を行っており、同様の支援制度を産交バスでも実施されているところでございます。しかしながら、地域公共交通利用者は全体的に減少傾向となっており、昨年度実施しましたアンケートの結果でも、市民の方の約8割、80歳以上の方でも約7割が地域公共交通を利用していないという状況でございます。

本市の地域公共交通としましては、予約型乗り合いタクシーやまめバス、じゅぐりっと号がございりますが、これらの既存の交通網に対しまして、利用者の皆様から御要望・御提案を様々にいただいておりますし、この定例会の一般質問の中でも様々に御質問等をいただいている状況でございます。今後も進むであろう少子高齢化社会による地域公共交通を取り巻く環境の変化、また、それに応じて地域公共交通へのニーズが多様化していくのは避けて通れない課題であると認識しております。今後、昨年度策定をいたしました人吉市地域公共交通計画に基づき、まめバスや予約型乗り合いタクシーなどの既存コミュニティ交通の見直しや交通空白地への新たなコミュニティ交通の導入、AIを活用した効率的な配車等を行うデマンド交通導入の検討、あるいは本市の地域公共交通に関する情報等を盛り込んだ地域公共交通マップの作成などに順次取り組んでいきたいと考えております。誰もが暮らしやすい都市の実現、希望ある復興を支える基盤として持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の構築を地域一丸となり目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先ほどお話しましたが、人吉市でもタクシー券の導入、タクシー券を配ってくれないだろうかという声がありました。近隣市町村でそういうタクシー券を使っているところがあるのかどうか。この人吉で導入を検討してほしいが、どうでしょうか。2点質問いたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

まず、近隣町村の状況でございますが、湯前町では、65歳以上で運転免許証を保有していない方、または障害者手帳、療育手帳をお持ちの方に対して、また、水上村では、生活保護受給者、70歳以上の高齢者または障害者手帳等を保有されている方を対象にそれぞれタクシー利用助成事業を実施されております。

本市におきましては、重度の心身障害がある方がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する制度がございますが、高齢者で移動手段がない方を対象としたタクシー利用助成につきましては、財政上の課題から実施していないところでございます。今後、居住地エリアから市街地エリアへの移動手段、また観光客等の移動手段の確保に向けまして、地域の輸送資源を有効活用した地域公共交通の再構築に取り組み、誰もが暮らしやすい都市の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 地方のほうではこの問題が大きな問題というか課題になっていると思います。高齢者は1年たつと、高齢者だけではありません。全ての人が1年たつと1歳年を取ります。だから毎年毎年地域の様相というのは変わってくると思うので、なかなか情報収集も、それから収集した情報を整理してどう計画を立てていくかも大変な仕事だと思います。ぜひ、市役所の中でお話をされたり、調査をされたり、アンケート調査などもされるかもしれませんが、ぜひ市民と市の双方のやり取りの中でいいものをつくっていただけたいんじゃないかなというふうに私は思っています。ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時14分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君）（登壇） 4年ぶりの登壇になります。大変緊張しております。しかし、あの傍聴席が全くもぬけの殻になって、非常に孤独と戦いながら一般質問を行っていきます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目通告しております。デジタル地域通貨きじうまコインの現状と今後について、そして、財政運営、人吉市行財政健全化計画についての2項目となっております。

それでは、まずはじめに、きじうまコインの現状と今後について質問を行っていきます。

令和3年12月から運用が開始されたデジタル地域通貨のきじうまコインでございますが、その立ち上げをすることになったきっかけと経緯をお聞きいたします。よろしくお願いいた

します。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、お答えをいたします。

地域デジタル通貨を立ち上げるきっかけでございますが、人口減少、ウィズコロナ時代における持続可能な地域経済を目指す上で地消地産による域内循環経済の構築は必須であり、また、市としましては第6次総合計画に掲げるスマートシティの推進等による未来技術を活用した地域課題の解決を目指しており、その基盤ツールの一つとして地域デジタル通貨を立ち上げたものでございます。

次に、経緯でございますが、令和元年度から地域デジタル通貨の実現に向けて準備を進め、既に事業に取り組みおられる先進自治体の視察等を行ってきたところでございます。また、課題でありました財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは10分の10でございますけれども、これらを活用しておりまして、令和3年6月に公募型プロポーザルにより地域デジタル通貨構築業務委託事業者が決定しておりますところでございます。その後、運営主体候補として従前から御協議をさせていただいておりましたきじ馬スタンプ協同組合と市及びシステム構築業務事業者との三者で協議を進め、令和3年12月から運用を開始しておりますところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 12番。村上恵一議員。

○**12番（村上恵一君）** この構築業務委託事業者においては、公募型でプロポーザルで決定したということなのですが、この運営母体について、きじ馬スタンプ協同組合、他市の事例ではですね、地域の銀行とか信用組合等などの金融機関が多いようでございますが、本市での運営委託先の選択のいきさつはどのようないきさつだったのか。また、事業の主体は、このきじ馬コイン事業の事業の主体は誰なのかをお聞きしたいと思います。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

運営委託先の選択のいきさつについてでございますが、まず、地域デジタル通貨の運営事業者になる条件としましては、政府機関、その他の規制機関の許認可を受け、登録をすることが必要となります。これにつきましては、資金決済に関する法律における前払式支払手段としての登録を含んでおりますところでございます。

続いては、当時におきまして金融機関を除きますと本地域における本事業の運営可能な団体は、必然的にきじ馬スタンプ協同組合となったところでございます。

次に、事業主体についてでございますが、システム構築は市が担わせていただき、本市とフィノバレーにおいて地域デジタル通貨構築業務委託によりシステムを構築をしたところでございます。

ついで、事業の運用にあたりましては、本市と受託をいたしましたフィノバレー社ときじ馬スタンプ協同組合の3者で御協議の上、システム利用許諾保守業務委託を締結していると

ころでございまして、きじ馬スタンプ協同組合には、お客様からのデジタル通貨の問合せ対応や顧客管理、加盟店の募集や精算業務など地域デジタル通貨全般における運用保守を行っていただいております。つきましては、運営の主体としましては、本市ときじ馬スタンプ協同組合と連携し、役割分担をさせていただきながら持続可能な地域経済を目指して取り組んでおるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） はい。いきさつはわかったんですが、もし金融機関以外できじ馬スタンプ協同組合という組織が存在しなかったらどのような運営形態になってたのかというのが想像ができないぐらいにですね、と私は思うんですけども。

それと事業の主体はやはりあくまでも人吉市だと私は思います。そして運営の委託先がきじ馬スタンプ協同組合ではないかなというふうに思うわけでございます。このきじ馬スタンプ協同組合の事務局のほうにもお伺いしましたが、フィノバレーにいろんな案件をですね、お問合せしてもなかなかその対応ができていないというような苦労話を聞かされました。その辺もちょっと改善していただきたいなというふうに思います。

そこで続いて質問ですけれども、このネーミングがきじうまコイン、平仮名できじうますよね。これになったこのいきさつ、これはどうしてこのようなネーミングになったんでしょうか。お聞きいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

関係機関、数名の方に名称の応募依頼、案を出していただきまして、応募で提出されたものを商工観光課、当時は商工振興課でございましたけれども、予備審査を行い、選考された5案の中から最終的には松岡市長に審査を行っていただき、きじうまコインとさせていただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 関係機関の数名に応募を依頼したということですけど、これ通告の範囲内でしょうけど、その関係機関の数名というのはどちらなんですか。

○経済部長（溝口尚也君） まずは市の担当課でございます。それときじ馬スタンプ協同組合と商工会議所等にも御意見を伺ったところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 何か数名と聞いたもんですから、3か所になるわけですけども、何か少ないかなというふうに思ったところです。今まであったそのきじ馬スタンプとこのきじうまコインのきじうまと同じネーミングということからですね、御年輩の方々はそのスマホの

アプリ、そのカードのグリーンのスタンプと混同されているみたいです。これでよかつじゃろとか、そんな感じですね。そういうことで事務局からも苦労話を聞いております。ということで、事務局としてはですね、やはり違うネーミングにしてほしかったということなんです。だからどうもその辺のすれ違いがどうなのかなと思った次第です。

次の質問になりますけども、このきじうまコイン事業の総事業費と現在の利用者数、利用状況はどうかをお聞きしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、令和3年度、4年度の地域デジタル通貨構築等におきまして、市の支出に関わる事業費につきましてお答えをいたします。

まず、令和3年度におきましては、導入の年でございますが、地域デジタル通貨の導入に関わる経費として、地域デジタル通貨構築業務委託料の3,430万円がございます。この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

次に、いわゆるランニングコストという部分でございますが、システム構築後、地域デジタル通貨の運用や問合せ対応、顧客管理、加盟店の募集、精算業務など運用保守に関わる運営費用、一部の補助としてきじ馬スタンプ協同組合に人吉市地域デジタル通貨普及促進事業補助金として支出させていただいておるところでございます。内訳としましては、令和3年度が22万4,936円、令和4年度が18万9,520円となっております。これにつきましても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいているところでございます。併せまして、令和3年度、4年度の地域デジタル通貨構築等に関連した市の支出に関わる事業費は3,471万4,456円でございます。なお、令和5年度におきまして、きじ馬スタンプ協同組合に対する人吉市地域デジタル通貨普及促進事業補助金でございますが、当初予算に250万円を計上させていただいたところでございます。

また、関連事業としまして、令和3年度と令和4年度に構築しましたデジタル通貨を活用した商品券事業を実施し、これにつきましては、人吉市デジタルプレミアム商品券事業補助金としてきじ馬スタンプ協同組合に交付させていただいております。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。内訳といたしましては、令和3年度が2,522万9,593円、令和4年度が3,750万円でございます。

次に、利用状況につきましてですが、現在の利用者数でございますが、令和5年5月末現在のアプリの登録者数が累計で1万2,993人、登録店舗数が109店舗となっております。利用状況としましては、令和4年度の1年間で御説明させていただきますと、支払の件数が4万6,817件で、支払総額が9,160万2,000円、月平均の支払件数が約3,900件で、支払総額が763万3,000円、1日平均の支払件数が約128件で、支払総額が約25万円となっているところがございます。直近の利用状況としましては、令和5年5月の支払件数が1,030件で、支払金額が142万円となっているところございまして、また、同月のチャージ件数が132件で、チャ

ージ金額が63万4,000円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 支払件数が5月末ですね、5月の支払件数が130件で142万円ということで、1件の買物単価が1,378円ということになりますね。それと今、私もちょっと資料いただいたんですけども、きじ馬スタンプ協同組合から。多分昨日までの数字だと思んですけど、さらに48人増えて登録者数は1万3,055人になっているということでございました。

それと5月末現在のアプリの登録者数が今1万2,993人ということで言われましたですね。同月のコイン残高は740万1,880円でございます。きじ馬スタンプ協同組合に聞いたら。ということですから、お一人のコイン残高はわずか570円しかないということなんです。平均で。だからもちろん数千円持っている方もおられるでしょうけど、数十円しかないという方もおられるということでございます。

これに関連することはまた後程お聞きいたしますけれども、次の質問は、運営委託先の現況を把握しているでしょうか。そして、それに対する対応はどうされていますか。お聞きします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

毎月開催されておりますきじ馬スタンプ協同組合役員会に本市の職員もできるだけ参加させていただき、御協議をさせていただいておりますので、組合が抱えておられる課題等は全てではないかもしれませんが、把握をさせていただいております。その中の課題といたしましては、維持管理経費の不足についてお悩みがあられますことから、本市から運営主体であるきじ馬スタンプ協同組合に人吉地域デジタル通貨普及促進事業補助金として交付をさせておるところでございますが、それ以上に運営に関するマンパワーをとられると、事務局のマンパワーがとられると、人的資源が不足するというお悩みもお聞きしているところでございます。

つきましては、その対策といたしまして、総務省地域おこし協力隊の制度がございまして、それを活用し、きじまコインの普及促進及び商工業振興に関わる業務に従事する人材を確保するべく、今議会にも関連予算を御提案をさせていただいております。これによりまして、当組合の負担軽減につなげさせていただくとともに併せて、きじまコインの普及・促進及び中心市街地の再生等も含めまして、本市の産業振興を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 地域おこし協力隊については今議会で提案がっておりますので、無事可決された後には、早急に人材の確保を行っていただきたいというふうに思っております。

ここでこの事業における供託金について、ちょっと今きじ馬スタンプ協同組合でも苦心されているということでございました。財務局のですね、これは法はちょっとわかりませんが、商品券等の未使用残高、総発行額1回回収額が基準日の3月末または9月末において1,000万円を超えた場合、その未使用残高の2分の1以上の金額を供託の上、基準日から2か月以内に財務局長へ届け出る必要があります。ということで、今年の3月末のきじ馬スタンプ協同組合が発行している商品券の未交換分が406万円、きじうまコインの未精算分が939万円と聞いております。これを合計して、合わせて総額の2分の1の673万円を供託金として納めることになったということなんですね。この供託金の発生の可能性に関してですね、事前にきじ馬スタンプ協同組合には説明をされていたんでしょうか。また、この多額の金額の資金的援助はどうされるんでしょうか。お聞きします。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

供託金の説明は事前に行っていたのかというお尋ねでございますが、既に取り組んでいる他の自治体におきましては、議員からお話がありましたように、主に金融機関が運営主体となっておられ、供託金に関して問題が生じていないため、恥ずかしながら想定ができておらなかったところでございます。つきましては、事前の説明ができておらず、逆に組合との御協議を進めていく中で、組合からの御教授をいただいたところであり、この点については誠に組合に対しましては申し訳なく存じ上げているところでございます。

なお、この供託金について、毎月開催されておりますきじ馬スタンプ協同組合役員会に本市の職員も参加させていただき、また、私も直接御相談を受けているところでもございまして、このような問題点も含めて、様々に御協議をいただいているところでございます。今後、必要かつ適切な御支援につきましても、具体策を双方で協議させていただきまして、課題解決に向けた検討を引き続き行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 12番。村上恵一議員。

○**12番（村上恵一君）** そうですね、これまできじ馬スタンプの商品券だけでは1,000万円を超えることは全くなかったということでなんですよ。今回のこのきじうまコインが加わることによって、この問題が生じてしまったということで、苦心されております。このコインの今後の利用度が上がってきたら、さらに相当の金額の供託金を納めることになることも考えられますので、今おっしゃったこの課題解決に向けた検討はですね、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいと思います。3月の次は9月ですから、はい、それに間に合うように協議を行っていただきたいと思いますというふうに思っております。

きじうまコインの利用度、今若干低いと私先ほど申し上げましたけど、このコインの今後の方向性についてはどう思われますか。お聞きします。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

今後の方向性についてでございますが、スマートシティ構想の一環としても取り組んでおります地域デジタル通貨事業でございますけれども、今後とも持続可能な地域経済を目指すためには、地元商店等での消費の促進、域内における経済循環促進が必要不可欠な取組となりますし、人吉市外から来られた方にも利用していただくことで域外からの資金獲得も目指す必要がございます。つきましては、具体的な取組としましては、今年度から新しい試みとしまして市の特定健診を受診された方にきじうまコインポイントか、あるいはきじ馬スタンプポイントの付与について選択が可能となるなど、行政サービスポイントでの利用拡充を図ってまいりたいと存じます。

また、市役所の窓口で各種証明の発行手数料等の支払いにきじうまコインが使えるよう現在準備を進めさせていただいているところでございます。

さらに、本事業が持続可能なものになっていくためには、議員がおっしゃいますように、できるだけ多くの方々に地域独自の決済基盤として認知されること。また、利用される事業所及び消費者双方の拡大が必要でございますため、本事業の普及促進が鍵となるところでございます。つきましては、運営をお願いしておりますきじ馬スタンプ協同組合とも引き続き、御協議・連携を図りながら、先に御説明しました普及促進のための人材の確保、また、必要となる財源の確保に努め、利便性の向上と普及促進を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） はい。何せこのきじうまコインに関しては、やっぱり魅力がちょっと足りない。魅力に欠けるというふうに私は思います。単なるデジタル通貨であればほかの大手のテレビでコマーシャルするような大手もございますので、巨大企業には絶対勝てるわけではないわけですから、もっと地域にぐっと密着した事業にしないといけないと私は思っております。

例えば、ウォーキングのイベントに参加したらポイントもいただけるとか、ボランティアの活動に参加したらポイントがいただけるとか、ボランティアに参加される方は大体もう私はいいですって言われる方が多いかもしれませんけれども、あるいは、市内の温泉数か所に入ったらポイントがもらえるようなイベントをやるとか。水道料金がきじうまコインで払えとか、貯まったポイントは自分で使わずに人吉市に逆に還元してふるさと納税的な形で戻してもいいよという方もおられるかもしれません。ミニふるさと納税的な逆ポイントの人吉のほうに還元も考えられるんじゃないかなと思います。あるいは、その大手デジタル通貨のように、個人間の送金が可能になるとか、やっぱり多岐にわたるそういう魅力度が上がっていかないとなかなか今後は厳しいんじゃないかなと、見ていてそう思いました。これ私も思うことで、きじ馬スタンプ協同組合の役員からも上がっている声なんですけども、やっぱり今後、今、商工観光課が窓口でやっておられますけども、やはり市としてはですね、今後、

事業主体の主としては、企画部門が窓口になって、そして全庁的に運営に、事業に取り組むべきではないかなというふうに思っております。要するに、横串をさして頑張っていたほうがいいんじゃないか。商工観光課だけが苦労しているような感じがするものですから、このことについてはですね、市長はどう思われますでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

地域デジタル通貨事業につきましては、私の市長2期目となる4年前から本格的に取組を始めておりまして、豪雨災害やコロナ禍など疲弊する地域経済の復興の一助として、また、持続可能な地域経済の確立を目指すため、きじ馬スタンプ協同組合、人吉商工会議所と連携し、展開をしております。この事業は、地域経済の活性化を図ることはもちろんですが、経済部長が申しましたとおり、また、議員から御指摘がございましたとおり、健康づくりの分野における行政ポイントの活用など、その活用方法次第では市民の皆様の利便性や満足度の向上につながる事業であると考えています。

事業開始時の経緯などもあり、市役所内におきましては、現在、経済部を中心とし事業を展開しておりますが、様々な分野に、今おっしゃいましたように、横串をしっかりと刺し、新たな可能性を導き出すことのできる魅力ある事業であると存じますので、今後におきましては、企画部門や経済部門、健康部門など全庁的な連携のもと、鋭意取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） ということは、ぜひそれは実行してほしいんですけども、横串を刺して。それをまとめる部署というのはどういうふうに考えられますか。

○市長（松岡隼人君） はい、お答えいたします。

まだそこは決定しておりませんので、ただ方向性としては、今申し上げたとおりでございます。早急にじゃあどこが窓口になって、どこがグリップしていくかというのを早急に決めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） はい、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2項目めでございます。今回の施政方針の中には全く触れてありませんでしたけど、人吉市の行財政健全化計画、これについてお聞きしたいと思います。

計画期間は令和2年度から令和4年度の3年間と私は資料を見て知りました。負担金、使用料などの見直し、職員体制の見直し、事業の見直し、多額一般財源を要する事業等の縮減、廃止ですね。投資的経費の抑制、公債費の平準化、公共施設管理コストの縮減、事務事業の見直し、歳入の最大限の確保、人件費の圧縮、任意補助金の見直しということになっており

ました。この今3年間実行されましたけれども、この行財政健全化計画の現在までの達成度はどのようになっていますでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

行財政健全化計画の内容としましては、歳入の確保及び歳出削減の双方から取り組むことにより、基金の取崩しの解消と行財政運営の安定化を図るために、議員先ほどおっしゃいましたように、令和4年度までということで実施をしてきたところでございます。

内容につきまして、6本の柱、先ほど議員のほうがおっしゃいましたので、その柱に基づいて進めてきたわけですが、現在、令和4年度までの実績をとりまとめている段階のため、確定的な数字ではございませんけれども、令和5年5月時点での取組の達成率は計画の項目ごとに公共施設管理コストの縮減が21.4%、短期的な視点に係る事業の見直しが85.4%、中長期的な視点に係る事務事業の見直しが25.8%、歳入の最大限確保が42.9%、人件費の圧縮が66.7%、計画全体で55.3%の達成率となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） はい。短期的な事業の見直しとか、人件費の圧縮は達成率が高いですよ。かなり御苦労されたんじゃないかというふうに思っております。その5年度まで1年延びたということをお知らせしなかったんですから、はい。それと財政力指数がどう変わったか、経常収支比率はどのように変化したかというのも聞いてよかったですというふうに思っております。今はお聞きしませんけど。

ところで、この計画の中に公共施設管理コストの縮減というのがあります。これは達成度がちょっと低いですよ。さらに計画の中に本庁舎のですね、新市庁舎についての表現は全くされてなかったんですよ。ちょっとこれは聞いておきたいなと思ったんですから、この新庁舎の光熱費などのランニングコストは幾らぐらいかかっているのか。麓町旧庁舎があった時、あの旧庁舎との比較はどうなるのでしょうか。いかがですか、お聞きします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

新旧の庁舎の光熱水費の内訳につきまして、それぞれ電気代、上下水道代、ガス代の使用金額をお答えさせていただきます。

まず、新庁舎の光熱水費につきまして、令和4年度の実績をお答えいたします。電気代が2,402万4,291円、上下水道代が75万1,245円、ガス代が7,840円となっております。

次に、旧庁舎分についてお答えさせていただきますけれども、こちらは麓町庁舎と西間別館の合計にてお答えをさせていただきます。また、麓町庁舎につきましては、平成28年5月に熊本地震の影響により、業務を休止としました関係で平成27年度の実績にてお答えをさせていただきます。電気代が1,086万6,556円、上下水道代が231万2,240円、ガス代が15万4,902円となっております。

新庁舎と旧庁舎との光熱水費などの比較ということでございますが、電気代につきましては、新庁舎が総合庁舎となり、規模が拡大し、機能が向上したことや、コロナ禍以降、電気代の高騰もありまして大幅に増加しておりますけれども、上下水道代につきましては、トイレの処理水に雨水処理水を活用していることで水道代がかなり下がったところになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（宮原将志君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） やはり新庁舎、今電気代は高騰していますよね。それにしても旧庁舎と比較すれば約200%ぐらいいっているというようなことですね。ということですから、面積等も違いますけれども、今後気を付けていかなければならないところはここら辺かなっていうふうに思っております。新庁舎のランニングコストがですね、今後の行財政健全化計画の足かせにならないように考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

ここで全く視点を変えますけども高齢者福祉分野で補助金を削減されたものがあると思います。どのようなものがあるのでしょうか。お聞きします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、こんにちは。お答えさせていただきます。

行財政健全化計画の中で事務事業の見直し対象としている項目のうち、高齢者に関するものとしたしましては、インフルエンザと肺炎球菌ワクチン接種への助成、敬老祝金、鍼灸マッサージへの助成がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） やはり削減の対象になっている項目が結構あるみたいで、実は最近思うんですけど、子供の医療費の無料化は進んでいます。しかし、そのことによって、今度は高齢者が何か影響を受けたようなそんな形になっている。それは何かどうも解せないなというふうな感じもいたします。一つの家庭の中で、おばあちゃんが少し削られて、子供のほうに重きを置いたようなところがあってですね。そこでダイレクトにお聞きしますが、今3つの事業ですね、助成が削られたということで、実際にその影響を受けた高齢者の方の数はどのくらいなのかお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

影響を受けられた高齢者の人数はという質問でございますが、予防接種助成におきましては、令和2年度に個人負担金の見直しを行ったところでございます。65歳以上を対象に実施するインフルエンザワクチン接種におきましては、1,500円から2,000円へと500円増額を行いました。接種者数は令和元年度は6,372人、見直し後の令和2年度は7,582人、令和3年度

は6,800人、令和4年度は6,410人でございます。

65歳から100歳までの5歳刻み年齢で未接種者を対象に実施する肺炎球菌ワクチン接種におきましては、2,700円から3,500円へと800円増額を行いました。接種者数は令和元年度は456人、見直し後の令和2年度は483人、令和3年度は482人、令和4年度は440人でございます。

敬老祝金におきましては、88歳を迎えられた方へ2万円の祝金、95歳を迎えられた方へ3,000円程度の祝品、100歳を迎えられた方へ3万円程度の祝品、101歳以上の方へ1万円程度の祝品をお送りしていたところでございますが、令和2年度から95歳と101歳以上の方への祝品支給を廃止いたしました。また、令和3年度から100歳の方への祝品につきまして、3万円程度から1万円程度へと変更させていただいたところでございます。影響を受けられた人数といたしましては、令和元年度から令和4年度まで年度ごとに対象となります人数に大きな違いはございませんので、年齢ごとに1年間で該当年齢を迎えられた方の人数を申し上げます。95歳の方は約80人、100歳の方は約20人。101歳以上の方は約25人でございます。

鍼灸マッサージ助成におきましては、65歳以上の高齢者を含む国民健康保険被保険者世帯は1冊24枚つづり、75歳以上の後期高齢者医療被保険者は1冊12枚つづりでそれぞれ1枚につき500円を助成するはり・きゅう・マッサージ施術券を交付する事業でございます。

国民健康保険被保険者世帯に対しましては、同一年度内、1世帯につき2冊まで交付可能としていたところでございますが、令和4年度にこの事業は廃止いたしました。

また、後期高齢者医療被保険者に対しましては、同一年度内、1人につき2冊まで交付可能としていたところを令和4年度から1冊へ見直しを行ったところでございます。利用実績といたしまして、国民健康保険被保険者世帯は、65歳以上の方のみの利用人数をお示しすることができませんが、交付世帯といたしまして、令和3年度に175世帯に対し、192冊を交付したところでございます。

また、後期高齢者医療被保険者につきましては、令和3年度は207人に対しまして250冊を交付しており、その内、43人に対しましては、2冊目を交付したところでございます。令和4年度は175人に対しまして175冊を交付しているところでございますが、その内、1冊12枚、全ての施術券を使用された方は32人ございまして、この方々は2冊目の交付があれば希望されたのではないかと考えるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） やはり多くの方が影響を受けておられますね。実は、私は鍼灸マッサージ券の件でちょっと最初通告しようかなと思ったら、どうしてもこの行財政健全計画のほうに結び付いてくるものですから、この流れでこの質問になったということなんですよ。例えば、その敬老祝金にしても去年は私は3万円もろたけど、あんたは今年から1万円しか

もらえんばいみたいな感じですよ。急激に減ってしまう。何かこうもうちょっと段階を踏んでやれなかったのかなというふうにも思ったりします。ということで、様々な分野で高齢者の方にしわ寄せがあっておるということですね。私も高齢者でございますけれども、今後、この高齢者も含めましてですね、社会的弱者への配慮はどうされるのかをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

高齢者の方や障害のある方、所得の低い方の中には、健康面や経済面のほか、様々なことに不安を抱く方が多くいらっしゃることは認識しているところでございます。第6次人吉市総合計画の理念であります、みんなが幸せを感じるまち、ずっと住み続けたいまち人吉を基に策定しております、個別の事業計画等におきまして、それぞれの方が抱えておられる課題に対応する施策を盛り込み、取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 12番。村上恵一議員。

○12番（**村上恵一君**） 本当にある程度配慮をしていただきたいというふうに今後は思っております。鍼灸マッサージ券のことになりますけれども、東洋医学の中で未病治という概念があります。未病治の未は未来の未、病は病、治は治療の治ですね。未病治。これは病気になってしまう前に養生をして健康状態を維持するというこらしいです。ということは、予防医学的な観点からもですね、健康維持増進に効果を期待することができる。ということは、医療費の縮減にもなるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。ですから、もうちょっとね、立ち止まって、よく考え直してみる必要もあるんじゃないかなと私は思っております。

先ほどのワクチン接種の個人負担の上昇、今述べた、鍼灸マッサージの助成の削減、これら全てですけれども、健全化計画が財政面で改善された場合に復活することの可能性はないのでしょうか。お聞きいたします。

○総務部長（**永田勝巳君**） お答えをいたします。

行財政健全化に係る取組は、同計画に基づき、令和2年度から実施してまいりましたが、その直後に発生しました新型コロナウイルス感染症の拡大や令和2年7月豪雨による災害への対応と市政における優先課題が大きく変わり、その達成状況は先ほど述べましたとおり、約5割となっております。

令和2年7月豪雨による災害への対応としましては、今後災害からの復興が本格化し、多くの復興事業を計画しておりまして、さらなる市の財政負担が予想されるところでございます。そのため、災害からの復興事業や市民の皆様の期待に応えるために、引き続き、行財政健全化に係る取組を並行して進める状況にあるのが現在の本市の実情でございます。

一方で、行財政健全化計画の取組は、財政面のみを捉えた取組ではなく、その時々

ーズや要望に応じていくために事業を展開できる、環境をつくる改革をすることも目的としております。

今回の行財政健全化の取組により、縮小あるいは廃止をした事業につきましては、そのようなニーズや要望と施策の優先性などを総合的に検討する時期がくるものと思いますけれども、いずれにしましても、行財政改革を推進し、健全な財政運営の環境を構築できるよう、まずは職員一丸となって取組を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 健全な財政運営の環境を構築できるようにというふうにおっしゃいましたけども、そのことによってですね、健全な体を維持することの妨げにならないように、格段の配慮をしていただきたいというふうに思います。

ここで最後の質問になりますけれども、この行財政健全化計画の実行にあたっての反省点と今後の課題を市長にお聞きいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在の行財政健全化計画は、背景として毎年基金を繰り入れて予算を編成している状況と、基金の枯渇といった財政面での課題が大きいことから、計画の実行にあたっては、各種市民サービスの見直し、縮減や費用負担の見直しなど、市民の皆様にも御負担をお願いする状況でございました。

さらには、令和2年度の1年限りではありましたが、職員に対しましても人件費の削減をお願いしたところでありまして、今でも大変心苦しく思っております。

行財政健全化への取組を進めた3年間は、新型コロナウイルス感染拡大により、国・県と歩調を合わせた対策を講じるという新たな課題への対応や令和2年7月豪雨災害により、被災者の皆様の生活再建支援や災害からの復旧・復興事業という大きな課題が発生し、その対応として、可能な限り財源と人材を復旧・復興事業に集中させた時期と重なります。そのため、行財政健全化計画の成果という点では、公共施設の在り方の検討や歳入の最大限確保などの中長期的な検討が必要な事務事業につきまして、事業見直しなどの方向性を見いだすまでには至らなかったという反省点があります。

一方で、このように市財政が非常に困難を極める中、世界的な流行と言える新型コロナウイルス感染症への対応や市全体の2割の世帯が浸水被害等を受けた令和2年7月豪雨災害における被災者救助から生活再建支援、復旧・復興事業へと事業を展開できましたのは、一重に国及び熊本県の手厚い財政支援、人的支援、全国の自治体からの職員派遣などによるものでございまして、改めて今感謝の思いが込み上げているところでございます。

今後といたしましては、新型コロナウイルス感染症も5類感染症に移行し、豪雨災害からの復興事業につきましても、国・県へ財政支援をお願いする中にもしっかりとした財政運営

の柱として行財政健全化への取組を進める必要があるものと認識をしております。

一方で、災害対応からほかに目を向けますと、人口減少や少子化に係る施策など、多様化する社会的課題への取組もまったなしでございます。

都市機能と住環境の融合という点では、コンパクトシティの実現に向けた取組も重要ですし、デジタル機能を有効に活用した課題解決の仕組みづくりも進めてまいりたいと考えております。つきましては、令和5年3月に策定いたしました、人吉市スマートシティ推進計画における自治体DX推進と併せ、業務改善を推進し、内部事務の合理化を進めるなど、業務の省力化と行政サービスの質の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） はい、ありがとうございます。

何か将来的には行政の民営化が出てくるんじゃないかなというふうなお話でございました。この行財政健全化計画について、この質問をつくるにあたって、実はオープンAIという会社がチャットGPTを3週間前にアプリの無料版を出しました。ということで、スマホにダウンロードして、iPadにもダウンロードして、行財政健全化計画の問題点はどのようなものがありますかと聞いたら、だっと素晴らしい回答が出てきました。4項目あります。1番目は、短期的な対応に偏ってしまう。その中にはずらっと言葉があるわけなんですけど。2項目めが社会的影響への配慮不足、3項目めが長期的な財政持続可能性の欠如、4項目めが実行の困難さ。全くそのとおりだなと。2項目めの社会的影響への配慮不足の中には、影響を受ける市民や社会的弱者への配慮が不十分な場合があります。これにより、所得格差の拡大や公共サービスの低下などの社会的な問題が生じる可能性があります。ということで、公共サービスの低下につながらないように努力を続けていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後4時08分 散会

令和5年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月19日 月曜日

1. 議事日程第4号

令和5年6月19日 午前10時 開議

- 日程第1 議第48号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第49号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第50号 令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第51号 人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第52号 人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第53号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 報第4号 令和4年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第5号 令和4年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報第6号 令和4年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第21 報第7号 令和4年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第22 報第8号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第23 報第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第24 一般質問

1. 豊永貞夫君

2. 大塚 則 男 君

3. 平 田 清 吉 君

4. 松 村 太 君

日程第25 議第64号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

日程第26 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（16名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復 興 政 策 部 長	浦 本 雄 介 君

復興政策部政策統括監	井 福 浩 二 君
市 民 部 長	松 尾 和 弘 君
健康福祉部長	淵 上 麻 美 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
復興建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興建設部長	若 杉 久 生 君
(復興担当)	
総務部次長	立 場 康 宏 君
総務課長	那 須 裕 史 君
秘書課長	上 村 英 明 君
水道局長	山 本 繁 美 君
教育部長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶務係長	平 山 真理子 君
議事係長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、16日金曜日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

また、一般質問終了後、15日に追加しました議案についての質疑を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。10番議員の豊永貞夫でございます。4月に行われました選挙で5期目の議席をいただきました。これから4年間、災害復興、そして市政発展のために是々非々で取り組んでまいりますので、松岡市長をはじめ執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回、4項目を挙げております。1番目が、熱中症対策、2番目に、学校施設の危険箇所点検について、3番目に、広報ひとよしへの広告掲載について、4番目に、市民の声からであります。

まず、1番目、熱中症対策からです。まだまだ夏本番前ではありますが、全国的に暑さ対策、熱中症対策の重要性が叫ばれています。一昨日も体育祭やスポーツ大会などで、高校生や小学生が熱中症による救急搬送をされたとの報道があっていました。5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、各種の規制が緩和され、様々な行事もコロナ禍前に戻り、人々の活動が活発になってきています。活発になったことで、熱中症になるリスクも増えてくるのではないかと心配もされていますので、今回、質問をさせていただきます。

現在、梅雨真ただ中とはいえ、晴れた日はかなり暑い日になり気温も上昇しています。本日も晴天であります。気温もかなり上がると思われます。本市の6月の気温を調べますと、30度を超えた日が既に5日間ありました。ちなみに、昨年6月の30度を超えた日は12日間あり、7月、8月とさらに暑くなりますので、毎年のことではありますが、熱中症対策が重要になってきます。

気候変動の影響により国内の熱中症死者数の増加傾向が続いており、近年では、年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死者数をはるかに上回っています。環

境省環境保健部が令和5年2月に出している資料に、熱中症死亡者の推移が出されています。平成29年から令和3年までの5年間の平均は1,000人を超えており、年々増えている状況です。データを見ると平成6年の熱中症死者数は200人程度だったのが、約30年間で5倍の死者数になっており、深刻な問題だと言えます。また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大する恐れがあります。

こうした状況を踏まえ、いよいよこれから夏本番を迎える時期となり、今後起こり得る極端な高温をも見据えて、特に高齢者の熱中症予防の取組を強化することが必要だと考えます。熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。熱中症は人の命に関わることから、熱中症対応マニュアル等の作成や暑さ指数の認知度向上など、高齢者の行動変容につながる情報発信が必要だと思いますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

熱中症は梅雨入り前の5月頃から発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向がございます。暑くなり始める頃からの熱中症予防が必要となってまいります。本市におきましては、熱中症対応マニュアル等の作成や暑さ指数の周知には至っておりませんが、熱中症予防対策の情報発信としまして、広報ひとよしに具体的な予防行動を掲載することや、市民健診後の訪問指導や乳幼児健診等の際に、環境省作成の熱中症予防チラシを活用した予防行動の周知に努めているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、熱中症は命に関わる病気ですが、予防方法を知っていれば防ぐことができます。熱中症対策は健康づくりや災害時、また近年の気候変動の観点からも予防対策の取組は重要です。市民の方々の行動変容を促すために、関係部署や関係機関等との協働や連携が欠かせないものと考えます。その取組の一つとしまして、令和3年度に大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結し、熱中症予防に係る啓発活動に取り組むこととしておりますが、これまでコロナ禍もあり実施できておりませんでしたので、今後、関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（**豊永貞夫君**） 周知活動というのがこの熱中症対策も重要であろうと思います。広報の中にも毎回載せてありますのは見ております。答弁でもありましたように、大塚製薬との健康推進の包括連携協定、令和3年の8月に締結されております。残念ながらコロナ禍で実施はされていないということですが、これから実施に向けて大いに期待するところでございます。内容としては、熱中症の啓発活動、あるいは市職員などに対する熱中症アドバイザー養成講座なども実施される予定となっていたと思いますので、また、そういったところも推移を見ながら質問を今後させていただきたいと思います。

本市の熱中症による高齢者の救急搬送者数をお尋ねいたします。近年、救急搬送者というのが増えているということで、本市の状況として令和3年、令和4年の2年分で結構でございますので、数をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渚上麻美君） お答えいたします。

令和3年度の熱中症による救急搬送人員は15人、うち高齢者は7人、令和4年度は31人、うち高齢者は20人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 2年分のデータで半数近く、昨年においては半数以上が高齢者ということで、やはり高齢者に対する熱中症対策というのはもうやっていくことが間違いないと思います。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して失礼ながら敏感ではなくなっているケースもございます。消防庁の令和4年10月発表の資料によると、熱中症による救急搬送者の5月から9月までのデータで65歳以上が54.5%、成人が33.9%、少年が10.8%、乳幼児が0.8%となっており、5割以上が高齢者となっています。今、答弁いただいた人数も、まさにそれを表していると思います。ただ、救急搬送者数に入っていない熱中症の方もおられるというのは想像に難くないと思います。

高齢者の熱中症を予防していくためには、地域の関係者が一体となって対策を進める必要があると思います。そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、現在、本市ではどのような取組を進めているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渚上麻美君） お答えします。

高齢になると暑さや水分不足に対する感覚機能が低下し、暑さに対する体の調整機能も働きにくくなる方が増えることから、特に熱中症に対する注意が必要でございます。現在、高齢者の方々が集い、地域の公民館等で開催しているデイサロンにおきましては、厚生労働省が熱中症対策啓発のために作成しているチラシを配付して、注意喚起をしているところでございます。

また、住民が主体となって運営するサロン等の通いの場、市で実施するシニアいきいき講座や介護予防サポーター養成講座などを開催するときには、参加者に対しまして日常生活における熱中症予防について注意を促し、水分補給の時間を設けるなどの対策を取っているところでございます。

さらに、昨年度は町内会からの依頼により、熱中症に関しての出前講座の実施や、1回目の御質問にお答えさせていただきました広報ひとよしへの掲載とは別に、特に高齢者に向けた情報としまして、「フレイル予防、熱中症予防のための夏の過ごし方」と題した記事を掲載し、周知を図ったところでございます。加えて、民生委員・児童委員の方などの地域活動や地域包括支援センターの戸別訪問の際においても、高齢者に対し必要な水分補給ができて

いるか。エアコンなどで室内の温度調整ができていないかなど、声かけ、見守りの強化をしているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 本市の取組も、今、答弁いただいたようにかなり働きかけをされているというのが分かりました。高齢者に向けて、先ほど言われたチラシですね、これは厚生労働省のチラシ、こういったチラシも配っていただいているということでございますので、言葉での注意喚起、あるいは目で見ると注意喚起、これも二つ併せてすることで高齢者の方も熱中症対策というのが重要だというのは理解されていると思います。近年、熱中症、熱中症対策、熱中症対策と、本当に耳にたこができるぐらいテレビ等でも言われておりますので、もう認知度というか認識されているのは間違いないと思いますので、今後も引き続き行っていただきたいと思っております。

また、高齢者のお宅では、いざ高温になったときにエアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとかあった場合、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内となっております。熱中症の予防のためには、高齢者世帯のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思います。また、脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなどの普及促進等も重要と考えます。そこで、エアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な働きかけも必要かと思いますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えします。

議員がおっしゃいますように、熱中症の発生場所は屋内が多い状況となっております。近年、国内の平均気温の上昇により熱中症による搬送者の数は増加傾向にあることから、熱中症対策としてエアコンの適切な活用が推奨されており、これらの情報発信は非常に重要であると考えております。また、脱炭素化の観点から、本格的な夏を迎える前に、各家庭において早期にエアコンフィルターの清掃や試運転を行うなどについて、市広報やホームページ等の媒体を通して周知に努めてまいりたいと存じます。

さらに、環境省は熱中症を担当する部署が複数にまたがっていることから、他部局と連携した一体的な取組の必要性があるとしております。本市では、保健衛生や災害対応部署、環境保全部署など各々の部署が熱中症予防対策に係る啓発活動を行っておりますことから、関連する部署が連携しながら、熱中症対策に向けまして推進体制の強化を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） エアコンの清掃というのは高齢者の方に言ってもなかなか個人ででき

るかできないか、できない方が結構いらっしゃると思いますので、その辺の民生委員さんとか訪問された際に、作動するかどうかの点検、その確認だけはしていただきたい。また、動かなかった場合は、修理あるいは業者の方をお願いするように、それを言っていただけるようお願いしたいと思います。また、熱中症を担当する部署が複数にまたがっているということですので、一体的な取組もお願いしたいと思います。

電気料金が高騰する中でエアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。高齢者の方に伺いますと、私は大丈夫ですと。昔から体は丈夫だと。非常に自信をもっていらっしゃる方が結構いらっしゃいます。ただ、最近の気温というのはかなり、当初述べたとおり30度以上というのがかなり増えておりますので、気をつけていただきたいというのがございます。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は、節約への意識が高い方も多いと思います。そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、躊躇なくエアコンのスイッチを入れてもらう環境の整備も必要だと思いますが、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者に対して適切な支援が必要だと考えますが、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

物価高騰が続いていることを受けて、政府では低所得世帯への給付金に加え、電気料金などの負担軽減策などを盛り込んだ施策が発表されております。その発表では、子育て世帯には子供1人当たり5万円の給付金を支給するものでございまして、さきの臨時市議会でお認めいただきましたとおり、専決予算を組み、第1弾として5月31日に、該当世帯に振り込みを行ったところでございます。また、昨年度に続きまして、住民税非課税世帯や物価高騰により家計が急変した世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を今年度は1世帯当たり3万円給付することとしておりまして、これに係る関連予算案を今議会に上程しております。

さらに、電気料金につきましては、国による電気料金軽減措置が行われておりまして、九州電力では、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の事業者として採択をされ、本年1月から9月使用分の電気料金を割り引く負担軽減策が行われております。エアコンの利用を控えることに限らず、物価高騰の続く中では様々な制約を強いられる状況がございます。本市としましては、引き続き国の施策を注視し、今後、追加策が具体的に示されましたならば、速やかな実施に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今議会にその予算が提案されておりますので、その分はこれから審査となっております。予算が通ったならば、速やかに執行していただきたいと思います。そうでないと夏も終わってしまいますので、速やかな執行もよろしくお願ひしたいと思います。

高齢者も含めて熱中症対策というのは重要でございます。今まで質問させていただいた中

で、かなり啓発とかも力強く市のほうも対応されておりますが、次に、小中学校での熱中症防止の取組についてお尋ねいたします。冒頭で述べましたように、スポーツ大会や体育祭などで救急搬送されたことを紹介しました。子供の熱中症を防ぐための取組は大変重要だと考えます。

平成30年6月議会でも質問をしておりますが、平成30年4月1日から学校環境衛生基準における温度の基準は2018年の一部改正において「10℃以上30℃以下」であることが望ましいから「17℃以上28℃以下」であることが望ましいに見直されました。学校教室の基準温度が2度下げられましたが、現在、小中学校の普通教室等ではエアコンの使用は室温が何度になったら入れるのか。また、学校での熱中症防止の取組についてお尋ねいたします。

○**教育部長（小澤洋之君）** 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、毎年度、市内校長会におきまして冷暖房使用時の設定温度の目安といたしまして、夏場は28度、冬場は20度をお示ししておりますが、室温が何度になってから使用することであるとか、使用時間の制限等を設けることなく、快適な学習環境のもと学校生活を行っていただくよう各学校の判断に委ねているところでございます。

また、学校での熱中症防止の取組につきましては、こまめな水分補給や屋外活動時の帽子着用、熱中症予防に関する学習、消防署の職員を招いての講話など、各学校において様々な取組がなされております。

先ほど、健康福祉部長の答弁にありましたように、大塚製薬株式会社との連携協定によりまして、養護教諭を対象といたしました熱中症対策アドバイザー養成講座の開催や学校だより、保健だよりの発信、熱中症対策喚起のための子供たちによる校内放送の実施など、教育現場において新たな取組ができる内容を市内校長会等で周知をいたしまして、子供たちが明るく元気に学校生活を送れるよう、学校と一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 10番、豊永貞夫議員。

○**10番（豊永貞夫君）** エアコンのスイッチとかは各学校の判断、室温を細かく設定せずに、担任だったり教科の先生の判断でエアコンを管理されているようでございます。

また、大塚製薬の熱中症対策に取り組まれるようでございますので、今後もその活動の推移は見ていきたいと思っております。

コロナ禍では夏でも窓を少し開けた状態の授業だったと思いますが、5月8日以降のコロナ明けの現在も同じ状況でしょうか。窓は少し開けた状況なのでしょうか、お尋ねします。

また、平成30年6月議会で、熱中症対策には熱中症計が必要だと要望していましたが、その後、購入はされたのかお尋ねします。さらに、子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要だと考えますが、現在の取組をお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

コロナ禍におきましては、教室におきまして教室の窓を開けた状態でエアコンを使用しておりましたけれども、現在は、その対応が改められましたので、その改められました内容に則して教室での運用は行っております。

それから、本市の小中学校におきましては、体育の授業中や部活動の時間に熱中症事故が発生していることが多く、これは平成30年当時も現在も変わりはないと思われます。平成30年6月議会におきまして、議員から部活などの際には運動環境の指針として熱中症計が有効であるとの御提言を受けまして、教育委員会では年度内に熱中症指数モニターを購入いたしまして、体育の授業や部活動の時間に活用していただくよう、各学校に配付をいたしております。

また、通学時における熱中症予防対策でございますけれども、帽子の着用や水筒の持参などを呼びかけまして、教職員による登下校の見守りによって日陰を歩くなどの指導を行っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 取組をされている。また熱中症計も提案してすぐに購入されていたことを今知りました。その熱中症計を活用しながら熱中症対策は今後していただければと思います。

熱中症の、今気温が上昇していると当初から言っておりますけれども、先ほど6月で5日間が30度を超えていると。昨年の6月が12日と言いましたけれども、ちょっとデータを調べて、10年ごと調べたんです。2013年の6月には30度を超えた日が8日間ありました。さらにその10年前、2003年の6月は30度を超えたのは2日間、さらにその10年前、1993年6月はなんと1日だけだったんです。さらに遡って1983年は何日間だったかというところと6日間ございました。さらにさらに遡って1953年6月はどうだったかというところと1日間だったデータがありました。何を言いたいかというところ、やはり地球温暖化で気温の上昇というのは、このデータを見るだけでも年々上昇しているというのが分かっております。先ほど環境省のデータで、平成6年の熱中症者の搬送者数が200人台と言いましたけれども、その当時の気温というのが、やはり今よりも低かった。ですので、熱中症の救急搬送というのは少なかったというのが分かります。今現在、この気温上昇というのが、かなり私たちの生活環境を変えていく必要があります。エアコンの活用というのがやはり一番の重要なことですので、熱中症弱者と言われる高齢者の方に対する施策というのは、やはり今取り組まれていることの延長、やはり啓発活動というのは重要でございますので、今後もこの熱中症対策というのは取り組んでいただきたいと思います。この熱中症対策については終わります。

次に、学校施設の危険箇所点検について質問いたします。本年4月21日、北九州市の市立

小学校で校舎4階、高さ約14メートルの軒からモルタルの破片が落下し、下校中の4年生5人の頭や手足などに当たり、骨折などけがを負う事故が発生しました。市教育委員会によると、男児1人が左足中指骨折、別の男児2人に頭の腫れがあり、女児1人も痛みを訴えたということでもあります。いずれも命に別状はないという報道でございました。校舎は1976年から77年度に建設されていて、いわゆる老朽化が原因だと考えられます。市教育委員会は、毎年4月、各校へ目視で校舎を点検するよう指示しており、同校の今年の点検では異常は確認されなかったということでございます。北九州市の市教育委員会は業者に依頼し、全ての小中学校の建物について緊急点検を実施されております。

熊本県では5月14日、東区にあるえがお健康スタジアムで、観客の男性が出口に向かう途中、約7メートルの高さから落下してきた天井板の一部が当たり、大けがを負う事故がありました。それを受け、5月18日から26日にかけて、県内の県有施設で緊急点検が実施され、その結果、24施設、31棟に危険箇所が確認されたとの報道がありました。郡市内では旧保健所が1施設として該当しています。さらに、熊本県教育委員会は、5月23日から6月2日にかけて、県立学校施設の天井落下等緊急点検を実施し、今月15日に結果を発表されております。学校職員の目視による点検で人吉球磨の中では県立高校2校が該当するとの報道が合っておりまして。施設老朽化が原因で落下物によるけが人が出たことで、県教育委員会も緊急点検を実施されました。学校施設の安全度を高める必要があると思います。人吉市内の各小中学校の築年数をお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

各学校におきましては、教室棟や管理棟などで建築年月が違いますことから、各学校の施設の中で一番古い棟、建物につきまして築年数をお答えをさせていただきます。人吉東小学校が築45年、人吉西小学校が築47年、東間小学校が築43年、大畑小学校が築52年、西瀬小学校が築54年、中原小学校が築48年、第一中学校が築30年、第二中学校が築42年、第三中学校が築38年でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 一中が築30年、三中が38年、あとは40年以上ということで、西瀬小学校が54年で一番古いようでございます。結構老朽化が見られるのではないかと思います。現在、本市が各学校の校舎の外壁等の安全点検は実施されているのか。また、どのような点検をされているのか。さらに、文部科学省から点検等の通達とかは出ているのかお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

各学校におきましては、学校保健安全法の規定に基づきまして、安全点検実施計画を策定をされ、日常の安全点検はもちろんのこと、定期、臨時の安全点検を組織的に実施されております。学校での安全点検の方法でございますが、各学校で安全点検の日などを設けまして、

全教職員で目視、打音、振動、負荷、作動などを行っております。教育委員会といたしましては、点検項目や点検の種類、劣化状況などをお示しした点検チェックリストを各学校に配付しております。改善を伴う場合など学校が対応できない事項につきましては、教育委員会へ速やかに報告していただき、職員が現地調査を実施した上で業者へ修繕依頼を行うなど鋭意安全確保に努めているところでございます。

また、文部科学省からは、毎年度、年度当初に「学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について」という通知が、熊本県を通じて全市町村へなされておりますけれども、議員がおっしゃいました北九州市の事故を受けまして、今年5月に入りましてから、児童生徒との安全を確保するよう、改めて通知がなされております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 安全点検日を設けて、今、答弁がありましたような方法で点検をされているということでございます。全職員で対応されるということでございますけれども、例えば、上の階に対して全職員の方がされているのか。私は目視だけだと思ったんですけども、答弁で打音とか振動とか負荷、そういった点検というのは素人ではなかなかできないと思うんですけども、実際にそういったことも職員の方が、言うならば、天井、3階建ての上のほうの壁だったり、そういったこともされているのか。その辺についてどうですか。ちょっとすいません、お尋ねします。

○教育長（志波典明君） 皆さん、おはようございます。議員の御質問にお答えをいたします。

打音、振動、そういうのは固定施設であるとか、いわゆる手の届くところ、そういうところにつきましては学校の先生方が定期的に安全点検ということで実施していただいております。ただ、今言われた高いところ、なかなか手が届かないところ、そういうところは目視による点検ということで、現在は行っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） はい、分かりました。答弁いただきました。

やはり、手が届かないところは目視だと。さっき紹介した北九州市も上のほうからの落下物ですので、そういったところの点検等は、やはり専門業者じゃないとできないかなと思ったところで、安全点検をされているということをお答えいただきましたので、ちょっと再質問をさせていただきます。

思い出されるのが、2018年6月の大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒れて、4年生の女児が亡くなるという痛ましい事故が発生し、その後、文部科学省もすぐに動いて、6月19日に全国の学校設置者に対してブロック塀等の安全点検等を要請されました。本市も点検作業やブロック塀の改修もその後行われたことは御承知のとおりでございます。私は今回の北

九州の事故の報道を見て、命に別状はなかったからよかったものの、子供たちの命に関わる事故につながる危険性があると思いますので、小学校、中学校の学校施設の点検、先ほど言いました手が届くところはされているのはよく分かっています。上のほうです。そういった高いところでの点検というのも必要だと思いますので、緊急点検の実施について、本市の考えはどうかお尋ねします。

○教育長（志波典明君） では、お答えをいたします。

学校の管理は学校教育法の定めによりまして学校設置者が行うこととされております。また、校舎、その他施設及び教具、その他の設備につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めによりまして、教育委員会の職務権限とされています。学校の施設設備の日常的な変化につきましては、やはり教職員のほうが気づきやすいということから、先ほど申しましたように、各学校では日ごろから組織的に安全点検に努めていただいているところがございますけれども、学校と教育委員会との適切な役割分担のもとで協力して学校施設の維持管理を行うことが必要であると考えております。

今、議員言われましたように、全国では遊具、固定施設、ブロック塀などの倒壊、破損、老築化などによる重大な事故が発生しております。学校での定期点検では校舎の屋根、ひさしなどの高いところもそうですけれども、今度は、建物内部の見えない部分、そういうところもございます。これは教職員による安全点検だけでは限界があるということも事実でございますので、随時、専門家による安全点検を実施する必要性が高まっていると感じております。今後は、各学校と教育委員会、関係部局が十分に連携して、具体的な対策を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 高いところの点検というのは、やはり専門業者じゃないとできないと思います。その業者に頼むとなると予算が伴いますので、明日実施しますというのはもちろんできないというのは承知しておりますが、子供たちの学びの場である学校施設が安心・安全であるためにも、一日も早く安全点検をしていただきますよう、この件については強く要望したいと思います。この件については終わります。

次、広報ひとよしへの広告掲載についてであります。本市の広告収入について、現在、何種類の広告媒体があるのか。また、広告収入はどのくらいあるのかお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、本市の広告媒体の種類でございますが、人吉市広告掲載事業実施要項におきまして、市が発行する印刷物、市が所有する公用車、もしくは施設等、又は市のホームページ、その他市が提供する媒体と定めております。その中で収入を伴う広告事業として活用しているの

は、現時点では市ホームページのバナー広告のみでございます。

また、収入は伴いませんが、経費削減に資する取組として、広告入りの封筒に加え、庁舎1階に設置しております広告表示が可能な窓口受付番号案内表示器などを事業者より無償で提供いただいております。

次に、年間の広告収入でございますが、市ホームページのバナー広告の掲載料は、一月当たり税込み5,000円としております。直近の実績としましては、令和4年度は年間掲載が1件、年間広告収入は6万円となっております。また、今年度は年間掲載と半年掲載が各1件ずつでございます。年間広告収入は9万円を見込んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今現在、ホームページのバナー広告だけが掲載されて、ほかにはないという答弁でございました。実施要項も定めてありますけれども、実際、バナー広告の収入というのは、今、答弁があったとおりでございますけれども、やはりホームページが出た頃はかなりみんな閲覧数というのも多かったと思います。今現在、閲覧数はちょっと今回聞いていませんで答弁は要りませんが、やはり、ホームページ自体の、今、スマホの普及でいろんな情報ツールがありますので、ホームページに広告を掲載する魅力が段々なくなってきているのかなと感じております。

市の発行の広報紙、こういった広報紙に広告を掲載することで、独自の自主財源の確保をされている自治体が多くあります。調べますと、1ページ丸ごと広告ページとして4段ほどに分けて掲載されている自治体や、各ページ下段に広告を掲載されているところもあります。様々工夫をされて収入を得られているようでございますけれども、広報紙を広告収入だけを目的にするわけではありませんが、少しでも自主財源ができれば、市の財政にもプラスになると思います。県内他市の状況をお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

県内他市で活用されている広告媒体でございますが、ホームページのバナー広告や広報紙への広告のほか、施設などに対するネーミングライツ、市営バスや市電に対する交通広告、イベント時のフラッグやのぼり旗への広告などがあるようでございます。

次に、県内各市の広報紙への広告掲載状況でございますが、今年6月現在で、本市、玉名市、菊池市及び合志市を除く10市が広報紙に有料広告を掲載しております。広告のサイズとしては、A4サイズ1ページの5分の1から4分の1を1枠として設定している自治体が多く、一月当たりの枠数としては3枠から15枠が設けられております。広告料金は発行部数によって大きく影響されるため、同じサイズであっても自治体によって差がありますが、おおむね1枠につき1万円から3万円程度を設定されているようでございます。なお、一月当たりの掲載枠が最も多いのが八代市で、一月に15枠掲載されており、令和4年度の年間広告収

入は594万円となっております。広告枠を設けたことによる印刷費の増加分を差し引くと、その差額が約84万円ということでした。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 八代の状況というのは事前にちょっと調査しておりましたので把握しておりましたけれども、県内10市が既に取り組まれていることには少し驚きました。答弁がありましたように、それぞれ収入の状況は違うようでありますけれども、本市も取り組むメリットはあるんじゃないかと思います。広告掲載の形ですね、業者に委託して広告のスポンサー取りだったりそういうのを頼むのか、市独自で取り組むのか、その辺によって収入の増減があると思いますけれども、こういった広報に対して広告掲載について本市もすべきだと思いますけれども、本市の考えをお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

行政広報紙への有料広告掲載につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、県内でも多数の市が取組を進めておられます。また、全国においても約6割の市区町村が広報紙に有料広告を掲載しているとの調査結果もあるようでございます。このような中、広報ひとよしにつきましては、通常の市政情報等に加え、令和2年7月豪雨災害の復旧・復興の状況など掲載量が年々増加する傾向にあり、限られたページ数の中で市民の皆様へ早急にお知らせすべき情報を優先して掲載しているところでございます。有料広告掲載には経費節減や様々な生活関連情報の提供などの効果が見込める一方で、行政情報などの掲載スペースの減少や広告募集等に係る事務量の増加など、解決すべき課題も多々ございます。このようなことを踏まえまして、広報ひとよしへの有料広告掲載につきましては、先ほど申し上げた本市の状況を考慮しながら、他市の取組状況等も参考に今後も検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 広報ひとよしは月1回の発行で、発行部数は世帯数の約1万5,000部ほどになると思います。広告の効果というのはあると思います。本市の自主財源確保の観点からも調査をしてみる価値はあると思いますので、ぜひ検討もよろしくお願いいたします。

最後に、市民の声からです。市民相談で市営住宅、団地に行く機会がよくあるんですけども、最近、玄関ドアの呼び鈴タイプのボタンではなくテレビドアホンタイプが設置してあるところがありました。お聞きしましたら、そこは高齢者のお一人暮らしのところでした。他県に住むお子さんが設置をしてくれたということをお聞きいたしました。近年の高齢者を狙った事件が多発していることで心配されて設置されたのだと思います。ほかの団地にも設置されておりましたが、いろんなタイプのドアホンがあるようでございます。本市では市営住宅で後づけでドアホンが設置されている件数とか把握されているのかお尋ねいた

します。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

市といたしましては、モニター付きのドアホンを個人で取り付けられている件数につきましては、特に把握をしていないところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 簡潔な答弁ありがとうございます。把握されていないということでございます。ドアホンを、先ほど紹介されましたカメラ搭載で部屋の中にモニターがあって、来訪者の姿が映し出されるタイプ、近年の住宅、あるいは民間の集合住宅にはもうほとんどが設置されておりますけれども、ほかにも留守中に訪問者が来た場合、遠方においてもスマホに来訪者が映し出されるタイプなど多く種類がございます。価格も1万円から2万円台ということで、お手軽感はあるんですけども、中には応答の声を男性に変更するタイプもあるようでございます。さきに述べましたように、最近の高齢者を狙った事件が全国的に発生しております。玄関を開けないことが一番の防犯になりますが、開ける前に来訪者の確認ができることは、一つの安心につながると思います。市営住宅に限らず、高齢者世帯支援として本体購入の助成、補助、半額補助とかできないかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

議員お尋ねのモニター付きドアホンの設置につきましては、議員から御紹介がありましたとおり、個人がホームセンター等で購入されたりして、簡易的に取り付けられているものと存じます。議員おっしゃるとおり防犯面、それから安全面に寄与するものと承知はしているところでございますが、市営住宅の管理の責任者といたしましては、まず老朽化した建物、それから設備の維持、修繕が急務と認識をしているところでございます。今、そちらのほうに財源等を振り向けたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 財源の使い方というのが、やはり老朽化に対する保全だったり重要だと思しますので、その中でもやはりこういった高齢者支援対策としても一つ、やはり今後考えていくべきだと思いますので、その辺についても御検討いただければと思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員の大塚則男です。今回、4期目の当選をいただき、ありがとうございました。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、東校区地区九日町・大工町に建設予定の災害公営住宅についてお尋ねします。

私は、東校区に建設される災害公営住宅建設に異議を述べるわけではなく、むしろ災害公営住宅の必要性については、十分理解しているところです。ただ、私は九日町・大工町への建設に対して疑問を持ち、4月12日に全員協議会の開催をお願いして質疑を行っています。その後、地域住民の皆様の切実なる声、不透明な土地建物提案型、さらには地域住民無視の建設ありきの説明会、さらに耳を疑うような発言など、行政の不親切な説明会の在り方も含め、多くの市民の皆様が疑問視され、改めて様々な問題が起きてきました。

5月11日と5月30日は、昼と夜に説明会が行われました。参加されました皆様のほとんどの方が疑問を持たれ、建設に反対する意見を様々に述べておられました。参加者は3回合計で約120名になっています。意見を述べられた後には、皆様からは大きな賛同の拍手まで起き、建設予定地については白紙撤回を求める説明会となったように私は受け止めました。松岡市長も、今議会冒頭、所信の中で東校区整備予定の土地建物買取型災害公営住宅につきましては、近隣住民の皆様から建設に反対する不安の声などもいただいておりますことから、本市としましても住民の皆様のお不安の解消と本事業への御理解をいただけるよう、今後も丁寧な説明に心がけてまいりたいと述べておられます。松岡市長は、説明会での市民の発言、状況を単なる不安の声と受け止めておられるのですか。それだけではなく、不信感も持たれておられます。説明会に参加いただきました、松岡市長は市民の皆様様の様々な意見を真摯に受け止めていただき、しっかりとメモを取っていただいたものと私は感じています。不安の解消と丁寧な説明に心がけていきたいとは、計画の変更はなく、近隣住民の皆様が建設へ向け理解をしてもらい説明を行っていくとのお考えなのか。市民の皆様様の切実な訴え、建設に対する疑問など、皆様のお声をお聞きになり、どのように受け止められたのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

東校区地区における災害公営住宅整備事業につきましては、これまでの説明会等におきまして、様々な御意見、御要望等を承っております。このような中、市の事業説明会において不適切な発言等がございましたことに対しまして、この場をお借りしまして、改めておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

議員が今おっしゃいましたように、施政方針でも申し上げましたが、建設予定地の近隣住民の皆様からは、建設に対する不安の声などもいただいておりますことから、御意見を真摯に受け止め、住民の皆様のお不安の解消と本事業への御理解をいただきますよう、今後も丁寧

な説明を心がけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 後ほど不適切な発言にはまた質問いたしますが、今、市長のほうも改めて陳謝いただきました。それはそれでありがたく受け止めておきたいと思いますが、今、市長の発言の中で、御意見を真摯に受け止めとあります。真摯というのは一生懸命といいますか真面目に受け止めていただくということなんです。ということは、それだけ市民の期待にしっかり私は受け止めましたよと。真面目に聞いていますよということに、私もそう受け止めておきたいと思います。ですから、先ほどいいましたように、もう事業ありきじゃなくて本当に受け止めていただいて、どうしたらいいのかということをおは市民の方に勧めていただきたいと考えておりますので、ぜひ今の言葉はよろしくお願ひいたします。

商業地域でもある九日町・大工町に災害公営住宅を建設することについて、地元の同意を得ているような発言もあっています。確かに、商工関係では町なかに要望されていることは、これまでも伺っていました。しかしながら、地域住民の理解があり、同意が得られているのなら建設反対の動きはなかったものと私は考えます。大工町・九日町の住民に事前説明もなく、3月に新聞報道、その後、初めて第1回の説明会案内が5月8日に配布され、中2日置いて5月11日10時からの開催では、日程などの設定が不十分であり、説明会案内文も該当地区内でも行き届いてなく、5月30日の説明会での発言にありましたように、地域住民の方も知らなかったと述べておられます。これでは地域住民無視の建設ありきの説明会と受け止められるのも当然だと思います。住民説明会開催において法的義務はないとか、商業地域では日照権の保護もないとか、法律を盾に説明会をされていますが、法律だけでは計れない長い歴史と文化により形成された城下町であり、先祖代々受け継いできた何事にも代えがたい愛着があります。松岡市長はこれまで事あるごとに、被災されました市民の皆様へ寄り添い、できることは何でもやると述べておられます。建設予定地周辺の皆様も被災されました。仮設住宅に居住しながらも商業地であることから、毎日通いながら必死で再建に取り組み、徐々ににぎわいが戻りつつあります。今まさにどこに寄り添うべきか、市長の温かい思いと市長だからできる英断で市民の皆様、そして地域の皆様の強い思いに応えていただきたいと私は思います。この第1回の説明会開催の方法と住民への不親切な対応がその後に大きく影響していくのです。そこで、第1回の説明会開催方法とそれに至るまでの経緯について問題はなかったのか、どのように受けておられるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

本事業の事業者募集要領及び基本協定書において、基本協定の締結後、速やかに選定事業者による近隣住民への事業説明をしなければならないとしております。これは土地売買に係る敷地の境界測量や敷地内にある既存支障物の撤去等を地権者が事前に実施する必要がある

ため、本市による住民説明会の開催に先立ち、選定事業者によって測量や支障物撤去工事実施の周知を図るため必要な説明であると認識をしております。説明の対象範囲としては、建設予定地に隣接する住民の方々を対象とし、説明漏れがないよう、また丁寧な説明ができるように戸別訪問という形で事業説明を行っていただいた次第でございます。

第1回目の住民説明会の方法とそこに至る経緯でございますが、4月11日の基本協定締結後、4月12日開催の全員協議会において、本事業の審査結果の報告及び選定事業者、建設予定地、建物の構造、戸数、工程等の御報告をさせていただき、4月14日から選定事業者による戸別説明を開始いたしました。選定事業者による事業説明が実施される中、4月28日に、既に事業説明を受けられた3名の近隣住民の方から、改めて住民説明会の開催の要望がなされました。その際、開催日について5月9日から12日のいずれかと御要望をいただきました。また、開催場所について、建設予定地に近接する飲食店の利用が可能であると御提案をいただきましたので、御厚意に預かり、京だる様の1室にて5月11日木曜日10時から近隣住民説明会を実施いたしました。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、説明会をとということで戸別訪問を行いましたとおっしゃっていますが、実際、私、その地域に行って聞きましたら、戸別訪問というのは立ち話なのです。数件の方に。玄関先で立ち話だったんです。業者の方が来られて、しますからお願いしますと。あとまた上の者が来ますのでと、まだ来られていないそうですけれども、そういったのを戸別訪問になるのですか。私は丁寧な戸別訪問というのはそういったものじゃないと思うのです。1軒1軒回るものと私は理解していたのですけれども、いざ現場に行って聞きますと、玄関先で、道端で会ったからと、今度しますと。聞くと、いやまだ契約しませんから分かりませんと。後で上の者が来ますからという話だったそうです。じゃあ、上の方が来られたかということ、来られていないのです。そういったことがあったから皆さん方は不安になって説明会をと言ってなったのです。じゃあ、皆様方が言わなかったら、この説明会というのはされなかったのですか。予定としてあったのですか、なかったのですか。お尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 予定としてはおりませんでした。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 市長、やはりこういったことの積み重ねが結果的に近隣住民に対して不信感を持たれてしまうのです。やはり、早くからやってもらったらよかったです。それが無い。住民の方が騒ぎ出したから説明会を始めたということでしょう。それもこの短期間で。行き届かないはずで。そこがもうこの大きな間違いのスタートなのです。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 御静粛にお願いいたします。

○7番（大塚則男君） 次に、説明会での不適切な発言についてです。このことは、先ほど松岡市長も陳謝していただきましたが、担当者皆様からの謝罪もいただいています。しかしながら、参加されました皆様にとっては、今後の町なかの在り方を左右する大変大事な説明会の場において、まさか市職員から市民の皆様は「今回の建設予定地でなければ代替案を。」など発言できますか。この発言に対して部長は個人の意見、感覚、感想で発言してしまったと述べられました。そんな簡単なことで済むことじゃないです。代替案を出せません。それを行っていくのが行政の皆さんではないのですか。この発言は参加者の意見を止めてしまうことになりかねません。また、他2社の候補については、接道に問題があり、工期に間に合わないなど虚偽の発言をされています。この発言で地域の皆様は、九日町・大工町での建設しかないと思われ、建設ありきと捉えられてもおかしくない発言です。このような発言があったにも関わらず、同席していた職員は誰も止めず、訂正もなく説明会は行われたわけです。

もう1点、災害公営住宅建設については、今回のような手法で全国的に行っていると発言されています。それは事実ですか。事実とするなら、地域住民への説明は必要ないということですか。地域住民の意見、あるいは同意がなくても人吉市災害住宅等整備事業者選定委員会——ちょっと名称が長すぎますのでこの後は選定委員会と述べますが——の決定が重要視され、全てに優先していくということなのか。この件についてどのように受け止めておられるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

まず、住民説明会における市職員の不適切な発言につきましてでございますが、改めて、この場で陳謝をさせていただきます。申し訳ございませんでした。不適切な発言及びその場にいた管理職の職員につきましても、発言の撤回、謝罪等を速やかに行わなかったことにつきまして、重ねておわびを申し上げます。今後、このようなことが起こらないよう、職員の教育、人材育成を徹底してまいりたいと存じます。

そして、災害公営住宅の建設の手法につきまして、全国的にこのような形で行われているということにつきましては、今回の土地建物提案型という手法につきましては、土地が最後の審査委員会の中でどこの場所に建設されるかが決定されるということで、どうしても市民の方へ、建設地周辺の方へのお知らせにつきましては、遅くなってしまうということを申し述べたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 建設場所なんですけど、確かに住宅地だったら私はそう騒がなくてもいいのかなど思ったりしているんですよ、私自身は。ただ、今回はやはり商業地ということもあるものですから、やはり、やり方というのはもっと慎重にやってほしかったという思い

はあります。住宅地なら私はそんなに大きな問題になってないんじゃないかと思っています。でも、今回の場所を見た場合に、やっぱりあれだけ狭いところで商業地ですので、そこは慎重にやるべきじゃなかったかなというのが私の思いです。

それと、部長、5月30日の説明会のときに、会場の中で職員の方が手を挙げられておりました。後ろのほうで。それを発言を求められたんですが、部長は発言を止めておられます。なぜですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

説明会の場でございますので、責任のある者が答弁すべきだと考えておまして、私のほうで答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 責任者として答弁されたということなのですが、私が記憶するには、多分、あの方が発言された方かなと。あの方は必死で手を挙げて皆さんの前でひよっとした謝罪とかしたかった。大人ですからそういった気持ちもあつたのかなと思います。ところが、それができなかったのは御本人もさぞ悔しかったろうと思いますよ、逆に。部長の気持ちも分かりますけれど、御本人の立場になったら、私がやったことだから私が皆さんの前で謝罪したいという気持ちだったのかもしれない。だったら、それを私はやらせてよかったのかなと、聞いていて、逆に御本人がかわいそうだなと思いました。あれは部長、止めるべきじゃなかったんじゃないですかというのが私の気持ちです。あそこの会場にいてそう思いました。よく学校の校長、教頭先生がやる方法で、職員の不祥事があっても管理職が謝ることなんですから、今回の場合は、御本人が自ら手を挙げていらっしゃるんだから、そこは私は発言させてよかったのかなという思いがしております。

次ですが、5月30日の説明会において、地域住民の皆様から九日町・大工町災害公営住宅建設についての疑問、見直しなど、様々に多くの発言があっていました。説明会での答弁として可能なものは変更もあり得るとか、今後の事業スケジュール変更もあり得る。白紙撤回の可能性もゼロではないなど述べておられ、後日、説明会をすると述べておられました。説明会での意見を重要視していただくことを住民の皆様は期待しておられます。結果として、建設そのものの変更はないなどと結論づけられますと、何のための説明会だったのか。さらに不信感が増大し、大きな問題に発展していくものと考えます。

6月5日の全員協議会では、スケジュールに変更はなく進めていくとの執行部発言もあっています。この発言はどのように受け止めていいのか。市民の皆様は、単なる結果報告でなく、親切丁寧に納得できる説明会を期待されていると考えますが、その期日はいつなのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

5月30日に実施をいたしました住民説明会におきましては、様々な御意見をいただきましたが、別の場所で建設をすべき、また、白紙撤回すべき、一旦ストップして改めて説明をといった御意見を多く寄せられたところがございます。このような御意見が多く寄せられた背景には、市に対する不信感と、また丁寧な説明がこれまできちんとできていないということが原因だと考えております。説明会につきましては、7月3日月曜日に第3回目の住民説明会を開催したいと考えているところがございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、部長のほうから説明会は7月3日ですか。場所はどこでされるのでしょうか。時間も併せて。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

場所につきましては、市役所の会議室を考えております。時間につきましては、午後2時から、それから午後6時から、2回を考えているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、ありがたいことに7月3日、市役所の会議室においてしていただくということで、大変ありがたく存じます。市民の皆さんもすごく期待されておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

令和3年12月議会最終日、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長、現在の宮原議長の報告の中に、執行部の意見として、災害復興住宅だけでなく復興事業については、多様な手法を検討しながら進めていきたい。行政が勝手に進めていくというものでなく、住民の意向を十分に聞き、しっかりと対応をしていくという視点を大切にしていきたいとの報告があります。今回の災害公営住宅建設に、この執行部発言がどのような形で反映されているのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

令和3年12月に行われました復興のまちづくりに関する特別委員会の委員長報告において、執行部から復興事業及び災害復興住宅建設に関する意見として、本市においては、災害復興住宅だけではなく復興事業については、多様な手法を検討しながら進めていきたい。行政が勝手に進めていくことというのではなく、住民の意向を十分に聞き、しっかりと対応していくという視点を大切にしていきたいとの意見が出されましたと御報告をされております。

東校区地区における災害公営住宅整備事業につきましては、引き続き、地域住民の皆様や入居予定者の皆様、お一人お一人に事業内容についてしっかりと丁寧な説明を行い、事業に対する理解を深めていただき、住民の皆様の御意見をしっかりと受け止め、取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、部長がおっしゃっていただいたように、住民の意向を十分にしっかりと対応していくと。地域住民、入居予定者のお一人お一人と言われましたけれど、入居予定者の方にはできるかもしれませんけれど、現在を振り返ってみると、地域住民の方に本当に行き渡っているのかなという。渡っていないから、今こういった問題になってしまったのです。それができてなかったから、私もここに立ってしまうのです。言うてしまうのです。だから、もう最初からこれが果たされていない、反映していないということなのです。そこをしっかりと私は反省していただきたいし、地域の方により詳しくやってもらえればと思います。

次に、東校区の災害公営住宅建設に至るまでの経緯についてお尋ねします。まず、確認ですが、五日町の城見庭園の利活用について、災害公営住宅建設の候補地として検討されたのか。なぜできなかったのか。このことについてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

城見庭園を候補地として検討したのかという御質問でございますが、これは令和4年6月、復興建設部及び庁内の関係部署において、災害公営住宅の建設候補地としての可能性を検討いたしました。ただ、城見庭園の敷地の東側において、カヌー艇庫の建設予定があったこと、残りの敷地ではコミュニティ施設の検討中であったことから、建設の候補地としては断念をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今の答弁ですと、カヌー艇庫とかコミュニティ施設の検討中ということをおっしゃっていただきましたけれど、市長御自身は、実は町内会からの反対があり断念したと述べていらっしゃるのです。さきのカヌー艇庫とかコミュニティ施設のことが町内に結びつかどうか分かりませんが、市長としては町内会から反対があり断念したということなのですが、これは同じことについての反対という言葉で表現されたのでしょうか、市長、このことについて。この言葉を述べられているんですよ、実は。大工町ですか、あそこに行かれたときにこの言葉を述べられたものですから、だから、今おっしゃったコミュニティ施設とカヌー艇庫のことが断念したということを含めたところで、市長は反対という言葉をお使いになったのか。そこはどうなんですか。同じ意味なのでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 私のほうからお答えさせていただきますが、災害公営住宅を城見庭園に建設することについて、町内会長さんのほうに御相談に行ったことは間違いありません。私のほうが御相談にまいりました。その際に、当然、コミュニティ棟、それからカヌー艇庫の話は何ってございましたけれども、その中でどう考えておられるかとい

う、いわゆる内々のお考えをお伺いに行ったというところでございますので、そういったところでコミュニティ棟の建設があるからということをお話されましたので、その点で撤退をしたというところございまして、そのことにつきましては、市長に報告をいたしたところでございます。そのことを市長はもう反対されたという表現を市長のほうにされたのかということでございますが、町内会長様のほうでそのようなことで災害公営住宅は最初からないということをおもわれていたものと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） いや、私は嫌味たらしく聞いているのじゃなくて、なぜかというのは、町内会が反対したからあそこは断念したと言われたならば、じゃあ、今度のところも町内会が反対したら断念できるんですよとなってくるんです。だから、さっきおっしゃっていただいたように、コミュニティ施設とかカヌー艇庫をつくるからできなかったというなら分かるんですけど、反対ということは出てしまうと、町内会が反対になると今度のところも、じゃあ、町内会はあそこの町内会が反対したならうちも反対していいんじゃないかとなってしまうのですよ、言葉を。ですから、簡単に町内会反対というのをやられると、市民皆さんが受け方は変わってくるのです。ですから、僕は改めてお伺いしたところです。じゃあ、反対じゃなくてそういったものが事前にあるから断念したと、そう受け止めなくてはいけないですよ。それでよろしいですか。ですから、この今一番悩ましいときに、どこが反対したとかという言葉はあまり私は発しないほうがいいんじゃないかと思います。

災害公営住宅については、議会にも説明があり、東校区に建設したいことから建設場所を探しますとの報告だったと思います。それが何月だったのか。当初、どのような手法で物件探しをされたのかお尋ねします。

また、今回、建設予定地となっている土地は、当時、用地交渉対象地になっていたのか、いなかったのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

建設用地確保に至った経緯でございますが、令和3年11月15日、それから18日に、スポーツパレスで開催されました被災者説明会において、災害公営住宅の第1候補地をシルバー人材センター、能力開発センターの所在地——今の相良町でございます。といたしまして、第2候補地につきましては、被災世帯の意向調査及び支え合いセンターが実施する意向調査の結果を基に検討する旨の説明をしております。

令和4年1月14日開催の全員協議会においては、被災世帯の意向調査、復興まちづくり計画——これは被災市街地復興推進地域の議論でございます。及び地域住民からの意見を基に第2候補地を東校区とすること、また、整備の方法は土地建物提案型買取方式を検討することをお示しをいたしました。

令和4年6月7日開催の全員協議会において、東校区における土地建物提案型について、民間事業者へのサウンディング調査を実施いたしました。土地取得が厳しいとの意見が出されたこと、また、中心市街地のまとまった土地3か所について、現地踏査及び地権者への意向調査を実施しましたが、現在、駐車場として貸している。入居中の借家がある。家屋、井戸など支障物がある。地権者が13、14人いるなどの理由から、用地取得に多くの時間を要することが判明しております。また、土地建物提案型、建物買取型、いずれにおいても用地取得が課題であることを御説明しております。

令和4年8月30日開催の全員協議会において、災害公営住宅第2候補地について、土地の個人所有への直接の協議に不測の日数を要すること、また、目標である令和5年度末の完成が厳しい状況にあることから、土地建物提案型買取方式にて事業者の募集を行う方針を御報告しております。

その後、令和4年9月7日に、事業者説明会、参加申込み受付開始、令和4年10月11日に、資格審査結果の通知、令和4年12月13日に、3社から供給計画認定申請書が提出され、審査の結果、それぞれの理由から3社ともに失格となりました。

令和5年1月13日開催の全員協議会において、被災世帯への意向調査の結果、災害公営住宅の供給戸数175戸から10戸減の165戸に再設定し、東校区地区については45戸の整備計画とすること、また、令和5年1月16日から、戸数を45戸に変更した内容で土地建物提案型買取方式による事業者募集を開始する旨を御報告しております。

その後、令和5年1月16日に、再度募集要領を公表、令和5年2月13日に、参加資格審査、令和5年3月16日に供給計画認定書受付締切、第1段階審査を3社が合格、令和5年3月24日に、事業者選定委員会による審査、令和5年3月29日に、選定事業者の決定、公表がなされております。この時点で、現在の大工町、九日町の2敷地が建設地として決定したということになります。

それから、今選定されている用地が以前の調査をしたときの対象地域になっているのかというところですが、大工町のほうにつきましては、民間事業者のサウンディング調査等を行ったところの土地3か所の中に入っているところがございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 説明いただきました。ありがとうございます。一つ僕が疑問なのが、土地を探しますと、それは探さないといけないんですけど、一番肝腎なこと、なぜ市内の不動産業者に委託しなかったのか。そこに話をされなかったのか。何でかという、市内の不動産業者の方に普段から空き家バンクなどで一緒に世話になっていらっしゃるじゃないですか。情報共有でされているじゃないですか。そういったことがある中で、どうして市内の不動産業者には話を持っていかれず、自らされたのが1点。

もう1点は、今、言っていただいたように、確かに第2候補地上げてあります。最初に探すときにですね。これには取得に時間を要すると書いてあるんです。これは私たちが見たときには、私だけかもしれませんが、ああ、これは無理なんだなと思ったんです。この地域は、時間が要するとしてある。だから、プロポーザルを頼んでしようとなったのかなと思ったんです。ところが、ここがまたプロポーザルに上がってきているわけなのです。そこが何なのかなと、私はちょっと低いものですから、考えが。これは何かかなと思って、どういったいきさつでこうなったのか分かりません。なぜかというのは、取得に時間を要すると書いてあるんです。ところが、もう9月の時点でこれができているんですね、プロポーザルが。そこら付近が私はどうも、何でこうなるのかなと思って。

以上、2点お願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

まず、1点目のなぜ不動産業者を使わなかったかというところですが、市の用地取得に関しましては、慣例なのか分かりませんが、今まで不動産業者に委託をして用地を取得したという事例がございませんでしたので、そこまで考えが至らなかったというところもございます。できるかどうかというのも、私も今のところ不勉強でございます。申し訳ございません、分かりませんが、そういったことで不動産業者につきましては、委託等についてはしておりません。

それから、プロポーザルに上がってきた、なぜ上がってきたのかというところにつきまして、時間がかかるということで私たちは断念したということで、ここで今答弁をさせていただいたところですが、この土地建物提案型をすることの利点の一つが、そういったところを民間の知識といいますか、民間によって時間を短縮したり、話をまとめてしたりすることが、今回の土地建物提案型を採用するメリットということでございますので、そういうことからこういったところが上がってきたものかと思っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） いや、ですから、やはり最初から不動産業者に頼んでもらっていたら、早く見つかっているんです。私はそう思います。自分で探しますという時間がどれだけ分かりませんが、最初からやってもらっていたらもっと早かったんじゃないですか。例えば、今まで事例がなかったからやっていないということなんですけれど、事例、事例じゃなくて、やはり、今回は急を要するなら、やはり頼むべきじゃなかったのかなと思うんです。結果的に頼まなかったからプロポーザルした。そしたらすぐできたじゃないですか。もう仮に自分の想像で申し訳ないのですけど、不動産業者に頼んでいたら、これはプロポーザルじゃなくて、例えば、一般競争入札になったかもしれませんが、逆に。土地を探してもらえたら。その可能性も僕はあったと思います。不動産業者に頼んでいたら。たら話はいけない

かもしれませんが、私はどうもそういう気がするんです。ですから、なぜ最初から不動産業者に頼まなかったのかと、私は疑問です。

土地建物提案型買取方式を公開公募されたのは、何月何日で、締め切りは何月何日でしたか。その後、3社からの提案があったと思いますが、第1段階での審査で失格になっています。その期日は何月何日だったのか。また、第1段階での審査失格の理由は何だったのか。2回目の告示は何月何日だったのか、2回目の審査はいつ行われたのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）の工程についてでございますが、令和4年9月7日に最初の事業者募集要領等について告示をしております。告示日から令和4年10月5日までを申込期間といたしまして、5社の参加表明を受けつけております。令和4年10月11日に、参加表明資格審査結果の公表を行い、申し込みがあった5社のうち4社が合格、1社の不合格理由は、参加資格に該当しなかったというところがございます。令和4年10月12日から令和4年12月13日までを提出期間とし、供給計画認定申請書の受付を実施しております。参加資格者のうち3社が申請書を提出し、第1段階審査（書類審査）の結果、3社とも不合格となり、令和4年12月26日に審査結果の公表をしております。不合格の理由は、2社が売買価格の適合審査において不合格、1社が基本的事項の適合審査において不合格となっております。

以上の結果を踏まえて、令和5年1月16日に、2回目の事業者募集要領等を告示しております。その際、供給戸数を55戸から45戸へ変更しております。令和5年2月15日に、参加表明資格審査結果の公表を行い、申し込みがあった3社とも合格でございました。令和5年3月6日から令和5年3月16日までを提出期間として、供給計画認定申請書の受付を実施しました。参加資格者のうち3社が申請書を提出し、第1段階審査（書類審査）は3社とも合格でございます。令和5年3月24日に、選定委員会による審査が実施され、令和5年3月29日に選定事業者の決定、公表をしております。その後、令和5年4月上旬に地権者との協議を行い、令和5年4月11日に、選定事業者との基本協定を締結、それから、令和5年4月14日から選定事業者による近隣住民戸別訪問を実施し、令和5年5月11日に、最初の住民説明会、令和5年5月30日に、2回目の住民説明会を実施し、現在へ至ります。

残りの工程といたしましては、地権者との土地の売買契約、建物の売買契約、工事着手、完了、買取検査、建物の引き渡し、入居という工程となります。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今の説明の中で、2社が売買価格の適合審査において不適合というのがありました。1社が基本的事項の適合審査において不適合となっておりますということになるのですが、この1社が基本的事項の適合審査と、これはどの項目なんですか。売買価格

というのはここにあるんですね、確かに、2番目に。ところが、この1社の基本的事項の適合審査において不適合というのは、どの項目に不適合だったのですか。これが分かりません。

それと、もう1点は、1回目と2回目の建設場所です。その場所の提案は全く同じ場所なのか、3社ともですね。そこを確認させてください。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

基本的事項の適合審査の不適合というところでございますが、これにつきましては、開発行為を実施するために必要と思われる土地所有者の同意がなかったということがございます。それから、開発区域がどのような接続、接道するのか不明瞭というのがございまして、開発行為の実施が不確実というところがございます。そういうところに該当したので、この基本的事項の適合審査について不適合とさせていただいているところでございます。それから、場所につきましては、3社とも同じ場所でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 次に、人吉市買取型公営住宅整備事業の事業者審査基準についてお尋ねします。

まず、選定委員会3名はどのような方法で決められたのか。審査委員選定の基準についてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例第2条において、執行機関の附属機関として人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会を置くとしております。それから、人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会規則第2条第1項において、委員会は委員4人以内をもって組織する。第2項において、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するとされ、第1号、学識経験を有する者、第2号、副市長、第3号、熊本県土木部建築住宅局長、第4号、その他、市長が必要と認める者とし、これに基づいて委員を選定しているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 市長が委嘱又は任命するということですが、今回、18億円の多額な事業費を審査することなのです。これに対して3名の選定委員でいいのか。被災された市民とか消防関係の方まで実は加えてほしかったなと私は思うのですが、これは今聞きますと、4名以内となっているのですけれど、これは市でつくったものでしょうけれど、この人数について、本当に3名でよかったのですか。どう思われますか。もう少し増やしてよかったんじゃないですか。市長、どんなですか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

そのような御意見もあろうかと思いますが、我々は、この規則をつくって、規則に従って、今回、委員さんを選定させていただいたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私は先ほど言いましたように、場所のこともあるし、額も大きい18億円ですから、やはり3名ではなくてもう少し地元の方がおられたほうが私はよかったんじゃないかなと思います。

次に、迫田副市長の選定委員会での意見と災害公営住宅立地についての考え方をお尋ねします。迫田副市長は3人の選定委員会の中で、唯一、浸水被害に遭われています。当時は本当に大変な思いをされたことと感じています。それだけに、水に対する不安や水害に対する怖さ、恐怖は、現在の立場上、より強く持つておられることと思います。そのような方が選定委員会におられることに心強く感じています。

そこで、今回の災害公営住宅の建設場所決定に至るまでの課程において、副市長としてどのような思いを持って意見をされたのか。浸水した場所への建設に対して疑問などは持たれなかったのかお尋ねします。

○副市長（迫田浩二君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

選定委員会で審査するに当たりまして、私が着目した点、どのような考えで審査を行ったのかについて御答弁をさせていただきたいと存じます。

審査に当たりましてでは、審査基準を踏まえ、配置計画、住宅計画のコンセプトやコミュニティに対する配慮などを総合的に勘案し選定を行うこととしたところでございます。その中で特に重視した点といたしましては、建物の防災上の安全性や周辺住民への防災上の利便性等を考慮した配置計画となっているのか。また、入居者、特に高齢者にとっての利便性を踏まえた住宅計画となっているのか。地域住民にとって利用しやすいコミュニティ機能を備えているのか。また、周辺地域に対するまちづくりへの貢献度、今後、東校区における復興まちづくりを進めていく上での波及効果、こういった点を重視し、選定を行ったところでございます。選定理由につきましては、選定委員会委員長の公表において示されているとおりでございますが、この選定地で災害公営住宅の建設をすることにより、空洞化が進む町なかへ居住誘導、居住の確保を行うことができ、にぎわいの創出につながると考えられますし、防災リスクにつきましては、1階をピロティ、集会所を3階とすることで必要な安全性を確保するとともに、災害時の周辺住民にとっての一時避難所の確保もなされております。また、街路に面して設置されるふれあい広場は、町並みへ配慮しつつコミュニティ機能を備えたものだと言えます。選定地につきましては、現在、本市が策定を進めております都市計画マスタープランや第6次総合計画後期計画の中でもコンパクトシティを形成に向け、居住誘導を

進め、にぎわいをつくり出すために様々に施策に取り組んでいかなければならないエリアであると強く認識をしているところでございます。このような背景を踏まえまして、今回提案された選定地につきましては、災害公営住宅地としてふさわしい場所として高く評価がなされ、選定されたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 町なかの空洞化、にぎわいということも分かりますけれど、確かにこれはイメージ図ですから、でもイメージ図でもこのイメージで描いている災害公営住宅は、これを見て2階建てなんです。イメージでいいんですけれどなっているのです。こういったものを、結局、市民の方には知らされているじゃないですか。こんなイメージですか。この災害住宅、木造の2階建てなんです。これに書いてあるイメージ。まちづくりでですね。イメージだからそれはイメージなんですけれど、ところが、実際、出てきたのが5階建てです。イメージだから仕方ないと言われればそれまでですけれど。こんなイメージを市民の皆さんに与えておいて、いきなり5階建てです。これで町なかの空洞化は分かりますけれど、だったらもう少し情報の提供というはあるんじゃないかなというのは私の思いです。あまりにも違いすぎます。これは木造の2階建てです。どう見ても。それは場所も違うんです。イメージですからと言われたらそれまでです。でも、こういったのを市民に示されているんです。だから、私は果たして、どのような審査だったのか分かりませんが、非常にちょっと疑問視するところです。

○議長（宮原将志君） 大塚議員、すみません、ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） それでは、続きまして、事業者審査基準というものはあるんですが、この中に、評価項目の中に建設場所の評価項目と配点がありません。なぜ評価項目とされなかったのかお尋ねします。建設場所の評価項目という項目がないものですから、どうしてされなかったのか。お願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

事業用地につきましては、事業者募集要領の中で事業用地の基本条件といたしまして、都市計画区域内、洪水浸水想定区域内である場合は災害に対する配慮を協議の上、提案すること。公共下水道区域内、建築基準法上の道路に6メートル以上接すること。地権者は市との売買契約に合意していることを条件として掲げているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 事業用地の基本事項ではなく、要は、評価項目と配点という感じではないのかという、私はそういう疑問を持ったのですが。

次の12回目でいいんですけど、なぜかと言いますと、私は建設地の評価項目、配点を記載していないのは、事業者に対しての公平性が保たれていないと考えます。プロポーザルに参加されました3社は、それぞれの建設地の考え方があり、視点も違うと思うのです。安心・安全で災害を受けにくい建設地と、人吉市防災マップに記載されています球磨川洪水浸水想定区域でもあり、実際に浸水被害に遭った今回の建設地について、何を基にしてどのような評価をされたのか、私には分かりませんので、このことについてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

場所についての評価でございますが、先ほど申し上げましたとおり、事業者募集要領の中で、事業用地の基本条件として条件を付しております。提案される敷地が区域内のどこに位置するのか、また敷地の形状、周辺の環境などに合わせまして建設計画がなされるということになりますので、敷地の位置、形状、環境等によって評価項目でございます団地全体の配置計画などに関する配慮、住戸の住まい方など高齢者を含む多様な世代の入居に関する配慮等、入居者間や周辺住民とのコミュニティーに関する配慮、景観や周辺環境との調和についてなどに影響が出てくるものと考えられます。つまり、提案があった場所、敷地に応じて建設計画がなされ、先ほど申し上げましたそれぞれの評価項目において提案の特徴、評価の差が生まれてくるということになります。これらの評価項目を総合的に評価をしていることから公平性は担保されていると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、述べていただきましたけれど、私はやはり何か納得しません。それはですね。先ほど言いましたように、何で浸水した地域と全く安全性が高いところと評価なしでいかれるのか分かりません。普通、一般的に考えてやっぱり安全性を選びますよね。そうじゃないんですか。市のほうの評価は分かりません、私には。

近隣自治体では災害を契機に建設する公営住宅であり、入居者の安全を最優先する観点から、四つの区域、1と2については土砂災害です。3は河川、津波浸水想定区域（最大規模）L2、4は河川、津波浸水想定区域（計画規模）L1とし、建設用地として選定しないとされています。また、国土交通省は2022年に、浸水想定区域に立地している公営住宅、団地に対して、建物撤去費の補助を行い、災害リスクの高い建物を減らしていく方針が示されています。うちは逆なんです。そこに建てていくんです。また、長野市は、被災住民から建設要望がなされていたが、浸水被害を受けた地区には災害公営住宅を建設しない方針を市長

が示されています。人吉市はこのような選定基準は考えておられなかったのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

募集要領では、東校区内の指定した1区域内において提案することとしておりますが、今回、その区域内において土砂災害特別警戒区域はございません。

また、浸水想定区域、いわゆるL1、L2につきましては、現在、国、県、市一丸となって取り組んでおります球磨川水系流域治水プロジェクトの防災・減災に関するあらゆる事業、また復興まちづくり計画の中心市街地地区の取組の柱1、被災者の暮らしの再建とコミュニティの一再生の中に、住まいの再建といたしまして、取組方針1、安全な住まいの確保、その中の具体的な取組といたしまして、安全性を高める立て方の誘導、また、災害公営住宅等の導入検討が記載されております。そのため、L1、L2の地域も除外せずに募集要領においては災害に対する配慮を協議の上、提案をするものとしております。現在の大工町、九日町における提案につきましては浸水想定区域に当たりますので、募集要領に記載がありますとおり、災害に対する配慮がなされており、1階をピロティとして一時避難場所として、利用可能な集会所につきましては、3階に設置するという提案となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） いろいろ配慮はされているんですけど、そういったことによって必然的に建物は高くなっていくんですよね。

次に、住まい・まちづくりの提案の評価項目の中で入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮というのがありますが、このことは具体的にどのようなことを考えての配点項目になっているのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

評価項目における入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮につきましては、建物の計画において入居者間、周辺住民間でコミュニティ形成を促すような配慮がなされているかを評価するもので、例を挙げますと、敷地の一部や建物の一部に周辺住民や入居者が集えるようなスペースが利用しやすい場所に計画されている場合などがございます。入居者、周辺住民が共に利用しやすい集会所の計画なども考えられます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、入居者と周辺住民が共に利用しやすい集会所の計画というのが述べられました。ただ、今現在の状況からして、周辺住民とのコミュニケーションが図れるのかと思われませんか、今の現状で。さらに、これだけ大きな問題となっていることから、入居希望をされている皆様は、これからの日常生活や地域住民の皆様とのお付き合いなどについて、大変複雑な思いをされておられると考えます。入居者、周辺住民とのコミュニケーショ

ンがスムーズに図れるのか、私は危惧するところですが、どのようにお考えかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

本議会におけるこれまでの答弁のとおり、周辺住民の皆様、入居予定の皆様、市民の皆様に対しまして、丁寧な説明を実施した上で御理解をいただき、わだかまりが残らないよう、融和に向けて努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 確かに大切なことなんですけれど、今の状態のままで丁寧な説明というのをされても、なかなか、入居される方は楽しみにして待っていらっしゃるのは分かりますけれど、地元の方が、果たしてどれだけ受け入れられるという気持ちになられるか。これは相当、行政のほうでしっかりと地元説明といいますか、もっと安心できるような説明をやっていただかないと、なかなか厳しいと思います。融和に向けて努力しますと言われましたけれど、そう簡単にいくのかなと私は思っています。これだけ大きな問題になってしまいましたので、そこはしっかりとやっていただきたい。このように思います。

次に、景観や周辺環境との調和についてですが、周辺住民の皆様は、災害公営住宅の屋根素材や建物の色彩などを問題視されているわけではなく、5階建てになる災害公営住宅、そのものについて見直しを求めておられます。御存じのように、今回の建設予定地一帯は商業地で歓楽街でもあります。カラオケなど夜遅くまで営業などもあります。入居をされます方は、45戸のうち31戸、7割が65歳以上の世帯です。騒音などのトラブルは起きないのか。また、建設工事中の大型トラック、重機なども出入りが頻繁になりますと、事故や騒音、振動被害も考えられます。道路も狭く、通学路にもなっていますから、十分な安全対策も必要になってまいります。さらに、大切なことは、周辺住民の皆様は、相良家以来の700年に及ぶ長い歴史と文化により形成された城下町として、鍛冶屋町と同じく何とかして昔の風情を残していきたいと、強い気持ちを持っておられます。このような地域の皆様に対して、今後、どのように対応されていかれるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

入居者に対しての騒音問題でございますが、立地上、夜間の人通り、にぎわいはある程度許容をしなければならないと存じます。しかしながら、提案されている災害公営住宅につきましては、鉄筋コンクリート造であり、窓ガラスは環境負荷軽減を目的とした二重ガラスで施工されますので、室内における騒音は、ある程度抑えられるものと考えております。また、通学路、工事中の騒音、振動につきましては、周辺住民の皆様や通行される皆様には、大変御迷惑をおかけすることになりますが、周辺周知の徹底、適正な誘導員等の配置など安全対策の徹底に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 工事中の騒音、振動、これを周知の徹底ってできるんですか。私はできないと思いますよ、これ。皆さん、ぶれますよ。皆さん、音がありますよと、それで解決する問題じゃないんです。特にあそこは狭いし、場所が。もう道をすぐ住宅なんです。そこで、振動、騒音で周知の徹底を図っていきますとおっしゃいますけれど、道路の通学路ですから、それは安全対策はできるんです。でも、この振動、騒音はそう簡単にいかないと思います。かなりの地元の御理解をいただかないと、私は厳しいものがあると思います。

次に、定性的事項に関する評価項目と配点、そして定量的事項に関する評価項目と配点は、これはこの事業者審査基準の中にあるんですけど、選定委員会でどちらも審査配点されるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

評価項目の定性的事項に関する評価項目及び定量的事項の評価項目につきましては、どちらも人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会の中で審査をいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） どちらもされるということなんですけれど、私はこの定量的事項のほうの住宅等の建設工期とか住宅等の売買価格というのは、これはひょっとしたら役所のほうでされるのかなと思ったものですから、今、お尋ねしたところなんです。上のほうの住宅等の供給体制とか住まいまちづくりへの提案というのは、この項目は選定委員会でされるのかなと思っていたのですけれど、下のほうはかなり専門的になってきているものですから、私は役所でされるんじゃないかなと思ったものですからお尋ねしたのですが、そうじゃないのですね。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 今、議員おっしゃったとおり、これは工期であったり、提案金額であったりに対する採点でございますが、工期であれば工期が短い業者を10点満点の10点として、そのほかの業者につきましては、比率といいますかある一定の割合で減点をしていくという形になります。金額についても同じで、提案金額が一番安い業者につきましては10点満点の10点をつけまして、その後、それよりも高い金額を提案された業者につきましては、その比率に基づいて減点がされていくということをしておりまして、それを審査委員会の中で御確認をいただくということで、審査委員会の中での評価ということにしております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） はい、分かりました。どうもありがとうございました。

次に、住宅等の売買価格で廉価で要求水準を備えた売買価格という評価項目と配点が記載されています。また、事業者募集要領には、低廉で良質な住宅が提供されることを優先する

とあります。このことは3社の比較は分かりませんので、選定委員会でどのような審査が行われたのかも見えてきません。このことについて、私は公文書開示請求を提出していますので、採点結果と実際の事業費、3社それぞれの建設工期、建設用地代を明らかにしていただきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

審査結果、集計表の公表につきましては、先日の本村議員、それから池田議員の一般質問でも御要望をいただいたところでございます。現在、規則の改正の作業中でございますが、今議会中に公表できますよう努めてまいります。事業費、それから建設工期につきましては、提案内容の一部となりますので、申し訳ございませんが、非公表とさせていただきます。用地取得費につきましても、現在、用地交渉中の案件でございますので、こちらも非公表とさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 公表できないということなのですが、やはり、公表できないということはやっぱり不信感を募るだけなのです。なぜ公表できないのかなとやっぱり思ってしまうわけなのです。今お聞きしますと、前回、本村議員だったりありましたけれど、平成18年のまままきていると。平成27年に改定がなされているけれど、それはやっていなくて平成18年のを使っているからできないということなのです。人吉市の指針があるんですけど、これに基づいてされているということなのです。これは平成18年の、これに基づいて非公表なのです。そうですよね。では、これに非公表と書いてないのです。何で非公表になるのですか。これに書いてないです。非公表と文言が入ってないです。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） これにつきましては、その指針の中に公表すべき事項とされていないというところで非公表とさせていただいたところでございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） いや、部長、例えば、これですよ。この物件について非公表ですと書いてあるなら分かるんです。それさえ明記していないのだから、ということは、私からすれば、別に公表していいんじゃないですかと捉えるじゃないですか、これ。そうじゃないですか。じゃあ、書いてないから非公表、それは違うでしょ。非公表とうたっていないから公表してもいいんじゃないですかというのが僕の言い分なのですけれど、どうなんですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。それでは、お答えをいたします。

人吉市が発注する契約に関するプロポーザル方式等の実施に関する指針第7条に、所管からプロポーザル方式等の対象事業者の選定を公募により行う場合は、参加者を募るための募集要項を策定するものとするとしてされており、これに基づき、事業者募集要領により審査の結果を応募者に文書での通知をしております。それと併せまして、ホームページで公表することとしており、応募者数、第1段階審査結果、第2段階審査結果、選定事業者、それと得点を公表しております。今後、議員の御指摘、それから国土交通省が出しておりますプロポーザルに関するガイドラインをはじめ、関係法令等を踏まえ、今議会中に公表できますよう努めてまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、部長のほうから今議会中に公表できるものということだと思っておりますけれども、公表いただくということです。それについてですけれども、できましたら、今現在の分からさかのぼってやっていただくということを私はお願いしたいと思っております。今回の件。何でもかと言いますと、やはり、これは公表できませんと言われても、市民の皆さんは何でだろうという不信感を持たれるわけなんです。さらに、参加された業者あるいは参加してない業者も、やっぱり公表してほしいと。何でもかというのは、どこが悪かったのだろうか、次の仕事に生かせるということがあるのです。だから、全く公表しないじゃなくて、次の仕事をするためにも自分の会社が悪かったところを直していく、それをもとに。そういったことができますので、私は隠すんじゃないで、言葉は悪いですが、やはり公表して、また、今回漏れた業者が頑張ってください一つの足がかりとして、私はぜひ公表していただきたいと思っております。今、部長のほうから今議会中にするというのを伺いましたので、私は期待しております。

それと、併せて、市民の皆さん不信感と言え、先ほど僕は土地のことを言いました。この間、本村議員のほうも出ておりましたけれど、30日の会場でもありましたですね、不動産の土地のことがですね。実は、これがすみやさんの跡の登記簿です。これが大工町のほうなんですけれども、土地というのは個人の売買、自由ですから、これはとやかく言うものではありません、私も。ただ、この人吉市の災害公営住宅のどうしようかとプロポーザルが始まったときから、この二つのところの土地がすぐ動き出したんです。所有権移転とかですね。それから動き出した。ですから、災害公営住宅プロポーザル始めますよというときからずっと動いているんです。1回目からずっと2回目まで、3月31日まで。その期間に動いている。

もちろん、土地の売買は個人の勝手に、私はそれでいいと思うんですけど、ただ、不信があってしまうわけです。何でこの時期なんだと。これが動くのが。さらに、先ほどありましたように、一番最初に探していただいたこれです。全員協議会で配ってもらっている整備方針の中の2番、これが同じ土地なんです。このとき2番に書いてあるのは取得には時間が要すると書いてあるんです。私は、ああ、これはだめなのだなと思っていましたらば、これがすんなりと所有権が動いて、プロポーザルで上がって来るんです。こういった仕組みになってしまっているということなのです。じゃあ、これは何だったのかなと。ですから。最初に私が言いましたように、不動産屋さん頼んでしてもらっていたら、もっとスムーズに行っただんじゃないのかなということも言いたかったです。この土地の動き方も非常に私は、何でこの災害公営住宅になってから急に動くのかなというのを疑問に思っています。これが動き出したのが11月7日から、明けて1月、そして3月31日と、この移転があるのです。この土地の移転が。ちょうど全部プロポーザルの2回目審査になるまでの間に土地が移転しているのです。これには別に答えは求めませんが。

説明会資料の選定事業者の決定までの流れの中で、完成した災害公営住宅を販売するとして、不動産会社、建物の売買となっていますが、建物用地代はどこにどの時点で支払いが行われるのか。市長の発言として、土地価格については高くもなく安くもなく、鑑定士が鑑定した評価でしか買えませんと述べておられます。そこで、土地代と事業費は別々の予算になっているのかお尋ねします。また、この事業が始まったとして、追加工事、事業費の増額はないと受け止めていいのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） まず最初の土地代と事業費は別々かということですが、事業費は継続費の中に含まれておまして、今、18億円というのを出していますが、その中には含まれておりません。それと、すみません、もう1個はなんだったですか。（「土地代は幾ら」と呼ぶ者あり）

土地代につきましては、これは用地の予算額で申し上げますけれども、予算額は1億9,188万6,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 用地代はいつどこで払われるのかということなんです。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 用地代につきましては、今後、地権者との境界の立会、それから、土地の売買契約が行われた後に、登記が完了した後に支払えるということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、このような厳しい状況ですよ。なかなか市民とうまくいっていない状態の中で、支払いのほうは今の予定どおり粛々と進めていかれるということなのでし

ようか。それか、ある程度市民のほうに御理解をいただいた後に払われるということなのか、そこはどうなんですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

今の現状で市民の方のなかなか納得がいただけていないただいまの現状を考えますと、このまま土地の売買契約をスケジュールに従って結んでいくというのは、非常に難しいことかと考えております。皆様の御理解を得た上で、売買契約のほうは結ばせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今のをしっかりと私も受け止めておきたいと思います。

今回の災害公営住宅は、1階がピロティで、令和2年の浸水規模では問題なく、むしろ一時避難場所としても利用できるなどと述べておられます。しかし、人吉市が作成した総合防災マップを見ますと、明らかに浸水深地域です。45世帯のうち65歳以上の世帯が31世帯ある中、10年後、20年後の災害時対応、市としての維持管理など考えますと、大工町・九日町に災害公営住宅建設を進めていくことに、私は疑問を持ってしまいます。近隣住民の皆様は、これまでも災害を受けながらも商業地域であり、昔ながらの城下町として必死で立ち上がり商いをなさっておられます。松岡市長の公約の中で、人吉市らしさを前面に出した統一化された町並み景観の創出を図りますと掲げておられます。この公約はどのような形でまちづくりなのかお尋ねします。

また、事業用地の基本条件として、事業用地について地権者はもちろんですが、なぜ近隣住民の同意、あるいは丁寧な事前説明を行うことのようなことが提示されていなかったのか。このことが今回のような結果になったものと考えますが、市長御自身どのようにお考えかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

本市が被災をしましてから、それぞれの被災した地域、重点8地区設定をいたしまして、これまでその地区にあった問題、課題も含めて、将来のまちづくりをどうしていくかという協議をそれぞれの地区ごとに進めてまいりました。人吉市で八つの地区の設定をし、八つの地区で進めてまいって、その中で住民の方々から意見を出していただき、それを具体的に形づくりするための計画といたしまして、復興まちづくり計画を策定しております。現在は、その復興まちづくり計画に基づいて復旧・復興を進めているところでございまして、そのように住民の方々の問題・課題だと認識していること。住民の方々がこういう町にしたいと思い描く町を計画として住民の方々につくっていただいたと我々は認識をしているところでございますので、引き続き、復興まちづくり計画を中心として、さらに今年度は総合計画の改定の年でもございますので、併せまして総合計画、さらには、それを形づくっていくための都市

計画マスタープラン、そして立地適正化計画、こういったものもしっかりとつくり上げて住民の方々と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

それと、もう1点が……。 (「市長の公約にありましたような人吉市らしさを前面に出した統一化された町並みの景観の創出というのを市長が掲げていらっしゃる。」と呼ぶ者あり)

そして、現在、じゃあ具体的にどういう町をつくっていかうかという協議も同時並行的に進めておまして、こちらも大学の先生だったりとか、そういったまちづくりに詳しい方、さらには町内会長又は住民の代表の方々、複数に入ってくださいまして、こちらもじゃあ具体的にどこで何をやっていかうかということ、議論を今進めているところでございますので、そういう議論の場で形づくっていかれている町の姿を実現できるように、引き続き、取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(宮原将志君) 7番、大塚則男議員。

○7番(大塚則男君) 市長も土地の価格については高くもなく安くもなくということをおっしゃられます。一生懸命まちづくりに取り組んでいきたいということをおっしゃられています。確かに、被災された方に寄り添っていただくのはありがたいんですけど、それはもちろんなくてはいけないことなんですけれども、そこに住んでいらっしゃる方のお気持ちを酌んでいただきたい。本当にそこにつくったときに両者が喜んでいただけるようなやり方、どうしたらその地域の方が納得してくれるかという。今回の持って行き方というのは地域を無視されているからそうってしまったと思うんです。ですから、もちろん被災された方、住民は大切です。でも、その方に住んでもらうためには、その地域の方が納得してもらえないといけないと思うんです。その配慮が足りなかったと私は思います。ですから、今後、いろんな協議をされるかもしれませんが、両方の気持ちをしっかり酌んでいただいて、こういった具合に進めていくのがいいのか、私は行政にはしっかりとやっていただきたいと、このように思います。

今回、九日町・大工町の建設予定の災害公営住宅について質問を行いました。この件に関しては、様々なお考えがあることも承知しております。しかしながら、5月17日に建設反対の会より、人吉市災害公営住宅整備事業(東校区地区)についての要望書、6月14日には、災害公営住宅建設に関する陳情書が提出されています。さらに、九日町・大工町で建設反対の署名活動を展開され、明日6月20日には、第1回集約分として1,800名以上の反対署名簿が提出されるようです。国税で行う事業でありますので、九日町・大工町町内の問題でなく、人吉球磨の皆様が商業地、そして球磨川洪水浸水想定区域における災害公営住宅建設の在り方などに疑問を呈しておられるものと私は受け止めています。松岡市長の現段階でのお考えは図りかねますが、市長自ら被災され、安全な地域に転居されておられることを考

えますと、今回の球磨川洪水浸水想定区域における建設を推進していかれるのか。人吉市民にとって松岡市長の決断が、今後の市政に対して大きく左右するものと考えます。市民の皆様が将来に向け、不信感を残すことがないように松岡市長の市民に寄り添った御判断を切にお願いし一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 53 分 休憩

午後 3 時 07 分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 皆さん、こんにちは。8番議員の平田清吉でございます。このたび4期目に当選させていただきまして、最初の一般質問となります。しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問項目は、市民の声からの1項目です。質問の要旨は2項目、一つは、人吉市復興まちづくり計画について、一つは、災害（洪水）対策についてを通告しております。

では、通告に従いまして質問をしていきます。

第1項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問していきます。

第1回目、令和2年7月豪雨災害の発生から、来月で早や3年を過ぎようとしておりますが、いまだに将来の生活設計が描けないまま建設型応急住宅や賃貸型応急住宅並びに公営住宅等に住まわれている方々がおられます。特に、現在、相良町に建設中の災害公営住宅に入居予定の方や、引き続き、建設型応急住宅や市営住宅に、あるいは、東校区に建設予定の買取型応急住宅に入居をされることを決断され、表面的には心静かにその日が訪れる日を忍耐強く待たれている方々がおられるように推察しておりますが、本来の安定した日常生活が営まれるようになるのはいつなのか。特に、現在、災害仮設団地、建設型応急住宅として13団地ありますが、そのうちの6団地は将来的にも利活用していくとの説明があっているところです。しかし、下原田地区の仮設団地においては、当初、下原田第一仮設団地と第三仮設団地を利活用していくとの説明があってございましたが、現在は下原田第一仮設団地と第二仮設団地を利活用していくとの説明になっております。まだまだこれからの用地協議に至っては、変動する可能性があるのでしょうか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

建設型応急住宅の利活用につきましては、今、議員述べられましたように、6団地を利活用する方針をお示しさせていただいているところでございます。利活用する団地につきましては、まず公有地のあやめ広場仮設団地でございます。それから、用地の取得が完了してい

る団地につきましては、西間第一仮設団地と下原田第一仮設団地でございます。そのほかの下原田第二仮設団地、西間第二仮設団地、西間第三仮設団地につきましては、現在、地権者と用地協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、2回目、大柿地区及び中神地区の遊水地整備事業計画についてお尋ねいたします。中神地区におきましては、令和4年度中に遊水地としての用地測量と地盤調査は終了しており、今年度から地権者との用地交渉を始める。大柿地区につきましては、今年度、用地測量と地盤調査を行い、その後、用地交渉を行うとされていますが、大柿地区及び中神地区の遊水地整備事業のその後の進捗状況とスケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

中神遊水地につきましては、議員もおっしゃったとおり、昨年度までに用地調査を完了したと事業者である国から伺っております。今年度、国と市による地元説明会を開催予定であり、その中で中神遊水地の進捗状況及び今後の予定が示されるものと考えております。また、市において中神遊水地が整備された後の利活用についても検討を行う予定であり、住民の皆様の御意見もお伺いしながら進めてまいります。

大柿遊水地につきましては、協力をいただける方より順次用地調査に着手される予定と伺っております。

一方で、大柿地区の遊水地整備事業計画区域には、引き続き、当該地区での生活再建、居住を希望されている方がおられることも重々承知しております。市としましては、地域の皆様に御理解いただけるよう、引き続き、国と連携して丁寧に対応してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、3回目、特に大柿地区の遊水地整備事業計画においては、遊水地事業計画内に宅地や宅地跡、並びに農地や墓地、文化財が存在しておりますが、それらの維持管理はどのようになるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

遊水地整備事業につきましても、ほかの事業と同様でございますが、契約を締結し、用地の引き渡し完了後、補償費の支払いになるものと存じます。用地の引き渡しまでは地権者のほうで管理していただく必要がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、遊水地整備事業計画外の生活道路の整備についてお尋ね

いたします。

遊水地整備事業計画外の生活道路におきまして、令和2年7月豪雨災害の影響か道路が沈下し、雨が降ると道路上に水たまりができたり、道路側溝が沈下して水はけが悪く、道路が冠水し歩行できない状態が発生しております。豪雨災害からの避難路の確保のためにも道路の整備は重要であると考えます。

また、遊水地整備事業区画外では水稻の栽培が行われています。用地の整備はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

大柿地区の道路整備につきましては、令和5年2月に開催されました中原校区の市政懇談会の際に、大柿町内会長からもお話を伺っておりますことから、今、現地立会いを行っております。立会い後、遊水地計画区域内の路線につきましては、豪雨災害により舗装が流失した3路線について、令和4年度の道路維持補修業務委託により砕石による舗装の実施や、堆積土砂の撤去を行い、遊水地計画外の1路線につきましては、今後、アスファルト舗装の復旧工事を行う予定としております。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、本市におきましては、令和2年7月豪雨災害により多くの文化財が破損したり流失するなどの被害を受けましたが、国や県、そして多くの方々の御協力により、復旧や再建がなされてきました。本当に感謝に堪えません。

また、夏目友人帳の聖地の一つと言われている大柿地区の天狗橋橋梁部分の一部流失についても、県において修復工事が行われると聞いておりますが、土地そのものが消滅するかもしれない大柿地区の遊水地整備事業計画内の流失又は損壊した文化財の再建策は、市としてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

遊水地整備事業区域内にある復旧されたお堂などの文化財や地域の施設につきましても、遊水地整備事業の移転補償の対象となり、大柿地区内の遊水地整備事業区域外での再建も可能かと存じます。なお、場所を移転して再建されれば、復旧の際に活用した補助金の返還は生じないものの、再建されない場合は、当該補助金の返還が生じることもございますので、御注意いただきたく存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、薩摩瀬地区の復興まちづくり計画についてお尋ねいたします。

第1回目、先日、宮崎議員からも薩摩瀬地区における災害避難公園河川防災ステーション

整備事業計画についての進捗状況やスケジュール等について質問があり、河川防災ステーション整備事業は、国土交通省本省への計画申請が毎年6月までとされており、国土交通省本省にて整備事業計画書の承認が得られれば8月に承認されることになり、整備事業が実行されることとなりますが、現在、まだ整備事業計画地において、地権者との同意が得られていない土地があるとのことで、事業計画書の提出が間に合わなかったため、今年度は申請を断念せざるを得ない。よって来年度6月の申請と8月の承認を目指すとの執行部からの回答がっておりますので、進捗状況やスケジュールに対する質問は議長の許可を得て割愛しますが、回答から事業が開始されるまでの期間は、令和2年7月豪雨災害から4年を経過することとなります。そこで、果たして、既に整備事業計画について同意が得られた農地等の地権者に対して、まだ国土交通省の承認が得られていないからと承認が得られるまでの間、土地所有者によって農地の管理をお願いすることができるのでしょうか。この点だけについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

河川防災ステーションの候補地につきまして、草木が繁茂している状況は本市としても把握しているところでございます。しかしながら、用地の引き渡しまでは所有者にて管理をいただく必要があることから、所有者の方に対しまして適切な管理をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、下林地区及び温泉町地区の復興まちづくり計画についてお尋ねいたします。下林町及び温泉町地区には、令和2年7月豪雨災害で被災した多くの農地が耕作者の手が入らず草木が繁茂し、有害鳥獣が出没する温床の地ともなっておりますが、本市として、この優良農地の管理指導計画はないのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

当該地区におきまして民間事業者の開発計画等御検討されているということは、我々としても認識をしているところでございます。当該農地につきましては、被災後、地権者の災害復旧申請に基づき、災害復旧を予定しておりました農地もありましたことから、最終的には地権者の自力復旧農地を除き耕作をされていないところでございます。その後、被災農地のうち、民間事業者の開発予定区域内におきましては、同計画に同意されておられる地権者で、市の災害復旧工事の取り下げをされた農地もございまして、当該農地については市による復旧工事は行わないということとしているところでございます。つきましては、計画予定の対象となる農地等におきましては、既に非農地となっているところもございまして、現在、耕作がされておらず、草木が繁茂している状況ではございますが、先ほど復興政策部長も答弁しましたとおり、土地所有者又は土地管理者におかれまして維持管理をお願いしていくほかな

いというのが実情でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、青井地区及び中心市街地地区の復興まちづくり計画についてお尋ねします。

第1回目、青井地区及び中心市街地地区の復興まちづくり計画には、国道445号の整備事業計画が土地区画整備事業計画よりも優先する事業ではないかと思いますが、その進捗状況とスケジュールについてお尋ねいたします。

また、同じく五日町交差点以降の国道455号線の幅員の拡張整備計画と五日町から七日町にかけてのS字カーブの直進化整備計画はないのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

国道445号は、熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画において、災害時の緊急輸送道路に指定されている重要な路線であり、人吉市都市計画マスタープランにおいても、内環状と外環状をつなぐ主要幹線道路として位置づけされており、その一部は市の都市計画道路として都市計画決定がなされております。

令和2年7月豪雨において、特に被害が甚大であった青井地区と中心市街地地区につきましては、被災市街地復興推進地域を指定し、国・県の御支援をいただきながら、復興まちづくり計画に基づき、事業を進めている状況でございます。青井地区におきましては、国道445号の一部区間において、幅員が狭く歩道がないところもあり、車両や歩行者、自転車等の安全な通行に支障が出ているところもございます。そのため、宝来町の宝来町交差点から上青井町の出町橋付近の延長約0.9キロメートルについて、土地区画整理事業と併せて、道路幅員14メートルで整備する計画とされております。事業を実施予定の熊本県球磨地域振興局土木部によりますと、今年2月に都市計画変更の手続きを行い、今年度中には事業認可を取得し、事業に着手する予定とのことであり、本市といたしましても青井地区の復興まちづくりと一体となり、連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

一方、中心市街地地区につきましては、出町橋から五日町交差点区間は整備済みとなっております。また、五日町交差点から上新町の新馬場踏切区間におきましては、現在、整備計画はございませんが、現在、改定中の人吉市都市計画マスタープランの整備方針等を踏まえ、今後、管理する熊本県とも連携し、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 国道445号は、言うまでもなく本市の都市計画道路に指定されており、本市の中心市街地を東から西に縦断している唯一の国道であります。中心市街地のスムーズな交通の流れと人の流れは、避難誘導道路としての活用も大きな期待ができるのではないかと存じます。

しかも、国道445号の道路整備は、中心市街地の活気あるまちづくりには欠かせない道路整備ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、地域の狭隘な生活道路、市道の整備計画についてお尋ねいたします。

第1回目、本市の生活道路、市道を見渡すと、ほとんどの生活道路が新建築基準法以前の旧態状態の狭隘な道路が目立つとともに、道路に側溝が設備されていない道路や側溝が設備されているとしても、側溝蓋が設置されていない開渠型側溝の道路が多く見られます。このような道路は道幅が狭く、車の離合に大きく影響し、人の歩行にも安全性を欠いております。特に、夜間ともなりますと、道路の視界が悪くなり、側溝の位置が分かりづらく車が脱輪したり、歩行者が足を踏み外しけがをする等も目立っております。

また、令和2年7月豪雨災害を受け、浸水被害を受けた区域から浸水被害がなかった区域への新居の建築が進んでおります。特に、市道瓦屋芦原線や市道中神栗林線のように、道路側溝が開渠となっている狭隘な生活道路、市道の整備や市民の生活における安全性を確保する上での喫緊の課題であり、豪雨災害時の避難路として安全を確立できる道路整備の一策ではないかと考えますが、今後、地域生活道路、市道の整備計画はあるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

現在のところ、道路側溝に関する整備計画は策定はしておりません。議員御指摘の市道瓦屋芦原線をはじめ、市内には道路側溝が開渠となっている箇所が多数存在しておりますが、道路側溝の整備については、現地の状況を確認し、緊急性を勘案しながら順次対応させていただいております。

道路側溝については、開渠となっている箇所への側溝蓋を整備することにより、道路幅員の確保や人や車の転落防止などのメリットもございますが、同時に、蓋をすることで漂流物による閉塞や溢水の可能性が高まるほか、異常の察知に遅れが生じてしまうことも考えられます。このようなことから整備を検討する箇所によっては、維持管理等の面において側溝蓋の設置が困難な場合もございますので、総合的な見地から整備の有効性を判断し対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、球磨川支流河川の災害復旧・管理についてお尋ねいたします。

第1回目、万江川の中神町頭首工上部右岸側の堤防破損や万江川最下流部の球磨川の打出部左岸側に土砂が堆積しているように見えますが、土砂の撤去予定はあるのか。また、山田川歩道整備、中心市街地まちづくり計画のスケジュールはどのようになっているのか。また、福川におきましては、御溝川合流点からカルチャーパレスまでの区間及び肥薩線線路寄り上流側の土砂の堆積と護岸の整備ができていない箇所が見られます。その整備計画はあるのか。

また、出水川におきましては、令和2年7月豪雨災害における堆積土砂の撤去と護岸等の雑草の除去ができていないようではありますが、除去する予定はあるのか。また、小柿谷におきましては、上流部に大きな岩が山積しておりますが、撤去する考えはあるのかお尋ねいたします。

なお、山田川の遊歩道の整備につきましては、先日、川上議員から同様の質問があつており、回答がありましたので、議長の許可を得て、質問を割愛いたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

万江川、福川、出水川につきましては、管理者であります熊本県に伺いました内容をもとに御答弁をさせていただきます。

議員御指摘の中神町の万江川に係る万江川橋上流にあります堰、上流右岸の災害箇所については、令和5年3月に工事契約を締結しておりまして、今後、10月頃から復旧工事を予定しているところでございます。また、万江川橋下流の打出部に堆積した土砂については、令和5年5月に河道内に堆積している土砂の掘削を行ったところでございます。今後の出水による河川内の堆積状況を確認しつつ、異常堆積土砂については、引き続き、維持管理として必要な掘削に取り組んでいく予定としております。

続きまして、国道219号からカルチャーパレスまでの区間における福川の堆積土砂につきましては、今後、出水による河川内の堆積状況を確認しつつ、異常堆積土砂については、引き続き、維持管理として必要な掘削に取り組んでまいります。また、肥薩線より上流の福川の状況といたしまして、過去の災害復旧事業により護岸が設置されているものの、さらに上流の市道からなごみの里までは護岸の整備が行われていない状況でございます。今後、河川改修の必要性等について検討してまいります。

続きまして、出水川の堆積土砂につきましても、今後の出水による河川内の堆積状況を確認しつつ、異常堆積土砂については、引き続き維持管理として必要な掘削に取り組んでいく予定としておりますとのことでございます。

最後に、小柿谷についてでございますが、こちらは通称小柿谷と呼ばれております法定外公共物の水路でございます。道路河川課において、今回改めて上流部まで現地確認を行い、急峻な地形や谷の形状について再確認をしたところでございます。土砂等の堆積につきましては、水路の氾濫につながりかねませんので、今後も道路パトロールの際に現地確認を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） それぞれの支流河川の災害復旧・管理についてお尋ねしましたが、回答の中には、今後の出水による河川内の堆積土砂の状況を確認しつつ対応するとのこと。本当に現場を確認されてからの回答でしょうか。私の質問に対する疑問が残る回答でありまし

た。

続きまして、災害（洪水）対策についてお尋ねいたします。

第1回目、本市では球磨川の氾濫危険度を知らせるために、水の手橋の手すりなどに変色可能なLED照明を設置し、市民に視覚的に知らせ、早めの避難行動を促すためのライティング防災アラートシステムを運用しておられます。また、水の手橋橋脚には、危険水位を知らせる水防基準水位の表示をして、市民への早期避難を促していると言われていますが、果たして、どれだけの市民が水の手橋における球磨川の氾濫危険度を知り、洪水災害が想定される場所から避難することができるのでしょうか。

また、令和2年7月豪雨災害におきましては、球磨川支川の内水氾濫により被害が拡大したと思われます。よって、本市を流れる球磨川の全ての橋梁・橋脚に、また球磨川に流れ込む全ての支川の橋脚に氾濫危険度が分かる水防基準水位の表示が必要なのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市を流れる球磨川には、七つの橋梁がございます。また、球磨川に流れる支川は14支川がございます、それぞれの支川にも多くの橋梁がかかっております。議員御質問のマーキングに関しましては、災害対策支部会議、これは各支部の管轄の町内会長さん、樋門管理者、民生委員、消防団の方々など、災害対応に関する方々との会議になりますけれども、こちらにおきましても、一部の橋梁について御要望があつているところでございます。市としましては、このような要望を酌み取りまして、球磨川にかかる橋梁に関しましては国土交通省八代河川国道事務所へ、支川につきましては、球磨地域振興局土木部へ要望を行っているところでございます。

熊本県が管理します支川につきましては、水防警報河川に指定された場合に、その対応が可能となるところでございまして、現在、水防警報河川に指定され基準水位が設定されている河川は、胸川と万江川のみでございます。そのため、県におかれましては、四つの支川、これは胸川、万江川、山田川、御溝川になりますけれども、こちらの河川に監視カメラを設置し、住民の方々へいち早く河川水位の情報をお伝えする対応がなされているところでございます。

一般質問2日目の池田議員の質問とも関連しますけれども、今後、熊本県におかれまして、水防警報河川の指定の追加が検討される予定でありますことから、その状況等も勘案しながら、支川におけるマーキングの要望も継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、市房ダムでは市房ダムからの緊急放流や洪水調整に合わせてアナウンスサイレンや人吉城跡内にある4色蛍光灯の点灯により、市民への球磨川の氾

濫危険度の周知が行われているようではありますが、果たしてどれだけの市民が我が家で、また、避難している建物内で見聞できるのでしょうか。現在、市房ダムからの緊急放流等の危険度の市民への周知徹底はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

市房ダムから発信される情報は、広報ひとよし6月号の特集、今月の広報紙になりますけれども、「災害から命を守るために」の中でその概要を掲載しているところでございます。少しその状況をお答えさせていただきますと、市房ダムの屋外放送設備は、人吉城跡に設置されておりまして、球磨川のそばにある住家一帯に向けてスピーカーが配置されておりまして、

次に、市房ダムから発信される情報でございますけれども、いくつかございまして、昨年新規で創設されました貯留能力の半分情報、これはダムの貯留能力が半分に達したというものでございまして、警戒情報等としましては、警戒レベル3の高齢者等避難と同レベルの取扱いが考えられます。そのほかにも、これまでございました緊急放流の予告、緊急放流の開始、緊急放流の終了等がございまして、緊急放流の予告及び開始の警戒情報等の取扱いは、警戒レベル4の避難指示として取り扱います。

議員御質問の放送でございますけれども、緊急放流の予告や緊急放流の開始のときは、市房ダムの屋外放送設備から半鐘音がかんかんかんかと1分間鳴った後、アナウンスが2回、その後、1分のサイレンが2回入る放送となっております。そのほか、情報伝達としましては、昨年、市房ダムにおきまして台風14号に伴い緊急放流、異常洪水時防災操作がございましたので、その経験を踏まえ、熊本県と本市で市民の皆様にお配りをしております防災ラジオを活用して情報を発信する取組を行ったところでございます。この防災ラジオで発信します情報は、市公式LINE、防災ポータルサイト、テレビのデータ放送などの各種媒体でも同時に発信してまいりますので、多くの市民の皆様にも複数の媒体により情報を伝達することができるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 現在、全ての事業所及び家庭には防災ラジオが配布してあります。この防災ラジオを活用した情報発信を常に行うようにお願いします。

続きまして、3回目、6月発行の広報ひとよしや人吉市災害対策支部会議の避難所の説明におきまして、自主避難所の場所として令和2年7月豪雨災害の被害を受けた場所が明記され、説明されておりますが、当該自治会に浸水被害を受ける可能性が高い危険な場所ではないかとの助言はされたのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

まず、自主避難所の選定につきましては、毎年3月に町内会長様に照会をいたしまして、それぞれの町内の自主避難所を決定していただいております。

次に、自主避難所は市が発令します高齢者等避難や避難指示などによるものではなく、それらが発令する前に御自身の判断で避難をいただくものでございまして、知人や親戚の家などのより安全な場所が確保できない人のために町内会の判断や市の要請により開設がされるものでございます。その後、高齢者等避難や避難指示が発令され、指定避難所が開設された際には、その指定避難所が主な避難場所になります。

市における災害は梅雨時期の大雨から台風、土砂災害、地震、大規模火災、火山現象等が予測されますけれども、大雨や台風等により高齢者等避難が発令された際には、浸水想定区域内にある自主避難所はより危険性が高まることを見込まれますことから、閉鎖をし、速やかに指定避難所に御移動いただくよう周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、私の最後の質問となります。本市の指定避難所の中には避難所の老朽化が進み、一部雨漏りがする等の避難所が見られます。また、災害情報も入手できない避難所もあるようですが、指定避難所としての防災上の環境整備をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

指定避難所につきましては、市の公共施設を使っているところでございまして、その環境整備については、少し学校の施設に限ってお答えをさせていただければと思います。

現在、学校の体育館を指定避難所として使用しておりますのは、人吉東小学校、人吉西小学校、西瀬小学校、中原小学校の4校でございます。これらの指定避難所の環境整備の一つとしまして、今議会定例会に中原小学校体育館の改修に向けた設計業務委託料を予算計上させていただいております。

次に、避難所での情報関係のところになりますけれども、避難をされた方々の御意見等も伺う中で、テレビの設置という御要望もございまして、こちらにつきましては、昨年度配線工事を行い、テレビは設置できる環境を整え、テレビにつきましても購入をしたところでございます。今後、避難所開設になりました際には、テレビからの情報収集等も可能になるものと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 今後も学校の体育館を指定避難所として使用していく場合、避難所としての環境整備についても進めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を全て終わります。

○議長（宮原将志君） ここで会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 50 分 休憩

午後 4 時 03 分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 皆さん、こんにちは。2番議員となりました松村太です。改選後初の一般質問のトリを務めてまいります。今しばらくお付き合いくださいますよう、お願いいたします。

前期では、コロナ禍、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興、プラスして本市の行財政改革実行と厳しい環境のもとで三つ巴のある意味混乱の中で正常化を目指す、そういった期になっておりました。多くの市民の皆様が日常を破壊され、多くのマイナス要素の中で否応なく再出発を強いられています。そして、行われた4月の選挙で当選された議員の皆様と新しく進化する人吉での安全・安心の市民の暮らしを形づくることが選ばれた議員の使命だと考えています。これまでの復旧・復興の中では、いくつもの選択肢の中から今日に至る多くの決断を市長と執行部、議会が行ってまいりました。次々に行われる決断と共にある人吉の未来への希望、そして願いの気持ちを市民の皆様としっかり共有できているのか、コロナ禍、令和2年7月豪雨災害から3年の今、しっかりと見つめ直し、市民の皆様と共にある市政であるように、その議員としての責務を全うするように胸に秘め質問をしてまいります。

1項目めは、未来へのまちづくりについて、2項目めは、学校施設について、3項目めは、これからの被災者支援についての3項目です。

人吉市の未来のまちづくりを考えると、人口変動は大きな課題の一つであることは、市長も所信の中で述べられているところです。これからのまちづくりでは、町中心部、特に東寄りの五日町、二日町、九日町、大工町、紺屋町、鍛冶屋町に市民の関心が高まりつつあります。この6町内の令和2年7月豪雨災害前後の人口変動について、まずお尋ねいたします。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

五日町、二日町、九日町、大工町、紺屋町、鍛冶屋町の6町内の令和2年7月豪雨災害前後の人口変動について等のことですが、災害前後の2カ年の6町内における人口の合計は、平成31年3月末が864人、令和2年3月末が853人、災害後の令和3年3月末が780人、令和4年3月末が744人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 水害前の減少率は前年度比11人減、マイナス1.2%ですが、水害前後では73人の減、マイナス6%、災害後の令和3年度と令和4年度の比較では、36人減、マイナス4.6%となっていて、減少傾向は続いているようです。

それでは、人吉市のこれからの人口変動についてお尋ねいたします。2025年、2035年、2045年の人口予測はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

人口推計につきましては、第6次人吉市総合計画前期計画の人口ビジョンに記載しており、2025年は2万9,817人、2035年は2万5,683人、2045年は2万1,632人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 人口減少について、市民の方から興味深いお話をお伺いいたしました。

単に人数が減るだけではなく、具体的に1人の衣食住での食費や光熱費、住宅や車の維持費、医療費など生活費をざっくり年間100万円としますと、人口減少が人吉市の経済に大きく影響を与えることが具体的に分かってまいりました。人吉市の本年5月末での人口は3万391人に対して、2025年は人口が574人減となります。これに先ほどのざっくり100万円という生活費を掛けますと、約5億7,400万円、2035年では4,708人の減となり、約47億円、2045年では8,759人の減となり、約87億5,900万円の減となります。当然、人口と経済活動の減少に合わせ税収も減りますし、毎年続いていくであろうこれら数十億円分の消費減は、人吉市の経済活動にとって大きなマイナスとなり得ます。これまでの人口変動や人口分布をもとにした考え方とは全く違う、こういった具体的な数字をもとにしたまちづくりの方向性と人口と経済活動減少を補う基盤整備がこれからのまちづくりには必要だということは明白です。もともと商店や飲食店の多い中心部の人口減少は、さらに日々の経済活動に大きな影響が出ると考えられます。ここに挙げた例は、これからわずか20年の間に、多少の誤差はあれど、必ず大きな影響を及ぼし、人吉市のこれからのまちづくりにおいて注目すべき数字であると思います。こうした将来の人口変動を復興のまちづくりの中でどう考慮し、住民の声とミックスして市政が安心と感じられるまちづくりの計画を進めていくのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

昨年の全国の出生者数は80万人を下回り、ピーク時の3分の1以下にまで減少するなど、少子化による人口減少が加速している状況にあります。そのため、国においては我が国の社会基盤の存立基盤を揺るがす待ったなしの課題として、児童手当の所得制限撤廃や支給期間延長、男性の育児休業の取得促進など様々な対策を掲げる次元の異なる少子化対策の実現に向けた検討が進められております。

本市においては、豪雨災害の影響によりさらに人口が減少しており、また、2045年には約2万1,000人という人口推計から、人口減少への対応はまさに喫緊の課題であると認識しており、本年度策定いたします人吉市総合計画後期基本計画でも、人口減少と少子高齢化の進行をもっとも配慮すべき社会潮流の一つとしているところでございます。本計画には、地場産業の復興と地域経済の再生を行い、地域の稼ぐ力を高めること、やりがいを感じることの

できる魅力的な仕事や雇用機会の創出、結婚、出産、子育てのしやすい環境づくりなどの人口減少対策への取組についても取りまとめていく予定としております。併せまして、居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトシティ形成に向けた取組を進め、将来にわたって幸せを感じながら住み続けられる町を目指してまいります。

現在、人吉市復興まちづくり計画で位置づけられた事業の実現に向けて、復興まちづくりや川まちづくりに係る協議会などを立ち上げ、地域の担い手である住民や事業者、行政が連携協働し、さまざまな取組に対する御意見をいただきながら進めているところではございますが、第6次人吉市総合計画後期計画の策定に際しましても、昨年度実施いたしました市民アンケートの結果や市民の皆さんを代表して御参加いただきます審議員の皆様からの御意見、そしてパブリックコメントなどを通していただいた御意見を十分に反映させることで、住民の皆様の声を計画に生かしてまいります。

また、事業を実施する際には、市民や関係者の皆様に丁寧な説明を行うなど、住民の皆様に声を傾け、寄り添って取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 多くのまちづくりについての協議会等々で市民の皆様と情報共有を図っていく、計画の推進について御意見を求めていくということでございましたが、今、私が述べました将来の人口減少に関わる人吉市に及ぼす大きな影響につきましても、市民の皆様に将来の人口減少に向けた人吉市の具体的な危機の共有も必要ではないでしょうか。現在、行政が見据えている未来の危機に対するその考え方や、その危機への対応策を明確にお伝えした上で、今のまちづくり計画を市民の皆様にご理解いただいているのでしょうか。復興のまちづくりは、決して原形復旧ではないはずで、一軒家に例えるなら、リフォームではなく建替え、新築という規模のまちづくりを今皆さんはされているのではないのでしょうか。人口減少や消費活動減少による経済への影響、それに伴う行政活動への影響なども含め、居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトシティの形成に向けた取組がなされていることを、市民の皆様にしっかりと伝えていかなければ、その課程においてまちづくりの方向性に不安を感じられることも実際あるのではないのでしょうか。いま一度、人吉市の置かれている現状と将来への展望を市民としっかりと共有する努力をされることを強く要望して、次の質問に入ってまいります。

今、お尋ねいたしましたまちづくりにおいて、必ず成し遂げなくてはならない必須の条件が治水であります。緑の流域治水を球磨人吉に限らず球磨川流域に住む住民の生命と財産を守るために、国・県と共に成し遂げる必要があると考えます。現在の人吉市管内の豪雨災害からの河川の復旧状況、工事の進捗状況はどうなっていますでしょうか。また、上球磨地域の河川復旧、進捗状況についてもお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

はじめに、人吉市管内における令和2年7月豪雨による河川災害の件数でございますが、国の権限代行工事などを除き熊本県による施工と人吉市による施工の対応総数によりお答えさせていただきます。河川砂防災害復旧工事は全体で69件ございまして、そのうち完了した工事が41件、施工中の工事が24件、未了の工事が4件でございます。

続きまして、上球磨地域の復旧状況ということでございますが、こちらは球磨地域振興局で把握されています球磨管内における本市以外の県工事の河川砂防災害復旧工事件数によりお答えさせていただきます。災害復旧工事は全体で254件ございまして、そのうち完了した工事が99件、施工中の工事が105件、未了の工事が50件ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 災害復旧工事はかなり進んでいることが分かりました。復旧ですので、災害前の状態になりつつあるということだと思います。さらに、令和2年7月豪雨災害がこれからの治水対策の一つの指標になっていくと思います。今年ももちろん梅雨が来ておりますし、既に先般の台風2号での線状降水帯により四国から近畿、中部地方と広大なエリアで豪雨による被害が、鉄道の不通をはじめ多くの人的被害、経済的な影響を及ぼしております。緑の流域治水で一刻も早い治水対策の完了が待たれるところではありますが、多くの治水対策が事業施工、完工までは時間を要することと思います。その緑の流域治水の効果が表れるのは何年先なのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

現在、令和2年7月豪雨災害からの早期の地域社会の復興に向けて取りまとめられた球磨川水系流域治水プロジェクトに基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、まちづくりと連携した治水対策の推進を行っております。

まず、第1段階として、おおむね5年の対策として堆積土砂の撤去や河道掘削、堤防の補強など。続く第2段階として、おおむね令和11年頃までに遊水地の整備、引堤、田んぼダムの普及等を行います。令和12年以降は、流水型ダム、市房ダムの再開発について完成を図ることなどが予定されております。これらの事業を実施することで、令和2年7月洪水と同規模の洪水に対しまして、本市の区間などでは越水による氾濫防止、中流部では家屋の浸水防止など、流域における浸水被害の軽減を図ることとしております。本市よりも上流に位置する町村の協力によって、人吉地区における浸水低減効果がもたらされるように、上流部での治水対策が下流部に効果をもたらすのが流域治水の考えであり、本市も国・県、流域市町村と連携し、責任ある自治体の一つとして緑の流域治水に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 先般、県より支給いただいております球磨盆地の立体マップ、これを見ますと、人吉市流域の上流部がいかにも広い山地に囲まれた盆地状になっていて、そこに降ります雨水が球磨川に一気に流れ込み、人吉市を通過して行くという様子がとてもよく理解できる立体地図となっております。市長も先般の流域首長会議で、ぜひ学校等で使うための立体マップを作成していただけないかという依頼をしたということが新聞報道にも載っておりました。私も個人的に欲しくて、県の事務所にお尋ねしましたが、探してみるということでお答えをいただいているところです。ぜひあの立体地図をもってしっかりと人吉市を流れる集水域がどれほど広い範囲に及んでいるのか、いま一度、皆様と理解を進めてまいりたいと思います。

前回の私の一般質問で、人吉市政における集水域についてお尋ねをし、お示しをしたことがございます。上球磨において、その集水域面積は1,137平方キロメートルに及びます。市房ダム上流域は全体の14%、その下流域は39%、川辺川流域が47%を占めております。また、市房ダム上流域以外の集水域では、現在、降った分の雨量がほぼそのまま人吉地点を流れる球磨川に流れ込んで来る状況で、いわゆる自然の状態での緊急放流状態が全体のまさに86%に及ぶ979平方キロメートルが自然の緊急放流状態で、ダムによる調整機能等がないまま人吉地点を通過している現状でございます。先ほど申しましたような、広域にわたる線状降水帯が発生した場合に、上球磨全域での治水対策が必要であることは必然であります。ダムによる洪水調整ができるのは市房ダム上流域の14%に現在のところ限られております。近年では、一部農業用涵養ダムの貯水量も洪水調節に使えるようになってきているということも、前回、質問で分かっております。上球磨全域、球磨川流域全体において治水対策を行っていくことは、人吉市はもとより下流域全体にとっても必要な事業であることは間違いありません。その完成までの間、安全度、危険度、それぞれの市民への周知方法についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨を受けまして、令和3年度から梅雨入り前に自主避難訓練を、秋には総合防災訓練を住民の方々に参加をいただきまして実施をしているところでございます。これらの訓練は防災意識を高める最も有効な手段と考えておりまして、今後も訓練内容を精査しながら実施をしてまいりたいと考えております。

本市の現状における防災・減災に係る最終手段は、危険を回避するために避難行動、防災行動を取っていただくことだと考えております。そのための避難行動等を周知する情報発信手段としまして、これまでの防災行政無線に加え、防災ラジオや防災・災害情報をまとめた防災ポータルサイト、市公式LINE、フェイスブック、ツイッターなどのほか、球磨川の危険度を知らせるライティング防災アラート、避難所の受付システムポケコムなどを整備しているところでございます。これらの活用につきましても、先ほど御説明いたしましたけれども、今月の広報ひとよしの特集の中で御紹介をさせていただいております。

また、指定避難所開設の際などの必要に応じ、人吉下球磨消防組合や消防団などによる巡回広報を実施するほか、平時における自主防災組織による訓練や会議など、あらゆる手段を活用しまして避難行動、防災活動の呼びかけ、周知を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 避難行動自体に慣れることはとても大切なことだと思います。私のいる町内の町内会長さんも毎度西小学校まであの坂道を上がって上って来られて、約800歩ほどで到達するというのを町内の皆様にもお伝えして、ぜひ一遍経験してみればというお声かけをされてあります。ぜひ車で普段移動される方も、この避難訓練につきましては、実際に歩いてみたり、誰かに声をかけて一緒に行動してみたり、昼間とは違う夜にその経路を歩いてみたり、ものすごく暗いなど、実際に避難するときの実感を得ることができると思います。いつ発生するのか分からない災害には、とにかく今は早めに状況を確認すること、早期の避難行動につながるような防災情報を多くの媒体を通じて受け取ることだと思います。まとまった雨が降る予報が出た時点で、避難時に持ち出すものを準備しておくことなども重要だと思います。

では、実際に今年度行う減災・防災事業にはどのようなものがあるかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和5年度に実施予定の防災・減災事業につきましては、ハード事業やソフト対策事業を既に予算化、また本議会へ予算として御提案をさせていただいております。

まず、ソフト対策事業につきましては、避難所の備蓄品などの充実や、市ホームページで公開しておりますウェブ版ハザードマップの多言語表示などへのグレードアップ化を実施してまいりたいと考えております。また、昨年度に引き続き、災害への備えを強化するために水害補償を付帯した火災保険等に加入した場合に、保険料の一部を助成する水災保証加入促進助成金事業も実施してまいりたいと考えております。防災訓練につきましても、先ほど触れましたけれども、本格的な梅雨入り前に避難情報の周知を図り、市民自ら避難行動を起こす自主避難訓練を、先月5月に実施をしたところでございます。

次に、ハード事業でございますけれども、こちらにつきましては、計画及び設計の段階でございまして、まだ目に見える形での事業進捗には至っていないところでございますけれども、避難路整備事業や村山公園避難地整備事業、大柿地区移転団地整備事業、大規模被災地区住まい再建移転促進事業などを進めることとしているところでございます。市といたしましても、防災・減災の重要性は十分に理解をしておりますので、引き続き、ソフト、ハード両面から市民の皆様の安全確保に資する取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 避難所の備蓄品等の整備は拡充しているようで安心いたしました。

では、避難所となる整備についてお尋ねしてまいりたいと思います。令和2年7月豪雨災害を踏まえて、避難所への整備についてお伺いしていきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害を受けまして、指定避難所の整備や機能面につきまして、市議会からも様々に御意見、御提案をいただき、また、避難をされた方々からもソフト面での改善等の御意見をいただいているところでございます。現在の整備状況でございますけれども、少しソフト面に限って答弁をさせていただければと思います。

指定避難所における速やかな対応を可能とするため、必要備品を保管します備蓄倉庫を設置しまして、簡易組立式ベッドや簡易テント、ジョイントマット、非接触型検温器などを常備したところでございます。また、指定避難所における避難をされた方の情報入手手段としまして、先ほども答弁をいたしましたけれども、テレビを設置する予定ということで、テレビ等の購入も行ったところでございます。さらに、備蓄食料といたしまして、比較的保存期間がございませパンや、アレルギー症状にも配慮をしました非常食を確保したほか、気温や照明に配慮をするために防寒シートやLEDライトなども購入をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 大災害時における長期にわたる避難所での備蓄品の整備については、多様に対応いただいていることが分かりました。災害対応につきましては、さきの6月6日に行われました第7回球磨川流域治水協議会説明資料によりますと、流域治水モデル河川、球磨川人吉右岸地区流域治水検討会があり、主に内水対策について検討がなされていること。雨水浸透施設の整備状況の説明では、人吉市庁舎雨水貯留槽が紹介されております。八代河川国道事務所の取組状況では、水害のリスクの周知について現況及び河川整備計画の整備段階ごとに洪水規模ごとの氾濫シミュレーションを実施し、自治体ごとのマップの作成を予定されているとのことでした。県の取組では、同僚議員の質問への御答弁でもありました監視カメラの設置などが紹介されております。ぜひ市民の皆様にも球磨川流域治水協議会説明資料を目を通していただくと、治水対策についての現況がよくお分かりいただけるのではないかと思います。

では、避難所となる学校体育館についてお尋ねいたします。既に空調設備は整えられておりますが、建物自体の改修について国の補助金などを活用した断熱性の確保など考えていないのかをお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

文部科学省からは、全国的に学校体育館の多くは断熱性が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題であることから、今後、体育館本体の建て替えや全面的な改修工事に合わせ、断熱性を確保した上で空調機を設置するよう、各地方自治体へ要請がなされております。議員がおっしゃいましたように、本市におきましては、令和2年7月豪雨災害時におきまして、国から強力な御支援をいただき、市内全小中学校の体育館及び武道場へ空調機を設置していただいております。

一方、教育環境の改善及び避難所としての機能強化を図るための国庫補助制度につきましては、学校体育館に係る空調機の設置工事と断熱性確保のための工事を同時に施工することが採択の要件となっております。先に空調機を設置しております本市では、これから断熱性確保のための工事を行う場合、国庫補助の要件には該当しないということになります。したがって、今後、各学校の体育館の建て替えや大規模改修等が必要であると判断した場合に、断熱性確保工事に係る国庫補助制度や起債の活用について検討を行っていくことになるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 文部科学省においても体育館を長期利用の避難所としての役割を担うことを前提としている施策だと思います。残念ながら、今回は空調設備を先に設置しておりますのでこの要件に当てはまらないということは、非常に残念でございますが、新たなそういった国庫補助制度など、改めて御検討いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

最近では、熱中症で子供たちが倒れるというニュースも全国ニュースで見られる機会が増えてまいりました。真夏の体育の授業でも強い日差しと高温を避けることのできる体育館は、有用なはずですが。夏に限らず、冬場であってもやはり体育館自体の断熱性を上げることは、空調を利用する際のランニングコストを考えますと必要な改修だと思います。ぜひ長期的な改修の中で検討を進めていただければと思います。

では、学校の適正配置という言葉も今の御答弁の中でありましたので、学校施設についての質問を続けてまいりたいと思っております。現在でもクラスの教室として活用していない余裕教室があり、これからの人口減少、少子化で余裕教室が増えていくと考えられますが、今後の利活用をどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） では、お答えをいたします。

子供世代の人口も減少しております。本市の児童生徒数におきましても、10年前の平成25年度と比較いたしますと、これは当該年度の5月1日現在の数ではございますが、小学校で277人、中学校で146人減少しております。このように児童生徒数は減少しておりますが、本市の各学校の余裕教室の現状といたしましては、学校により若干の違いはございますけれども、それほど多くはないというのが現状でございます。その理由といたしまして、35人学級

の導入や特別支援学級の増加、算数の少人数指導、通級指導の教室としての利用が上げられます。そのほかにも、児童生徒の更衣室や教材の保管などに活用している場合もございます。もし、余裕教室を様々な場面で利活用することになりましたら、子供たちの学びの場の充実、そして地域の方々との交流促進の場になると考えております。既に多くの自治体におきまして、学校が放課後、子供教室や児童クラブ、地方の方々が集う場所として様々な活用がなされています。そのことを踏まえまして、余裕教室として確保できる学校では、活用の目的を明確にしなが、子供たちのよりよい学びの場、そして地域コミュニティ促進の場などに役立てていければと考えております。また、活用する上では、教室の場所や状況、そして維持管理などにおきまして具体的な取組が必要になってくると思われますので、今後、セキュリティ等を含めましたガイドライン等を定めて進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 文部科学省では、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、2020年代を通じて実施すべき学校施設の方向性を新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性、目標水準として示されております。現在、子供たちの学びの場としての改修を何か考えているかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、余裕教室はそれほど多くはなく、各教室は様々な教育活動に有効活用しておりますので、今のところ改修の計画はございません。ただ、議員言われたように、今後の児童生徒数の推移から判断いたしますと、様々な視点から人吉市の学校の在り方を検討し、改修も含めて対策、対応を進めていかなければならない時期に来ていると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 私の最初の予測であります余裕教室がたくさん学校にはあるのではないかという前提で質問をしまっていたので、なかなか具体的な御答弁がしにくい部分かと思いますが、先ほどの文部科学省の協働的な学びの一体的な充実に向けてという視点で、地域住民への利活用について、これから先のことも結構ですので、何かお考えがあるかお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

地域住民への利活用につきましては、余裕教室を地域に開放できましたならば、地域の方々の新たな交流の場になると考えております。教室という手ごろなスペースで趣味やサークル活動に親しむなど、地域の方々の生きがいや交流促進につながると考えております。ま

た、これまでの例で申し上げますと、地域の方々は学校支援ボランティアといたしまして、学校への支援や協力をいただくことが多かったと思いますが、地域住民への利活用という点からは、これから学校と地域が協力して一つのことに取り組んでいる場所として考えていくこともできると思います。日頃から地域の方々と子供たちが顔を合わせる機会が増えることで、人と人とのつながりが深まり、学校を核とした地域づくりにも貢献できるものであると考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 一部の町内では子ども会の存続が危ぶまれている地域もございます。それにより子供たちが自分の親以外の地元で大人と関わる機会がどんどん失われつつあるかと考えます。私も先般、久しぶりに地元の廃品回収に参加してまいりましたが、とても多くの保護者さんと子供たちが一緒になって作業する光景は、非常に改めて新鮮なものでありましたし、うれしく感じました。そして、そこで顔を合わせた子供たちが、その後、私の顔を見てにこっとしてくれる、そういった中での地域との関わりというのは本当に大事だなと思っております。しかし、実際にそういった子ども会自体が少なくなっていくと、地域で何世代もの人々が関わっていく機会というものがどんどん減ってまいります。そういった中で、地域コミュニティーをどうしてもつくっていく必要はあるかと思っております。余裕教室に地域の大人が入って来ることがもしできるならば、子供たち個々の学びにもつながりますし、子供たちの個性を引き上げるともいい機会が増えていくのではないかと考えております。何世代もの人が関わるコミュニティーづくりについて、子供の学びの機会が増えることについて、どうお考えかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

学校では地域と共にある学校づくり、地域では学校を核とした地域づくりが求められているかと思っております。地域の方々が学校で活躍する機会を持つこと、そして、子供たちが地域で活躍する機会を持つことで、それぞれの目的が達成できるのではないかと考えております。

本市では、既におくんち祭りの機会に家族の時間の日の取組がなされておまして、大人と子供の休みをマッチングさせる。大人と子供が一つの場所に集う機会を設けるなど、時間と場所を共有し、協働することで地域コミュニティーづくりにつながっているように思います。地域には運動面や文化面など様々な趣味や特技をお持ちの方々がたくさんおられます。そのような方々のお力をお借りして、例えば、昔遊びや伝統芸能、スポーツ、プログラミング学習など、幅広く学びの機会を設けることで個別のニーズにも応えられているのではないかと考えております。そのことで、子供たちの学びの場の充実、そして地域の方々との交流促進の場にもなると考えております。冒頭に、学校では地域と共にある学校づくり、地域では学校を核とした地域づくりと申し上げましたとおり、今後、学校と地域が共に行き来をし、相

互に作用しあって力を発揮する。そんな地域コミュニティづくりができればよいのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 最初のまちづくりのところでも一般質問を考えるに当たり考えていたのですが、人が住んでいるだけではコミュニティーとは言わないと思います。市長が言われるように、向こう三軒両隣が思い合うことが肝要だと思います。地域で理解し合い、認め合うことがスタートだと思います。しかし、人口減少やなり手不足で町内単位では難しいことを、将来的には校区単位で取り組んでいくことなど考えれば、学校の果たす役割と存在意義は、これからもっと広範囲になっていくものだと考えます。どうか学校の利活用については、継続して地域の方と協議をしていただくようお願いしたいと思います。

引き続きまして、これからの被災者支援について質問してまいります。防災拠点、避難所である学校ですが、まず何より子供たちが登校しているその昼間、災害が予想されるとき市の市から発信される避難指示等の避難に関する情報について、学校の登下校との連携はどうなっているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

市から発信される避難指示等の避難に関する情報につきましては、常に市、教育委員会、学校が情報を共有するようしております。市から避難情報が発信される場合、事前に分かっている状況下では、翌日の登下校等にかかわる連絡については、前日に連絡をしております。その際、教育委員会を含めた臨時校長会議等を通して、内容や連絡体制を確認いたしまして、臨時休業や遅延登校、その他状況に応じた対応等を文書又はメールで連絡するようしております。翌日早朝、状況が変化した場合も同様でございます。校長会を通じて連絡をするようしております。

また、在校中、緊急な避難情報等により児童生徒が下校できない場合などは、学校に待機をさせ、直接保護者に児童生徒を引き渡すようしております。そのために、各学校におきましては、年に1回、児童生徒の引き渡し訓練を実施してございまして、防災意識の継続と新たな課題への対策に取り組んでおります。今後、様々な状況を想定しながら緊急事態に対応できる備えを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 基本的には、学校内での保護者への直接引き渡しになっているということですので、安心いたしました。特に水害発生時では、これまでにない冠水箇所が発生するかもしれません。水害から3年たち、先生方の御異動により令和2年7月豪雨を経験されていない先生方の配置も増えてきているのではないかと思います。ぜひ3年たちました今般、

機会を設けて、先生方が自分の校区内のどこに浸水被害が起きていたのか、そういったことも予備情報として先生方が御理解いただくようなことも同時に実施していただければと思っております。

今、御答弁の中にありました保護者への直接引き渡しということですが、その前提となっているその連絡方法は、どのように確立されているのか。その点についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

保護者には安心・安全メールを使いまして連絡事項を周知しております。メールではなかなか連絡がつかない御家庭におきましては、あらかじめ把握をしておき、電話連絡をするようにしております。先ほど申し上げました児童生徒の引き渡し訓練は、メールを含め連絡が付きにくい家庭を把握する機会ともなっております。訓練を通しまして、引き渡しカード等にある緊急連絡先に連絡するなど、連絡漏れが絶対にならないようにしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） そうですね、連絡漏れがあるということは、非常に子供にとって不安要素でもありますし、災害対応における先生方の安全確保にも関わることだと思っておりますので、ぜひぜひ訓練等を通じた連絡網の確立は毎年毎年行っていただきますようお願いしておきたいと思っております。

では、そういった施策の中で、保護者へ一旦引き渡した後などは、子供たちは学校の管理下ではありませんが、例外的に保護者が付き添わない子供だけの避難等の想定や、そうした場合の支援策はあるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

保護者が付き添わない避難ということでございますが、子供だけで家にいる場合の避難ということでお答えをさせていただきます。家庭によりましては、様々な事情等によりまして、保護者不在の場合があることから、学校といたしましては、緊急の対応について、家庭内のルールなどを決めていくように啓発をしているところでございます。

また、学校の管理下ではない状況で避難等が必要になった場合は、親戚や地域の方々に頼らざるを得ないと存じますので、各御家庭の実態を踏まえて、日ごろから民生委員さん、また子ども・子育て相談員の方々などとも連携をして情報を共有し、子供の安全確保に努めていく必要があると考えております。今後、町内会を含め、地域の方々のお力をお借りしながら、支援が必要な家庭につきましては事前に相談するなど、各家庭に対しまして子供たちの身の安全を第一に考えていただき、防災に係る意識の強化を啓発してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） お仕事の都合では、保護者さんが夜お仕事に出られていて、子供たちだけでお留守番している状況ですとか、おひとり親さんの御家庭で保護者さんが長期出張等で夜御不在になられているということもあるというお話も聞いたことがございます。決してまれなケースではないと思いますので、情報を把握していただき、そういった子供たちの避難等々に支障がない協力体制をぜひ図っていただきたいと重ねてお願いをしておきたいと思っております。

子供たちに限らず、町内会や地元地域での連携が特に必要になってくると思いますが、もともとそれぞれの町内会で御支援いただく今年度の避難行動要支援者の人数とその安否確認、避難誘導の方法は確立、周知されているのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えします。

災害時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする重度の障害者や一人暮らしの高齢者等が地域の中で支援を受けることができるよう、避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援に活用しております。災害時における要支援者として申請され、名簿に登録いたしますが、本市では令和5年4月1日現在、1,014人の登録をしております。

災害の発生が予測されるときや災害発生時には、市から防災行政無線、防災ラジオ等を活用して避難準備や避難情報等を発信するとともに、町内会や民生委員・児童委員が要支援者へ連絡を行い、情報伝達及び避難誘導を行うこととなります。なお、誘導が困難な場合には、災害対策本部に要請し、災害対策支部や消防団等へ支援を依頼することとしています。この避難行動要支援者名簿は、本人から同意を得た上で、町内会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署に情報を提供しております。データの更新につきましては、年1回、全体的に実施するほか、新規登録や移動等の変更が生じた場合には、その情報を得て、随時更新をしております。今後は、防災訓練等において情報伝達や避難誘導等の訓練を行い、要支援者への支援活動が確実なものとなるよう、意識の高揚につなげてまいります。また、市広報等を通して広く周知をまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、令和5年4月1日現在、1,014の方が登録いただいているということでございます。先ほどから今般の一般質問の中でも多くの同僚議員が避難等についての質問をしております。早期の避難を執行部としてはお呼びかけいただくということになっておりますが、1,014人の重度の障害者や一人暮らしの高齢者の方へお声かけして避難していただくためには、恐らく、お一人の要支援者に対して2人必要ではないかと思えば、2,000の方が災害の発生する前に、時間的余裕を持ってしっかりと要支援者さんと連絡を

取り、避難行動、安否確認をしっかりと行っていく必要があるということでございます。流域治水が確立するまでは、こういった体制を毎年毎年しっかりと確認いただき、2,000人の皆さんが同時にアクションを起こせるような啓発活動を周知徹底いただきますようお願いしておきたいと思っております。

それでは、また別の視点から、既に建設型仮設住宅やみなし仮設住宅から、再建された生活困窮者や高齢者世帯等の追跡調査等は継続しているのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**瀧上麻美君**） お答えいたします。

地域支え合いセンターでは、建設型仮設住宅やみなし仮設住宅から再建された世帯に対し、退去後すぐに支援を終了することなく、必ず再建先を訪問し、心身や生活の困りごとをお尋ねした上で、そのような御不安がないことが確認できた世帯から支援を終了しているところでございます。

議員お尋ねの生活困窮者や高齢者のみの世帯、また健康面の不安など様々な課題を抱えておられる方につきましては、必要となる福祉や高齢者施策などへきちんとおつなぎをし、関係機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。

また、支援が必要な方の中で見守りが必要な方に関しましては、地域の民生委員・児童委員など地元町内へおつなぎし、地域での見守りをお願いしておりますので、追跡調査は実施していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 2番、松村太議員。

○2番（**松村 太君**） 特にと私は思うんですが、水害の後に仮設住宅等々から新天地へ移りになられた皆様は、それまで何十年とお暮らしになっていた地元町内等を離れ、新しい町内等でお暮らしになられるケースが多いのではないかと推測しております。そういった中で、移転先の暮らし見守り相談員さんですか民生委員さんとか、フォローいただくことは重々承知しておりますし、そういうシステムであるということもよく理解しているつもりではありますが、やはり、高齢者の方等、自分の親を見ていてもそうですが、第三者に対してはとても気を張って元気です。大丈夫ですということが非常に多く見受けられ、実は、その実そういうことは全くなく、いろんなフォローが必要だということを実感しております。そういった意味で、特段継続的な支援というと大きなことに聞こえるかもしれませんが、期限を区切って、途中である大きな変化を見逃さないためにも、市等が見守りを続ける必要があるのではないかと考えております。その点について、いま一度お尋ねをしたいと思っております。

○健康福祉部長（**瀧上麻美君**） お答えいたします。

先ほどの答弁と重なる部分がございますが、建設型仮設住宅やみなし仮設住宅から再建された方について、すぐに支援を終了するのではなく、再建されても当面は戸別訪問を行い、困りごとなどを確認し、必要に応じ、関係機関へおつなぎするなどの支援を行ってまいります。

した。仮に、現在、具体的な支援を求める状況ではない場合であっても、生活されていく中で何か御不安に思われることなどがあれば、いつでも支え合いセンターや被災者支援対策課に連絡してくださいと必ずお伝えをした上で支援を終了してきたところでございます。

先般、熊本県が単身高齢者世帯を中心に県全体で孤立死を防止するため、県内市町村から情報を収集検証し、包括的な相談支援体制を整備するなど支援強化につなげるといった報道がございました。市町村が一般世帯も含め孤立死に関する情報を収集するほか、孤立が心配される単身高齢世帯を把握し、県に報告するとのことでした。詳細は今年21日に開催されます市町村担当者向けの説明会で示されるものと存じます。本市におきましても、熊本県と連携しながら、事業を進めてまいりたいと存じます。併せて、単身高齢者世帯以外でありましても、様々な課題をお持ちの方もおられますことから、本市では令和2年7月豪雨災害の被災者を含め、全ての市民の皆様へ寄り添いながら、状況に応じ適切な支援に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 県が孤独死について新たな協力を自治体に求めて、その防止を図っていく、情報を収集するということはとても大きいことだと思います。ぜひそのノウハウを自死防止、災害関連死の防止に役立てていただきたいと思います。

数年前になりますが、PTA代表で参加した会議で、自死の目標値をなぜゼロにしないのかと異議を申し上げたことがありました。救える命をとことん守っていく。救いの手を差し伸べていくということが行政に課せられた使命の一つだと私は思います。問題、課題が起きる前に一人で悩まれる時間が少しでも少なく済むように、コロナ禍、大水害から3年の今だからこそ全ての市民の安心のために、いま一度目を凝らし、耳を澄ませ、声をかける必要があると私は思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第25 議第64号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第25、議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。質疑を行います。

議第64号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第64号についての質疑を終了いたします。

日程第26 委員会付託

○議長（宮原将志君） 次に、日程第26、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第48号から陳第2号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和5年6月第4回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名につきましては、4ページに記載のとおりでございます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第48号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記1]
議第49号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建
議第50号	令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	経建
議第51号	人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第52号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第53号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第64号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委 [別記2]
陳第1号	カルチャーパレス大ホール改修に関する陳情	総文
陳第2号	災害公営住宅建設に関する陳情	経建

[別記1]

議第48号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費） 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 債務負担行為の補正 2款 総務費
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴 税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費 及び3項 公共土木施設災害復 旧費）

[別記2]

議第64号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）		
○予算委員会	第1条	歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第1条	歳出予算の補正 14款 予備費
○経済建設委員会	第1条	歳出予算の補正 7款 商工費

[提出陳情件名]

陳第1号 カルチャーパレス大ホール改修に関する陳情

陳第2号 災害公営住宅建設に関する陳情

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後5時12分 散会

令和5年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和5年6月28日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和5年6月28日 午前10時 開議

日程第1	議第51号	人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第52号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第3	議第53号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第4	議第48号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委
日程第5	議第64号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）	各委
日程第6	議第49号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建
日程第7	議第50号	令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第8	議第54号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第9	議第55号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第10	議第56号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第11	議第57号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第12	議第58号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第13	議第59号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第14	議第60号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第15	議第61号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第16	議第62号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第17	議第63号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第18	諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第19	陳第2号	災害公営住宅建設に関する陳情	経建
日程第20		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第21		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第22		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第65号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

復興・安全まちづくりに関する特別委員会の設置について

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君										
副市	長	迫田	浩二	君										
教	育	長	志波	典明	君									
総	務	部	長	永田	勝巳	君								
復	興	政	策	部	長	浦本	雄介	君						
復	興	政	策	部	政	策	統	括	監	井	福	浩	二	君
市	民	部	長	松	尾	和	弘	君						
健	康	福	祉	部	長	渕	上	麻	美	君				
経	済	部	長	溝	口	尚	也	君						

復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗原 亨君
庶務係長	平山 真理子君
議事係長	栗須 順也君
書 記	税所 昭彦君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時13分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第51号

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第51号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） それでは、総務文教委員会に付託されました日程第1、議第51号人吉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

改正の内容は、本市に寄附を受けた財産を、認可を受けた地縁による団体に譲与することができるようにするものです。

審査の過程において委員から、個人から土地を町内会に直接寄附すると課税されるが、市を通すと課税されないのかとの質疑があり、個人から土地を市に寄附いただいて、市が町内会に無償譲与することで課税されないとの答弁。譲与を受けた町内会の固定資産税は免除になるのかとの質疑に、固定資産税は課税免除となるとの答弁。免除は申請が必要なのかとの質疑に、申請は必要であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第51号について、総務文教委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第51号は、原案可決確定いたしました。

日程第2 議第52号

○議長（宮原将志君） 次に日程第2、議第52号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第2、議第52号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第2、議第52号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全ての公費負担医療の給付を優先して適用し、自己負担額を軽減するため、条例の一部を改正するものです。

熊本県重度心身障害者医療費助成の受給者証と国の法令等による公費負担医療の受給者証の両方、または複数を持っている受給者において、重度心身障害者医療費助成事業の補助金交付要領における一部負担金の定義に、一部の公費負担医療の自己負担額しか含めていないことから、定義に含まれない国の法令等による公費負担医療の受給者については重度心身障害者医療費助成の併用適用ができず、自己負担額が軽減されない状況が生じているため、県補助金交付要領における一部負担金の定義改正に伴うものです。

委員からの、令和5年4月1日に遡及してとのことだが、対象者数は、との質疑に対して、熊本県から、公費負担医療のうち指定難病の対象者について、個人情報保護の観点から、人数のみ325人と情報提供はあっておりますが、障害者手帳情報との突合ができないため実数の把握はできないとの答弁がっております。

次に、委員から、九州において、熊本県、鹿児島県、沖縄県の3県のみ、公費負担医療と重度心身障害者医療費助成事業の併用を認めていないとのことだが、そうなった経緯は、との質疑に対して、各県が独自で交付要領を定めているため、取り扱いに差異が生じているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第52号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は、原案可決確定いたしました。

日程第3 議第53号

○議長（宮原将志君） 次に日程第3、議第53号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第3、議第53号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例について、審査の結果を報告いたします。

提案理由は、延長要件に該当する被災入居者の入居期間を延長することに伴い、条例の一部を改正するもので、附則第5項中「該当する者」の次に「について」を加え、令和5年8月が期限となりますので、「1年間」を令和6年8月までとするために「2年間」に改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第53号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第53号は、原案可決確定いたしました。

日程第4 議第48号

○議長（宮原将志君） 次に日程第4、議第48号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第4、議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第3条地方債の補正につきまして、審査の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に13億588万5,000円を増額し、歳入予算の総額

を217億8,254万9,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金5億6,024万1,000円の増額補正は、デジタル田園都市国家構想交付金などが含まれております。そのほか、20款繰越金1億6,000万円、22款市債4億6,220万円の増額補正となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第4、議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正の追加でございますが、人吉鉄道ミュージアム指定管理料は、令和6年度から3年間、同施設を指定管理による運営とするために本年度を準備期間とし、債務負担行為を設定するものです。

次に歳出予算の補正ですが、2款総務費の主なものは、入札参加資格申請のオンライン化を進め、電子入札システムの連携を図ることで、契約に係る事務を一体的にデジタル管理するためのシステム構築委託料。LINE機能を拡張し、利用者が自ら選択した情報や属性に応じた情報を即時に取得できるサービスや、行政手続のオンライン化など市民サービスの向上を図るためのシステム構築等委託料。くま川鉄道、バス及び市内タクシー事業者の物価高騰に伴う経営支援のための地域公共交通事業者支援金（物価等高騰対策）。人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868の老朽化した2階・3階のデッキ改修工事や、附帯工事を行う人吉鉄道ミュージアム施設改修工事などです。

なお、人吉鉄道ミュージアムにつきましては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、人吉鉄道ミュージアム施設改修工事では、同じような木材を使い、同じような修復しかできないのかとの質疑に、水戸岡鋭治氏のデザイン、コンセプトをもとに修復するように、今回、予算計上している。木材にすることで財源の手当てがある。将来的には、ランニングコストがかからないよう考えていくとの答弁。

9款消防費の主なものは、消防団員の報酬支給を個人口座に切り替えることに伴う情報管理システム導入の委託料。災害時に使用する大型の地図で、マス目上の座標から位置を把握することができ、自衛隊や消防隊など他県から派遣された土地勘のない人でも、場所を速やかに特定できる利点のあるグリッドマップを用いたパネルの作成委託料、災害対策本部、支部に配備するパソコンの購入費用などです。

審査の過程において委員から、グリッドマップとはどのようなものかとの質疑に、2つ作

成する。1つは人吉市全体のもので、もう1つは市内の球磨川を主としたもの。大きさは、1.8メートル×1.8メートルのものであるとの答弁がっております。

10款教育費の主なものは、教職員出退勤管理ソフト導入に係るライセンス費用。小学校敷地内の樹木の剪定及び伐採業務について、通常の管理的経費では対処しきれない支障木の剪定・伐採を行うための委託料増額。中原小学校体育館屋根及びトイレ改修工事設計業務委託料。大畑小学校の老朽化した靴箱改修工事費、また、大畑小学校と西瀬小学校の焼却炉解体撤去費用。本市の指定文化財等の復旧に係る補助金。学校施設等の公共施設予約システム導入のためのシステム構築委託料及びシステム保守委託料。学校給食費の公会計化に係る費用。食材費高騰に伴う助成金増。西瀬コミュニティセンター新築工事に伴う外構工事費などです。

なお、西瀬小学校、大畑小学校につきましては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、文化財保護費の補助金において、1件は老朽化ということで修理しているが、今後は、老朽化したものでも申請があれば補助金はあるのかとの質疑に、経年劣化により指定文化財等を後世に伝えていくのが難しい場合は、その都度対応していくとの答弁。

また、学校給食費の公会計化において、納入方法は口座振替ということだが、振替不能での滞納への対応はとの質疑に、督促状を送付し、納付を促す。滞納が続く方は、市が滞納整理を行うとの答弁。滞納整理の根拠法令はとの質疑に、給食費の徴収及び管理に関する条例を制定する予定であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第4、議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正について、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事務処理手数料100万円の増額補正、及び特定空き家除却工事費335万2,000円の増額補正は、下青井町の特定空き家除却工事に伴う相続財産清算人に対する事務処理手数料、及び、工事請負費です。こちらについては、現地視察を行っております。

18節負担金、補助及び交付金のうち、地区公民館等整備費補助金273万円の増額は、下漆田町、上原田町馬草野、北泉田町の公民館改修等に伴うもの、コミュニティ助成事業補助金1,940万円の増額は、西間上町町内会、温泉町町内会、永野町町内会、下青井町町内会の備品購入等、及び北泉田町町内会館の建て替えに対するものです。北泉田町町内会館については現地視察を行っております。

3 項戸籍住民基本台帳費621万9,000円の増額補正は、法務省との戸籍連携システムに係る O A 機器保守委託料、及びマイナンバーカードを利用した住民票等の自動交付機を庁舎内に設置するための証明書自動交付機導入事業委託料です。

委員から、証明書自動交付機はどこに設置され、使用方法等の案内についてはどのようにするのか、被災者の無料交付にも対応しているのかとの質疑があり、市民課窓口近くに設置し、市民課窓口に来られたお客様にも自動交付機を案内する。使用方法については、市民課職員が説明することとしている。被災者に対する無料での交付は対応していないため、窓口での対応とすることとなるとの答弁がっております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目保健センター費、システム構築委託料30万8,000円の増額補正は、妊娠期から子育て期にわたる子育て世代に対し、母子健康手帳アプリを活用し支援するため、システム導入に係る委託料です。

委員から、アプリ構築委託料の契約手法は、また、アプリはマイナンバーも使用するのかとの質疑に対し、契約規則で定める随意契約の限度額内であるため、業者見積りの随意契約を予定している。マイナンバーとの連携は考えていないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

6 番。宮崎保議員。

○6 番（宮崎 保君）（登壇） 日程第 4、議第48号令和 5 年度人吉市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6 款農林水産業費を2,855万1,000円増額し、補正後の額を 4 億94万8,000円とするものです。また、7 款商工費を 1 億1,341万9,000円増額し、補正後の額を 7 億5,016万6,000円とするものです。8 款土木費に 7 億6,694万2,000円を追加し、補正後の額を50億2,709万円とするものです。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の増額補正は、くまろんフェア実行委員会補助金30万円は新規で、令和 4 年度に 3 年ぶりに開催いたしましたくまろんフェアを、今年度も開催するため、くまろんフェア実行委員会に対し交付するもの等が主なもので、委員から、補助及び交付金のくまろんフェア実行委員会補助金は、くまろんフェアは何月からを予定しているのか、また、補助金30万円の用途はどの質疑に対し、実施期間については、本年も10月 1 日から 1 か月間程度を予定している。30万円の使い道だが、今回のくまろんフェアの予算については、本市の補助金のほか、熊本県フードバレーのほうからも市町村活動支援事業として30万円の助成をいただく予定としている。そのほか、参加店舗からの売上げ手数

料5%をいただくこととなっている。また、球磨地域振興局からも補助をいただく予定で、今のところ47万円程度を予定している。使い道については、新聞折り込み用チラシの作成、原材料費として、新商品を開発していただきたいという思いから、JAから粟のペーストや生栗を仕入れて、各店舗にサンプルとしてお渡ししている。その他経費では、店舗用ののぼり旗を、古くなったものをつくり直したりするなど活用させていただくこととしているとの答弁。

12節委託料の増額補正は、大野地区営農飲雑用水施設機能保全計画策定委託料で、大野地区の飲雑用水施設の老朽化に伴い、施設の再整備に関する計画策定を行うための委託料です。

委員から、大野地区営農飲雑用水施設機能保全計画策定委託料は、10数年経過していると思うが、どういうことをされるのか。施設の老朽化に伴うことなのか、新しく掘りなおすのか、掘りなおし等はしなくても水は足りるのかなど、委託料の内容はどの質疑に対し、施設は、平成元年に竣工しており、35年以上たっている。施設も老朽化しており、施設を全てやりかえるというふうに考えている。そのための調査設計を委託するという形。今のところは問題はないが、調査の際に掘りなおしということで出てくれば、可能性はあるとの答弁がっております。

7款、1項商工費、3目観光費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金9,095万7,000円の増額のうち、球磨川くんだり再建整備事業補助金8,100万円は、令和2年7月豪雨により被災した球磨川くんだり株式会社の再建に向け、施設や設備等に係る費用に対して補助を行うものが主なものです。

審査の過程で委員から、球磨川くんだり再建整備事業補助金だが、前回の貸付分も返済がされていない状況だが、返済計画は出せるのか、球磨川くだりの持ち株の割合はどの質疑に対して、返済計画については、これまで猶予していたが、昨年から返済をさせていただいている。今年度も9月と3月に返済期があるので、計画的な返済をさせていただくこととしている。現在、480株のうち人吉市が230株で48%、シークルーズが173株の36%となっており、人吉市が筆頭株主となっているとの答弁。

今回の8,100万円の貸付については、人吉市の責任分と思えば48%分の貸付なら分かるが、そういった考えはできないかとの質疑に、株式比率でいけばそういった考えもできるが、シークルーズに経営支援をお願いした際に、責任の所在が曖昧にならないよう株を買わせていただき、しっかり経営を行っていききたいとのことで株を購入していただいている経緯がある。そういうこともあり、貸付をシークルーズをお願いするのは厳しいところがあるとの答弁がっております。

8款土木費、4項都市計画費、3目公園整備費の増額補正は、14節工事請負費は村山公園内の園路改修工事費です。

委員から、公園施設改築等工事はこういった工事になるのかとの質疑に対し、村山公園の

展望所から管理棟へ降りていく道の改修工事を予定しているとの答弁がっております。

5目土地区画整理費の増額補正は、12節の委託料、紺屋町地内第1号線に伴う詳細設計用地測量業務、紺屋町被災市街地建物調査業務、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業に伴う換地設計詳細設計業務、先行買収地の草刈り等の維持管理業務委託料です。

なお、紺屋町地内第1号線に伴う詳細設計用地測量業務及び紺屋町被災市街地建物調査業務については、現地視察を行っております。

復興建設部所管の予算に関しては、挙手による採決の結果、賛成多数で、また、経済部・農業委員会所管の予算に関しては、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件につきましては討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第48号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第2号）に、反対の立場から討論を行います。

この補正予算の土木費の5目土地区画整理費に、紺屋町の土地区画整理事業を進めるための予算が組まれており、とりわけ今回は、換地の設計を行うための予算が組まれています。紺屋町の土地区画整理事業はやめるべきだという思いから、この議案に反対するものです。

3月議会でも申しましたが、この紺屋町の土地区画整理事業計画案については、既に反対の声も上がっています。今回の補正予算によって減歩がなされた換地が設計され、今後、それが示されます。益城町でも、条件が悪くなったり、先祖からの土地を放棄しなければならない換地処分に、当初賛成していた人も換地案に同意せず、設計どおりに進んでいないということが起こっています。納得されていない方が大変な思いをされたり、事業が進まず復興が遅れたり、長期の仮住まいに耐えられず町内から出ていく方も生まれることが危惧されます。

このように、土地区画整理事業は多くの問題を含んでいます。とりわけ、住民から反対の声が出ているこの土地区画整理事業はやめるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りします。議第48号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第48号は、原案可決確定いたしました。

日程第5 議第64号

○議長（宮原将志君） 次に日程第5、議第64号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第5、議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に3億2,798万2,000円を増額し、歳入予算の総額を221億1,053万1,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金1億8,781万1,000円、16款県支出金5,017万1,000円を増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応生活者支援交付金が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第5、議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

14款、1項、1目予備費が、23万5,000円減額となっております。内容につきましては、経済部所管の地域振興券事業及びL Pガス使用世帯支援事業の増額補正による歳入歳出予算調整に伴い、減額するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第5、議第64号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第3号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

12節委託料2億4,234万6,000円の増額は、電力・ガス・食料品などの価格高騰により生活に影響を受けている全ての市民を対象に生活支援を行い、併せて地域経済の活性化を目的とし、一人当たり6,000円の地域振興券、仮称であります。ひとよし地域応援クーポン券を交付するもので、地域振興券の交付事務や取扱店の募集、換金業務など事業に係る諸経費を含め委託するものです。

また、18節負担金、補助及び交付金8,587万1,000円の増額は、L Pガスの価格高騰の影響を受けている使用世帯に対する支援金で、一世帯当たり6,000円を給付するものです。給付方法については、熊本県L Pガス協同組合から使用世帯へ給付を行う予定で、当組合に対し、事務費を含め補助を行うものです。

委員から、実施期間が令和5年9月から令和6年2月で、一人当たり6,000円となっているが、実施期間中に生まれた子は対象となるのかとの質疑に対し、基準日をまだ設定していないが、基準日を設定した後に生まれた方については、対象外となると考えているとの答弁。郵送が簡易書留となっており、郵送費に1,400万円ほどかかっている。町内ごとに取りに来ていただくなどできないのかとの質疑に対し、町内ごとに取りに来ていただくなどの対応については市で対応することが困難なことから、簡易書留で届けることを考えているとの答弁がっております。事務費が大きいですが、委託先に想定される会社の規模はどのくらいか、また、どの範囲まで募集をされるのか、東京の業者でもいいのかとの質疑に対し、玉名市ではプロポーザル方式にて募集をしており、玉名市は熊本県内の業者に決められて委託されている。具体的には、肥後銀行・・が企画提案されたと聞いているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第64号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第64号は、原案可決確定いたしました。

日程第6 議第49号及び日程第7 議第50号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第6、議第49号及び日程第7、議第50号の2件を議題とし、経済建設委員長長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第6、議第49号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）、及び日程第7、議第50号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第6、議第49号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,518万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、2款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金610万円を増額するものです。

次に、歳出の主なものは、2款災害復旧費、1項工業用地災害復旧費、1目人吉中核工業用地災害復旧費に、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事費として607万3,000円増額し、補正後の額を7,183万5,000円とするものです。令和2年7月豪雨により被災した調整池の復旧工事を行うもので、人件費及び物価高騰の影響により増額補正を行うもので、一部、当初予定していた従来のコンクリートブロック張でなく、合成繊維製の布製型枠を施工箇所のり面に敷設し、コンクリート等を注入する布製型枠工法となっています。また、4款、1項、1目予備費に、2万7,000円増額しております。

委員から、600万円の増額は元々の工事費から何パーセント上がったのかとの質疑に対し、当初の計画では6,576万1,000円だったので、10%強の増額になるとの答弁が 있습니다。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第7、議第50号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,023万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、復興まちづくり事業を進めるべく、昨年度、公共用地として青井地区の地権者から土地の先行取得を行うに当たり、必要な資金について、令和4年度公共用地先行取得事業債7,690万円を起債として借り入れたことに伴う長期債利子返還分の一般会計からの繰入金です。

次に、歳出の主なものは、歳入と同額となる令和4年度公共用地先行取得事業債の借入れによって発生する令和5年度の長期債利子分を増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第49号及び議第50号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第49号、議第50号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第54号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第8、議第54号を議題といたします。

お諮りします。議第54号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第54号は、任命同意することに決しました。

日程第9 議第55号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第9、議第55号を議題といたします。

お諮りします。議第55号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第55号は、任命同意することに決しました。

日程第10 議第56号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第10、議第56号を議題といたします。

お諮りします。議第56号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第56号は、任命同意することに決しました。

日程第11 議第57号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第11、議第57号を議題といたします。

お諮りします。議第57号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は、任命同意することに決しました。

日程第12 議第58号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第12、議第58号を議題といたします。

お諮りします。議第58号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第58号は、任命同意することに決しました。

日程第13 議第59号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第13、議第59号を議題といたします。

お諮りします。議第59号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第59号は、任命同意することに決しました。

日程第14 議第60号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第14、議第60号を議題といたします。

お諮りします。議第60号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第60号は、任命同意することに決しました。

日程第15 議第61号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第15、議第61号を議題といたします。

お諮りします。議第61号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第61号は、任命同意することに決しました。

日程第16 議第62号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第16、議第62号を議題といたします。

お諮りします。議第62号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号は、任命同意することに決しました。

日程第17 議第63号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第17、議第63号を議題といたします。

お諮りします。議第63号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第63号は、任命同意することに決しました。

日程第18 諮第1号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第18、諮第1号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第1号について、推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第19 陳第2号

○議長（宮原将志君） 次に日程第19、陳第2号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第19、陳第2号災害公営住宅建設に関する陳情につきまして、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和5年6月14日に、災害公営住宅建設反対の会、代表、田代隆子氏から提出されたものです。

陳情の内容としまして、豪雨災害を受け、公共施設は非浸水地域に建設をすべきという思いから、建設地にふさわしい場所での建設を求める。建設予定地は商業地域であり、新たな入居者と現在の住民、来街者とのトラブルが発生することが懸念され、商業地域としての経済的發展を阻害することになることから、計画の見直しを求めるものです。

多くの質疑及び意見が出ましたので、少々長くなりますが、報告をさせていただきます。

審査の過程において、土地代が1億9,188万6,000円となっているが、国土交通省が出している地価公示によると、令和4年7月1日時点で、熊本県人吉市九日町114番地の2付近で、土地の価格は1平米当たり2万4,800円である。この価格を面積に掛けると、土地価格は5,861万2,989円になり、土地代はこの3.27倍に当たる。地価公示法第1条の2に、都市及びその周辺の地域等において、土地の取引を行う者は、取引の対象土地に類似する利用価値を有すると認められる標準地について公示された価格を指標として取引を行うよう努めなければならないとあるが、これに違反することになるのではないかとの質疑に対して、土地の取得価格に関しては土地の鑑定額で取得するとしているので、適正な価格であり、市が鑑定するのではなく、不動産鑑定士で鑑定されるため、市の裁量が入る価格ではないと考えているとの答弁があげられています。

入居希望者の方の意見が全然聞こえてこないが、説明会はいつされるのかとの質疑に対し、入居者に対する説明会は6月24日土曜日に予定している。この説明会は、議員も出席させてもらうことは可能なのかとの質疑に対して、復興建設部主催ではなく健康福祉部の被災者支援対策課から説明の依頼があっているため、この場で出席してよろしいとかの答えができないとの答弁があげられています。

また、出された意見としまして、この件は地域住民を置き去りにしていることを感じた。入居者も被災者だが、九日町・大工町の方たちも被災されている。入居される方を中心に考えられていて、地域に説明が行き届いていなかった。説明会を何度かすることになったのは、地域の方が納得されていないからである。このことについて、執行部は再度精査していただくような方向に持って行くべき。

この陳情の趣旨はよく理解できる。ただ、陳情項目の、非浸水地域に建設すべきというのは、本市の中心市街地にこういった土地があるのか。相良町も浸水対策をして建設するという経緯がある。また、新たな入居者と来街者とのトラブルが発生することが懸念され、経済発展を阻害することになるとあるが、こういったことは予知できないことであり、こういったことが起こってはいけないことなので、地域の皆さんも不安に思われている日照権の問題であるとか、完成後の建物の威圧感、商業地域に高層住宅が混在することの不安とか、そういう陳情項目のほうがよかったのではないかと思うとの意見があげられています。

また、自分も被災していろいろなものを失ったが、陳情項目の1にある、浸水地に建設するということに関しては思ったところはある。ただ、市からの説明等々を聞いた中で、ほかの要因もありそこに選定したとのことであった。ただ、この問題が発生した経緯に住民説明があっていない。設計をした後に説明をするということなので、進め方に問題があったのではと思っている。このことが発覚して、町内かいわいをまわって話を聞いてきたが、様々な意見があった。ただ、問題発覚以降に、造ってほしいという意見の方もいらっしゃったのも事実である。場所の選定については慎重に進めたほうが良いと思うし、今議会中に公開でき

る分は公開すると、新たに出てきている。

新たな入居者と現在の住民とのトラブルとあるが、引っ越しの場合、トラブルを前提ではなく、仲良くすることを前提として付き合っていくのでこういったことはないのでは、また、経済的効果というのは人が住むことで上がるのではないかと思っているので、陳情項目について見直していただきたいと思っている。

トラブルは起きないのではと言われたが、これが地元の方と話がスムーズにいったら問題にならなかったと思う。ただ、違和感を持って反対運動を起こされたため、こうなれば難しい。また、相良町の災害公営住宅と比較されるが、相良町は浸水地域であったが、市の土地でもあり、周りにも影響を与えることもなかった。また、商業地域というのは住宅地と違うため、相良町と同じような感覚で進められたら地元は納得しないと思う。

現在の九日町・大工町に限らず、市街地に災害公営住宅の建設は必要だと思っていた。九日町の住民からは図書館を建設してほしいとの要望もあったし、5月2日付の地元紙によると、反対した議員は誰なのかと強い気持ちで推進を訴えられた方もいらっしまった。今の予定地が最適とは言わないが、私はどこか市街地に造るべきだったことは確信を持って言える。また、市街地の活性化のためにはそういう気持ちでいる、などがありました。

説明会もまだ残っており、市からの説明もしっかり聞いた上で判断したほうがいいのではないかと思っているので、継続審査をお願いしたいとの意見がありましたので、まず、継続審査を諮りましたが、可否同数でありましたので、委員長採決により継続審査しないことと決しました。

続けて、陳情についての採決を行い、挙手による採決の結果、可否同数でありましたので、委員長採決により採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 委員長報告に対して、質疑いたします。

今議会定例会の一般質問でも同じような災害公営住宅建設に対しての質疑がありました。その中で、執行部から、地域説明会の開催や戸別訪問の説明、入居予定者への説明などを行い、不安の解消、これを理解していただくよう説明していくという答弁がありました。

この陳情書の中にも、市長等の考え方、または執行部の職員の回答が誠実なものではなかったということで、陳情を上げておられる方が不安や不信感が解消できていないという陳情書の内容が出ております。それで、まだまだ審議する必要があったのではないかといいところで、なぜ委員長採決により採決されたのか、理由を伺いたい。

それと、災害から、もう3年をたとうとしておりますけども、入居を待っておられる方、

被災者の観点をどのように審議されたのか。

この2点についてお伺いいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） 私が採決をしたのは、やはり、ここで一度立ち止まってすべき問題だということで、これについては私は賛成ということでした。

それと後のほうで言われましたことについては、質疑等はあっておりませんので、これは何も言うことはありません。

以上です。

○議長（宮原将志君） ほかにございませんか。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） ただいまの委員長報告を聞いて、陳情趣旨には深く理解するところではありますが、2点だけお尋ねいたします。

陳情項目の中の、公共施設はできる限り非浸水地域とありますが、公共施設についての審査、審議がされたのかということが1点と、先ほど御意見が多数出ておりましたが、陳情項目2について、新たな入居者と来訪者、来街者のトラブルが発生することが懸念される。商業地域として経済的発展を阻害、というような文言が書いてありますが、その点についての意見はたくさん出ていたと思いますが、審議をされたのかお尋ねいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） その2点についても、意見は出たのですが、質疑はあっておりません。

○議長（宮原将志君） ほかにございませんか。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君） この陳情に対して正確を期すため、その文言について審議されたのかお尋ねいたします。

災害公営住宅建設に関する陳情趣旨において、市民に寄り添う政策に向けて良識ある市議会の御判断と御対応を切にお願い申し上げます、とあります。そのため、その判断のために2点お尋ねいたします。

現計画立案に当たり、中心部への建設を要望された被災者の皆さんの御意見も審議した上で対応すべきと考えますが、建設を要望された被災者の皆さんのことについて審議されたのか、1点お尋ねいたします。

また、新たな入居者とのトラブルの懸念という文言がございますが、建設事業と入居者の生活とは別物だと思いますが、こういったトラブルかを想定されるのか審議されたのかをお尋ねいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君） その2点についても、委員から質疑等はあっておりません。

○議長（宮原将志君） ほかにございませんか。ありませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件につきましては討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

5番、牛塚孝浩議員の発言を許可します。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 陳第2号災害公営住宅建設に関する陳情について、採択に反対の立場から討論を行います。

まず、陳情の趣旨では、事前説明がなく、唐突に九日町・大工町地区に災害公営住宅建設の話が舞い込み、寝耳に水であったこと。5月11日に開催された近隣住民説明会では、建設を当然としたものであったこと。5月30日14時と19時から開催された説明会では、数多くの市民の方から白紙撤回の声が上がったこと。また、説明会で、市長や執行部の回答が誠実でなく、不安や不信感が解消できていないこと。よって、市民に寄り添った政策に向け、市議会の判断と対応をお願いするというものでした。

今回、陳情を提出された方々の、九日町・大工町地区に予定されている災害公営住宅建設につきましては、不安感、不信感をお持ちであることに対して十分理解しております。現に、今議会で複数議員が一般質問で疑問を呈し、細かく質問を繰り返されました。このことで執行部からは反省の弁があり、今後の進め方についての考えも示されました。これらのことを確認した上で、この災害公営住宅建設について、今、私たちが最優先に考えなければならないことは、令和2年7月豪雨災害から、いまだ生活の再建ができず、建設予定である災害公営住宅への入居を待っておられる45世帯の被災者の皆様のことでないでしょうか。

災害公営住宅建設の遅延は、被災者の方々の再建も遅れるということであり、入居希望者の皆さんは、その途上におられるという現実もしっかりと受け止めた上で慎重な審議を要すると思います。私としましては、今回、執行部からの反省の弁があったこと、また、次回の説明会も計画されており、今後も、地域の方々に対し説明を尽くしていくということ、入居を希望されている方の中には、被災はしたが、できるだけ自宅があった近くに建設を要望されていたこと。

次に、図書館など公共施設の建設によって市内ににぎわいの創出を望んでおられた方々がおられたこと。そして、その意見が審議されていないこと。復興まちづくりの観点から、少子化による将来のまちの空洞化を考慮すべきであることなどを鑑み、公平・公正の立場からも、市議会として、いましばらく政策を見守るべきであると思います。

また、陳情項目に係る内容においても、本市の中心部を含めたまちづくり全般において容易な判断ができる内容ではなく、慎重な審議が必要であると思います。

このようなことから、今、この陳情の内容については継続審査とすべきで、採択すべき時

期ではないとの考えから、この陳情の採択には反対をいたします。

なお、九日町・大工町地区に予定されている災害公営住宅建設事業につきましては、建設反対の声は重く受け止められ、今議会定例会での一般質問において執行部が答弁されたことはしっかりと進めていただき、かつ、入居希望者に対しての説明と、その声にはしっかりと寄り添い、地域のコミュニティ形成についても誠意を持って取り組んでいただきますよう申し添えておきます。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

[村上恵一議員 退席]

○議長（宮原将志君） それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りします。陳第2号について、委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立少数。

よって、陳第2号は、不採択とすることに決しました。

[村上恵一議員 入場]

日程第20 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 令和5年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時議会が令和5年5月30日火曜日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されましたので御報告いたします。

まず、日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長の選挙、この2件では、統一地方選挙により議長が不在のため、年長議員である五木村選出の西村久徳議員が臨時議長の職務を行い、仮議席の指定の後、議長の選挙が行われ、指名推選の方法で、五木村選出の西村久徳議員が議長に当選されました。

次に、追加日程第1、議席の指定、追加日程第2、会議録署名議員の指名、追加日程第3、会期の決定、追加日程第4、副議長の選挙、追加日程第5、議会運営委員会委員の選任について、追加日程第6、報告第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、追加日程第7、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて、追加日程第8、議員の派遣について、この8件で、議席指定の後、会議録署名議員に、多良木町選出の坂口幸法議員及び多良木町選出の源嶋たまみ議員が指名され、会期の決定では、本日一日間に決定いたしました。副議長の選挙では、指名推選の方法で人吉市選

出の田中哲、私が副議長に当選いたしました。議会運営委員会委員の選任では、委員定数8名のうち、欠員6名が補充され、人吉市選出の牛塚孝浩議員、人吉市選出の宮崎保議員、多良木町選出の源嶋たまみ議員、湯前町選出の椎葉弘樹議員、相良村選出の中村重道議員及び五木村選出の田山淳士議員が指名、選任されました。また、不在であった議会運営委員会副委員長には、同委員会で互選によって人吉市選出の宮崎保議員が選出されました。報告及び同意案件では、理事会代表理事の提案理由の説明と事務局長の補足説明の後、報告第1号では質疑を行い、同意第1号では質疑、採決が行われ、原案のとおり同意され、議会選出監査委員には、多良木町選出の坂口幸法議員が選任されました。議員の派遣につきましては、統一地方選挙後に、市町村議会から新たに組合議員に選出された議員の組合施設研修と、全組合議員での他自治体等の施設研修を行うことが決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することで決定され、閉会いたしました。

以上、令和5年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議結果について報告を終わります。

日程第21 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君）（登壇） 令和5年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、令和5年5月22日午後2時に開会されました。

人吉市議会、山江村議会の任期満了に伴い、新しく選出されました人吉市議会選出の議員3名、山江村議会選出の議員1名が挨拶を行いました。その後、正副議長不在であるため、最年長議員が仮議長として仮議席の指定を行い、議長選挙を行いました。議長選挙は指名推選で行われ、相良村の永田博人議員が選出されました。

続いて、永田議長のもと、副議長の選挙を指名推選で行い、人吉市議会の私、村上恵一が選出されました。その後、議席の指定が行われ、会期は5月22日一日間と決定いたしました。

次に、議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものです。そして、議案第2号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、省令及び国が示す火災予防条例の一部が改正されたことから、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正するものです。そして、議案第3号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,750万円を追加し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ11億4,493万2,000円とするもので、主なものは上球磨消防組合との消防指令業務共同運用に活用する消防費の増でございます。いずれも、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第4号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、松岡隼人管理者から、欠員になっていた監査委員に、新たに五木村選出の川邊正美議員を選任同意されるよう提案があり、全会一致で同意いたしました。

報告第1号、令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和4年度西分署新庁舎建設事業に係る経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告されました。これについても、全会一致で原案可決されました。また、消防庁舎建設に関する特別委員会から、西分署新庁舎更新事業の進捗等についての報告がありました。

以上、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

日程第22 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第22、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和5年6月第4回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
陳第1号	カルチャーパレス大ホール改修に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	公共交通のあり方に関する事	実情を調査する必要があるため
	中学校部活動の地域移行に関する事	実情を調査する必要があるため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	空き家対策に関する事	実情を調査する必要があるため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため

	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	インフラ整備（道路等）の維持に関する こと	実情を調査する必要があるため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後2時01分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで、6番、宮崎保議員から発言の申出がっておりますので、これを許可します。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 私の本日の議第64号の経済建設委員長報告の中で、発言の一部取消しをお願いいたしたいと思えます。

その部分は、「肥後銀行」の後から「が企画提案された」の前まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ただいま宮崎保議員から発言の一部取消しの申出がありました。

お諮りいたします。

申出のとおり許可するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取消しの申出は許可することに決しました。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

災害公営住宅について、大塚則男議員から緊急質問の申出がっておりますので、大塚則男議員の緊急質問に同意の上、本日の日程に追加し、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、大塚則男議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定いたしました。

追加日程 緊急質問

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員の発言を許可いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。質問の時間をいただき、ありがとうございます。

東校区地区、大工町・九日町災害公営住宅第2候補地の整備方針について、確認しておきたいことからお尋ねさせていただきます。

令和4年1月から整備検討を進め、行政独自で探していただいたが、厳しいことから、土地建物提案型買取方式及び建物買取方式も追加して検討していくとの報告が、令和4年6月7日、議会開会日、全員協議会であっています。6月議会において、補正予算として用地費1億9,300万円が計上されています。ということは、6月以前の早い段階で、この用地費は積算されたのではないかと私は考えたところです。議会も予算は認めておりますが、なぜ、方針変更された6月、そして、その月、6月補正で計上になったのか、お尋ねします。

また、用地代の積算根拠と、人吉市のどの地点を基に計算されたのか、坪単価でお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆様、こんにちは。では、お答えいたします。

まず、令和4年6月の全員協議会等でどのように説明しているのか、その前の全協からどのように説明しているのか、申し上げていきたいと思っております。

まずは、令和4年1月14日の全員協議会において、災害公営住宅の整備方針につきまして、第2候補地を東校区地区としまして、土地建物提案型買取方式で検討する旨を御報告しております。このときは、土地建物提案型の買取方式ということでの御報告でございます。

それから、令和4年6月7日の全員協議会、今、議員が申された全員協議会でございますが、そのときに整備方法につきまして、事業者へのサウンディング調査の結果、用地取得は厳しいということで御報告をさせていただきまして、その厳しいという意見を踏まえ、土地建物提案型買取方式にこだわらず、市が独自に用地を取得して建てる建物提案型買取方式も追加して柔軟に検討するということが御報告しているところでございます。

そのようなことから、市の土地建物買取型から、建物提案型買取方式も加えたことによりまして、市のほうでも土地を取得するということが必要になりますので、土地取得の費用の計上を6月議会にいたしましたところでございまして、そのときに議決をいただいたところでござ

ざいます。

用地取得の積算根拠でございますが、55戸が整備できる敷地面積を約7,000平米と見込んでいます。単価につきましては、まだ、どこになるか不明でございましたので、予算割れをしない価格、これは平米当たりでございますが2万7,600円と想定をしたところでございます。したがって、場所につきましては、特に想定をしていたところではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、経緯は分かったんですが、それでも私が思ったのは、確かに予算は議会としても認めております。ただ、6月までには独自で探されたと思うんですよ。それができなかったから方針変更をされたんですね、6月に。ところが、この時点で、既に予算がこうして1億9,300万円がすぐに6月の議会に出てくるということは、それを出すためには、その前に多分予算を編成しなくてはいけないのかなと私は思うんですよ。例えば、6月頭となると厳しいから、もっと前に遡って、この予算編成をされたのではないですかということなんですか、私の考えは。

ですから、そうしますと、当然、さっき言いました、何かの積算根拠と、ある程度の場所、坪単価が出ないとこの金額は出せませんよね、大ざっぱじゃできないと思うんですよ。ですから、どこを基準にされたのですかということなんですけど、そこはされていないんですか、特別、どこという場所を。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、6月の全員協議会で報告する以前は、土地、建物両方提案してくださいという形で検討していきますということを報告しております。6月に、それにかかわらず、市で用地を取得して、建物買取型、相良町と同じやり方ですけれども、そういうやり方も加えて柔軟にやり方を検討していきますということを御報告させていただいております。

そのときの土地の見込みと言いますか、想定場所につきましては、まだ想定がついていない、サウンディング調査でも非常に厳しいという状況がございましたので、まだ、そこで想定した場所はないけれども、探す以上は予算のところで取得ができないという状況はつくりたくございませんので、予算割れをしないような金額を設定したというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） すみません。もう1点だけ。これは6月のことなんですけど、実際、この事業が動き出すのが9月からだと思うんですけど、9月の議会に予算で出すのは遅かつ

たんですか。どうしても6月の補正で出さなくてはいけなかったんですか。そのところはどうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

災害公営住宅ということもございまして、できる限り、被災者に早く住まいの再建をしていただきたいということもございまして、全協で6月7日に報告をいたしましたので、できるだけ早い時期に土地を求める可能性があるのであれば、土地を求めたいということもございまして、6月議会で提案をさせていただいたというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） そこで、大工町の用地について、6月7日の整備方針変更前において、ここにあるんですけど、②の箇所と検討されていまして。そのときの判断として書いてあるんですけど、一部地権者から、金額次第で売買可能と回答があったが、駐車場、倉庫、地下施設や、現在も入居中の借家など、支障が多く、取得には時間を要するとの報告があり、土地の個人所有者への直接の協議に不測の日数を要することなどから、8月30日の全員協議会において、土地建物提案型買取方式にて事業者の募集を行うとの報告があっています。

しかしながら、土地建物提案型買取方式等で公募されました9月には、②の箇所が示されているんですよ。先ほど報告がありました、取得には時間を要する、あるいは不測の日数を要するとはどのような判断だったのか。私からしますと、非常に矛盾を感じるんですよ。

そこで、私はこれをどのように受け止めていいのか分かりませんので、お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

市が用地取得に期間を要すると判断した土地が、今回の提案としてなされたというところでございますが、市が現地調査を行った場所につきましては、今提案がっております大工町の敷地を含みます約5,900平方メートルの敷地の、一団となった23筆を用地取得の対象として検討しておりました。これまで私どもも、分散型ではなく一団の土地というところで1か所に建設したいという考えでございましたので、一団となる土地を探しておまして、2番の土地につきましては5,900平方メートルということでございます。

今回提案がありました土地につきましては、この土地を一部含みまして1,326平方メートルとなっております。また、調査を実施しておりません九日町の土地、すみやさんの跡でございまして、約822平方メートルの2つの敷地を提案されたものでございまして、私どもではできなかったこの2つの敷地で、用地を確保されて建設されるという、まさに民間事業者の経験やノウハウを生かされた提案がなされたものと私は考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ですから、私は一般質問で申しましたように、やはり、最初から地元

の不動産業者の方をお願いしていたら、こういったことにはならなかったのかなという気もするんです。

結局、行政で探しました、見つかりませんでした、いきなり、今度はプロポーザル、土地建物提案型に変わっていくんですけど、その前の段階で、どうして人吉市内の不動産業者に頼んでいただけなかったのか、情報をです。そうしますと、こういったことも起きなかつただろうし、一般競争入札ができたんじゃないかということが、私は非常に残念に思うところです。やはり、最初の入りがどうかと、疑問を持っております。実際、②の土地が上がってくるんですよ。だから、行政のほうも②があると分かっていたらよかった。しかし、自分たちではどうにもできないということで切り替えたんでしょうけれど、そしたらまた、上がってきたということなんです。でしたらば、最初から地元の業者に頼んでいたらよかつたんじゃないですかということが私の思いです。

次に、もう1点は、人吉市買取型災害公営住宅整備事業の事業者審査基準の評価項目について、③に、入居者間や周辺住民とのコミュニティーに関する配慮の項目については、10点満点の報告がなされました。私は別に採点を聞くわけではありませんので。審査をされたのが、この報告がありましたように3月24日午前10時なんです。その時点では、地域住民の方はどなたも御存じないと思います。入居希望者の皆様には理解はしましても、周辺住民とのコミュニケーションに関する配慮などについて、どのように判断されるのか、私は理解できません。この時点で、まだ住民も分からない、しかし、審査委員の先生方は分かっていたと思うんですけど。周辺住民とのコミュニケーションに関する配慮はどういった判断をされたのか、どういった議論をされたのか分からないものですから、ここをお尋ねしたいのが1点です。

それと、審査された3名の先生は、建設予定地に出向かれたのか。地域住民の皆様の思いや建設に対しての意見や、賛成、反対、それぞれの意見などお聞きになられたのかお尋ねいたします。

また、①の、団地全体の配置計画などに関する配慮について、基本的には、さっき部長がおっしゃったように1棟建てだったと思いますが、今回2棟建てになっているんですけど、これについて現地確認、あるいは議論はされたのか。また、④の、県及び人吉球磨産材の積極的な活用の項目においても、現段階では、より具体的な詳細図もない状況の中で、何を基準に積極的に活用されるのか、そこら付近がよく見えてこないんですよ。

最後ですが、⑥の、景観や周辺環境との調和についても非常に高得点なんですけど、景観と周辺環境との調和も、現地確認されての点数だったのか。どのような議論をされたのか。ここには副市長がいらっしゃいますので、もし、よかつたらお答えいただければありがたいです。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃった、入居者間や周辺住民とのコミュニティーに関する配慮ということになっておりますが、これにつきましては、審査会につきましては、あくまでも建築物が配置計画等によりコミュニティーに関する配慮ができていくかということの評価するということでございます。具体的には、入居者や地域住民が共に使いやすいスペースや集会所などハード面の提案がなされているか进行评估するということでございます。

それから、審査委員の先生方が実際現場に行かれたのかということ、それから、住民の意見を聞かれたのかということにつきましては、それはございません。行かれておりませんし、意見も聞いておられません。

それから、球磨産材についてですが、何を基準にということでございますけれども、評価点といたしまして、木材の使用量、それから使用する場所などの評価でございます、入居者にとって木質感を感じられるような場所での使用、また、周辺景観との調和を目的とした外壁などへの利用についての評価でございます、そのような評価を提案書の中でどのように記載されているかということが評価となったということでございます。景観や周辺環境につきましても、同じく、この内容がどのように提案書の中で表されているかということをもとに評価をされているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、部長のほうから答弁いただきました。私が心配なのは、18億円、土地代を合わせると20億円、このように大きな事業なんです。これをやっていくのに、例えば町なか、商業地にしなくてはいけないというときに、果たして書類だけで審査されているということなんですね、今お聞きしますと。現地確認をしない、書類だけでされたということで、地元の方も知らなかったということなんです。そうしますと、今回みたいなことになってしまうんです。

相良町の公営住宅はそれでよかったかもしれません。でも、今回は、場所とか、あるいは浸水地域とか、あるいは地域住民の方を考えたときに、果たしてこの審査でよかったのかと私は疑問に思います。さらに、さっき言いましたように、20億円もの事業費をつぎ込むのに、3月24日午前10時から、まだ地域の方が分からないときにやってしまった、この採点結果が、本当に人吉市民の皆さんから理解いただけるのでしょうか。私は、そう思います。私は当然、審査委員の先生方は、せめて半日でも一日でも現場に出向いてもらっているものと思っておりました。しかし、残念ながら、それはやっていただいていたということとは非常に残念です。それを聞いた市民がどのように受け止めるのでしょうか、これだけの税金をつぎ込むのに。私は、やはり、3人もの先生がいらっしゃるんだったら、どういった現場なのか一度は行ってほしかった。ここに景観や周辺環境の調和について書いてあるんですけど、工事が始まったら、トラックが通ったら道は通れませんよ、通行止めになりますよ。狭いん

です、普通車がやっとかわるぐらいですよ、そこにダンプが入った場合、どうなりますか。そういった交通事情を考えたとき、片方は一方通行、片方は狭い、そういった中でやられていられるわけですけど、そこは景観や周辺環境はいいという判断ができるんですかね。非常にこれは疑問に思います。このことについて、副市長何か意見がありましたらお願いいたします。

○副市長（迫田浩二君） 皆様、こんにちは。

審査委員の方、3名で今回審査していただいております。その中の1人ということで御承知置きしていただきたいと思います。審査された方は、識見がある、建築あるいは景観に通じられた方でございますので、その平均点が今回の平均点であったということで御理解いただければと思っております。

その中で、今回、私たちが審査いたしましたのは選考基準に基づいて審査をしております。結果として、今回、こういった周辺住民の皆様への説明が遅くなったということもございますけども、そのときの選考基準につきましては、その選考基準に従いまして、それぞれの委員の皆様がその思いというものが非常に重かった中で選考したということもございますので、そのことだけは申し述べさせていただきたいと存じております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、副市長から答弁をいただきましたけど、今回の配点を見ましても、工期、あるいは事業費がそれだけでも、私は事業自体はやっていけるんじゃないかと思うんですよ、工期日程、建築の高いか安いかということができると思うんですよ。その上の部分、要するに先生方から審査いただいた分で点数が全然変わってきているということを見ると、やはり、私は建築自体は下のほうだけでも十分可能じゃなかったのかなという気がするんです、下の配点でもですね。私はそんな気がします、あの項目によって動いているということ考えたときに。なぜかといいますと、先ほど土地の単価をおっしゃっていただきました、2万7,600円だったですか。私が得ている情報では、例えば、仮に願成寺としますと坪7,000円ぐらいなんですよ。工事費を入れても、45棟が大体10億円前後でできるんですよ、私が耳にしているところは。そういったことを比較しますと、今回の住宅がいかにな大きな事業費になっているかということは分かっていただけだと思いますし、地域の方もなかなか御理解いただけないということですので、今回、7月3日に説明会がありますけど、ぜひ、皆さん方に分かりやすく、また、御理解いただけるような説明会を心がけていただきますようお願いいたします、質問を終わります。

○議長（宮原将志君） これで、緊急質問を終了いたします。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

議第65号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、豊永貞夫議員の退席を求めます。

[豊永貞夫議員 退席]

追加日程 議第65号

○議長（宮原将志君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

議第65号監査委員の選任につき同意を求めることについての案件は、議員のうちから選任する監査委員として、豊永貞夫議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を行います。本件について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。本件について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、本件は選任同意することに決しました。

ここで、豊永貞夫議員の入場をお願いいたします。

[豊永貞夫議員 入場]

○議長（宮原将志君） ここで、監査委員に選任同意されました豊永貞夫議員の発言を許可いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） ただいま議会選出の監査委員に選任同意いただきました豊永貞夫でございます。

御同意いただきまして、誠にありがとうございます。これから監査委員として、誠実かつ公正な監査業務に努めてまいりますので、今後とも皆様の御支援、御指導のほどよろしくお

願い申し上げます、簡単ではございますが御挨拶といたします。ありがとうございます。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

復興・安全まちづくりに関する特別委員会の設置についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 復興・安全まちづくりに関する特別委員会の設置について

○議長（宮原将志君） お諮りいたします。

復興・安全まちづくりに関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を復興・安全まちづくりに関する特別委員会とし、委員16名をもって構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、委員16名による復興・安全まちづくりに関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会の選任につきましては、人吉市議会委員会条例第6条第1項の規定により、川上紗智子議員、松村太議員、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、牛塚孝浩議員、宮崎保議員、大塚則男議員、平田清吉議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、西信八郎議員、村上恵一議員、本村令斗議員、田中哲議員、福屋法晴議員、そして、私、宮原将志の16名を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました16名の議員を復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました特別委員会委員は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時42分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

報告いたします。

復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長に牛塚孝浩議員、副委員長に平田清吉議員が選任されました。

お諮りいたします。

復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査されることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は調査終了まで設置し、閉会中も継続して審査及び調査されるよう決めます。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年6月第4回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮原将志

人吉市議会議員 徳川禎郁

人吉市議会議員 池田芳隆